

令和5年度業務実績報告書（案）

日本年金機構

目 次

令和5年度計画	頁
はじめに	i
I 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	1
1. 国民年金の適用促進対策	1
(1) 確実な適用の実施	1
(2) 関係機関との連携	2
(3) 無年金及び低年金への対応	4
(4) 外国人の適用対策	4
2. 国民年金の保険料収納対策	6
(1) 行動計画の策定	6
(2) 目標達成に向けた進捗管理の徹底等	8
(3) 収納対策の具体的な取組	9
(4) 長期未納者への対応	14
(5) 臨時特例免除承認者のへ納付督励等	14
(6) 外部委託事業者の効果的な活用	14
(7) 地域の実情を踏まえた対策	16
(8) 強制徴収の着実な実施	17
(9) 徴収職員の育成	18
(10) 納めやすい環境の整備	18
3. 厚生年金保険・健康保険等の適用促進対策	21
(1) 未適用事業所の適用促進対策	21
(2) 事業所調査による適用の適正化対策	24
(3) その他	29
4. 厚生年金保険・健康保険等の保険料徴収対策	32
(1) 行動計画の策定	32

令和5年度計画	頁
(2) 滞納事業所等に対する納付指導、法定猶予制度の適用及び滞納処分	34
(3) 徴収が困難である事業所に対する徴収対策の徹底	36
(4) 徴収職員の育成	37
(5) 徴収業務に係るシステム化と効率化の推進	37
(6) 口座振替の利用促進	38
5. 年金給付	39
(1) 正確な給付の実現に向けた体制強化	39
(2) 正確な給付の実現に向けた実務面の対応	42
(3) 障害年金の事務処理体制の強化	45
(4) 年金給付業務を支える職員の育成等	46
(5) 年金給付業務のシステム化の推進	47
(6) お客様サービスの向上	49
(7) 年金生活者支援給付金制度の着実な実施	52
6. 年金記録の正確な管理と年金記録問題の再発防止	54
(1) 年金記録の確認等の対応	54
(2) 年金記録の正確な管理等の実施	56
7. 年金相談	61
(1) 年金事務所での相談	61
(2) 年金相談センターでの相談	63
(3) コールセンターでの相談	63
8. 分かりやすい情報提供及びサービス改善の促進	68
(1) 分かりやすい情報提供の推進	68
(2) 公的年金制度に対する理解の促進	76
(3) お客様サービスの向上	80
9. 年金制度改革等への対応	85

令和5年度計画	頁
II 業務運営の効率化に関する事項	87
1. 効率的効果的な業務運営（ビジネスプロセス改革）	87
(1) 組織・ビジネスプロセス改革	87
(2) 業務の合理化・標準化	92
(3) 業務の効率化	94
(4) 適正な運営経費による効率的効果的な業務運営	94
2. 外部委託の活用と管理の適正化	98
(1) 外部委託の活用	98
(2) 年金個人情報を取り扱う外部委託の適正な管理	98
(3) 優良な受託事業者の確保	99
(4) 調達に精通した人材の確保・育成	100
3. 社会保険オンラインシステムの運用・改善・開発	101
(1) フェーズ1への対応	101
(2) フェーズ2への対応	103
(3) 社会保険オンラインシステムの開発・運用	104
(4) 年金給付システムの最適化への取組	105
4. I C T化の推進	107
(1) オンラインビジネスモデルの推進	107
(2) マイナンバーの活用	120
(3) I C Tを活用した業務改善の実施	122
III 業務運営における公正性及び透明性の確保その他業務運営に関する重要事項	123
1. 内部統制システムの有効性確保	123
(1) 事務処理の正確性の確保	123
(2) リスク管理とコンプライアンス確保の取組	133
(3) 適正な監査の実施	143

令和5年度計画	頁
(4) 契約の競争性・透明性の確保等	146
2. 個人情報の保護	150
(1) 組織面の対策	150
(2) 技術面の対策	151
(3) 業務運営面の対策	152
(4) 年金個人情報を取り扱う外部委託の適正な管理	154
(5) 監査によるチェック	154
3. 文書管理及び情報公開	156
(1) 文書の適正管理	156
(2) 情報公開の推進	157
4. 人事及び人材の育成	159
(1) 人事方針、人材登用	159
(2) 優秀な人材の確保	169
(3) 適正な人事評価制度の運用	171
(4) 人材の育成	172
(5) 働きやすい職場環境の確立	175
(6) 健全な労使関係の維持	180
IV 予算、収支計画及び資金計画	181
V 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画	182
VI Vの財産以外の重要な財産の譲渡又は担保に関する計画	183

はじめに

第3期中期計画の最終年度である令和5年度においては、年金制度を実務にする、即ち「無年金・低年金の発生を防止し、制度の公平性を維持し、正確に給付する」という当機構のミッションを通じ、コロナ禍から平時へと戻りつつある我が国社会の国民生活の安心と安定の確保に向け、本部は現場のために、現場は国民のために組織一体となって社会経済インフラとしての役割を果たし、国民の信頼を得る決意のもと、組織目標を「制度を実務に一全ては現場からー」としました。

そして、この組織目標の達成に向け、「基幹業務の着実な取組」、「オンラインビジネスモデルの確実な推進及び利用促進」、「安定的な現場体制の確立」、「働き方改革・女性活躍の促進」を重点取組施策と位置付け、各種取組を推進し、概ね所期の目標を達成しました。

この重点取組施策の主な取組事項は次のとおりです。

【基幹業務の着実な取組】

(1) 国民年金の保険料収納対策

現年度納付率は12年連続の向上、過年度納付率は80%台の安定的確保を目指とし、マスマーケティング・行動管理モデルに基づき、本部（マーケット分析、対象セグメントの選定と施策協議及び取組の進捗管理・サポート）、年金事務所（対象セグメントに対する施策）が、一体的に取組を推進し、実績が低調な拠点に対する個別サポート等の各種対策を実施した。

これらの対策の結果、令和5年度における現年度納付率は●●%（●年連続で上昇）、過年度1年目納付率は●●%、最終納付率（過年度2年目）は、●●%となり、目標を上回った。

(2) 厚生年金保険・健康保険等の適用促進対策

国税源泉徴収義務者情報の活用を基本とした加入指導を実施し、令和5年度において目標としていた8万事業所を上回る9.5万事業所、15万人を適用した。これにより、平成27年3月末時点において、約97万事業所あった適用調査対象事業所数は、約16.2万事業所（令和6年3月時点）まで減少した。

また、目標（10万事業所・被保険者498万人）を上回る約12.3万事業所、約519万人の調査を実施し、延べ9.7事業所に対して指摘を行い、新たに4.1万人の被保険者を適用した。

（3）厚生年金保険・健康保険等の保険料徴収対策

公正かつ公平で安定的な保険料収納を確保するため、収納未済額の大部分を占めている法定猶予制度（納付の猶予及び換価の猶予）の適用を受けている事業所について、事業所の状況を丁寧に確認した上で、納付計画の見直し等を含め適切な履行管理を行った。また、適切な納付計画の提出に応じない事業所や納付計画の不履行が繰り返される事業所等については、必要な財産調査及び滞納処分を実施した。

これらの取組の結果、厚生年金保険料の収納率は98.7%、全国健康保険協会管掌健康保険料の収納率は97.7%となり、目標としていた前年度末実績と同等以上の水準を確保した。

（4）年金給付

年金制度を実務として適正に運用し、年金給付の正確性の確保及びお客様サービスの向上を促進するため、事務センターで実施していた再裁定の勧奨業務及び特別障害給付金等に関する業務を中央年金センター・障害年金センターに集約する等の執行体制の再構築を進めるとともに、簡易な電子申請の環境整備など年金給付業務のデジタル化に向けて取り組んだ。

また、年金制度改革や令和5年度の特別支給の老齢厚生年金に係る請求件数の増加に対応するため、年金事務所のお客様相談室の体制整備等を図った。

（5）年金相談

安定的な窓口体制を維持するため、年金相談職員（無期雇用職員）の増員等により、相談窓口体制を継続的に強化した。

また、予約制の拡充（令和5年度末の予約率：93.4%）等により、平均待ち時間を30分未満とするなど、来訪相談における待ち時間の短縮を図った。なお、コールセンター全体の応答率は、コールセンター間の協力連携体制の強化等によ

り、76.8%となり、応答率70%以上を維持するという目標を上回った。

【安定的な現場体制の確立】

全国の年金事務所等の拠点網を維持し、適正な業務運営を行うため、業務量調査を実施するとともに、職種ごとの役割整理を実施した。この業務量調査等を踏まえ、定員数の過不足が大きい拠点等を優先して定員調整を実施し、拠点間の定員格差の是正を図った。

【オンラインビジネスモデルの確実な推進及び利用促進】

お客様の行政手続の負担軽減や利便性向上を図る「サービスのオンライン化」のうち、事業所に対するオンラインサービスについては、事業所の手続負担の軽減、記録の正確性の確保、機構内部の事務処理の効率化の観点から、電子申請未実施事業所及び一部の届書を電子申請している等の電子申請を利用する環境が整っている事業所に対して重点的に電子申請の利用勧奨を実施した。その結果、資本金1億円超の事業所と被保険者数51人以上の事業所を合わせた電子申請利用割合は前年度実績を上回る86.3%となり、主要7届の電子申請の割合は、目標としていた70%を達成し、70.4%となった。

また、事業所の利便性向上・機構の事務コスト削減の観点から、「オンライン事業所年金情報サービス」の機能改修を行い、「保険料納入告知額・領収済額通知書」を電子的に送付可能とした。

個人に対するオンラインサービスについては、「ねんきんネット」をネットチャネルの中心と位置付け、マイナンバーカード・マイナポータルの認証機能を入口として、簡単な年金手続がオンラインで完結できることを目指す観点から、「ねんきんネット」の利用者の拡大に取り組み、目標に掲げていた1,000万人を上回る1,098万人となった。このほか、扶養親族等申告書の電子申請を開始する等の取組を着実に進めた。

【働き方改革・女性活躍の促進】

今後の機構事業の安定的運営等のため、仕事と生活を両立できる働きやすい職場環境の整備について更に取組を進め、具体的には、女性が活躍する上で制約となっている要因を掘り起こすための全職員参加型のキャンペーン（「ガラスの天井を

見つけよう」キャンペーン)における職員提案も踏まえ、職員の生活・経済面の負担が大きい全国異動のルールの見直しを行い、「義務的な全国異動」から「組織運営上必要な全国異動」への転換等を実施したほか、育児短時間勤務や子の看護休暇の要件見直しを行い、子育て支援策の拡充を図った。

加えて、就業時間内に業務を終わらせる職場を目指すため、既に役割を終えている業務やデジタル化により効率性・正確性の向上が図られる業務を洗い出す全拠点参加型のキャンペーン(「この仕事はやめられるのでは」キャンペーン)等を通じて、時間外勤務削減に取り組み、機構全体として時間外労働時間が前年度から約5時間減少した。

また、女性管理職比率については、一般事業主行動計画の女性管理職比率の目標を上回り、令和6年4月時点で17.4%となった。

第4期中期計画の初年度となる令和6年度においては、引き続き、年金制度を実務にする、即ち「無年金・低年金の発生を防止し、制度の公平性を維持し、正確に給付する」という当機構のミッションを通じ、我が国社会の国民生活の安心と安定の確保に向け、組織一体となって社会経済インフラとしての役割を果たし、国民の信頼を得る決意のもと、組織目標を「更なる高みへの挑戦—信頼され続ける組織であるためにー」としました。

この組織目標の達成に向け、「基幹業務の安定的かつ着実な推進」、「年金制度改革等の事項に係る円滑かつ着実な対応」、「デジタル化への積極的な対応」、「安定的な業務運営を支える組織作り」を重点取組施策と位置づけ、役員をはじめとして役職員全員が、目標達成のための各施策に、不動の決意をもって邁進してまいります。

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<p>I 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 国民年金の適用促進対策</p> <p>以下の取組により、国民年金の適正な適用を図る。</p> <p>(1) 確実な適用の実施</p> <p>① 20歳到達者について、職権による適用を行うとともに、20歳到達月、その前月には本人及び世帯主等に対する前納制度、口座振替及びクレジットカードによる納付を案内したお知らせを送付する等、若年者に対する制度周知及び納付督促に係る施策を強化する。</p> <p>※ 制度周知及び納付督促に係る施策については、「2. 国民年金の保険料収納対策」に記載。</p> <p>② 住民基本台帳ネットワークシステムにより把握した34歳、44歳及び54</p>	<p>I 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 国民年金の適用促進対策</p> <p>(1) 確実な適用の実施</p> <p>① 20歳到達者の適用</p> <p>○地方公共団体情報システム機構（以下「J－LIS」という。）から提供される情報に基づき、機構で第1号被保険者となることが把握できた全ての20歳到達者について職権による適用を速やかに実施（99万人）しました。</p> <p>○若年層の納付率向上に向け、20歳到達月の前月に前納制度、口座振替及びクレジットカードによる納付を案内した加入前のお知らせを送付するとともに、市区町村の協力により電話番号が収録できた方に対し、電話による納付、前納、口座振替、学生納付特例、免除・猶予制度の案内を実施（5.2万人）しました。</p> <p>また、20歳到達時に送付する納付書に同封しているパンフレットについては、世帯主にも内容を確認いただくよう、案内を追記するとともに、納付・免除等の案内をわかりやすく変更しました。これらの取組の結果、20歳到達者の納付率は●%（対前年比+●ポイント）と前年を上回りました。</p> <p>※若年者に対する納付督促及び納付率については、I-2(3)①-Aに記載。</p> <p>② 節目年齢到達者の適用</p> <p>○J-LISから提供される情報により把握した34歳、44歳及び54歳到達者（●</p>	<p>○20歳到達者については、J-LISから提供される情報により把握した全ての対象者（99万人）について、職権による資格取得の手続を迅速かつ確実に実施しました。</p> <p>また、若年者の納付率向上に向け、20歳到達月の前月に加入前のお知らせを送付するとともに、電話番号が収録できた5.2万人に対して、電話による納付勧奨などを実施しました。この結果、20歳到達者の納付率は●%（対前年比+●ポイント）と前年を上回りました。</p> <p>○J-LISから提供される情報</p>

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<p>歳到達者に対する届出勧奨及び届出がない場合の資格取得等の手続を確実に実施するとともに、地方公共団体情報システム機構（J－LIS）及び厚生労働省との連携により、この年齢に限らない未加入者を早期に把握するための対策の実施に向け検討を進める。</p> <p>③ 被保険者種別変更について、届出勧奨及び届出がない場合の資格取得等の手続を確実に実施する。</p> <p>(2) 関係機関との連携 関係機関との連携を強化するため、以下の事項に取り組む。 ・ 令和4年5月に開始したマイナポータルを利用した国民年金の加入手続、保険料の免除申請手續など</p>	<p>万人) のうち、海外から転入された方で基礎年金番号が付番されていない方等に対して届出勧奨を行った上で、届出がない方については第1号被保険者として職権による適用等を実施(2.3万人)しました。</p> <p>また、J－LIS及び厚生労働省との連携により、海外から転入された方等を早期に適用するためのシステムについて令和6年度の稼働に向け開発に着手しました。</p> <p>③ 種別変更者の適用 ○退職者及びその被扶養配偶者に対しては、被保険者種別変更の届出を要する事由が発生したときから2か月後に届出勧奨を行い、自主的な届出を促しました。届出勧奨を行ってもなお届出がなされない場合には、第1号被保険者として職権による適用を実施(115.5万人)するとともに、早期に適用するためにシステム開発を行いました。</p> <p>(2) 関係機関との連携 ① 届出等のデジタル化 ○マイナポータルを利用した電子申請について、国民年金の資格取得手続、保険料の免除申請の手続に加え、令和6年3月より新たに付加保険料及び産前産後免除に係る届出手続を可能としました。</p> <p>※マイナポータルを利用した電子申請の具体的な取組状況については、II-4(1)①</p>	<p>により把握した34歳、44歳及び54歳到達者に対する適用について、2.3万人全員を適用しました。</p> <p>また、これまで34歳、44歳、54歳到達者のみだった、海外から転入された方等の適用について、早期に適用するためのシステムについて令和6年度の稼働に向け開発に着手しました。</p> <p>○被保険者種別変更について、届出勧奨を行ってもなお届出がない方 115.5万人に対して職権による資格取得等の手続を確実に実施するとともに、早期に適用するためにシステム開発を行いました。</p>

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価											
<p>ど、引き続き市区町村と連携し国民年金の加入手続の改善を図り、適正な届出を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、ハローワークと連携し、雇用保険説明会における被保険者種別変更届の届出勧奨や失業特例免除制度の説明などの取組を進める。 	<p>に記載。</p> <p>② 市区町村との連携強化</p> <p>○機構が作成した「国民年金事務の手引き」、「国民年金制度の基本的事項」、「国民年金事務の窓口相談時における留意点」、「国民年金関係の主な届書に係る記入例・通知集」について制度改正内容の反映などの見直しを行いました。また、障害年金の事例や請求書の記載ポイントが分かる研修資料として、新たに「障害基礎年金事例集」を作成しました。さらに、これらの資料を用いて、国民年金事務に従事する市区町村担当者を対象に、非対面型によるWeb会議ツールを使用したオンライン研修もしくは対面型の集合研修を実施し、国民年金の加入手続に関する説明を行い、窓口相談時における住民への適切な案内を依頼しました。</p> <p>【市区町村担当者向け研修の実施状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>令和5年度</th> </tr> <tr> <th colspan="2">研修実施回数</th> <th>1,441回</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">内訳</td> <th>対面型</th> <td>1,294回</td> </tr> <tr> <th>非対面型</th> <td>147回</td> </tr> </tbody> </table> <p>○市区町村に貸与している可搬型照会用窓口装置の利用促進の観点から、操作方法や画面の見方等をまとめたガイドブックを使用し、市区町村担当者に資格・納付記録の確認手順の説明を行い、住民への適切な案内を依頼しました。</p> <p>○市区町村の国民年金担当者に向けた情報誌「かけはし」（隔月発行）を作成し、情報提供を行いました。</p> <p>③ ハローワークとの連携強化</p> <p>○離職者に対して、ハローワークが実施する雇用保険説明会において、被保険者種別変更の届出勧奨及び失業を理由とする特例免除制度について周知を行うとともに、</p>			令和5年度	研修実施回数		1,441回	内訳	対面型	1,294回	非対面型	147回	<p>○市区町村との連携・協力について、研修資料の改善及び拡充を図り、市区町村担当者の必要な知識の習得及び市区町村窓口における適切な加入手続の説明、届出の案内を依頼しました。</p> <p>また、「かけはし」等による情報提供に加え、可搬型照会用窓口装置を用いた資格・納付記録に関する確認内容の説明を行い、住民への加入手続等に係る適切な案内を依頼しました。</p> <p>○ハローワークとの連携を強化し、離職者に対し適正な届出を</p>
		令和5年度											
研修実施回数		1,441回											
内訳	対面型	1,294回											
	非対面型	147回											

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
	<p>届書や申請書の配付を行い、自主的な届出を促すなど、適正な届出を促進しました。</p> <p>また、雇用保険説明会における離職者に対する失業特例免除等の周知に加え、マイナポータルを利用した電子申請の開始に伴い、電子申請利用の周知、電子申請周知用ポスターの掲示及びリーフレットの窓口への備付けをハローワークに依頼しました。</p>	<p>促進しました。また、国民年金の加入手続及び保険料免除申請等の電子申請を周知していただくよう全国のハローワークに協力を依頼しました。</p>
<p>(3) 無年金及び低年金への対応</p> <p>① 任意加入制度の勧奨について、引き続き任意加入し納付することで受給要件を満たす方への勧奨を確実に実施する。</p> <p>② 追納勧奨について、令和4年度に実施した2年目、9年目の期間を有する方への勧奨を継続して実施する。</p>	<p>(3) 無年金及び低年金への対応</p> <p>○強制加入期間内で受給資格期間を満たすことができない方への任意加入勧奨について、60歳から64歳に到達する方で、65歳まで任意加入することで受給資格要件を満たす方に勧奨を実施（9千人）し、令和5年度中に任意加入し納付した人は●人となりました。</p> <p>○追納勧奨について、下記の対象者に追納勧奨を実施（818.9万人）し、令和5年度中に追納をした人は19.7万人となりました。</p> <p>①保険料に加算額が上乗せされる前である免除等承認後2年目の期間を有する方 ②免除等承認後、追納可能な期限（10年）の直前となる9年目の期間を有する方</p>	<p>○無年金及び低年金への対応として、任意加入することで受給要件を満たす9千人に勧奨を実施した結果、令和5年度中に任意加入し納付した人は●人となりました。</p> <p>○追納勧奨の結果、令和5年度中に追納した人は19.7万人となりました。</p>
<p>(4) 外国人の適用対策</p> <p>① 法務省出入国在留管理庁から提供される外国人情報と機構が保有する記録の突合せを行い、未加入者への届出勧奨及び届出がない場合の職権による適用を確実に実施する。</p>	<p>(4) 外国人の適用対策</p> <p>○法務省出入国在留管理庁から提供される特定技能外国人等の情報を基に、年金制度の加入状況を確認し、第1号被保険者として適用すべき方573人（自主的に届出された方を除く。）について、職権による適用を行いました。</p> <p>※確実な適用の実施については、(1)に記載。</p>	<p>○法務省出入国在留管理庁から提供された外国人情報と機構が保有する記録の突合せを行い、未加入者（573人）について職権による適用を行いました。</p>

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<p>② 分かりやすい制度説明を行うため作成した多言語による制度説明のパンフレット等を活用し、機構ホームページの案内を充実するとともに、関係機関と制度周知について連携することにより、適用を促進する。</p>	<p>○外国人に対して分かりやすい制度説明を行うため、14か国語版の「国民年金制度の仕組み」や「公的年金制度のご案内」、「日本の公的年金に加入手続はおすみですか？」などの制度周知用パンフレット等を活用し、機構ホームページの案内を充実させるとともに、制度周知について市区町村と連携を図りました。</p>	<p>○外国人に対して、分かりやすい制度説明を行うため、多言語のパンフレット等を活用し、機構ホームページの案内を充実させるとともに、制度周知について、市区町村と連携を図りました。</p>

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価																
<p>2. 国民年金の保険料収納対策 以下の取組により、国民年金保険料の納付率の更なる向上を図る。</p> <p>(1) 行動計画の策定 未納者の年金受給権を確保するため、国民年金の納付率の向上に向けた機構全体及び年金事務所ごとに令和5年度行動計画を策定し、収納対策を効果的・効率的に推進する。特に若年層を中心として納付に重点を置いた施策を実施し、納付月数の確保に注力するとともに、令和4年度までに新型コロナウイルス感染症の影響により臨時特例免除が承認された後に未納となつた方に対する収納対策を確実に行うことにより納付率の向上を図る。 なお、行動計画の策定に当たっては、機構全体として、現年度納付率については12年連続の向上を図るとともに、過年度納付率については80%台を安定的に確保し、持続的向上を目指す。 具体的には以下のとおりとする。 ① 令和5年度分保険料の現年度納付率については、前年度実績以上の納付率を確保する。</p>	<p>2. 国民年金の保険料収納対策</p> <p>(1) 行動計画の策定 ○令和5年度は、現年度納付率の12年連続向上とともに、最終納付率80%台の安定的確保を図るため、収納対策の取組を効果的・効率的に実施することにより年度計画目標を達成するための行動計画を策定しました。</p> <p>○令和5年度分保険料の現年度納付率については前年度納付率+●●ポイントの●●%、令和4年度分保険料の過年度1年目における納付率は令和4年度末の現年度納付率から+●●ポイントの●●%、令和3年度分保険料の最終納付率については令和4年度の過年度1年目納付率から+●●ポイントの●●%まで上昇し、現年度納付率については12年連続の向上、最終納付率については11年連続の向上となりました。</p> <p>【納付率等の状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度分保険料 (伸び幅)</td> <td>73.9% (+2.4pt)</td> <td>81.0% [+7.1pt]</td> <td>xx. x% [+x.xxpt]</td> </tr> <tr> <td>令和4年度分保険料 (伸び幅)</td> <td></td> <td>76.1% (+2.2pt)</td> <td>xx. x% [+x.xpt]</td> </tr> <tr> <td>令和5年度分保険料 (伸び幅)</td> <td></td> <td></td> <td>xx. x% (+x.xpt)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※) ()内は各年度分保険料の現年度納付率の前年度からの伸び幅 []内は各年度分保険料の過年度1年目納付率又は最終納付率の現年度納付率からの伸び幅</p>		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度分保険料 (伸び幅)	73.9% (+2.4pt)	81.0% [+7.1pt]	xx. x% [+x.xxpt]	令和4年度分保険料 (伸び幅)		76.1% (+2.2pt)	xx. x% [+x.xpt]	令和5年度分保険料 (伸び幅)			xx. x% (+x.xpt)	<p>○20歳到達者や若年層に対する納付督促を徹底すること等、納付に重点を置いた行動計画を策定し、効果的・効率的な取組を実施しました。</p> <p>この結果、現年度納付率については12年連続の向上、最終納付率については11年連続の向上となりました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度分保険料の現年度納付率●●% (対前年比+●●ポイント) 令和4年度分保険料の過年度1年目納付率●●% (令和4年度の現年度納付率から+●●ポイント) 令和3年度分保険料の最終納付率●●% (令和3年度の現年度納付率から+●●ポイント)
	令和3年度	令和4年度	令和5年度															
令和3年度分保険料 (伸び幅)	73.9% (+2.4pt)	81.0% [+7.1pt]	xx. x% [+x.xxpt]															
令和4年度分保険料 (伸び幅)		76.1% (+2.2pt)	xx. x% [+x.xpt]															
令和5年度分保険料 (伸び幅)			xx. x% (+x.xpt)															

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価																
<p>② 令和4年度分保険料の令和5年度末における納付率及び令和3年度分保険料の最終納付率については、80%台を確保する。</p> <p>③ 口座振替及びクレジットカード納付の実施率について、更なる納付月数の獲得のため利用促進を図り、前年度を上回る水準を確保する。</p>	<p>○口座振替及びクレジットカード納付の利用促進のため、次の取組を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格取得時における口座振替納付申出書の送付 ・新規3か月未納者に口座振替納付申出書を送付 ・直近24か月引き続いで現金納付がされている方等に口座振替納付申出書及びクレジットカード納付申出書にリーフレットを同封し送付（令和5年8月、令和6年1月） ・文書による勧奨後にも申出のない方に年金事務所から電話勧奨（後追い勧奨） ・外部委託事業者による口座振替等の勧奨 <p>○口座振替及びクレジットカード納付について、これまで4月と10月からしか前納できなかったものを初回振替時からの前納を可能とする仕組みについて、令和6年3月から開始しました。</p> <p>○口座振替に係るインターネットを利用した申出を可能にする仕組みについて、令和6年3月から開始しました。</p> <p>○その結果、口座振替による実施率は33.7%、クレジットカード納付による実施率は7.7%、合計は41.4%となりました。</p> <p>【口座振替及びクレジットカード納付実施率（利用者数の割合）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th><th>対前年度比</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>口座振替実施率</td><td>34.2%</td><td>33.7%</td><td>▲0.5pt</td></tr> <tr> <td>クレジットカード納付実施率</td><td>7.2%</td><td>7.7%</td><td>+0.4pt</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>41.5%</td><td>41.4%</td><td>▲0.1pt</td></tr> </tbody> </table> <p>○保険料を納めやすい環境づくりとしてコンビニエンスストアでの納付、インターネ</p>		令和4年度	令和5年度	対前年度比	口座振替実施率	34.2%	33.7%	▲0.5pt	クレジットカード納付実施率	7.2%	7.7%	+0.4pt	合計	41.5%	41.4%	▲0.1pt	<p>○口座振替とクレジットカードによる納付の実施率の合計については、前年度と同水準を確保しました。</p> <p>コンビニエンスストア、インターネットバンキング及びクレジットカードによる納付件数の合計数については、前年度比+2.8%で、前年度を上回る水準を確保しました。</p>
	令和4年度	令和5年度	対前年度比															
口座振替実施率	34.2%	33.7%	▲0.5pt															
クレジットカード納付実施率	7.2%	7.7%	+0.4pt															
合計	41.5%	41.4%	▲0.1pt															

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価																				
<p>(2) 目標達成に向けた進捗管理の徹底等</p> <p>目標達成に向け、厚生労働省と連携を密にするとともに、本部、年金事務所のそれぞれの役割に応じて、未納者の属性ごとにきめ細かな対策を講じるなど更なる収納対策の強化を図るため、取組の効果測定結果に基づく計画を策定し、確実に実施するための進捗管理を徹底する。</p> <p>具体的なP D C Aサイクルについては、計画に基づき、以下のとおり行う。</p> <p>① 本部においては、機構全体の年度目標を設定し、目標を確実に達成す</p>	<p>ットバンキング等による電子納付、クレジットカードによる納付について、納付書の裏面及び納付書に同封するチラシに説明を記載することにより周知を図り、その利用促進に努めました。</p> <p>【コンビニエンスストア、インターネットバンキング等（スマートフォンの決済アプリ含む）、クレジットカードによる納付状況（納付件数）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>対前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンビニエンスストア</td> <td>1,532万件</td> <td>1,476万件</td> <td>▲3.7%</td> </tr> <tr> <td>インターネットバンキング等</td> <td>295万件</td> <td>387万件</td> <td>+31.1%</td> </tr> <tr> <td>クレジットカード</td> <td>328万件</td> <td>353万件</td> <td>+7.7%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,156万件</td> <td>2,217万件</td> <td>+2.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 目標達成に向けた進捗管理の徹底等</p> <p>○目標達成に向け、マスマーケティング・行動管理モデル（マーケットセグメントと行動管理モデル）を活用し、本部はマーケット分析、対象セグメントの選定と施策協議及び取組の進捗管理・サポートを、年金事務所は対象セグメントに対する施策を、それぞれ効果的・効率的に実施し、拠点と本部の一体的な取組の推進を図りました。</p> <p>○年金事務所においては、策定した行動計画に基づき計画的に取組を行い、また、週次での進捗管理及び毎月の収納対策会議において、進捗状況の確認を行い、確実に計画を実施するため、P D C Aサイクルに基づいた取組を実施しました。</p> <p>○本部においては、事業推進本部会議などを通じた進捗状況の把握、年金事務所への指導・支援を着実に実施しました。</p> <p>○目標を確実に達成するために下記の取組を行うとともに、本部から未納者の分析データや、優先的に取り組むべき対象者のリストを年金事務所に提供しました。また、週次による進捗管理の徹底及び目標達成に向けた納付月数、納付対象月数を意識す</p>		令和4年度	令和5年度	対前年度比	コンビニエンスストア	1,532万件	1,476万件	▲3.7%	インターネットバンキング等	295万件	387万件	+31.1%	クレジットカード	328万件	353万件	+7.7%	合計	2,156万件	2,217万件	+2.8%	<p>○令和5年度行動計画に基づき、年金事務所は週次での進捗管理を行うとともに、本部においては事業推進本部会議などを通じた進捗状況の把握、年金事務所への指導・支援を着実に実施しました。</p> <p>また、年度途中には年金事務所の課題等を把握し、下期に取組方針や新たな対策を示し、より成果を挙げるよう取り組みました。</p>
	令和4年度	令和5年度	対前年度比																			
コンビニエンスストア	1,532万件	1,476万件	▲3.7%																			
インターネットバンキング等	295万件	387万件	+31.1%																			
クレジットカード	328万件	353万件	+7.7%																			
合計	2,156万件	2,217万件	+2.8%																			

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<p>るために年金事務所でそれぞれの目標を設定するとともに、行動計画を策定する。</p> <p>② 年金事務所は、行動計画に基づき実行するとともに進捗状況を適切に管理する。</p> <p>③ 本部は、納付状況、督励効果等について、早期に詳細な情報を把握し、年金事務所の進捗状況、課題等を分析の上、対応策を早期に立案し、年金事務所とともに実行する。また、事業推進方法について、未納者の属性に応じた各主体の役割を明確にする。</p> <p>(3) 収納対策の具体的な取組 年齢、所得、未納月数等、未納者の属性に応じた収納対策を推進するとともに、納付の重要性を訴求し、納付月数を確保するための徹底した納付督励を行うこととする。</p> <p>① 本部は、年齢、所得、未納月数等、未納者の属性に応じ定期的に納付書、催告状等の送付を行う。 ア 若年者に対する納付督励</p>	<p>ることにより、収納対策が効果的・効率的なものとなるよう努めました。</p> <p>【納付対象者に係る督励】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度臨時特例免除承認者への納付書送付 ・新規1月及び3月未納者に催告文書、納付書を送付 ・特別催告状を送付（未納月数4月以上） ・過去に納付実績がある者へ納付書を送付 ・厚生年金加入者で未納期間を有する者に納付書を送付 ・外国人被保険者で未納期間を有する者に専用の封筒及び催告文書を同封した納付書を送付 ・一部免除未納者に専用の催告文書、納付書を送付 <p>【免除対象者に係る勧奨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・免除該当見込み者へのTA申請書を送付 ・失業特例該当者への申請勧奨 ・免除該当見込み者へのマイナポータルを利用した申請勧奨 <p>(3) 収納対策の具体的な取組</p> <p>○本部は、行動計画において年金事務所へ統計資料及び効果測定結果等を提供し、年齢や所得、未納月数等、未納者の属性に応じ、効果が高い未納者層や取組を強化すべき未納者層を見極めて効率的・効果的に納付書、催告状等の送付を行いました。</p> <p>①ーア 若年者に対する納付勧奨 ○20歳到達者に対して、下記の取組を実施しました。</p>	<p>○所得情報等を活用した納付督励及び免除等申請勧奨を実施しました。また、未納状況に応じた専用の催告文書の送付など短期未納者への納付督励を実施しました。</p>

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価						
<ul style="list-style-type: none"> ・ 口座振替による納付等を案内した 20 歳到達前の事前お知らせについて、本人に加え、特に世帯主に対しても納付することのメリットを訴求するパンフレットを同封する。 ・ 国民年金制度を理解していくために、様々な機会を通じて、制度や納付方法の手続を説明する。 説明に当たっては、年金事務所における説明会、動画を活用する等工夫した周知を行う。 ・ より効果的な内容に見直した専用の催告文書を送付するとともに、統一化したフローにより納付督促を行う。また、連帯納付義務者である世帯主に対しても訴求する納付督促を行う。 ・ 20 歳の資格取得後、学生納付特例期間終了後の現金納付者を対象とした口座振替、前納等の届出勧奨を実施するとともに、勧奨後の未提出者に対しフォローアップを実施し、口座振 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20 歳到達前の事前お知らせについて、世帯主にも納付することのメリットを訴求するパンフレットを同封して送付しました。 ・ 20 歳到達者向けの国民年金制度の概要や納付することのメリット、納付方法の手続、学生納付特例制度等を分かりやすく周知するための動画を機構公式 X (旧 Twitter) により周知しました。 <p>○未納者には、20 歳到達による資格取得後、学生納付特例期間終了後の時期の納付状況に応じた専用の催告文書の送付や連帯納付義務者である世帯主にも内容を確認いただけるよう工夫した送付用封筒を使用した納付督促を実施しました。</p> <p>○若年層の納付率改善が全体の納付率向上に寄与することから、新たに未納となった 20 歳から 25 歳までの未納者に対して専用のリーフレット及び納付書を送付しました。</p> <p>○若年者に焦点をあてた施策を実施した結果、20 歳資格取得後の納付率は●●% (対前年比+●●ポイント) と前年度を上回りました。</p> <p>【20 歳到達者の納付率推移】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>66.1%</td> <td>69.6%</td> <td>●●%</td> </tr> </tbody> </table>	令和3年度	令和4年度	令和5年度	66.1%	69.6%	●●%	<p>○20 歳到達者については、国民年金制度を理解していただくために、SNS を活用した周知広報及びオンライン説明会を実施するとともに、新規未納者への納付督促や現金納付者への口座振替奨励など、若年者に焦点をあてた施策を実施した結果、20 歳到達者の納付率は●●% (対前年比+●●ポイント) と前年度を上回りました。</p> <p>○20 歳から 25 歳までの未納者については、専用のリーフレット及び納付書による納付督促を実施しました。</p>
令和3年度	令和4年度	令和5年度						
66.1%	69.6%	●●%						

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価										
<p>替等を早くから利用いただくよう効果的な口座振替等の届出勧奨を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 若年層の未納者に、納付書及び年金制度の有用性を訴求する専用チラシを送付する。 <p>イ 一部免除承認者への納付督励 一部免除が承認されながら未納となっている方については、専用の催告文書を活用する等より効果的に納付督励を行う。</p>	<p>①ーイ 一部免除承認者への納付勧奨</p> <p>○一部免除に該当することが見込まれ、免除申請を行っていないために未納となっている方に対して、本部から令和5年10月に簡易な申請書（はがき型）による免除勧奨を40.7万件送付しました。また、一部免除が承認されながら未納となっている方に対して、専用の催告文書による納付督励を27.6万件実施しました。</p> <p>その結果、一部免除承認者全体の納付率（※）は、●●%と前年度実績を+●●ポイント上回りました。</p> <p>（※）現年度及び過年度保険料のうち、一部免除承認月数に対する一部免除が納付された月数の割合</p> <p>【一部免除承認者の納付率推移】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和3年度</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>61.1%</td><td>62.1%</td><td>●●%</td></tr> </tbody> </table> <p>①ーウ 新規未納者への納付勧奨</p> <p>○納付勧奨の効果が高い新規未納者（※）については、早期に未納の解消を図るため1か月未納者及び3か月未納者に対し、催告文書を本部から一律に送付しました。</p> <p>（※）今年度から未納となった者</p> <p>【新規未納者催告文書送付件数】</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>新規1か月未納者催告文書</td><td>153.1万件</td></tr> <tr> <td>新規3か月未納者催告文書</td><td>60.2万件</td></tr> </tbody> </table>	令和3年度	令和4年度	令和5年度	61.1%	62.1%	●●%	新規1か月未納者催告文書	153.1万件	新規3か月未納者催告文書	60.2万件	<p>○一部免除に該当することが見込まれ、免除申請を行っていないために未納となっている方に対する免除勧奨を行うとともに、一部免除が承認されながら未納となっている方には納付督励を実施することにより、一部免除承認者全体の納付率は●●%となり、前年度実績を+●●ポイント上回りました。</p> <p>○新規未納者については、新規1月及び新規3ヶ月未納者を対象に催告文書の送付を早期かつ確実に実施しました。</p>
令和3年度	令和4年度	令和5年度										
61.1%	62.1%	●●%										
新規1か月未納者催告文書	153.1万件											
新規3か月未納者催告文書	60.2万件											

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<p>奨を実施する。</p> <p>エ 属性に応じた文書による納付 督促</p> <p>文書による納付督促について は、被保険者の状況（学卒者、退 職者、一部免除承認者）等に応じ た専用の催告文書や、このままで は無年金、低年金となることが見 込まれる方に対する納付結果に 応じた年金見込額を記載した催 告文書を送付する。</p>	<p>※口座振替及びクレジットカード納付、コンビニエンスストアやインターネットバン キング、スマートフォンの決済アプリによる納付方法の周知・勧奨については、(1) (3)に記載。</p> <p>①一エ 属性に応じた文書による納付奨励</p> <p>○新たに未納となった方（新規1か月未納者）について、下記の状況に応じた催告文 書を送付しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生納付特例期間終了後に未納となった方 ・2号被保険者から1号被保険者への種別変更後に未納となった方 ・1号加入中の方でこれまで未納がなく、新たに未納となった方 <p>○外国人の未納者について、専用の催告文書や封筒の開封を促すための送付用封筒を 作成し送付しました。</p> <p>○無年金、低年金となることが見込まれる24か月未納者のうち、50歳台の特別催告 状送付者について、令和6年2月より今後保険料を納付した場合に増える年金額等 を記載した別紙を特別催告状に同封し、納付意欲を喚起しました。</p> <p>①一オ 免除等対象者への奨励</p> <p>○令和5年の所得、扶養情報を基に、全額免除又は納付猶予の対象となり得る方で免 除等の申請手続を行っていないために未納となっている方への取組として、本部か ら、令和5年10月及び令和6年1月に簡易な申請書（はがき型）による免除奨励 を119.4万件（10月56.7万件、1月62.7万件）送付しました。また、一部免除 の承認が見込まれる方へ、令和5年10月に簡易な申請書（はがき型）による免除 奨励を40.7万件送付しました。</p> <p>○保険料の免除申請の手続について、令和4年5月よりマイナポータルを利用した電 子申請を開始したことを受け、マイナポータルとねんきんネットを認証連携済み</p>	<p>○新たに未納となった方に属性に 応じた文書による納付奨励を実 施することにより、納付率の向 上に寄与しました。</p>
<p>オ 免除等対象者への奨励</p> <p>所得が低い等の事情により、本 来は保険料免除や納付猶予、学生 納付特例の対象となり得る方で あるにもかかわらず、免除等の申 請手続を行っていないために未 納状態となっている方に、申請奨 励を行う。</p>	<p>○令和5年の所得、扶養情報を基に、全額免除又は納付猶予の対象となり得る方で免 除等の申請手続を行っていないために未納となっている方への取組として、本部か ら、令和5年10月及び令和6年1月に簡易な申請書（はがき型）による免除奨励 を119.4万件（10月56.7万件、1月62.7万件）送付しました。また、一部免除 の承認が見込まれる方へ、令和5年10月に簡易な申請書（はがき型）による免除 奨励を40.7万件送付しました。</p> <p>○保険料の免除申請の手続について、令和4年5月よりマイナポータルを利用した電 子申請を開始したことを受け、マイナポータルとねんきんネットを認証連携済み</p>	<p>○所得が低い等の事情により、本 来は保険料免除や猶予等の対象 となり得る方であるにも関わら ず未納となっている方に対し、 免除等の奨励を実施した結果、 令和6年3月末時点で290.9万 件の方に対し免除を承認しまし</p>

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<p>力 過年度未納者への納付督励・免除申請勧奨</p> <p>過年度に未納状態となつてゐる方について、令和4年度に実施した収納対策の効果等を踏まえ、効果的な納付督励等を行う。</p> <p>② 年金事務所は、本部による納付督励によっても納付がない方に対して、特別催告状等を送付する。</p> <p>また、本部による免除等申請勧奨によっても提出されていない方に対して、免除等申請再勧奨を行う。</p>	<p>であつて、令和5年度の所得、扶養情報を基に全額免除又は納付猶予の対象となり得る方（1.8万人）に対し、申請書の電子送付による免除勧奨を実施しました。</p> <p>※マイナポータルを利用した電子申請の具体的な取組状況については、II-4(1)①イに記載。</p> <p>①一力 過年度未納者への納付督励・免除申請勧奨</p> <p>○過年度2年目保険料について、令和2年度及び令和3年度の所得、扶養情報を基に全額免除又は納付猶予に該当する方（106.0万人）、並びに被保険者本人が失業特例に該当する場合に令和2年度及び令和3年度の所得、扶養情報を基に全額免除又は納付猶予に該当する方（63.6万人）に対し、それぞれ令和5年5月及び11月に免除勧奨を送付しました。</p> <p>※ハローワークとの連携による失業特例免除の周知については、I-1(2)③に記載。</p> <p>② 特別催告状及び免除等申請再勧奨の実施</p> <p>○年金事務所は、本部による督励によっても納付がない方を対象に、本部から提供された資料を活用し年齢、所得、未納月数別の属性に応じて未納者を分類し、効果が高い未納者層や取組を強化すべき未納者層を見極めて重点的に取り組む等、本部と連携し特別催告状等の発送を効果的、効率的に実施しました。（特別催告状実施件数：●●万件）</p> <p>○また、特別催告状に臨時特例免除制度の案内文の記載や免除制度のチラシを同封するなど納付督励と同時に免除制度について案内し、納付の意思がありながら経済的に納付が困難な方には、免除等の勧奨を実施しました。</p> <p>【別表1：国民年金保険料の納付率等の状況】</p> <p>【別表2：収納対策のスキーム（概念図）】</p>	<p>た。</p> <p>○年金事務所は、本部による督励に対しても納付がない方を対象に、属性に応じて未納者を分類し、効果が高い未納者層等へ特別催告状を●●万件発送しました。</p>

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
(4) 長期未納者への対応 24か月未納者に対するこれまでの取組結果を詳細に分析・検証し、この層に対する対策に引き続き徹底して取り組む。 ① 一定の納付月を有する受給資格を得ていない方へ受給資格を得るまでの期間を明示した納付督促を実施する。 ② 24か月未納者について属性分析を行い、24か月未納者の解消に向けた取組の検討を行う。	(4) 長期未納者への対応 ○24か月未納者のうち、50歳台の特別催告状送付者について、令和6年2月より今後保険料を納付した場合に増える年金額等を記載した別紙を特別催告状に同封し、納付意欲を喚起しました。 ※強制徴収の実施については、(8)に記載。 ○24か月未納者等に対して、分析・検証を行い、その結果に基づく対象者リストを拠点に配付し、納付書の送付及び外部委託事業者による後追い督励等の取組を進め、その結果、24か月未納者は●●万人（対前年比●●万人減）となりました。	○24か月未納者に対して、過去の納付実績や免除申請書の提出状況等に基づく取組を実施しました。結果、24か月未納者は●●万人（対前年比●●万人減）となりました。
(5) 臨時特例免除承認者への納付督促等 過年度に臨時特例免除が承認された方のうち、未納が発生した方について、納付督促を行う。 なお、所得が低い等の事情により、保険料免除や納付猶予、学生納付特例の対象となり得る方に対しては納付督促に加え、免除等の申請勧奨を行う。	(5) 臨時特例免除承認者への納付督促等 ○令和4年度サイクルにおいて臨時特例免除が承認されている者に対し、新たな未納を発生させないよう、電話又は訪問による納付督促等を実施しました。	○令和4年度サイクルにおいて臨時特例免除が承認されている者に対し電話又は訪問による納付督促等を実施した結果、納付率の向上に寄与しました。
(6) 外部委託事業者の効果的な活用 ① 外部委託事業者と本部及び年金事務所が連携を強化し、納付督促業務に	(6) 外部委託事業者の効果的な活用 ○納付督促業務については、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号）（※）に基づき外部委託事業者に委託し、強制徴収対象者を除き、納付期限までに納付されない全ての方を対象に納付督促等の取組を実施	○令和5年度は外部委託事業者による納付督促を2,813万件実施

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価																				
<p>について設定した目標の実現に向けた取組を実施する。</p> <p>また、外部委託事業者の取組が不十分な場合には、督促件数増や接触件数及び納付約束件数増のため夜間及び土・日・祝日の督促強化等の必要な要請・指導を行うとともに、現状の分析を十分に行い、委託事業の実績向上に効果的な督促方法、進捗管理等の検討を行う。</p> <p>② 外部委託事業者は、強制徴収対象者以外の方に対する納付督促を実施する。</p>	<p>しました。</p> <p>(※) 従来、官が行ってきた事業に民間事業者の参入機会を広げ、民間事業者の創意工夫やノウハウの活用により、低コストでより良いサービスの提供を目指す仕組み。</p> <p>○外部委託事業者においては、電話番号が判明している方に対しては電話による納付督促を中心に実施し、それ以外の納付がない方に対しては文書による納付督促を実施しました。</p> <p>○外部委託事業者の実績については、未納者に対し文書や電話により接触できた方から納付等結び付いた月数を成果としています。</p> <p>○外部委託事業者は接触件数及び約束件数を増やすため、夜間及び土・日・祝日等の督促を実施するとともに、年金事務所との連携を強化することにより納付督促を2,813万件実施しました。この結果、保険料納付月数については、令和6年4月時点において、達成目標に対し現年度●●%、過年度1年目●●%、過年度2年目●●%の達成率となり、令和4年度（現年度●●%、過年度1年目●●%、過年度2年目●●%）を上回りました。</p> <p>【外部委託事業者による納付督促】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文書</td> <td>848万件</td> <td>1,027万件</td> <td>972万件</td> </tr> <tr> <td>電話</td> <td>2,068万件</td> <td>1,918万件</td> <td>1,841万件</td> </tr> <tr> <td>戸別訪問※</td> <td>223万件</td> <td>409万件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,139万件</td> <td>3,354万件</td> <td>2,813万件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和5年5月以降、外部委託事業者による戸別訪問は実施していない。</p> <p>○機構から送付した新規未納者への催告文書、特別催告状等の納付督促文書の効果を高めるため、当該文書の送付者に係る情報を外部委託事業者に提供し、電話による後追い督促の実施を要請しました。</p>		令和3年度	令和4年度	令和5年度	文書	848万件	1,027万件	972万件	電話	2,068万件	1,918万件	1,841万件	戸別訪問※	223万件	409万件		合計	3,139万件	3,354万件	2,813万件	<p>した結果、現年度及び過年度保険料の納付月数達成割合は、前年度実績を上回りました。</p> <p>○機構から納付督促文書を送付した対象者について、外部委託事</p>
	令和3年度	令和4年度	令和5年度																			
文書	848万件	1,027万件	972万件																			
電話	2,068万件	1,918万件	1,841万件																			
戸別訪問※	223万件	409万件																				
合計	3,139万件	3,354万件	2,813万件																			

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価						
(7) 地域の実情を踏まえた対策 ① 年金事務所別の納付率水準に応じた分析に基づくきめ細かな施策を講じることにより、納付率の向上に取り組む。 ② 沖縄県については、無年金者及び低年金者の増加を防止するため、これまで必要な体制整備及び支援策を講じ、効果的な取組を実施したことにより納付率が着実に向上去んでいることを踏まえ、継続した取組を実施することにより、更なる納付率向上を目指す。	<p>○外部委託事業者との連携を強化するため、本部においては、外部委託事業者と毎月定例進捗打合せを実施するとともに、四半期ごとに、地域部と連携してヒアリングを実施し外部委託事業の進捗管理や外部委託事業者への提案、指導等を行いました。</p> <p>また、年金事務所は、地域の特性や滞納者の属性に応じた効果的・効率的な納付督励が行われるよう、外部委託事業者と毎月定例で個別打合せ会議等を実施し、実績向上に向けた提案等を行いました。</p> <p>(7) 地域の実情を踏まえた対策</p> <p>○年金事務所の納付率水準に応じた目標を設定するとともに、本部から年金事務所に提供した未納者の分析データや、優先的に取り組むべき対象者のリストに基づき、各拠点の実情に応じたきめ細やかな対策を実施ました。</p> <p>○沖縄県については、令和元年度に発足させた沖縄プロジェクトにおいて、引き続き沖縄県内6年金事務所が各市町村と連携を図りながら、電話や戸別訪問による納付勧奨を効果的に実施するなど、納付率向上に向けた取組を行いました。</p> <p>その結果、沖縄県における令和5年度分保険料の現年度納付率は、●●%（対前年度納付率+●●ポイント）となり大きく向上しました。（この結果、平成30年度末時点の全国の納付率との差16.9ポイントから、令和5年度末時点において●●ポイントまで縮小しました。）</p> <p>【沖縄県の現年度納付率の推移】</p> <table border="1"> <tr> <td>平成30年度</td> <td>令和元年度</td> <td>令和2年度</td> <td>令和3年度</td> <td>令和4年度</td> <td>令和5年度</td> </tr> </table>	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	<p>業者による後追い督励を行うなど、両者の連携により効果的な取組を実施しました。</p> <p>○本部においては、外部委託事業者の進捗管理を徹底・強化するため、毎月定例進捗打合せを確実に実施し、進捗管理の徹底等を行いました。また、年金事務所は外部委託事業者と月例での打合せ会議等を確実に実施し、実績向上に向けた提案等を行いました。</p> <p>○沖縄県について沖縄プロジェクトを引き続き実施した結果、沖縄県の納付率については、前年度納付率+●●ポイントと大きく向上しました。</p>
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度			

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価						
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>51.2%</td> <td>55.4% (+4.2pt)</td> <td>61.1% (+5.7pt)</td> <td>66.8% (+5.7pt)</td> <td>70.5% (+3.7pt)</td> <td>●●% (+●pt)</td> </tr> </table> <p>(※) ()内は各年度分保険料の現年度納付率の前年度からの伸び幅</p>	51.2%	55.4% (+4.2pt)	61.1% (+5.7pt)	66.8% (+5.7pt)	70.5% (+3.7pt)	●●% (+●pt)	
51.2%	55.4% (+4.2pt)	61.1% (+5.7pt)	66.8% (+5.7pt)	70.5% (+3.7pt)	●●% (+●pt)			
<p>③ 大都市圏の未納者数の多い年金事務所に対する体制強化を踏まえ、更なる納付率向上のための支援策を講じるとともに、効果的な取組を図る。</p> <p>(8) 強制徴収の着実な実施</p> <p>① 控除後所得が300万円以上かつ7月以上保険料を滞納している場合は、全員を強制徴収対象者と位置付けた上で、納付の状況などを踏まえつつ、最終催告状を確実に送付し、督促しても自主的に納付しない方について、滞納処分を行う。</p> <p>また、悪質な滞納者に係る保険料の</p>	<p>○未納者の多い年金事務所(20か所)については、令和3年10月に実施した2課制を導入することによる事務分担の明確化及び正規職員の増員による体制強化を踏まえ、効果的な取組を継続して実施した結果、20か所の年金事務所における現年度納付率は前年度の74.2%から●●%と上昇しました。</p> <p>(8) 強制徴収の着実な実施</p> <p>○令和6年3月末までに17.7万人に対して最終催告状(※)を送付した上で、それでもなお自主的に納付しない方については、着実に滞納処分を行いました。令和5年度に送付した最終催告状に係る納付対象月数165.0万月の内、納付月数は97.1万月となりました。また、差押えについては、3.1万件実施しました。</p> <p>(※)度重なる納付督促を実施しても未納が解消されない者(所得300万円以上、未納期間7月以上の者)に対し、自主納付を促すため送付する最後の催告文書。最終催告状の指定期限までに納付されない者に対しては督促状を送付し、督促状の指定期限までに納付されない場合は、滞納処分が開始される。</p> <p>○督促状送付対象者のうち、控除後所得1,000万円以上かつ滞納月数13月以上の国</p>	<p>○未納者数の多い年金事務所について、体制整備を行うとともに、本部が取組の進捗管理等を実施した結果、20か所の年金事務所における現年度納付率は前年度より●●%上昇し、●●%となりました。</p> <p>今後、更に好調拠点と低調拠点との比較・分析を進めることにより、有効な施策を検討してまいります。</p> <p>○強制徴収について、控除後所得300万円以上かつ7月以上保険料を滞納している方を対象に確實に実施しました。</p> <p>○最終催告状の送付件数は17.7万件、対象月数は165.0万月となりました。また、納付月数は97.1万月、差押実施件数は3.1万件</p>						

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価			
<p>徴収が困難な事案については、国税庁へ滞納処分等の権限を委任する仕組みを活用する。</p> <p>② 対象者に対する着実な徴収と債権管理及び本部における進捗管理等の徹底を図る。</p> <p>③ 今後、効率的かつ着実に滞納処分を実施するため、徴収ルール（滞納処分等に係る事務処理手順）に基づく事務処理を的確に実施する。</p> <p>(9) 徴収職員の育成 より高い専門性を有する職員を育成するため、職務に合わせた事務研修に取り組む。</p> <p>(10) 納めやすい環境の整備 ① 口座振替及びクレジットカードによる納付について、従来の現金納付者を対象とした年次での勧奨に加え、20歳の資格取得後、被保険者種別変更後、学生納付特例期間終了後及び老齢</p>	<p>税委任要件に該当する方に対し、令和6年3月末までに新規委任86件について国税庁へ滞納処分等の権限の委任（国税委任）を実施しました（令和4年度は10件実施）。</p> <p>(9) 徴収職員の育成</p> <p>○専門性の高い徴収職員を育成するための「徴収分野専門研修」については、強制徴収業務に必要な知識の習得及びスキルの向上を目的とした事務研修を、テレビ研修等を活用して実施し、制度と実務の双方に精通した徴収職員の育成に取り組みました。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症の影響により強制徴収業務を一時的に中止していたことから、対応する職員が滞納者との折衝に苦慮しないよう研修資料に初期対応の手順を盛り込みました。</p> <p>(10) 納めやすい環境の整備</p> <p>※口座振替及びクレジットカード納付、コンビニエンスストアやインターネットバンキングによる納付方法の周知・勧奨については、(1)③に記載。</p> <p>○2年前納を含む前納制度について、納付書に同封するリーフレットや、市区町村向け情報誌「かけはし」、ホームページによる制度周知及び勧奨を行いました。</p> <p>【2年前納の申込み状況】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">令和3年度</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">令和4年度</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">令和5年度</th> </tr> </table>	令和3年度	令和4年度	令和5年度	<p>となりました。この結果、納付率は、58.8%となりました。</p> <p>○徴収業務に関する事務研修を行い、業務を担う職員のスキル向上に努めました。</p> <p>○口座振替等による納付を推進するため、資格取得時における口座振替勧奨、ダイレクトメールによる勧奨等を実施しました。 また、納付しやすい環境づくり</p>
令和3年度	令和4年度	令和5年度			

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況			自己評価
年金の受給が間近な50歳台の現金納付者を対象とした勧奨を実施するとともに、勧奨後の申出がない方に対しフォローアップを実施する。	44万件	44万件	●●万件	(参考) 令和5年度末の被保険者数は令和3年度末から●●%減少
【1年前納の申込み状況】				
令和3年度	令和4年度	令和5年度		
157万件	157万件	●●万件		
【半年前納の申込み状況】				
令和3年度	令和4年度	令和5年度		
68万件	69万件	●●万件		
○国民年金保険料納付書に印字されたバーコード情報をスマートフォンの決済アプリから読み取ることによりクレジットカードや第三者型前払式支払手段(いわゆる「〇〇ペイ」)で国民年金保険料を納付することができる仕組みについて、令和5年度は129.3万件(285.8万月)の利用がありました。				
(参考) 年代別利用状況(令和6年3月末時点)				
	20歳台	30歳台	40歳台	50歳台以上
令和5年度	106.7万月	73.9万月	53.9万月	51.3万月
○口座振替に係るインターネットを利用した申出を可能にする仕組みについて、令和6年3月から開始しました。				
○口座振替及びクレジットカード納付について、これまで4月と10月からしか前納できなかったものを、初回振替時から前納を可能にする仕組みについて、令和6年3月から開始しました。				
としてコンビニエンスストア、インターネットバンキング、クレジットカードによる納付方法について、納付書の裏面及び納付書に同封するチラシにより周知を図り利用促進に努めました。				
○納付書に印字されたバーコード情報をスマートフォンの決済アプリから読み取ることにより納付することができる仕組みについて、令和5年度は129.3万件(285.8万月)の利用がありました。				

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
による納付について、任意の月から 前納を利用する仕組み		

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価				
<p>3. 厚生年金保険・健康保険等の適用促進対策</p> <p>(1) 未適用事業所の適用促進対策 国税源泉徴収義務者情報を活用した取組を進め、適用調査対象事業所は着実に減少してきたところであるが、未適用事業所の更なる解消に向けて、令和2年度からの4年間で集中的に取り組む方針に沿って、令和5年度においても、継続的に取り組む。</p> <p>① 行動計画の策定 数値目標や具体的なスケジュールを定めた令和5年度行動計画を策定する。 行動計画の策定に当たっては、国税源泉徴収義務者情報を活用した適用調査対象事業所の着実な適用を基本とする。</p> <p>② 適用促進に向けた施策 ア 令和5年度においては、国税源泉</p>	<p>3. 厚生年金保険・健康保険等の適用促進対策</p> <p>(1) 未適用事業所の適用促進対策 未適用事業所の適用促進対策については、平成27年度から、国税源泉徴収義務者情報を活用した適用促進対策に取り組み、未適用事業所の更なる解消に向けて、以下の取組を進めました。</p> <p>① 行動計画の策定 ○令和5年度の厚生年金保険等の行動計画は、組織目標である「制度を実務に—すべては現場から—」の実現に向けた重点取組施策の一つである「基幹業務の着実な推進」に基づく厚生年金保険の適用の適正化に向け、事業主の負担の公平性や適用すべき被保険者の年金受給権を確保するため、職員の加入指導による新規適用事業所数を目標に掲げ取組を進めました。 ○取組に当たって、機構全体目標を次のとおり定め、目標達成のための行動計画を策定しました。 【加入指導による新規適用事業所数の目標】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>機構全体目標</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職員の加入指導による新規適用事業所数</td><td>80,000 事業所</td></tr> </tbody> </table> <p>② 適用促進に向けた施策 ○機構全体における加入指導による新規適用事業所数の目標を8.0万事業所とし、</p>	項目	機構全体目標	職員の加入指導による新規適用事業所数	80,000 事業所	○職員の加入指導による新規適用
項目	機構全体目標					
職員の加入指導による新規適用事業所数	80,000 事業所					

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価																														
<p>徴収義務者情報により把握した適用調査対象事業所について、雇用保険被保険者情報等を活用して効果的な対策を講じ適用を進める。</p> <p>イ 特に、令和5年度行動計画策定時に5人以上の従業員を雇用している蓋然性が高い適用調査対象事業所については、最優先で取り組み、令和5年度末までの適用を目指す。</p> <p>なお、これらの事業所への対応に当たっては、適用すべき事業所である蓋然性が高い適用調査対象事業所であって、加入指導によっても適用に応じない事業所に対する立入検査の効果的な活用を図る。</p> <p>ウ 上記イ以外の法人事業所等についても、引き続き、加入指導を進め、適用につなげる。なお、取組の強化を図るため、関係機関等と連携し、制度周知・適用勧奨に重点的に取り組む。</p>	<p>年金事務所ごとの目標と、それを達成するための計画を作成し取り組みました。国税源泉徴収義務者情報等を活用し、文書・電話・訪問等の加入指導を行った結果、約7.0万事業所を適用し、法人登記簿情報その他の情報を活用した加入指導とあわせて、合計で約9.5万事業所、約15.0万人を適用に結び付けました。</p> <p>また、適用業務を効率化するため、雇用保険被保険者情報を活用して厚生年金保険等の適用の可能性がある事業所を本部において特定し、その情報をもとに優先的に加入指導するよう年金事務所へ指示しました。</p> <p>【加入指導による取組状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>令和5年度</th><th>令和4年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規適用事業所数</td><td>153,857事業所</td><td>134,726事業所</td></tr> <tr> <td> 加入指導による</td><td>94,548事業所</td><td>96,120事業所</td></tr> <tr> <td> 適用事業所数 (目標) 80,000事業所</td><td>(目標) 80,000事業所</td><td>(目標) 88,000事業所</td></tr> <tr> <td>新規適用被保険者数</td><td>317,256人</td><td>313,486人</td></tr> <tr> <td> 加入指導による</td><td>150,165人</td><td>182,623人</td></tr> <tr> <td> 適用被保険者数</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(※) 新たに設立された法人については、設立後6ヶ月経過しても自主的に届出がされない法人事業所に対して加入勧奨を実施しています。</p> <p>これらの結果、令和4年度末に比べ、適用事業所数は約10.3万事業所増加し、約278万事業所に、被保険者数は約53.9万人増加し、約4,205万人となりました。</p> <p>【適用事業所数及び被保険者数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>令和5年度</th><th>令和4年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用事業所数</td><td>2,786,996事業所</td><td>2,683,868事業所</td></tr> <tr> <td>適用被保険者数</td><td>42,058,171人</td><td>41,569,435人</td></tr> </tbody> </table> <p>また、令和4年度末時点において約16.9万事業所であった適用調査対象事業所</p>		令和5年度	令和4年度	新規適用事業所数	153,857事業所	134,726事業所	加入指導による	94,548事業所	96,120事業所	適用事業所数 (目標) 80,000事業所	(目標) 80,000事業所	(目標) 88,000事業所	新規適用被保険者数	317,256人	313,486人	加入指導による	150,165人	182,623人	適用被保険者数				令和5年度	令和4年度	適用事業所数	2,786,996事業所	2,683,868事業所	適用被保険者数	42,058,171人	41,569,435人	<p>事業所数については、目標の8.0万事業所を上回り、約9.5万事業所を適用するなど、未適用事業所の更なる解消を図りました。また、被保険者については、約15.0万人を適用に結び付けました。</p> <p>○令和4年度末に比べ、適用事業所数は約10.3万事業所増加し、約278万事業所に、被保険者数は約53.9万人増加し、約4,205万人となりました。</p> <p>○国税源泉徴収義務者情報の活用により把握した適用調査対象事業所数は、平成27年3月末時点では約97万事業所（その後に新たに判明した事業所を合わせると約162万事業所）でしたが、加入指導による取組などにより令和6年3月末時点で約16.2万事業所まで減少しました。</p>
	令和5年度	令和4年度																														
新規適用事業所数	153,857事業所	134,726事業所																														
加入指導による	94,548事業所	96,120事業所																														
適用事業所数 (目標) 80,000事業所	(目標) 80,000事業所	(目標) 88,000事業所																														
新規適用被保険者数	317,256人	313,486人																														
加入指導による	150,165人	182,623人																														
適用被保険者数																																
	令和5年度	令和4年度																														
適用事業所数	2,786,996事業所	2,683,868事業所																														
適用被保険者数	42,058,171人	41,569,435人																														

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価												
	<p>(※) は、その後に新たに判明した事業所と合わせ、令和5年度末時点で約 16.2 万事業所まで減少しました。</p> <p>(※) 国税庁から情報提供を受けた、従業員を雇い給与を支払っている法人事業所のうち、当機構が保有する情報において厚生年金保険・健康保険等（以下「厚生年金保険等」という。）が適用されていない事業所。</p> <p>○令和5年度行動計画策定時において、5人以上の従業員を雇用している蓋然性が高い適用調査対象事業所（以下「5人以上事業所」という。）は令和5年度末までに適用を目指すことを目標として、行動計画を策定しました。</p> <p>令和5年度の5人以上事業所への取組状況は次のとおりです。</p> <p>【5人以上事業所の取組状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和5年度当初の対象事業所数（※1）</th> <th>加入指導により適用した事業所数</th> <th>適用済又は適用対象外とした事業所数（※2）</th> <th>適用基準を満たす者がいない事業所数</th> <th>令和6年3月末時点の対象事業所数（※3）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被保険者5人以上事業所</td> <td>2,697事業所</td> <td>1,269事業所</td> <td>115事業所</td> <td>1,004事業所</td> <td>309事業所</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※1) 令和5年3月末時点の国税源泉徴収義務者情報に基づく推定等により把握した事業所。</p> <p>(※2) 適用対象外とした事業所とは、法人登記情報により解散又は閉鎖となっていることを確認した事業所や現地調査等により事業実態がないと判断された事業所。</p> <p>(※3) 令和5年4月以降に判明した事業所は含んでいない。</p>		令和5年度当初の対象事業所数（※1）	加入指導により適用した事業所数	適用済又は適用対象外とした事業所数（※2）	適用基準を満たす者がいない事業所数	令和6年3月末時点の対象事業所数（※3）	被保険者5人以上事業所	2,697事業所	1,269事業所	115事業所	1,004事業所	309事業所	<p>○令和5年度当初に把握していた5人以上事業所 2,697 事業所については 309 事業所まで減少しました。</p>
	令和5年度当初の対象事業所数（※1）	加入指導により適用した事業所数	適用済又は適用対象外とした事業所数（※2）	適用基準を満たす者がいない事業所数	令和6年3月末時点の対象事業所数（※3）									
被保険者5人以上事業所	2,697事業所	1,269事業所	115事業所	1,004事業所	309事業所									
<p>③ 困難事案への対応</p> <p>ア 立入検査権限の実効ある活用を図るため、本部内専門組織において、全国の困難性の高い事案に対応</p>	<p>③ 困難事案への対応</p> <p>○全国の困難性の高い事案について、令和5年度は特別法人対策部が 82 事業所を所管し、立入検査通知の送付を 5 件、立入検査を 3 回実施するなどの加入指導を行いました。この結果、令和6年3月末時点で 59 事業所、240 人を新たに適用すると</p>	<p>○特別法人対策部特別適用対策グループにおいて、困難性の高い 82 事業所を所管事業所とし令和</p>												

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<p>する。</p> <p>イ 立入検査の結果に応じて職権適用を実施する。</p> <p>ウ 加入指導、更に立入検査によっても適用に至らない悪質な事業所については、告発も視野に入れた対応を検討する。</p> <p>④ 目標達成に向けた進捗管理の徹底</p> <p>目標達成に向け、本部において各年金事務所の進捗を管理・指導するとともに、定期的に本部・年金事務所合同の会議を開催し、行動計画の確実な達成を図る。</p>	<p>ともに、効果的な取組を年金事務所に共有するなど、全体の実績向上につなげました。</p> <p>また、立入検査によっても適用に至らない事業所について、告発も視野に入れ年金局と連携し対応を進めています。</p> <p>④ 目標達成に向けた進捗管理の徹底</p> <p>○目標達成に向け、年金事務所においては、策定した行動計画に基づき計画的に取組を行い、また、毎月の適用対策会議において、進捗状況の確認を行い、確実に計画を実施するため、P D C A サイクルに基づいた取組を実施しました。</p> <p>○本部においては、適用調査対象事業所への取組状況を把握し、対策の上乗せが必要な年金事務所の適用対策会議に参加して必要な助言・指導を行いました。</p>	<p>6年3月末時点で59事業所を適用に結びつけ 240 人を適用しました。</p> <p>○年金事務所においては、目標達成に向けた行動計画を策定し、進捗管理と適用対策会議によるP D C A サイクルに基づいた取組を実施しました。</p> <p>本部においては、年金事務所に対する進捗管理の徹底と必要な助言・指導を行いました。</p>
<p>(2) 事業所調査による適用の適正化対策</p> <p>適用事業所の従業員に係る適用漏れの防止及び届出の適正化を推進するため、以下により実効性のある事業所調査を実施する。</p> <p>① 行動計画の策定</p> <p>数値目標や具体的なスケジュール</p>	<p>(2) 事業所調査による適用の適正化対策</p> <p>事業所調査による適用の適正化対策については、適用事業所の従業員に係る適用漏れの防止及び届出の適正化を推進するため、以下の取組を進めました。</p> <p>① 行動計画の策定</p> <p>○令和5年度においては、短時間労働者の適用拡大等の制度周知を兼ねた事業所調査</p>	<p>○令和5年度における事業所調査</p>

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価																		
<p>を定めた令和5年度行動計画を策定する。</p> <p>行動計画の策定に当たっては、優先度等を踏まえつつ、更なる適用の適正化に重点を置く、効果的・効率的な事業所調査を実施する。</p>	<p>査を最優先に実施するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しつつ、優先度を踏まえた対象事業所の選定を行い、臨場、呼出、郵送等の手法を組み合わせ、10.0万事業所及び被保険者498万人に対する事業所調査を実施することを目標として計画を策定し取り組みました。</p> <p>○事業所調査の実施状況は以下のとおりであり、目標を上回る事業所調査を実施しました。</p> <p>【事業所調査実施状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">目標事業所数 (①)</th> <th rowspan="2">調査事業所数 (②)</th> <th rowspan="2">進捗率 ②/①</th> <th colspan="2">指摘事業所数</th> <th rowspan="2">目標被保険者数 (③)</th> <th rowspan="2">調査被保険者数 (④)</th> <th rowspan="2">進捗率 ④/③</th> </tr> <tr> <th>資格得喪関係</th> <th>報酬関係</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100,000 事業所</td> <td>123,164 事業所</td> <td>123.16 %</td> <td>22,105 事業所</td> <td>75,125 事業所</td> <td>4,980,000人</td> <td>5,197,945人</td> <td>104.38 %</td> </tr> </tbody> </table>	目標事業所数 (①)	調査事業所数 (②)	進捗率 ②/①	指摘事業所数		目標被保険者数 (③)	調査被保険者数 (④)	進捗率 ④/③	資格得喪関係	報酬関係	100,000 事業所	123,164 事業所	123.16 %	22,105 事業所	75,125 事業所	4,980,000人	5,197,945人	104.38 %	<p>については、行動計画において被保険者498万人に対する事業所調査を実施することを目標として取り組みました。</p> <p>○事業所調査実施目標について、目標を超える調査被保険者数に相当する事業所への調査を実施し目標を達成しました。</p>
目標事業所数 (①)	調査事業所数 (②)				進捗率 ②/①	指摘事業所数				目標被保険者数 (③)	調査被保険者数 (④)	進捗率 ④/③								
		資格得喪関係	報酬関係																	
100,000 事業所	123,164 事業所	123.16 %	22,105 事業所	75,125 事業所	4,980,000人	5,197,945人	104.38 %													
<p>② 調査対象の選定</p> <p>ア 令和5年度においては、令和4年度の短時間労働者の適用拡大に該当した事業所のうち、短時間労働者の資格取得届の提出が行われていないと考えられる事業所に対し、事業所調査を実施する。また、令和6年10月からは、被保険者数50人超規模の企業まで適用対象事業所が拡大することから、対象となる可能性のある適用事業所に対して、訪問等による事前の周知を行うとともに、専門家（社会保険労務士等）と連携し、事業主及び従業員の方に対</p>	<p>② 調査対象の選定</p> <p>○次の事業所について、優先的に対象事業所として選定し、事業所調査を実施しました。</p> <p>【最優先の調査対象事業所の実施状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査のきっかけ</th> <th>調査事業所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年10月の適用拡大後の追加調査が必要な事業所</td> <td>4,872事業所</td> </tr> <tr> <td>一定期間以上の遡及又は大幅な報酬等の届出があり特に確認が必要な事業所</td> <td>802事業所</td> </tr> <tr> <td>雇用保険被保険者情報により未加入者がいると見込まれる事業所</td> <td>29,341事業所</td> </tr> <tr> <td>被保険者から通報が行われた事業所</td> <td>1,149事業所</td> </tr> <tr> <td>一定以上の所得があり未納が継続している国民年金被保険者等への就労状況調査により、適用の可能性がある事業所</td> <td>19事業所</td> </tr> <tr> <td>労働基準監督署からの情報提供による事業所調査</td> <td>33事業所</td> </tr> </tbody> </table>	調査のきっかけ	調査事業所数	令和4年10月の適用拡大後の追加調査が必要な事業所	4,872事業所	一定期間以上の遡及又は大幅な報酬等の届出があり特に確認が必要な事業所	802事業所	雇用保険被保険者情報により未加入者がいると見込まれる事業所	29,341事業所	被保険者から通報が行われた事業所	1,149事業所	一定以上の所得があり未納が継続している国民年金被保険者等への就労状況調査により、適用の可能性がある事業所	19事業所	労働基準監督署からの情報提供による事業所調査	33事業所	<p>○令和4年10月施行の短時間労働者適用拡大の対象となった事業所のうち、短時間労働者の資格取得届の提出が行われていないと考えられる事業所4,872事業所の調査を実施しました。</p> <p>○令和6年10月からは、被保険者数50人超規模の企業まで適用対象事業所が拡大することから、対象となる可能性のある適用事業所43,210事業所に対して、訪問等による事前の周知を行いま</p>				
調査のきっかけ	調査事業所数																			
令和4年10月の適用拡大後の追加調査が必要な事業所	4,872事業所																			
一定期間以上の遡及又は大幅な報酬等の届出があり特に確認が必要な事業所	802事業所																			
雇用保険被保険者情報により未加入者がいると見込まれる事業所	29,341事業所																			
被保険者から通報が行われた事業所	1,149事業所																			
一定以上の所得があり未納が継続している国民年金被保険者等への就労状況調査により、適用の可能性がある事業所	19事業所																			
労働基準監督署からの情報提供による事業所調査	33事業所																			

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価																								
する分かりやすい周知広報の取組を行う。 イ 次の事業所は最優先の対象として、必ず実施する。 <ul style="list-style-type: none"> 令和4年10月の短時間労働者適用拡大の制度改正の対象事業所で、雇用保険被保険者情報の活用等により資格取得届の提出が行われていないと考えられる事業所 一定期間以上の遅及又は大幅な報酬変更等の届出があり特に確認が必要な事業所 被保険者等から通報が行われた事業所 法務省出入国在留管理庁から提供される特定技能外国人情報により判明した未適用の外国人就労者を使用する事業所 雇用保険被保険者情報により未加入者がいると見込まれる事業所 ウ 調査対象を次の対象事業所から優先して選定する。 <ul style="list-style-type: none"> 一定期間以上の遅及又は大幅な報酬変更等の届出があった事 	<table border="1"> <tr> <td>法務省出入国在留管理庁から提供される特定技能外国人情報により判明した未適用の外国人就労者を使用する事業所</td><td>65 事業所</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>36,281 事業所</td></tr> </table> <p>【優先調査対象事業所の実施状況】</p> <table border="1"> <tr> <td>調査のきっかけ</td><td>調査事業所数</td></tr> <tr> <td>算定基礎届の長期未提出事業所</td><td>18,359 事業所</td></tr> <tr> <td>賞与支払届未提出の可能性がある事業所</td><td>19,297 事業所</td></tr> <tr> <td>事業実態が疑われる事業所</td><td>3,402 事業所</td></tr> <tr> <td>一定時間以上の遅及又は大幅な報酬変更等の届出があった事業所</td><td>15,710 事業所</td></tr> <tr> <td>一定期間事業所調査が実施されなかった事業所</td><td>14,118 事業所</td></tr> <tr> <td>厚生年金特例法で訂正決定された事業所</td><td>28 事業所</td></tr> <tr> <td>簡易的手法により判明した事業所</td><td>4,360 事業所</td></tr> <tr> <td>新規適用事業所で5人以上の事業所</td><td>7,205 事業所</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>82,479 事業所</td></tr> </table> <p>○令和元年6月より毎月、法務省出入国在留管理庁から提供される特定技能外国人及びその帯同家族に係る情報を活用し、令和5年12月末現在までに在留資格「特定技能」の資格を有した39,950人のうち、適用事業所での勤務実態があるにも関わらず厚生年金保険に未加入の300人が勤務する事業所に対して加入勧奨を実施し、全て適用に結び付けました。</p> <p>○令和3年度より運用している小規模事業所に対する簡易的手法による調査について、令和5年度は6月から令和6年2月にかけ38.5万事業所に「調査票」を送付しました。調査票の回答を求め、併せて「源泉所得税領収証書(写)」の提出を求めて適用すべき可能性がある者がいる事業所を効率的に選定し、重点的に事</p>	法務省出入国在留管理庁から提供される特定技能外国人情報により判明した未適用の外国人就労者を使用する事業所	65 事業所	合計	36,281 事業所	調査のきっかけ	調査事業所数	算定基礎届の長期未提出事業所	18,359 事業所	賞与支払届未提出の可能性がある事業所	19,297 事業所	事業実態が疑われる事業所	3,402 事業所	一定時間以上の遅及又は大幅な報酬変更等の届出があった事業所	15,710 事業所	一定期間事業所調査が実施されなかった事業所	14,118 事業所	厚生年金特例法で訂正決定された事業所	28 事業所	簡易的手法により判明した事業所	4,360 事業所	新規適用事業所で5人以上の事業所	7,205 事業所	合計	82,479 事業所	<p>した。</p> <p>○優先度等を踏まえた事業所の選定を行い【最優先】として選定した36,281事業所に対し調査を実施し、【優先】して選定した82,479事業所に対し調査を実施しました。</p> <p>○出入国在留管理庁からの情報により、厚生年金保険への加入状況を確認し、速やかな適用に結び付けました。</p> <p>○小規模事業所に対する簡易的手法による調査について、適用すべき可能性がある者がいる事業所を効率的に選定し事業所調査</p>
法務省出入国在留管理庁から提供される特定技能外国人情報により判明した未適用の外国人就労者を使用する事業所	65 事業所																									
合計	36,281 事業所																									
調査のきっかけ	調査事業所数																									
算定基礎届の長期未提出事業所	18,359 事業所																									
賞与支払届未提出の可能性がある事業所	19,297 事業所																									
事業実態が疑われる事業所	3,402 事業所																									
一定時間以上の遅及又は大幅な報酬変更等の届出があった事業所	15,710 事業所																									
一定期間事業所調査が実施されなかった事業所	14,118 事業所																									
厚生年金特例法で訂正決定された事業所	28 事業所																									
簡易的手法により判明した事業所	4,360 事業所																									
新規適用事業所で5人以上の事業所	7,205 事業所																									
合計	82,479 事業所																									

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価																	
<p>業所（上記イを除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> 算定基礎届及び賞与支払届が未提出であって文書による届出勧奨を行うも提出のない事業所 <p>③ 効果的な事業所調査の実施</p> <p>ア 雇用保険被保険者情報を有効に活用する。</p>	<p>業所調査を実施しています。</p> <p>○令和6年10月からは、被保険者数50人超規模の企業まで適用対象事業所が拡大することから、対象となる可能性のある適用事業所43,210事業所に対して、訪問等による事前の周知を行いました。</p> <p>○令和5年4月より労働基準監督署において労働基準法上の労働者であると判断した事案について情報提供を受け、厚生年金保険に未加入の者がいる可能性がある事業所に調査を行いました。その取組状況は以下のとおりとなりました。</p> <p>【労働基準監督署から情報提供を受けた事案の取組状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査対象件数</th><th>適用件数</th><th>適用対象外と判断した件数</th><th>調査中・準備中</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>153件</td><td>2件</td><td>31件</td><td>120件</td></tr> </tbody> </table> <p>③ 効果的な事業所調査の実施</p> <p>○優先度等を踏まえた対象事業所の選定を行い、臨場、呼出、郵送等の手法を組み合わせた調査により、事業所調査指摘状況は以下のとおりとなりました。</p> <p>【事業所調査指摘状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">指摘事業所数</th><th>調査により適用した被保険者数</th></tr> <tr> <th>資格得喪関係</th><th>報酬関係</th><td></td></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>22,105事業所</td><td>75,125事業所</td><td>41,524人</td></tr> </tbody> </table> <p>なお、調査に当たっては効果的な事業所調査とすべく、以下のような取組を実施しています。</p> <p>○雇用保険被保険者情報の提供を受け、厚生年金保険の適用の可能性がある者を特定し、その情報を年金事務所へ提供することにより、効果的・効率的な事業所調査を実施しました。</p>	調査対象件数	適用件数	適用対象外と判断した件数	調査中・準備中	153件	2件	31件	120件	指摘事業所数		調査により適用した被保険者数	資格得喪関係	報酬関係		22,105事業所	75,125事業所	41,524人	<p>を実施しました。</p> <p>○資格得喪関係の指摘事業所数は22,105事業所、報酬関係の指摘事業所数は75,125事業所となりました。</p> <p>調査により適用した被保険者数は41,524人となり、従業員の適用漏れの防止及び届出の適正化を図りました。</p> <p>○雇用保険被保険者情報により、厚生年金保険の適用の可能性がある者を特定して調査に活用す</p>
調査対象件数	適用件数	適用対象外と判断した件数	調査中・準備中																
153件	2件	31件	120件																
指摘事業所数		調査により適用した被保険者数																	
資格得喪関係	報酬関係																		
22,105事業所	75,125事業所	41,524人																	

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価										
<p>イ 大規模事業所については、本部に設置した専門組織と年金事務所等の協働により、効果的・効率的な調査を実施する。</p>	<p>○被保険者 10,000 人以上の大規模事業所の調査については、引き続き、特別法人対策部と管轄年金事務所で連携して取り組みました。調査資料である給与情報等の電子媒体（電子データ）を活用することにより、全従業員について加入の要否を網羅的に確認するとともに、機構内のデータによる確認を行う等、訪問や呼出によらず、事業所との接触を控えた「非対面型」による調査手法により効率的かつ効果的に事業所調査を実施しました。</p> <p>【大規模事業所調査の取組状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和5年度計画</th><th>令和6年3月末</th><th>うち指摘事業所数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12 事業所</td><td>12 事業所</td><td>適用もれ：2 事業所 報酬誤り：12 事業所</td></tr> </tbody> </table>	令和5年度計画	令和6年3月末	うち指摘事業所数	12 事業所	12 事業所	適用もれ：2 事業所 報酬誤り：12 事業所	<p>ることにより、効果的・効率的な調査に取り組みました。</p> <p>○被保険者 10,000 人以上の適用事業所については、訪問や呼出によらず、電子データを活用し、事業所との接触を控えた「非対面型」による調査手法により、効率的・効果的な調査を 12 事業所に実施し、適用漏れ 2 事業所、報酬誤りについて 12 事業所に対し指摘しました。</p>				
令和5年度計画	令和6年3月末	うち指摘事業所数										
12 事業所	12 事業所	適用もれ：2 事業所 報酬誤り：12 事業所										
<p>ウ 小規模事業所に対しては、調査票を送付する簡易的な手法により効果的・効率的に調査を実施する。</p>	<p>○小規模事業所に対する簡易的手法による調査について、適用すべき可能性がある者がいる事業所を効率的に選定し、本部から資格取得届の提出勧奨文書を送付しました。届出等の確認ができない事業所については、年金事務所において、優先調査対象事業所として事業所調査を実施しました。</p> <p>【小規模事業所に対する簡易的手法による調査の実施状況】 令和6年3月末</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>送付件数</th><th>調査票提出件数</th><th>取得届勧奨件数</th><th>取得届提出済事業所</th><th>勧奨により適用した被保険者数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>385,098 件</td><td>229,996 件</td><td>10,300 件</td><td>409 件</td><td>740 人</td></tr> </tbody> </table>	送付件数	調査票提出件数	取得届勧奨件数	取得届提出済事業所	勧奨により適用した被保険者数	385,098 件	229,996 件	10,300 件	409 件	740 人	<p>○令和5年度は 38.5 万事業所に対し、小規模事業所に対する簡易的な手法による調査を実施し、適用の可能性がある者がいる事業所を効率的に選定し、事業所調査を実施しました。</p>
送付件数	調査票提出件数	取得届勧奨件数	取得届提出済事業所	勧奨により適用した被保険者数								
385,098 件	229,996 件	10,300 件	409 件	740 人								

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<p>イン提出の活用について積極的に案内する。</p> <p>力 調査結果のデータ管理をしてい る適用業務支援システムと、統計分析サブシステムとの連携を図り、調査対象事業所を効率的に抽出するシステムの稼働に向け準備を進め る。</p> <p>④ 目標達成に向けた進捗管理の徹底</p> <p>目標達成に向け、本部において各年金事務所の進捗を管理・指導するとともに、定期的に本部・年金事務所合同の会議を開催し、行動計画の確実な達成を図る。</p> <p>(3) その他</p> <p>① 届出に係る事務処理の迅速化</p> <p>健康保険被保険者証の早期交付に 向けて、健康保険被保険者証の交付に 関係する届出（資格取得届、資格喪失 届及び被扶養者異動届）について、標 準的な処理期間の目標を設定し、月次 で進捗管理を行うとともに、他の届出 に優先して処理を行うことにより、引 き続き迅速な事務処理に取り組む。</p>	<p>業所（被保険者10～19人）に対して、オンラインによる提出を可能としており、2,122事業所からの提出がありました。</p> <p>○適用に関するデータを管理している適用業務支援システムについて、調査結果の収録情報の追加と記録管理システムの情報を活用し、抽出対象の選定等を効率的に行うためのシステム開発（統計分析サブシステムとの連携）に係る要件定義を行い、令和6年1月から稼働しています。</p> <p>④ 目標達成に向けた進捗管理の徹底</p> <p>○目標達成に向け、年金事務所においては、策定した行動計画に基づき計画的に取組を行い、また、毎月の適用対策会議において、進捗状況の確認を行い、確実に計画を実施するため、P D C Aサイクルに基づいた取組を実施しました。</p> <p>○本部においては、調査対象事業所の選定や調査の実施状況を把握し、対策の上乗せが必要な年金事務所の適用対策会議に参加し必要な助言・指導を行いました。</p> <p>(3) その他</p> <p>① 届出に係る事務処理の迅速化</p>	<p>○調査結果の収録情報の追加と記録管理システムの情報を活用した効率的な抽出ができるようシステムの要件定義を行い、令和6年1月から、システムが稼働しました。</p> <p>○本部及び年金事務所において、調査対象事業所及び調査状況を把握・共有した上で、確実に計画を実施するための進捗管理を徹底し取り組みました。</p>
	<p>○繁忙期である令和5年4月において、健康保険被保険者証の交付に関する届出（資格取得届、資格喪失届及び被扶養者異動届）の処理に最優先で取り組み、電子申請・電子媒体・紙媒体のいずれにおいても、標準的な処理期間の平均処理日数（※1）の目標（※2）を達成しました。</p> <p>（※1）機構における届書の受付日の翌日から資格確認までの期間（土日祝日を除く営業日）であり、全国健康保険協会における健康保険被保険者証の作成に要する期間は含みません。</p> <p>（※2）令和5年度の被保険者証関係届書の目標</p>	<p>○電子申請による資格取得届等の健康保険被保険者関係届について、繁忙期である令和5年4月においても標準的な処理期間の目標を達成することができました。</p>

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価																																																																																					
特に、電子申請による資格取得届等の健康保険被保険者関係届については原則2営業日以内に全国健康保険協会へ資格情報を提供することを維持する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>電子申請</th><th>電子媒体</th><th>紙媒体</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標準的な処理期間の目標</td><td>1営業日</td><td>2営業日</td><td>4営業日</td></tr> </tbody> </table> <p>【事務処理状況（資格取得届）】4月の平均処理日数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">届書 種別</th><th colspan="9">資格取得届</th></tr> <tr> <th colspan="3">電子申請</th><th colspan="3">電子媒体</th><th colspan="3">紙媒体</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年月</td><td>R3.4</td><td>R4.4</td><td>R5.4</td><td>R3.4</td><td>R4.4</td><td>R5.4</td><td>R3.4</td><td>R4.4</td><td>R5.4</td></tr> <tr> <td>平均 処理 日数</td><td>0.5日</td><td>0.7日</td><td>0.5日</td><td>0.8日</td><td>0.8日</td><td>0.9日</td><td>2.9日</td><td>3.6日</td><td>2.9日</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 令和4年4月の平均処理日数は、同月に発生した電子申請受信遅延の影響を含む。</p> <p>【事務処理状況（被扶養者異動届）】4月の平均処理日数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">届書 種別</th><th colspan="9">被扶養者異動届</th></tr> <tr> <th colspan="3">電子申請</th><th colspan="3">電子媒体</th><th colspan="3">紙媒体</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年月</td><td>R3.4</td><td>R4.4</td><td>R5.4</td><td>R3.4</td><td>R4.4</td><td>R5.4</td><td>R3.4</td><td>R4.4</td><td>R5.4</td></tr> <tr> <td>平均 処理 日数</td><td>0.7日</td><td>0.9日</td><td>0.7日</td><td>0.9日</td><td>0.9日</td><td>1.2日</td><td>2.8日</td><td>3.6日</td><td>2.9日</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 令和4年4月の平均処理日数は、同月に発生した電子申請受信遅延の影響を含む。</p> <p>② 「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）」への対応</p> <p>ア 年金事務所は、厚生年金特例法の事務処理マニュアルに従って、特例</p> <p>② 「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）」への対応</p> <p>○厚生年金特例法への対応（※）に関しては、地方年金記録訂正審議会が年金記録の訂正の答申を行ったもの及び年金事務所において年金記録の訂正が可能と判断しては、4,092件に係る特例納付保</p>	種別	電子申請	電子媒体	紙媒体	標準的な処理期間の目標	1営業日	2営業日	4営業日	届書 種別	資格取得届									電子申請			電子媒体			紙媒体			年月	R3.4	R4.4	R5.4	R3.4	R4.4	R5.4	R3.4	R4.4	R5.4	平均 処理 日数	0.5日	0.7日	0.5日	0.8日	0.8日	0.9日	2.9日	3.6日	2.9日	届書 種別	被扶養者異動届									電子申請			電子媒体			紙媒体			年月	R3.4	R4.4	R5.4	R3.4	R4.4	R5.4	R3.4	R4.4	R5.4	平均 処理 日数	0.7日	0.9日	0.7日	0.9日	0.9日	1.2日	2.8日	3.6日	2.9日
種別	電子申請	電子媒体	紙媒体																																																																																				
標準的な処理期間の目標	1営業日	2営業日	4営業日																																																																																				
届書 種別	資格取得届																																																																																						
	電子申請			電子媒体			紙媒体																																																																																
年月	R3.4	R4.4	R5.4	R3.4	R4.4	R5.4	R3.4	R4.4	R5.4																																																																														
平均 処理 日数	0.5日	0.7日	0.5日	0.8日	0.8日	0.9日	2.9日	3.6日	2.9日																																																																														
届書 種別	被扶養者異動届																																																																																						
	電子申請			電子媒体			紙媒体																																																																																
年月	R3.4	R4.4	R5.4	R3.4	R4.4	R5.4	R3.4	R4.4	R5.4																																																																														
平均 処理 日数	0.7日	0.9日	0.7日	0.9日	0.9日	1.2日	2.8日	3.6日	2.9日																																																																														

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<p>納付保険料の納付勧奨等を確実に実施し、進捗管理の徹底を図る。</p> <p>イ また、厚生年金特例法の納付申出があった事案については、事務処理マニュアルに従って特例納付保険料の納入告知を行い、債権管理を徹底する。</p> <p>③ 「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(以下「健全化法」という。)への対応 健全化法の規定の趣旨を踏まえ、企業年金連合会とのデータの突き合わせ作業を行っており、企業年金連合会からの依頼に基づき必要な対応を行う。</p> <p>④ 船員保険制度への対応 船員保険制度に関する事務処理要領等の整備や人材育成を行うとともに、調査業務の集約等、事務処理体制の見直しを検討する。</p>	<p>た 4,092 件に係る特例納付保険料 5.3 億円について納付勧奨を行い、3,659 件、4.4 億円の納付実績となりました。</p> <p>(※)厚生年金特例法により申立期間について厚生年金保険料が報酬より控除されていたことが認定されたときは、年金記録が訂正され、年金額に反映されます。事業主には特例納付保険料を納付するように勧奨を行いますが、納付に応じない場合は事業主名等が公表されます。</p> <p>③ 「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(以下「健全化法」という。)」への対応 ○健全化法の規定の趣旨を踏まえ、企業年金連合会が保有する記録とのデータの突き合わせ作業を引き続き進めました。</p> <p>④ 船員保険制度への対応 ○船員保険制度に関する業務遂行時における参考テキストとして令和2年度末に作成した「船員保険報酬月額算定の手引」により、8拠点に対し臨場等による現状調査と人材育成を行うとともに、事務処理要領の整備や事務処理体制の見直しの準備を進めました。</p>	<p>保険料 5.3 億円について納付勧奨を行い、3,659 件、4.4 億円の納付実績となりました。</p> <p>○企業年金連合会からの依頼に基づきデータの突き合わせ作業を進めました。</p> <p>○船員保険制度に関する事務処理要領の整備や事務処理体制の見直しの準備を進めました。</p>

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<p>4. 厚生年金保険・健康保険等の保険料徴収対策</p> <p>厚生年金保険・健康保険等の保険料徴収対策については、納付の猶予及び換価の猶予（以下「法定猶予制度」という。）の運用に柔軟に対応してきたことにより、事業所の存続と安定を図りつつ、保険料収納を確保してきた。</p> <p>令和4年度においては、法定猶予制度の適用を受けた事業所（以下「法定猶予事業所」という。）からの保険料収納を確保するため、新規発生保険料以上の納付計画を基本とした運営を順次進めるとともに、納付協議に応じない事業所には滞納処分を実施することにより、収納率の向上が図られている。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大前（令和元年度）の徴収実績への回復を見据え、令和5年度においても、法定猶予制度の適用も含め、納付に重点を置いた徴収対策を着実に実施し、公正かつ公平な保険料収納の確保を図る。</p> <p>(1) 行動計画の策定 厚生年金保険・健康保険等の保険料徴収対策については、令和5年度行動計画</p>	<p>4. 厚生年金保険・健康保険等の保険料徴収対策</p> <p>○令和5年度における厚生年金保険料等の徴収対策については、収納未済額の大部分を占めている納付の猶予及び換価の猶予（以下「法定猶予制度」という。）の適用を受けている事業所（以下「法定猶予事業所」という。）に対して、国税徴収法等の法令上定められた猶予期間を踏まえた納付計画の策定に最優先で取り組むため、事業所の状況を丁寧に確認した上で、納付計画の見直し等に柔軟に対応し、適切な履行管理を行うことで、公正かつ公平な保険料収納の確保を図りました。</p> <p>保険料の納付が困難である旨の申出を受けた事業所に対しては、事業所の財務状況や今後の資金繰り計画等を丁寧に確認した上で納付協議を実施し、新規発生保険料以上の納付を基本として、事業の実情に即した法定猶予制度の適用を進めました。また、適切な納付計画の提出に応じない事業所や納付計画の不履行が繰り返される事業所等については、財産調査及び財産の差押等の滞納処分を実施しました。</p> <p>○本部と年金事務所が一体となった徴収対策を進めるため、電話による納付督促業務を集中的に実施する架電コールセンターと全喪事業所の執行停止処理に係る財産調査業務を集約して実施する調査センターを本部で運営し、年金事務所の徴収対策の効率化を推進しました。</p> <p>○徴収職員の育成について、徴収対策に関する公正かつ公平な運用を行うための研修を計画的に実施するとともに、事業所の財務状況の分析能力を高めるための実践的な研修を行うなど、現場の年金事務所のニーズに対応した育成に取り組みました。</p> <p>(1) 行動計画の策定 ○令和5年度の厚生年金保険等の行動計画は、新型コロナウイルス感染症の拡大前（令和元年度）の徴収実績への回復を見据え、公正かつ公平で安定的な保険料収納</p>	<p>○令和5年度における厚生年金保険等の行動計画に基づき、公正</p>

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価																								
<p>を策定し、以下の取組を効果的かつ効率的に推進する。</p> <p>行動計画の策定に当たっては、機構全体として厚生年金保険・健康保険等の収納率について、前年度からの収納未済額の圧縮に努めることにより、前年度と同等以上の水準を確保することを目標とする。</p> <p>また、目標達成に向けて、取組の全体実績に基づく計画の策定と進捗管理を徹底するとともに、滞納整理関係事務処理要領に基づき、個別の滞納事業所の債権管理を適正に実施し、行動計画の取組を推進する。</p>	<p>を確保するため、法定猶予制度の適用を図りつつ、新規発生保険料以上の納付を基本として、前年度からの収納未済額の圧縮を図ることにより、厚生年金保険料等の収納率について前年度と同等以上の水準を確保することを目標として策定しました。</p> <p>○行動計画目標の進捗状況については、本部と年金事務所が連携して組織的に管理し、事業実績が目標に達していない年金事務所等へは合同の徴収対策会議を通じて効果的な助言・指導を行う等の改善を図りました。</p> <p>○令和5年度末の厚生年金保険料の収納率（過年度分を含む。以下同じ。）は98.7%となり、前年度末実績を0.2ポイント上回りました。</p> <p>【厚生年金保険料収納率】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>厚生年金保険</th><th>令和5年度</th><th>令和4年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>徴収決定額</td><td>●兆●●●億円</td><td>34兆5,889億円</td></tr> <tr> <td>収納額</td><td>●兆●●●億円</td><td>34兆0,583億円</td></tr> <tr> <td>収納率</td><td>98.7%</td><td>98.5%</td></tr> </tbody> </table> <p>○令和5年度末の全国健康保険協会管掌健康保険料の収納率は97.7%となり、前年度末実績を0.4ポイント上回りました。</p> <p>【健康保険料収納率】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協会管掌健康保険</th><th>令和5年度</th><th>令和4年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>徴収決定額</td><td>●兆●●●億円</td><td>11兆2,938億円</td></tr> <tr> <td>収納額</td><td>●兆●●●億円</td><td>10兆9,872億円</td></tr> <tr> <td>収納率</td><td>97.7%</td><td>97.3%</td></tr> </tbody> </table> <p>○令和5年度末の収納未済額については、厚生年金保険料で●●●億円、全国健康保険協会管掌健康保険料で●●●億円となりました。</p> <p>【収納未済額】</p>	厚生年金保険	令和5年度	令和4年度	徴収決定額	●兆●●●億円	34兆5,889億円	収納額	●兆●●●億円	34兆0,583億円	収納率	98.7%	98.5%	協会管掌健康保険	令和5年度	令和4年度	徴収決定額	●兆●●●億円	11兆2,938億円	収納額	●兆●●●億円	10兆9,872億円	収納率	97.7%	97.3%	<p>かつ公平で安定的な保険料収納を確保するため、法定猶予制度の適用を図りつつ、新規発生保険料以上の納付を基本として、本部と年金事務所が連携して組織的に目標管理を行い、事業実績が目標に達していない年金事務所等へは合同の徴収対策会議を通じて効果的な助言・指導を行う等の改善を図りました。</p> <p>○この結果、厚生年金保険料の収納率は98.7%、全国健康保険協会管掌健康保険料の収納率は97.7%となり、前年度末実績と同等以上の水準を確保しました。</p> <p>また、収納未済額についても、厚生年金保険料で●●●億円、全国健康保険協会管掌健康保険料で●●●億円となりました。</p>
厚生年金保険	令和5年度	令和4年度																								
徴収決定額	●兆●●●億円	34兆5,889億円																								
収納額	●兆●●●億円	34兆0,583億円																								
収納率	98.7%	98.5%																								
協会管掌健康保険	令和5年度	令和4年度																								
徴収決定額	●兆●●●億円	11兆2,938億円																								
収納額	●兆●●●億円	10兆9,872億円																								
収納率	97.7%	97.3%																								

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>収納未済額</th><th>令和5年度</th><th>令和4年度</th><th>対前年度比</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>厚生年金保険</td><td>●●●億円</td><td>5,071億円</td><td>-●●億円</td></tr> <tr> <td>協会管掌健康保険</td><td>●●●億円</td><td>2,927億円</td><td>-●●億円</td></tr> </tbody> </table>	収納未済額	令和5年度	令和4年度	対前年度比	厚生年金保険	●●●億円	5,071億円	-●●億円	協会管掌健康保険	●●●億円	2,927億円	-●●億円	
収納未済額	令和5年度	令和4年度	対前年度比											
厚生年金保険	●●●億円	5,071億円	-●●億円											
協会管掌健康保険	●●●億円	2,927億円	-●●億円											
(2) 滞納事業所等に対する納付指導、法定猶予制度の適用及び滞納処分	(2) 滞納事業所等に対する納付指導、法定猶予制度の適用及び滞納処分													
<p>滯納事業所等に対しては、法定猶予制度の適用の有無等、滯納状況に応じた対策を講じることとし、早期の納付指導による収納確保を図るとともに、法定猶予事業所に対しては適正な納付計画の策定及び履行管理を行い、以下のとおり滯納の長期化を防止する施策を実施する。</p> <p>① 納付期限までに納付がなかった適用事業所に対して、電話による納付督励業務を集中的に実施するための全国集約コールセンターを効率的に運営し、督促指定期限までの納付督励を確実に行う。</p> <p>また、督促指定期限までに納付がない滯納事業所に対して、滯納整理関係事務処理要領に基づく納付指導と納付協議を確実に実施する。</p> <p>② 滞納事業所から納付が困難である旨の申出を受けた場合は、事業所の財務状況や今後の資金繰り計画等を丁</p>	<p>○納付期限までに納付がなかった適用事業所に対して、督促指定期限までの電話による納付督励業務を集中的に実施する架電コールセンターを本部で運営し、滯納整理関係事務処理要領に基づく初期対応手順を確実に実施しました。この結果、令和5年4月から令和6年3月までの期間中に 251,179 件の対象事業所（収納未済額合計で約 1,470 億円）に対して架電を行い、約 82%にあたる 207,145 件（収納未済額では約 89%にあたる約 1,306 億円）の事業所について、督促指定期限内に未納が解消しました。</p> <p>また、その際、事業所から督促指定期限までの納付が困難であるとの申出があった場合には、法定猶予制度の活用を説明するとともに、年金事務所において納付協議を行うよう、丁寧に促しました。</p> <p>○督促指定期限を超えた滯納事業所に対しては、年金事務所において、滯納保険料の早期納付を適切に指導するとともに、保険料の納付が困難である旨の申出を受けた事業所に対しては、事業所の財務状況や今後の資金繰り計画等を丁寧に確認した上で納付協議を実施し、新規発生保険料以上の納付を基本として、事業の実情に即した法定猶予制度の適用を進めました。</p> <p>この結果、令和5年度末の滯納事業所は 142,119 事業所（そのうち、法定猶予事業所は 11,295 事業所）、適用事業所全体に占める割合は 5.1%となりました。</p> <p>【滞納事業所数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>令和5年度</th><th>令和4年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>滞納事業所</td><td>142,119事業所</td><td>140,811事業所</td></tr> </tbody> </table>		令和5年度	令和4年度	滞納事業所	142,119事業所	140,811事業所	<p>○納付期限までに納付がなかった事業所に対する督促指定期限までの電話による納付督励業務を集約して実施する架電コールセンターを本部で運営し、初期対応手順を確実に実施しました。また、督促指定期限を超えた滯納事業所に対する納付指導と納付が困難な事業所に対する法定猶予制度の適用により、適切な納付計画の策定と履行管理に取り組みました。</p> <p>○この結果、令和5年度末の滯納事業所は 142,119 事業所（そのうち、法定猶予事業所は 11,295 事業所）、適用事業所全体に占める割合は 5.1%となりました。</p>						
	令和5年度	令和4年度												
滞納事業所	142,119事業所	140,811事業所												

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況			自己評価	
寧に確認した上で、適切に納付計画を策定し、法定猶予制度を適用する。なお、法定猶予制度の適用に当たっては、新規発生保険料以上の納付計画を基本とする等、納付に重点を置いた運用を行う。 ③ 適正な納付計画の策定に向けた納付協議に応じず法定猶予制度の適用がない事業所や納付計画の不履行を繰り返す事業所に対しては、滞納整理関係事務処理要領に基づく手順に沿って財産調査や財産の差押等の滞納処分を実施し、債権の保全と滞納保険料の解消を図る。 ④ 法定猶予事業所の納付計画の履行状況を確実に管理するとともに、納付協議に応じない事業所等に対する滞納処分の手続を機動的に実施するために必要な体制を確保する。 また、事務処理の効率化等を図るために、令和4年10月に設置した集約調査センターにおいて、全喪事業所に対する財産調査を一括して実施する。	適用事業所に占める滞納事業所の割合	5.1%	5.2%		
【法定猶予制度の適用状況】					
		令和5年度	令和4年度		
納付の猶予		6 事業所	223 事業所		
換価の猶予	申請	0 事業所	3,001 事業所		
	職権	11,289 事業所	42,926 事業所		
合計		11,295 事業所	46,150 事業所		
○また、国税徴収法等の法令上定められた猶予期間を踏まえた納付計画の策定に最優先で取り組み、事業所の状況を丁寧に確認した上で、納付計画の見直し等に柔軟に対応した結果、令和6年3月末現在の法定猶予事業所 11,295 件のうち、全体の約 98%にあたる 11,083 件の事業所について、新規発生保険料額を超えた納付計画が策定されました。					
【法定猶予事業所の納付計画の状況】					
		新規調定額超	新規調定額以下		
		猶予期間内	猶予期間超	新規調定額のみ	新規調定額未満
事業所数	11,295 件	4,455 件	6,628 件	212 件	0 件
猶予金額	434 億円	161 億円	264 億円	9 億円	0 億円
○新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、財産調査や財産の差押等の滞納処分業務を令和2年4月以降停止していましたが、令和3年4月以降段階的に再開し、令和5年度においては、適切な納付計画の提出に応じない事業所や納付計画の不履行が繰り返される事業所等については、財産調査及び財産の差押等の滞納処分を適切に実施しました。					
【滞納処分の実施状況】					
○法定猶予事業所の猶予期間を踏まえ事業所の状況を丁寧に確認し、納付計画の見直し等に柔軟に対応した結果、令和6年3月末現在の法定猶予事業所 11,295 件のうち、全体の約 98%にあたる 11,083 件の事業所について、新規発生保険料額を超えた納付計画が策定されました。					
○令和5年度においては、適切な納付計画の提出に応じない事業所や納付計画の不履行が繰り返される事業所に対して、引き続き事業の存続に配慮した上で、財産調査や財産の差押等の滞納					

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価																														
(3) 徴収が困難な事業所に対する徴収対策の徹底 広域に事業を行っている等の徴収の困難性が高く滞納が長期間又は高額となっている事業所については、特別法人対策部が所管し、納付指導や滞納処分を効果的に実施することにより、収納未済額の圧縮を図る。 なお、財産の隠匿を図る等の悪質な滞納事業所については、国税庁との連携協力を強化し、滞納処分等の権限を国税庁に委任する仕組みを引き続き活用する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>令和5年度</th><th>令和4年度</th><th>令和3年度</th><th>令和2年度</th><th>令和元年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>差押執行事業所</td><td>42,072件</td><td>27,784件</td><td>6,781件</td><td>3,357件</td><td>33,142件</td></tr> </tbody> </table> <p>○また、全喪事業所に対する財産調査を一括して実施する集約調査センターを本部で運営し、令和5年4年から令和6年3月までの期間中に11,258件の全喪事業所に対する調査を完了し、年金事務所における事務処理の効率化を図りました。</p> <p>(3) 徴収が困難である事業所に対する徴収対策の徹底</p> <p>○徴収の困難性が高く、滞納が長期間又は高額となっている事業所については、本部の専門部署である特別法人対策部が所管し、令和5年度は446事業所に対して、収納未済額354億円の滞納整理に取り組みました。</p> <p>納付協議に応じない事業所等には、迅速に納付指導や滞納処分を実施するとともに、広域に事業を行っている事業所等には年金事務所と連携した対応を進めることにより、債権の保全と滞納保険料の解消を図りました。</p> <p>○この結果、令和6年3月末時点の所管事業所に対する収納未済額は217億円となり、年度当初より137億円が削減されました。</p> <p>なお、241事業所については、滞納保険料の解消の見通しが立ったこと等により、年金事務所の所管に戻しました。</p> <p>【特別法人対策部の取組状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">所管事業</th><th colspan="3">令和5年度所管分</th><th rowspan="2">令和6年3月末</th></tr> <tr> <th>前年度からの繰越分</th><th>令和5年度移管分</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所管事業所数</td><td>278件</td><td>168件</td><td>446件</td><td>205件</td></tr> <tr> <td>収納未済額（延滞金含む）</td><td>131億円</td><td>223億円</td><td>354億円</td><td>217億円※</td></tr> </tbody> </table> <p>(※) 年度途中で移管終了した事業所の収納未済額を含む。</p>		令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	差押執行事業所	42,072件	27,784件	6,781件	3,357件	33,142件	所管事業	令和5年度所管分			令和6年3月末	前年度からの繰越分	令和5年度移管分	合計	所管事業所数	278件	168件	446件	205件	収納未済額（延滞金含む）	131億円	223億円	354億円	217億円※	<p>処分業務を進め、42,072事業所に差押を執行しました。</p> <p>○また、全喪事業所に対する財産調査を一括して実施する集約調査センターを本部で運営し、年金事務所における事務処理の効率化を図りました。</p> <p>○徴収の困難性が高く、滞納が長期間又は高額な事業所については、本部の特別法人対策部が所管し、令和5年度は446事業所、収納未済額354億円の滞納整理に取り組みました。</p> <p>この結果、収納未済額は年度当初に比べて137億円削減されるとともに、241事業所について滞納保険料の解消の見通しが立ったこと等により、年金事務所の所管に戻しました。</p>
	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度																											
差押執行事業所	42,072件	27,784件	6,781件	3,357件	33,142件																											
所管事業	令和5年度所管分			令和6年3月末																												
	前年度からの繰越分	令和5年度移管分	合計																													
所管事業所数	278件	168件	446件	205件																												
収納未済額（延滞金含む）	131億円	223億円	354億円	217億円※																												

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価												
	<p>○国税庁への滞納処分等の権限委任について、国税局との打合せを定期的に実施し、既に委任を行っている事案に係る発生保険料の追加委任に加え、財産の隠匿の疑い等のある悪質な滞納事業所について、新規の権限委任を適切に実施しました（追加委任 125 件及び新規委任 20 件）。なお、これはコロナ禍前の令和元年度と同等の実績となりました。</p> <p>【国税委任の新規委任実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>令和5年度</th><th>令和4年度</th><th>令和3年度</th><th>令和2年度</th><th>令和元年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規委任数</td><td>20 件</td><td>2 件</td><td>0 件※</td><td>0 件※</td><td>28 件</td></tr> </tbody> </table> <p>(※) 令和2年度及び令和3年度は、コロナ禍対応により実績なし。</p>		令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	新規委任数	20 件	2 件	0 件※	0 件※	28 件	<p>○国税庁への滞納処分等の権限委任について、国税局との打合せを定期的に実施し、財産の隠匿の疑い等のある悪質な滞納事業所について、新規の権限委任を適切に実施し、コロナ禍前の令和元年度と同等の実績となりました。</p>
	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度									
新規委任数	20 件	2 件	0 件※	0 件※	28 件									
<p>(4) 徴収職員の育成</p> <p>保険料徴収対策に関する制度と実務に通じた高い専門性を有する職員を育成するため、職務と経験に合わせた研修の実施に取り組む。</p> <p>また、事業の財務状況等を的確に見極めるための徴収職員のスキル向上を図るために、特別法人対策部や地域部による人材育成支援を強化する。</p> <p>(5) 徴収業務に係るシステム化と効率化の推進</p>	<p>(4) 徴収職員の育成</p> <p>○徴収対策に関して、公正かつ公平な運用を行うための研修を計画的に実施するとともに、国税局や特別法人対策部等の専門性を有する職員を講師として、徴収職員の対応スキルを高めるための実践的な研修を実施しました。</p> <p>特に、令和5年度においては年金事務所長等を対象とした事業所の財務状況を分析できる能力を培う研修を実施し、年金事務所の要望に対応しました。</p> <p>(5) 徴収業務に係るシステム化と効率化の推進</p>	<p>○徴収対策に関して公正かつ公平な運用を行うための研修を計画的に実施し、徴収職員の育成に取り組むとともに、国税局や特別法人対策部等の専門性を有する職員を講師とした実践的な研修を実施しました。</p> <p>また、事業所の財務状況を分析できる能力を培う研修を特別に実施し、年金事務所の要望に対応しました。</p>												

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<p>法定猶予事業所を含めた滞納事業所全体の債権管理と初期対応から不納欠損処理までの一連の事務処理を効率的に実施できるシステム化を引き続き推進する。</p>	<p>○徴収対策に使用している滞納処分関係の業務支援ツールの機能改善に取り組み、全拠点参加型のキャンペーン（「この仕事はやめられるのでは」キャンペーン）による拠点からの提案等を踏まえ、令和5年3月末に滞納処分事蹟等の電子決裁化を実現しました。</p>	<p>○徴収対策に使用している滞納処分関係の業務支援ツールの機能改善に取り組み、令和5年3月末に滞納処分事蹟等の電子決裁化を実現しました。</p>
<p>(6) 口座振替の利用促進</p> <p>口座振替を利用していない適用事業所については口座振替による保険料納付の利用促進を引き続き図るとともに、新規適用事業所に対する勧奨を本部と年金事務所が連携し、効率的に実施する。</p>	<p>(6) 口座振替の利用促進</p> <p>○機構ホームページに口座振替の利用案内及び申出書様式を掲載するとともに、機構公式X（旧Twitter）による情報発信を定期的に実施し、利用の促進を図りました。あわせて、新規適用事業所に対する電話やチラシによる勧奨を継続的に実施し、令和5年度の口座振替実施率は適用事業所が大幅に増加している状況下で、厚生年金保険●●%（前年度実績81.5%）、全国健康保険協会管掌健康保険●●%（前年度実績80.8%）となり、前年度実績と同等以上の実績となりました。また、口座振替実施金融機関の拡大に取り組み、インターネット専業銀行1行と令和6年4月からの口座振替の開始を合意しました。</p>	<p>○厚生年金保険料等の口座振替の利用を促進するため、機構ホームページや機構公式X（旧Twitter）を活用した広報を実施するとともに、新規適用事業所に対する申請勧奨を継続し、適用事業所が増加している状況下で、適用事業所に対する口座振替実施率が前年度実績と同等以上の実績となりました。また、インターネット専業銀行1行と新たに口座振替の開始を合意しました。</p>

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<p>5. 年金給付</p> <p>安定した給付を維持するとともに、各種施策を通じて正確な事務処理を徹底する取組を行い、年金給付の正確性の確保及びお客様サービスの向上を促進する。</p> <p>(1) 正確な年金給付の実現に向けた体制強化</p> <p>正確な年金給付を実現するため、お客様との直接の接点である年金事務所において、新規裁定及び諸変更業務の受付・決定を行い、中央年金センターにおいて、年金事務所による事務執行の正確性をチェックし、入力・支払を行う体制の確立に向けて、以下について取り組む。</p> <p>① 事務センターで行っている年金給付業務の集約</p> <ul style="list-style-type: none"> 再裁定の勧奨業務及び特別障害給付金等に関する業務について、令和5年4月までに中央年金センター及び障害年金センターに集約を行う。また、集約後の状況を適切に把握・検証し、必要に応じ事務処理 	<p>5. 年金給付</p> <p>年金制度を実務として適正に運用し、年金給付の正確性の確保及びお客様サービスの向上を促進するため、年金事務所と中央年金センターで執行する体制への再構築を進めるとともに、簡易な電子申請の環境整備など年金給付業務のデジタル化に向けて取り組みました。また、年金制度改革や令和5年度の特別支給の老齢厚生年金に係る請求件数の増加に対応するため、年金事務所のお客様相談室の体制整備等を図りました。</p> <p>(1) 正確な年金給付の実現に向けた体制強化</p> <p>年金給付業務の執行体制について、年金事務所と中央年金センターで執行する体制に再構築する取組を以下のとおり進めました。</p> <p>また、令和5年度の特別支給の老齢厚生年金に係る請求件数の増加に対応するため、年金事務所のお客様相談室の体制整備を図るとともに、再び請求件数が増加する令和8年度に向けた体制整備の検討に着手しました。</p> <p>① 事務センターで行っている年金給付業務の集約</p> <p>○年金事務所への審査業務の移管後も事務センターに残る年金給付業務について、業務の効率化・省力化及び正確性の確保の観点から、令和5年4月に再裁定の勧奨業務及び特別障害給付金等に関する業務を、それぞれ中央年金センター及び障害年金センターに集約しました。</p> <p>○集約に当たっては、業務支援ツールの改修や業務処理要領の改正により事務処理工程の改善を図りました。また、集約実施後は、業務の進捗状況の管理や特別障</p>	<p>○事務処理工程等の改善を図ることで、集約後の業務を遅滞なく実施するとともに、特別障害給付金について、事務処理の効率化を図りました。</p>

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<p>工程等の改善を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その他の年金給付業務（年金請求書等の入力業務、入力後のリスト処理業務、年金証書等の作成・発送業務）の効率化・システム化を検討し、集約に向けた基本方針を策定する。 	<p>害給付金における物価スライド改定の事後検証等を実施するとともに、令和5年6月の特別障害年金給付金の省令改正（現況届の廃止等）に併せ、事務の整理や所得照会業務のシステム化等を行い、事務処理の効率化を図りました。</p> <p>○年金請求書等の入力業務・入力後のリスト処理業務については、入力前に行われている確認業務から検討を着手し、給付の正確性を維持しながら整理・縮小する方針を決定しました。また、事務センターにおける入力前確認業務の実態を調査・分析し、これに基づく請求書等審査時の留意事項を拠点に周知しました。</p> <p>○年金証書等の作成・発送業務については、事務センターから本部に集約を行う方針を決定するとともに、令和7年1月の集約に向けた調達手続に着手しました。</p>	<p>○事務センターに残る年金給付業務の整理・縮小に向けた検討を進めるとともに、年金証書の作成・発送業務については、集約の方針を策定し、調達手続に着手しました。</p>
<p>② 中央年金センターの安定的な事務処理体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年4月に事務センターから中央年金センターに集約する再裁定の勧奨業務等の事務処理体制を整備し、集約後の事務処理を着実に行う。 ・ 正確かつ安定的な事務処理体制を確立するため、諸変更業務等の標準化やシステム化を進めるとともに、事務処理体制の在り方、職員のキャリアパスと研修の在り方を検 	<p>② 中央年金センターの安定的な事務処理体制の確立</p> <p>○令和5年4月に実施した再裁定の勧奨業務及び特別障害給付金に関する業務の集約に併せて、中央年金センターに13名、障害年金センターに8名を配置し、人員体制の拡充を図りました。なお、集約に伴い事務センターから人員シフトする際、4名の効率化を図りましたが、集約後も遅滞なく業務を行っています。</p> <p>○老齢年金請求書の電子申請に係る事務を円滑かつ統一的に行うため、事務処理手順や必要人員等の検討を行い、令和6年4月に中央年金センターに当該事務を集中的に処理する体制を整備しました。</p> <p>○諸変更業務等については、令和5年10月に子の加算額の支払保留・解除やJ－LIS情報を活用した生計維持確認等に係る事務処理の見直しとシステム化を行い、業務の標準化とシステム化を推進しました。</p> <p>○また、中央年金センターを今後も安定的に運営する体制を確立するため、事務工程</p>	<p>○業務集約に併せて中央年金センター、障害年金センターの人員体制を拡充することで、集約後の事務処理を円滑に実施しました。</p> <p>○老齢年金請求書の電子申請に係る事務を集中的に処理する体制を中央年金センターに整備しました。</p> <p>○諸変更業務の正確かつ安定的な事務処理体制の確立のため、業務の標準化とシステム化を実施しました。</p> <p>○中央年金センターを安定的に運</p>

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<p>討する。</p> <p>③ 年金事務所お客様相談室の体制整備</p> <p>令和5年度は男女ともに多くの方が特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢に到達することに伴い、相談件数及び請求件数の増加に対応するため、相談ブースの増設や窓口相談・審査担当職員の増員など体制強化を行う。また、職種別の役割に応じた人材育成やスキル管理方法等について検討を進める。</p>	<p>の分析を行うとともに、職責毎の業務範囲の整理やキャリアパス等の方向性について検討を進めるとともに、研修の体系化・標準化の検討に着手しました。</p> <p>③ 年金事務所お客様相談室の体制整備</p> <p>○以下の取組によりお客様相談室の体制を強化し、令和5年度の相談件数及び請求件数の増加（※）に対応しました。</p> <p>（※）令和5年度の来訪相談件数：3,035,650件（令和4年度：2,927,966件） 令和5年度の老齢年金決定件数：1,310,960件（令和4年度：887,657件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談件数の増加が大きい106拠点の相談ブースの増設 ・室長を補佐する室長代理の全拠点配置（12拠点は複数名配置） ・窓口相談を担う年金相談職員を160名登用 ・有期雇用職員を255拠点で363名増員 ・職員のスキル向上を図る実践研修（短期育成プログラム）の実施 <p>○また、令和8年度に再び請求件数が増加することを見据え、職種別の役割に応じた人材育成やスキル管理方法について検討し、新規に窓口に配属される職員の育成プログラムの令和6年4月からの実施に向けた準備を進めました。</p> <p>④ その他の体制整備等</p> <p>ア 制度改正に向けた体制強化</p> <p>令和5年4月に施行される年金</p>	<p>営するため、業務範囲の整理、キャリアパスの方向性、研修の標準化等について検討を進めました。</p> <p>○お客様相談室の体制の強化により、令和5年度の相談件数及び請求件数の増加に対応しました。</p>
	<p>④ その他の体制整備等</p> <p>ア 制度改正に向けた体制強化</p> <p>○令和5年4月施行された年金制度改正（繰下げみなし増額の導入）等を着実に実施</p>	<p>○今後の請求件数の増加を見据え、役割に応じた人材育成等について検討するとともに、新規に窓口に配属される職員の育成プログラムの実施に向けた準備を進めました。</p> <p>○中央年金センターの体制を整備</p>

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<p>制度改正（繰下げみなし増額の導入）に対応するため、中央年金センターの体制を強化し、届書の処理等を円滑かつ着実に実施する。</p> <p>イ 共済組合との情報連携の強化 共済組合との情報連携の強化を図るため、共済組合との実務者協議会を定期的に開催し、年金決定及び年金額変更に係る共済組合との情報連携の課題を整理し、事務運用の改善を図る。</p> <p>(2) 正確な年金給付の実現に向けた実務面の対応 ① 年金決定時チェックの着実な実施 ・ 年金給付の正確性を確保するため、年金決定直後に中央年金センターで決定内容をチェックし、事務処理誤りの予防・早期対応を図る。 ・ 年金決定時チェックの結果を分析し、業務処理マニュアル（年金給付、年金相談）の整備を行うとともに、システムチェック機能の強化を</p>	<p>するため、届書等の審査要員として中央年金センターに17名配置し、届書の処理等を円滑かつ着実に実施しました。</p> <p>イ 共済組合との情報連携の強化 ○共済組合（国家公務員共済組合・地方公務員共済組合（7団体）・日本私立学校振興・共済事業団）との情報連携を図るため実務者協議会を毎月開催し、令和5年度においては、第2号～第4号厚生年金被保険者期間（以下「共済組合員期間」という。）を有する者に係る情報連携の適正化及び年金決定の迅速化に向け、以下の取組を行い、事務運用の改善を図りました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省令改正に係るワンストップサービス対象届書に関する事務運用の見直し ・共済組合員期間を有する者の裁定入力及びリスト処理等に係る業務処理要領の明確化 ・共済組合員期間を有する者の年金裁定請求書の処理状況に係る進捗管理の徹底 <p>(2) 正確な年金給付の実現に向けた実務面の対応 ① 年金決定時チェックの着実な実施 ○年金事務所で実施した年金の決定内容の正確性を担保するため、令和2年度より中央年金センターにおいて年金決定直後に決定内容をチェックしています。令和5年度に決定した老齢・遺族・障害年金（約171万件（令和4年度：約137万件））について、事務処理誤りが生じやすい要件に該当した約26万件（4年度：約22万件）の決定内容を適切にチェックし、244件（令和4年度：277件）について事務処理誤りの未然防止を図りました。</p> <p>○令和4年度の実施状況を踏まえ、時効区分の設定に係る画面の見方や遺族年金の納付要件の確認について、令和5年9月に業務処理マニュアルを整備しました。</p>	<p>し、年金制度改革（繰下げみなし増額の導入）等を着実に実施しました。</p> <p>○共済組合との連携が必要な事務処理及び共済情報連携システムについて課題等を洗い出し、事務運用の改善等を図りました。</p> <p>○老齢年金・障害年金・遺族年金の決定直後の決定内容のチェック及び誤り事例の周知等により訂正した件数は前年より大幅に減少しました。</p> <p>○業務処理マニュアルの整備により事務処理誤りの再発防止を図りました。</p>

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<p>図る。</p> <p>② 事務処理誤りの総点検等への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」の対象者への事後対応を確実に実施する。 ・事務処理誤りの主な原因である手作業処理を分析し、可能な限りシステム化の検討を行い、事務処理の改善を図る。 <p>③ 共済組合との情報交換に係る事務の適正化</p> <p>共済組合員期間を有する者の年金決定等を迅速かつ的確に実施するため、年金決定処理の自動化及び要処理・要確認リストの出力内容の見直し等に係る共済情報連携システムの改</p>	<p>○システムチェック機能の強化を図るため、以下のシステム改修の基本計画を作成しました（令和7年5月稼働予定）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金請求書受付時の記録確認の適正化にかかるシステム開発 ・年金見込額試算機能の拡充 <p>○また、更なる正確性の確保のため、未選択保留等の項目について審査検証範囲の拡大を検討し、令和6年4月からの開始に向けて準備を行いました。</p> <p>○令和6年度から新たに、年金センターで実施した年金の決定内容をチェックするための体制の整備を進めました。</p> <p>② 事務処理誤りの総点検等への対応</p> <p>○年金給付に係る事務処理誤り等の総点検において対象者の特定が可能な事象については、順次、必要な対応を実施し、その結果を毎月公表するとともに、令和4年度の事務処理誤りの点検・分析を行い、令和5年9月に公表しました。</p> <p>○事務処理誤りの再発防止策として、令和5年度においては、共済年金と遺族厚生年金の先充て処理の自動化や振替加算の支給停止解除処理の自動化などを実施し、手作業処理のシステム化を推進しました。</p> <p>③ 共済組合との情報交換に係る事務の適正化</p> <p>○共済組合員期間を有する者の老齢・遺族厚生年金の新規裁定において、情報交換後に输出される要処理・要確認リストの削減を行うとともに、年金決定のための裁定入力及び諸変更入力を自動化する等の共済情報連携システムの改善を実施しました。</p>	<p>○更なる年金給付の正確性の向上、給付審査の効率化を図るために、記録確認のシステム化、試算機能の強化に向けたシステム開発を進めるとともに、審査検証の拡大に向けた準備を行いました。</p> <p>○対象者の特定が可能な事象について着実に対応し、結果を毎月公表しました。</p> <p>○年金給付の正確性の向上・適正化及び業務効率化を図るため、平成30年度以降、段階的に手作業処理のシステム化を進めました。</p>
		<p>○裁定入力の自動化等の共済情報連携システムの改善を実施することで、年金裁定に係る業務の適正化及び年金決定の迅速化を図りました。</p>

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<p>善を行う。</p> <p>④ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務処理誤りによる過払い年金の返還請求に係る事務処理について、受給者に対する丁寧な説明・対応を行うとともに、訂正処理及び返納勧奨の事務処理の各工程における進捗状況を毎月把握することにより、適正化及び迅速化を図る。 ・ 議員の在職老齢年金に関する届出の事務処理及び進捗状況の把握を確実に実施する。 ・ 年金不正受給対策及び年金返納金の債権の適切な管理を行う。 	<p>④ その他</p> <p>○事務処理誤りによる過払い年金の返還請求に係る事務処理については、引き続き事務処理要領に基づき、機構本部において進捗状況を把握し、年金事務所へ必要な指示を行うことで、事務処理の迅速化及び適正化を図りました。</p> <p>○議員の在職老齢年金について、年2回の賞与時期における各議会事務局への届出勧奨及び令和5年度に改選のあった議会事務局（1,100議会）への届出勧奨の進捗管理を徹底し、確実に勧奨を実施しました。</p> <p>○年金不正受給対策として、マイナンバーによる生存確認を実施するため、マイナンバーが収録されていない方に対して、現況届に住民票の添付又はマイナンバーの記入を求め、不正受給対策に取り組みました。</p> <p>○SWIFT（スイフト/国際銀行間金融通信協会）において、外国送金の通信電文フォーマットが見直しされたことに伴い、年金等の外国送金を行う際、「SWIFT（BIC）コード」及び受取人住所の「州名（省名）」等の情報が必要になることから、令和6年3月より新様式に見直しました。また、既に受給されている国外居住者へ令和6年度に照会文書を送るための発送準備や体制整備を進めました。</p> <p>○令和6年能登半島地震による被災地域の受給者に係る現況届、生計維持確認届及び障害状態確認届の提出期限延長の告示を受け、提出期限延長のお知らせを送付するため体制整備や工程管理を迅速かつ適切に行い、遅延なく対象者への送付を実施しました。</p>	<p>○進捗管理を適切に実施することで、過払い年金の返還請求に係る事務処理の迅速化及び適正化を図りました。</p> <p>○各議会事務局への届出勧奨事務について、適切な時期に確実に勧奨を実施しました。</p> <p>○マイナンバー等を活用して年金の不正受給を防止しました。</p> <p>○外国送金の SWIFT 対応について、システム開発や様式変更、体制整備を円滑に進めました。</p> <p>○令和6年能登半島地震による被災者への対応について、年金局や関係部署と密に連携し、被災地域のお客様への対応を迅速に進めることができました。</p>

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<p>(3) 障害年金の事務処理体制の強化</p> <p>① 障害年金センターの事務処理体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年4月に事務センターから集約する特別障害給付金の処理体制を整備し、集約後の事務処理を着実に行う。 ・ 障害年金センターの審査業務の効率化を図るため、障害年金業務支援システムと年金給付システムを連携し、諸変更処理の自動化等のシステム開発を検討する。 <p>② 年金事務所等の相談体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年金相談窓口における障害年金の相談対応を充実させるため、年金事務所等及び市区町村からの照会に包括的に対応する障害年金ヘルプデスクを障害年金センターに設置する。 ・ 障害年金ヘルプデスクへの照会事例や年金請求書の返戻事例等を集約・分析した上で想定問答集の作成を行い、年金事務所及び市区町村に対し周知することにより年金相談窓口職員のスキルアップを図りました。 	<p>(3) 障害年金の事務処理体制の強化</p> <p>① 障害年金センターの事務処理体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和5年4月に事務センターから集約した特別障害給付金の処理体制を整備し、物価スライド対応や所得確認業務など集約後の事務処理を着実に行いました。 ○障害年金センターの審査業務の効率化を図るため、障害年金業務支援システムと年金給付システムを連携し、諸変更処理の自動化等のシステム開発の検討を実施しました。 <p>② 年金事務所等の相談体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○年金相談窓口における障害年金の相談対応を充実させるため、年金事務所等及び市区町村からの照会に包括的に対応する障害年金ヘルプデスクを令和5年4月に障害年金センターに設置し、運用を開始しました。 ○障害年金ヘルプデスクへの照会事例や年金請求書の返戻事例等を集約・分析した上で想定問答集の作成を行い、年金事務所及び市区町村に対し周知することにより年金相談窓口職員のスキルアップを図りました。 	<p>○令和5年4月に事務センターから障害年金センターに集約した特別障害給付金の処理体制を整備し、集約後の事務処理を着実に行いました。</p> <p>○障害年金センターにおける審査業務の効率化を図るため、障害年金業務支援システムの改善に向けた取組を進めました。</p> <p>○年金事務所向けヘルプデスクを設置し、年金事務所からの障害年金に関する専門的な照会に対応する体制を整備しました。</p> <p>○想定問答集を作成し、令和5年度中に年金事務所及び市区町村に周知し、年金相談窓口職員のスキルアップを図りました。</p>

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<p>に対し周知することにより年金相談窓口職員のスキルアップを図る。</p> <p>③ 認定業務の適正性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医学的な総合判断を特に要する事例について複数の認定医が関与する仕組みを着実に実施し、認定業務の充実を図る。 ・ 認定医に対し認定事例や認定基準の考え方などの情報を共有するため、認定医会議を開催し認定業務の一層の標準化を図る。 	<p>③ 認定業務の適正性の向上</p> <p>○障害認定の公正性を一層確保するため、認定医の医学的な総合判断を特に要する事例について、複数の認定医が認定に関与する仕組みを推進しました。また、令和5年4月より、特別障害給付金に係る不利益処分の通知に理由付記文書を同封するため、障害年金センターの事務処理体制を整備しました。</p> <p>○認定事例の共有や審査基準に対する意識の統一を図るため、令和6年3月に障害認定医会議を開催しました。令和5年度は、精神障害を担当する認定医を対象として開催し、参加した46名の認定医と意見交換を行い、認定医相互間の情報共有を図りました。</p>	<p>○複数の認定医が認定に関与する仕組みを着実に実施し、認定業務の充実を図りました。</p> <p>○障害認定医会議を開催し、認定医に対して認定事例や障害認定基準の考え方について情報共有を行い、認定業務の一層の標準化を図りました。</p>
<p>(4) 年金給付業務を支える職員の育成等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本部による年金給付の研修について、職員のレベルや役割に応じたきめ細かい研修を引き続き実施し、更なる職員研修の充実を図る。 ・ 制度と実務に精通した職員の育成のため、各拠点に対する上席年金給付専門職による実践型研修及び巡回指導について、更なる充実を図り、引き続き進める。 	<p>(4) 年金給付業務を支える職員の育成等</p> <p>○令和5年度の相談件数及び年金請求件数の増加に対応するため、令和5年1月から3月にかけて、新たに窓口業務や審査業務等に従事するお客様相談室の職員（501名）を対象に、実務を解説した動画視聴によるテレビ研修や、上席年金給付専門職による巡回指導など本部による実践型の短期育成プログラムを策定し、人材育成を実施しました。 （業務別受講者数：窓口業務103名、審査業務207名、バックヤード業務191名）</p> <p>○高い専門性が求められる年金給付分野については、上席年金給付専門職及び年金給付専門職を対象とした「上席年金給付専門職研修」「年金給付専門職研修」、給付業務正規職員を対象とした「給付業務正規職員研修」及び年金相談窓口を担当する職員を対象とした「年金相談対応研修」を、延べ12,049人に実施し、高い専門性を持つ人材の育成に努めました。</p>	<p>○令和5年度のお客様相談室の体制を強化するため、短期育成プログラムを実施し、職員のスキル向上、人材育成を行いました。</p> <p>○年金給付分野の研修について、職員のレベルに応じた複数の研修を実施しました。また、上席年金給付専門職及び年金給付専門職を対象に、外部講師による</p>

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中央年金センターの業務の安定した実施を図るため、年金給付業務に専ら従事する給付業務正規職員の研修の充実を図る。 ・ 市区町村に対する研修内容について、更なる充実を図るとともに、市区町村のニーズに応じた研修等を引き続き実施する。 	<p>○「年金相談対応研修（入門編）」、「年金相談対応研修（基礎編）」は、職員のスキルに応じた少人数制の集合研修とし、「年金相談対応研修（応用編）」は、テレビ会議システムによる研修で実施しました。なお、「年金相談対応研修（基礎編）」については、従来の老齢・遺族コースに加え、障害コースを新設し、カリキュラムの充実を図りました。</p> <p>○中央年金センター及び障害年金センターで審査業務を担当する給付業務正規職員を対象とする「給付業務正規職員研修」については、年金センターにおける「審査業務の留意事項」を演習問題として取り込み、より実践的な研修内容に見直しました。</p> <p>○市区町村向け研修の研修教材について、制度改正内容等を踏まえた更新を行いました。</p>	<p>講師養成研修や実務指導者としてのスキル向上を目的とした研修を行いました。</p>
<p>(5) 年金給付業務のシステム化の推進</p> <p>① 簡易な電子申請の実現</p> <p>マイナポータル、「ねんきんネット」を活用し、機構が保有する情報等により、お客様の入力の手間を極力省いた簡易な電子申請を実現するため、以下の取組を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年9月から扶養親族等申告書の簡易な電子申請を実施するため、システム開発を進めるとともに、利便性の向上を図るために、リーフレットの同封やマイナポータルへの周知・広報を行った。 	<p>(5) 年金給付業務のシステム化の推進</p> <p>① 簡易な電子申請の実現</p> <p>お客様手続きの簡素化及び利便性の向上を図るため、マイナポータル及び「ねんきんネット」を活用し、機構が保有する情報等により、お客様が簡易に電子申請を行える環境整備に向け、以下の取組を進めました。</p> <p>○令和5年9月から扶養親族等申告書の簡易な電子申請を実施するため、システム開発を進めるとともに、T A申告書への電子申請を勧奨するリーフレットの同封やマイナポータルへの周知・広報を行った。この結果、令和6年3月末時点において、約26万のお客様から電子申請により申告書が提出されました。</p>	<p>○扶養親族等申告書の簡易な電子申請に係るシステムを稼働しました。併せて、リーフレット同封等の周知・広報を実施しました。</p>

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年度からの老齢年金請求書の簡易な電子申請の実施に向けて、システム開発を進めるとともに、周知・広報の準備を行う。 ・ また、受取機関変更届など簡易な電子申請の対象届書の拡大に向け、システム要件の検討を進める。 <p>② 内部事務のデジタル化の推進</p> <p>簡易な電子申請の実施に合わせて、電子申請で提出された扶養親族等申告書や老齢年金請求書等の内部事務について、画面審査・電子決裁を実現するため、事務面・システム面の整備、処理体制の検討を行う。</p> 	<p>○また、令和6年度から、前年に電子申請を行った方にはTA申告書を送付せず、マイナポータルを活用して電子的なお知らせを送付することにより、紙の申告書の送付件数を削減する方針を決定しました。</p> <p>○令和6年6月から老齢年金請求書の簡易な電子申請を実施するため、システム開発を進めるとともに、TA請求書への電子申請を勧奨するリーフレットの同封やマイナポータルへのお知らせ、ホームページへの申請手順動画の掲載等の周知・広報の実施に向けた準備を行いました。</p> <p>○受取機関変更届など簡易な電子申請の対象届書を拡大する方針を策定し、令和7年1月の実施に向けたシステム開発に着手しました。</p> <p>② 内部事務のデジタル化の推進</p> <p>○令和5年9月の扶養親族等申告書の簡易な電子申請の実施に合わせて、画面審査・電子決裁及び目視審査項目のシステムチェック機能を構築しました。令和5年度においては、当該システムチェック機能を活用し、その結果を検証のうえ、今後のチェック範囲の拡大に向けた要件整理を行いました。</p> <p>○老齢年金請求書等の内部事務について、令和6年6月から電子申請で受け付けた請求書の進捗状況の自動更新や入力時の初期照写機能を構築するとともに、令和7年1月から画面審査・電子決裁を実現するためのシステム開発に着手しました。</p>	<p>○また、電子申請を行った方には翌年度から初回のTA申告書に代えて電子的なお知らせを送付し、紙の送付件数を削減することとしました。</p> <p>○老齢年金請求書の簡易な電子申請の実施に向けたシステム開発に着手するとともに、リーフレットやマイナポータルへのお知らせ等による周知・広報の準備を行いました。</p> <p>○受取機関変更届など、簡易な電子申請の対象届書を拡大するシステム開発に着手しました。</p> <p>○電子申請で提出された扶養親族等申告書の画面審査・電子決裁等を実現するためのシステムを稼働しました。</p> <p>○また、老齢年金請求書の電子申請に係る進捗管理等の機能を構築するとともに、画面審査・電子決裁を実現するためのシステム開発に着手しました。</p>

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価												
<p>(6) お客様サービスの向上</p> <p>① 年金制度改正に係る周知広報</p> <p>令和5年4月に施行される年金制度改正（繰下げみなし増額の導入）の趣旨、内容、手続等について、機構ホームページ、年金事務所窓口用リーフレット及び老齢年金請求勧奨用リーフレット等を活用し、年金請求者等へ周知広報を行う。</p> <p>② 年金給付の請求案内の充実</p> <p>60歳、62歳（女性※）、64歳（男性※）、65歳及び75歳到達時に老齢年金の請求案内を行うとともに、未請求の老齢年金のある66歳以降の方に対して繰下げ見込額等を毎年誕生月の前月にお知らせし、多様な年金受給方法の周知及び請求忘れの防止を図る。 ※特別支給の老齢厚生年金の受給権者を対象</p>	<p>(6) お客様サービスの向上</p> <p>① 年金制度改正に係る周知広報</p> <p>○年金制度改正の趣旨・内容・手続等について、機構ホームページや機構公式X（旧Twitter）などに制度改正の内容を掲載するとともに、年金事務所窓口等でお客様に配布するリーフレット（老齢年金ガイド等）に改正後の制度内容を記載し、お客様への周知を図りました。また、令和5年10月から12月にかけて、働きながら年金を受給する方を対象に制度内容（在職老齢年金の見直し、在職定時改定）について、インターネット広告を活用した広報を行いました。</p> <p>○市区町村の事務担当者に対して、令和5年5月の市区町村向け情報誌に年金制度改正概要を掲載するとともに、厚生年金保険の事業主に対しては、毎月送付する納入告知書に制度改正概要のチラシを同封し、周知を図りました。また、年金委員に対しては、令和5年11月の全国年金委員研修において制度内容を説明し、制度周知の促進を図りました。</p> <p>② 年金給付の請求案内の充実</p> <p>○年金の受給資格を有する方の請求漏れを防止するため、年金の受給開始年齢到達時に年金加入記録等を記載した年金請求書（事前送付用）の送付や年金未請求である75歳到達者への年金請求書の送付など、以下の取組を行いました。</p> <p>また、65歳到達時に受給要件を満たしていない方に対しては、改めて年金加入期間の確認についてのお知らせを送付することとしました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>送付内容</th> <th>送付件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>60歳到達者（受給要件を満たしている方）</td> <td>お知らせ（はがき） ※繰上げ請求の説明など</td> <td>120,422件</td> </tr> <tr> <td>60歳到達者（受給要件を満たしていない方）</td> <td>お知らせ（はがき） ※記録確認や国民年金の任意加入の案内など</td> <td>43,242件</td> </tr> <tr> <td>62歳到達者（女性、特別支給の老</td> <td>年金請求書一式</td> <td>634,011件</td> </tr> </tbody> </table>	対象者	送付内容	送付件数	60歳到達者（受給要件を満たしている方）	お知らせ（はがき） ※繰上げ請求の説明など	120,422件	60歳到達者（受給要件を満たしていない方）	お知らせ（はがき） ※記録確認や国民年金の任意加入の案内など	43,242件	62歳到達者（女性、特別支給の老	年金請求書一式	634,011件	<p>○年金制度改正の趣旨・内容・手続等について、機構ホームページや機構公式X（旧Twitter）などに制度改正の内容を掲載するとともに、年金事務所窓口等でお客様に配布するリーフレット（老齢年金ガイド等）に改正後の制度内容を記載し、お客様への周知を図りました。また、令和5年10月から12月にかけて、働きながら年金を受給する方を対象に制度内容（在職老齢年金の見直し、在職定時改定）について、インターネット広告を活用した広報を行いました。</p> <p>○市区町村の事務担当者に対して、令和5年5月の市区町村向け情報誌に年金制度改正概要を掲載するとともに、厚生年金保険の事業主に対しては、毎月送付する納入告知書に制度改正概要のチラシを同封し、周知を図りました。また、年金委員に対しては、令和5年11月の全国年金委員研修において制度内容を説明し、制度周知の促進を図りました。</p> <p>○年金請求の節目となる機会を捉えて、お客様に対する年金請求書や年金請求のお知らせ等の送付について、計画どおり実施しました。</p> <p>○新たに65歳到達時において受給要件を満たしていない方に対して、令和5年4月より年金加入期間の確認についてのお知らせの送付を開始し、年金記録の再確認を促しました。</p>
対象者	送付内容	送付件数												
60歳到達者（受給要件を満たしている方）	お知らせ（はがき） ※繰上げ請求の説明など	120,422件												
60歳到達者（受給要件を満たしていない方）	お知らせ（はがき） ※記録確認や国民年金の任意加入の案内など	43,242件												
62歳到達者（女性、特別支給の老	年金請求書一式	634,011件												

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況			自己評価								
<p>③ 迅速な支給決定（サービススタンダード）</p> <p>「サービススタンダード」の達成状況を適切に把握し、各サービススタンダードの達成率 90%以上を維持するよう取り組む。</p> <p>＜サービススタンダード＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 老齢年金：1ヶ月※ ・ 遺族年金：1ヶ月※ ・ 障害年金：3ヶ月 	64歳到達者（男性、特別支給の老齢厚生年金の受給権を有する方）	年金請求書一式	586, 645件	<p>○繰下げ可能年齢が75歳まで引き上げられたことに伴い、老齢年金を請求されていない66歳以降の方を対象に、誕生日の前月に「繰下げ見込額のお知らせ」を送付しました。（令和5年度の送付件数：約64万件）</p> <p>○老齢年金、遺族年金及び障害年金の新規裁定について、令和6年3月末時点でいずれもサービススタンダードの達成率90%以上を維持しました。このうち、最も請求件数の多い老齢年金（1ヶ月以内）については、98.5%を達成しました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年金種別</th><th>所要日数</th><th>達成率</th><th>平均処理日数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>老齢年金</td><td>加入状況の確認を要しない場合 (1ヶ月以内)</td><td>98.5%</td><td>23.4日</td></tr> </tbody> </table>	年金種別	所要日数	達成率	平均処理日数	老齢年金	加入状況の確認を要しない場合 (1ヶ月以内)	98.5%	23.4日
年金種別	所要日数	達成率	平均処理日数									
老齢年金	加入状況の確認を要しない場合 (1ヶ月以内)	98.5%	23.4日									
65歳到達者（受給要件を満たしていない方）	お知らせ（はがき） ※記録確認や国民年金の任意加入の案内など	25, 035件										
65歳到達者（老齢基礎年金のみの方）	年金請求書一式	127, 557件										
65歳到達者（特別支給の老齢厚生年金が未請求の方）	年金請求書一式	173, 685件										
66歳以降に受給要件を満たした方	年金請求書一式	3, 689件										

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況					自己評価
※加入状況の再確認を要する方は2ヶ月		遺族年金	加入状況の再確認を要する場合 (2ヶ月以内)	95.9%	32.9日	
			加入状況の確認を要しない場合 (1ヶ月以内)	98.4%	23.5日	
			加入状況の再確認を要する場合 (2ヶ月以内)	95.0%	31.7日	
			障害年金	(3ヶ月以内)	95.7%	68.5日
(4) より分かりやすい通知・案内			④ より分かりやすい通知・案内	〇毎年6月に送付する年金の統合通知書(改定通知書と振込通知書が一体となった通知書をいう。以下同じ。)と年金生活者支援給付金の統合通知書の一体化について、令和6年度から実施するための準備を進める。		
			④ より分かりやすい通知・案内	〇支給額変更通知書に記載されている年金額の変更理由等がお客様に分かりやすくなるよう、通知書に付与された二次元コードから遷移することができる機構ホームページの掲載内容について、在職老齢年金など変更理由に該当する制度説明の分かりやすさや見やすさを改善しました。		
			④ より分かりやすい通知・案内	〇年金額改定通知書については、令和5年5月送付分から二次元コードを付与し、機構ホームページに新設した「令和5年度の年金額及び年金生活者支援給付金支給金額の改定」に係る特設ページに誘導することで、年金受給者が掲載内容を分かりやすく確認できるよう改善しました。		
			④ より分かりやすい通知・案内	〇年金相談に関するマニュアルの整備を令和元年度から順次実施し、令和5年度までに作成、年金事務所等へ周知を行い、年金相談対応業務の標準化を図りました。		
			④ より分かりやすい通知・案内	〇各年金事務所等における年金相談について、お客様の要望を踏		
			④ より分かりやすい通知・案内	〇年金の統合通知書及び年金生活者支援給付金の統合通知書の一体化に向けたシステム開発を進めました。		
			④ より分かりやすい通知・案内			

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<p>るよう年金相談に関するマニュアルの整備を順次実施し、年金相談対応業務の標準化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年金受給者に送付する各種通知書やリーフレット等について、お客様目線に立ってより分かりやすい内容となるよう「お客様向け文書モニターミーティング」等を活用し、順次改善を図る。 ・ また、視覚障害のある年金受給者に送付する各種通知書への音声コードの付与に加え、主要な通知書（年金額改定通知書等）に点字を表記することを検討する。 <p>(7) 年金生活者支援給付金制度の着実な実施</p> <p>① 年金生活者支援給付金受給者の継続認定の実施</p> <p>年金生活者支援給付金の受給者について、継続して支給要件に該当するか要件判定を行い、正確な支給を行う。</p>	<p>た。</p> <p>○年金に関する請求や届出の手続については、年金請求者や年金受給者が分かりやすく確認できるよう、機構ホームページの内容を順次見直すとともに、令和5年10月に未支給年金請求書及び障害厚生年金請求書、令和5年12月に遺族基礎年金請求書の記入方法の動画を新たに作成し、機構ホームページに掲載しました。また、お客様からのご意見・ご要望を踏まえ、障害状態確認届のエクセル版（計8種類）を令和5年6月に機構ホームページに掲載しました。</p> <p>○視覚障害のある年金受給者向けの送付物については、音声コードと点字表記のある封筒に年金の統合通知書及び年金生活者支援給付金の統合通知書を同封することとし、令和6年度送付分から実施できるように準備を進めました。</p> <p>(7) 年金生活者支援給付金制度の着実な実施</p> <p>① 年金生活者支援給付金受給者の継続認定の実施</p> <p>○年金生活者支援給付金を既に受給されている方について、令和5年7月に市区町村から所得・世帯データの提供を受け、令和5年10月に継続して支給要件に該当するか要件判定を行い、約742万人に対して令和5年12月定期支払以降も引き続き年金生活者支援給付金の支給を行いました。</p>	<p>まえ年金制度や手続を適切に案内できるよう年金相談マニュアルを整備し、年金相談対応業務の標準化を図りました。</p> <p>○お客様のご意見をもとに機構ホームページの内容を順次見直し、未支給年金や遺族基礎年金、障害厚生年金の請求手続の説明動画を掲載しました。</p> <p>○点字表記について検討し、統合通知を送付する封筒へ点字表記するための準備を円滑に進めました。</p>
		<p>○年金生活者支援給付金を受給されている方が、継続して支給要件に該当しているか適確に確認し、年金生活者支援給付金の支給を遅滞なく行いました。</p>

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<p>② 新規決定見込者への請求勧奨の実施</p> <p>所得変更があった方などで新たに年金生活者支援給付金が支給される見込みがある方（新規決定見込者）について、要件判定後、速やかに請求勧奨を行い、初回の12月定期支払いできるようにする。</p>	<p>② 新規決定見込者への請求勧奨の実施</p> <p>○年金生活者支援給付金を新たに受給できる見込みがある方については、令和5年7月に市区町村から所得・世帯データの提供を受け、支給要件に該当するか要件判定を行い、約50万人に対し、令和5年9月からはがき型の年金生活者支援給付金請求書を順次送付しました。未提出の方に対しては令和5年10月、12月及び令和6年2月の3回にわたり勧奨を行いました。</p> <p>この結果、令和6年3月までに約48万人から請求書の提出があり、年金生活者支援給付金を新たに支給しました。</p>	<p>○新たに年金生活者支援給付金の支給要件に該当した方（約50万人）に対し、適切に請求勧奨を行いました。</p> <p>また、請求書が未提出となっている方には3回にわたり勧奨を行いました。</p> <p>この結果、約48万の方から請求書の提出がありました。</p>

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価												
<p>6. 年金記録の正確な管理と年金記録問題の再発防止</p> <p>(1) 年金記録の確認等の対応 年金記録の正確な管理と年金記録の確認等のため、以下の取組を行う。</p> <p>① ねんきん定期便及び「ねんきんネット」を活用した年金記録の確認の呼びかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ねんきん定期便及び「ねんきんネット」でお客様が加入状況を確認できる環境を引き続き提供する。 ・ 「ねんきんネット」でお客様（亡くなられたご家族の記録を含む）が未統合記録を検索できる環境を引き続き提供する。 ・ 「ねんきん特別便（名寄せ特別便）」等に未回答の方に対し、最寄 	<p>6. 年金記録の正確な管理と年金記録問題の再発防止</p> <p>(1) 年金記録の確認等の対応</p> <p>○令和5年度も未統合記録の解明を図るための取組を行った結果、未統合記録は、約1,736万件（令和5年3月）から約1,713万件（令和6年3月）となり、約23万件減少しました。</p> <p>【未統合記録（5,095万件）の状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>令和2年3月</th><th>令和3年3月</th><th>令和4年3月</th><th>令和5年3月</th><th>令和6年3月</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td><td>約1,823万件</td><td>約1,794万件</td><td>約1,773万件</td><td>約1,736万件</td><td>約1,713万件</td></tr> </tbody> </table> <p>① ねんきん定期便及び「ねんきんネット」を活用した年金記録の確認の呼びかけ</p> <p>※取組状況については、I-8(1)に記載。</p> <p>○「ねんきんネット」でお客様（亡くなられたご家族の記録を含む）が、未統合記録を検索できる「持ち主不明記録検索」機能を引き続き提供するとともに、機構ホームページ等を活用し周知を行いました。また、令和5年5月からねんきん定期便の紙面を活用した案内を開始し、周知の充実を図りました。</p> <p>○ねんきん特別便（名寄せ特別便）等の未回答者への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ねんきん定期便による呼びかけ 	年度	令和2年3月	令和3年3月	令和4年3月	令和5年3月	令和6年3月	件数	約1,823万件	約1,794万件	約1,773万件	約1,736万件	約1,713万件	<p>○未統合記録の解明に向けた取組により約23万件の記録の解明が進みました。</p> <p>○ねんきんネットの「持ち主不明記録検索」機能を引き続き提供するとともに機構ホームページ等で周知を行いました。令和5年5月からはねんきん定期便の紙面を活用した案内を開始し、周知の充実を図りました。</p> <p>○「ねんきん特別便（名寄せ特別便）」等の未回答者に対し、「ねん</p>
年度	令和2年3月	令和3年3月	令和4年3月	令和5年3月	令和6年3月									
件数	約1,823万件	約1,794万件	約1,773万件	約1,736万件	約1,713万件									

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<p>りの年金事務所等でご自身の年金記録を確認するよう促す旨を「ねんきん定期便」に記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「ねんきん特別便（名寄せ特別便）」等に未回答の被保険者に対し、未統合記録の確認を呼びかける通知を再度送付する。 <p>② お客様からの年金記録に関する申出への対応</p> <p>お客様からの年金記録に関する申出等について、チェックシートにより「もれ」や「誤り」がないかどうかの確認を引き続き徹底する。</p> <p>また、以下の機会を通じて確認の呼びかけを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ねんきん定期便や年金振込通知書、年金請求書（事前送付用）を活用した注意喚起を行い、併せて年金記録の「もれ」や「誤り」が気になる方に来所等による確認を呼びかける。 年金請求書（事前送付用）に、本人の記録確認に併せてご家族（亡く 	<p>「ねんきん特別便（名寄せ特別便）」等の未回答者に対し、年金事務所等でご自身の年金記録を確認するよう促すメッセージを「ねんきん定期便」に記載し、呼びかけを行いました。（約 49 万件）</p> <ul style="list-style-type: none"> 「ねんきん特別便（名寄せ特別便）」等の未回答者への通知の送付 「ねんきん特別便（名寄せ特別便）」等の未回答者への通知の送付は、平成 30 年から順次送付しており、令和 5 年度は被保険者約 12 万人に対して送付した結果、約 3 万の方から回答があり、約 2.7 万の方の記録が回復しました。 <p>② お客様からの年金記録に関する申出への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 年金請求時等、お客様が相談される際には、年金記録の確認に関する申出があった場合はもちろん、年金記録に空白期間があるお客様についても「業務処理要領（年金記録確認業務編）」に基づき記録の有無等の確認を徹底しました。 <ul style="list-style-type: none"> ねんきん定期便、年金額改定通知（年金振込通知）書及び年金請求書（事前送付用）を活用し「もれ」や「誤り」がないかご本人に記録の確認を呼びかけました。 <ul style="list-style-type: none"> ねんきん定期便：約 6,284 万件送付 年金額改定通知（年金振込通知書）書：約 3,892 万件送付 年金請求書（事前送付用）：約 117 万件送付 <ul style="list-style-type: none"> 年金請求書（事前送付用）に同封するリーフレットを活用し、ご本人及びご家族（亡くなられた方も含む）の年金記録の確認を呼びかけました。 	<p>きん定期便」に年金記録の確認を促すメッセージを記載し直接呼びかけました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「ねんきん特別便（名寄せ特別便）」等の未回答の被保険者の方（約 12 万人）に再度「年金加入記録の確認のお知らせ」を送付した結果、約 2.7 万の方の記録を回復することができました。 <p>○年金請求時や各種呼びかけの機会において、業務処理要領に基づき記録の確認を徹底しました。</p> <p>○機構から送付する各種通知等を活用して記録確認の呼びかけを行いました。</p>

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<p>なられた方も含む)の記録確認も促す文章を記載し、確認を呼びかける。</p> <p>③ 年金請求時における対応 お客様が年金請求手続に来所される場合は、チェックシートにより年金加入記録に「もれ」や「誤り」がないかどうかの確認を引き続き徹底する。</p> <p>④ 未統合記録の検証 これまでの未統合記録の解明状況を踏まえ、令和4年度から実施している死亡者の記録や持ち主の手がかりがいまだ得られていない記録についてのサンプル調査を行うとともに、年金受給につながる可能性について検証する。</p> <p>(2) 年金記録の正確な管理等の実施 年金記録の正確な管理とともに、業務の効率化や利便性の向上等のため、以下の取組を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・年金請求書（事前送付用）：約117万件送付 <p>③ 年金請求時における対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○年金請求手続で来所されるお客様に対して、チェックシートにより、年金加入記録に「もれ」や「誤り」がないかどうかの確認を徹底しました。 ○また、新規に年金を裁定された方のうち、「ねんきん特別便（名寄せ特別便）」等の確認事跡が「未確認」となっているものについて、毎月配信されるリストにより、記録確認漏れの事後チェックを引き続き行いました。 <p>④ 未統合記録の検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ○これまでの未統合記録の解明状況を踏まえ、年金受給につながる可能性の検証を目的とし、死亡者に関する記録と持ち主の手がかりがいまだ得られていない記録について、それぞれ約600件のサンプル調査を令和5年2月から実施したところ、死亡者に関する記録について、年金の給付に結び付く可能性の高い記録が6件判明しました。 ○このサンプル調査の結果により判明した6件と同じ属性の記録について調査を行い、判明した計54件の記録についてご遺族の方に年金請求のご案内をしたところ、令和6年3月末時点で、8件について平均で約70.2万円（年額）の年金額が回復しました。 <p>(2) 年金記録の正確な管理等の実施</p>	<p>○お客様が年金請求手続に来所された場合にチェックシートにより年金加入記録に「もれ」や「誤り」がないかどうかの確認を徹底しました。</p> <p>○死亡者に関する記録のサンプル調査の結果を踏まえた調査を行い、計54件のご遺族の方に請求のご案内を行いました。</p>

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価												
<p>① マイナンバーを利用した適正な記録管理</p> <p>基礎年金番号とマイナンバーの紐付けを行い、年金記録の適正な管理を行うため、次のとおり取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規の資格取得届が提出された際にマイナンバーの届出がない場合は、住民票の住所の届出を受けてマイナンバーを確実に確認する。 被保険者については、引き続き、被保険者種別に応じて、市区町村、事業主又は被保険者に対して照会する取組を進めるなど、基礎年金番号とマイナンバーの紐付けの完全化を目指す。 	<p>① マイナンバーを利用した適正な記録管理</p> <p>○基礎年金番号とマイナンバーの紐付けを行い、年金記録の適正な管理を行うため、あらゆる機会を通じた取組により、令和6年3月末現在、被保険者及び受給者約9,742万人のうち、約9,723万人が紐付き、紐付け率は99.80%（令和5年3月末99.78%）となりました。（紐付いていない方は約19万人）</p> <p>【被保険者・受給者全体の紐付け率】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>令和元年度</th><th>令和2年度</th><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>紐付け率</td><td>99.6%</td><td>99.71%</td><td>99.76%</td><td>99.78%</td><td>99.80%</td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 新規の資格取得届が提出された際に基礎年金番号、マイナンバーのいずれも届出がない場合は、返戻を徹底し、届出がないことに正当な理由がある場合は、住民票の写しの添付を求め、マイナンバーを確実に確認することで基礎年金番号とマイナンバーの紐付けを徹底しました。 第1号被保険者 機構から市区町村にマイナンバー未収録者リストを送付し、市区町村において、当該未収録者の住民基本台帳情報を関係報告書にて提出していただくことを依頼し、対象者約3,4千件に対し、約2,3千件のマイナンバーとの紐付けを行いました。 また、上記取組においても未紐付けが解消出来なかった対象者等のご本人には機構から個人番号等登録届の勧奨を行い、個人番号等登録届を提出していただくことで、対象者約5,0千件に対し、約0,4千件のマイナンバーとの紐付けを行いました。 第2号被保険者 機構から事業主にマイナンバー未収録者一覧を送付し、個人番号等登録届の提出 	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	紐付け率	99.6%	99.71%	99.76%	99.78%	99.80%	<p>○基礎年金番号とマイナンバーの紐付けを行い、年金記録の適正な管理を行うため、あらゆる機会を通じた取組により、令和6年3月末現在、被保険者及び受給者約9,742万人のうち、約9,723万人が紐付き、紐付け率は99.80%となりました。</p> <p>○年金記録の適正な管理を行うため、新規資格取得時にマイナンバーとの紐付けを徹底しました。</p> <p>○マイナンバーが紐付いていない被保険者の方への対応策として、市区町村、事業主及びご本人に対し協力依頼や個人番号等登録届の提出勧奨を行い、基礎年金番号とマイナンバーの紐付けを行いました。</p>
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度									
紐付け率	99.6%	99.71%	99.76%	99.78%	99.80%									

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<ul style="list-style-type: none"> ・ 年金受給者については、基礎年金番号とマイナンバーが紐付いていない場合は現況届によりマイナンバー又は住民票の住所の提出を求めているところであり、基礎年金番号とマイナンバーの紐付けの完全化を目指す。 ・ 受給待機者については、引き続き、基礎年金番号とマイナンバーを紐付けるために、必要な個人番号等登録届の提出勧奨を実施するとと 	<p>を依頼しました。個人番号等登録届を提出していただくことで、対象者約 11.6 千件に対し、約 1.7 千件のマイナンバーとの紐付けを行いました。</p> <p>また、上記取組においても未紐付けが解消出来なかった対象者のご本人には機構から個人番号等登録届の勧奨を行い、個人番号等登録届を提出していただくことで、対象者約 4.2 千件に対し、約 0.8 千件のマイナンバーとの紐付けを行いました。</p> <p>・ 第3号被保険者</p> <p>機構から事業主にマイナンバー未収録者一覧(協会管掌健康保険の被扶養配偶者であることが確認できた者)を送付し、個人番号等登録届の提出を依頼しました。個人番号等登録届を提出していただくことで、対象者約 2.1 千件に対し、約 0.5 千件のマイナンバーとの紐付けを行いました。</p> <p>また、上記取組においても未紐付けが解消出来なかった対象者等のご本人には機構から個人番号等登録届の勧奨を行い、対象者約 7.1 千件に対し、約 1.1 千件のマイナンバーとの紐付けを行いました。</p> <p>・ 年金受給者</p> <p>現況届へのマイナンバーの記入の取扱いを徹底することにより約 2.7 千件のマイナンバーとの紐付けを行いました。</p> <p>・ 受給待機者</p> <p>年金請求時の紐付けを徹底するとともに機構からご本人に個人番号等登録届の勧奨を行い、個人番号等登録届を提出していただくことで、対象者約 10.1 千件に対し、約 1.6 千件のマイナンバーとの紐付けを行いました。</p>	<p>○マイナンバーが紐付いていない年金受給者には現況届によりマイナンバーの提出を求め、基礎年金番号とマイナンバーの紐付けを行いました。</p> <p>○マイナンバーが紐付いていない受給待機者には年金請求時の紐付けを徹底するとともに、ご本人に対し個人番号等登録届の提出勧奨を行い、基礎年金番号と</p>

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<p>もに、年金請求時の届出により、紐付けの完全化を目指す。</p> <p>② 情報提供とお客様による確認 加入者に対してねんきん定期便を送付し、ご自身による年金記録の確認を促進する。 また、年金額改定通知（年金振込通知）書やねんきん定期便等の個人向け文書に「ねんきんネット」の案内を掲載するなど、「ねんきんネット」の利用を促進するための施策を実施する。 (I - 8 (1) 参照)</p> <p>③ 届書の電子化 ・ 機構側での入力誤りを防止するため、市区町村や事業所からの届書について、電子申請や電子媒体による届出を一層促進するための取組を推進し、効率的で正確性の高い事務処理を推進する。(II - 4 . (1) ①ア (i) 参照) ・ 令和5年度に記録関係届書を経過管理・電子決裁システムの画像化処理へ移行されることを踏まえ、年</p>	<p>② 情報提供とお客様による確認 ※情報提供とお客様による確認の取組状況については、 I - 8 (1) に記載。</p> <p>③ 届書の電子化 ※事業所に対する電子申請による届出の利用促進の取組状況については、 II - 4 (1) に記載。</p>	<p>マイナンバーの紐付けを行いました。</p>

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<p>金記録に係る事務処理や業務処理体制等の見直しの検討を進める。</p> <p>④ 厚生年金基金への情報提供 厚生年金基金(以下「基金」という。)の記録と国の記録の不一致を防止するため、国が保有する基金加入員の記録に係る情報を、定期的に基金に提供する。</p>	<p>④ 厚生年金基金への情報提供</p> <p>○事業主から機構に提出された届書等の処理による標準報酬月額等の被保険者記録の変動情報について、現存する全ての厚生年金基金に対し、6か月ごとに2回に分けて情報提供しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年7月及び令和6年1月に情報提供 	<p>○基金加入員の記録に係る情報を定期的に基金に提供しました。</p>

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<p>7. 年金相談</p> <p>(1) 年金事務所での相談 お客様の立場に立ち、効率的で正確な年金相談サービスを安定的に提供し、正確な給付を維持するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 年金相談窓口体制の整備 年金相談窓口の体制については、引き続き正規雇用職員等（正規雇用職員、年金相談職員（無期転換職員）及び社会保険労務士）により構成し、安定的な相談窓口体制を確保する。</p> <p>② 常設ブース数の適正化 各拠点の適正な常設ブースの設置について、令和5年度に男女とも多くの方が特別支給の老齢厚生年金の支給年齢に到達し、相談件数の増加が見込まれることや、予約相談における平均待ち日数の状況等を踏まえ、常設ブースへの人員配置を適切に行う。</p> <p>③ 年金給付業務の品質の向上 以下の取組を行い、引き続き拠点における相談品質の向上を図る。</p>	<p>7. 年金相談</p> <p>(1) 年金事務所での相談 お客様の立場に立ち、効率的で正確な年金相談サービスを安定的に提供し、正確な給付を維持するため、以下の取組を行いました。</p> <p>① 年金相談窓口体制の整備 ○年金相談業務に精通した職員等による安定的な相談体制を維持するため、引き続き、年金相談職員（無期雇用職員）の確保に取り組みました。その結果、全国の年金相談ブース（1,688 ブース）における正規職員等（正規職員、年金相談職員（無期雇用職員）及び社会保険労務士）の配置割合は●.●%（令和6年4月時点）となりました。</p> <p>② 常設ブース数の適正化 ○令和5年度は、男女とも多くの方が特別支給の老齢厚生年金の支給年齢に到達し、相談需要の増加による窓口の混雑や平均予約待ち日数の増加が懸念されたため、常設相談ブース数を全国で 102 ブース増設し 1,688 ブースとともに、正規職員等を適切に配置しました。</p> <p>③ 年金給付業務の品質の向上</p>	<p>○安定的な相談体制の維持に取り組んだ結果、令和6年4月現在の正規職員等の配置割合は●.●%となりました。</p> <p>○安定的な年金相談体制を維持するために必要なブース数を検討し、令和5年度の常設相談ブース数は全国で 1,688 ブースとしました。</p>

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<p>ア 予約相談における事前準備の徹底</p> <p>イ 本部による年金給付の研修の実施（I－5(4)参照）</p> <p>ウ 各拠点職員に対する上席年金給付専門職による実践型研修及び巡回指導の実施（I－5(4)参照）</p> <p>エ 拠点への年金給付専門職の配置による体制整備</p> <p>④ 予約制の拡充と待ち時間対策 年金相談サービスの更なる向上のため、年金相談の予約率 90%以上及び待ち時間 30 分未満を維持するために、下記の取り組みを行う。</p> <p>ア インターネットから年金相談予約を受け付けるサービスについて、予約対象届書を拡大し利便性の向上を図るとともに、周知広報を実施する。</p> <p>イ 年金相談に必要な記録の自動印字化の技術（RPA）を引き続き活用し、年金相談業務の効率化を図</p>	<p>○予約相談の事前準備を確実に行うとともに、お客さまへより丁寧な対応ができるよう、令和5年10月から1件当たりの予約相談時間を見直しました。</p> <p>※本部による年金給付の研修の実施については I－5(4) に記載。</p> <p>※各拠点職員に対する上席年金給付専門職による研修等の実施については I－5(4) に記載。</p> <p>※年金給付専門職の配置については、III－4(1)②に記載。</p> <p>④ 予約制の拡充と待ち時間対策</p> <p>○予約率は 93.4%（令和5年度末時点）と計画どおり 90%以上を維持しました。また、予約のないお客様についても平均待ち時間 30 分未満で対応し、引き続きお待たせしない窓口相談体制を維持しました。（令和4年度末時点の予約率 97.4%）</p> <p>○インターネットからの年金相談予約（ネット予約）について、令和6年1月から予約対象を遺族・未支給年金、障害年金にも拡大し利便性の向上を図りました。また、年金相談予約周知用チラシおよびホームページの内容を見直し、ネット予約の利用促進を図った結果、老齢年金全般の予約受付件数に占めるネット予約の割合は、17.3%（令和5年3月）から 20.4%（令和6年3月）(+3.1 ポイント)となりました。</p> <p>○令和5年3月にRPA（※）の処理速度を向上する改修を行い、自動印字時間を短縮したことにより、令和5年度においては予約相談の事前準備を効率的に実施することができました。</p>	<p>○予約相談時間の見直しにより、より丁寧な対応ができるようになりました。</p> <p>○継続して予約相談の周知・広報に取り組んだことにより、令和6年3月末の全国平均予約率は 93.4%となりました。</p> <p>○インターネットからの年金相談予約について、令和6年1月から予約対象を遺族・未支給年金、障害年金にも拡大し利便性の向上を図りました。また、ネット予約の周知広報を行い、利用促進を図りました。</p> <p>○RPA を引き続き活用し、予約相談の事前準備を効率的に実施しました。</p>

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
る。	(※) Robotic Process Automation の略。一般的には「人の代わりに作業をするソフトウェア型のロボット」と言われている。	
⑤ その他のチャネル 遠隔地等の相談対応について、引き続きテレビ電話相談のサービスを提供しつつ、オンラインによる文書相談のシステム開発に着手する。	<p>⑤ その他のチャネル</p> <p>○遠隔地等の相談対応について、引き続きテレビ電話相談のサービスを提供しつつ、年金事務所の受付時間内に来訪や電話ができない等、当機構の既存の相談方法の利用が困難なお客様を対象として、「ねんきんネット」を活用したオンラインによる文書相談の環境構築について検討し、システム開発に着手しました。</p> <p>○電話チャネルに関して、年金事務所の事業規模に応じた適切な応答数を確保し、お客様サービスの向上等を図る観点から、年金事務所の I V R (自動音声案内装置) 設定の標準モデルを令和6年2月に策定し、令和6年4月より運用を開始しました。</p>	<p>○オンラインによる文書相談の環境構築に向けシステム開発に着手しました。</p> <p>○お客様サービスの向上等を図ることを目的に、年金事務所の電話における I V R 設定の標準モデルを策定しました。</p>
(2) 年金相談センターでの相談 ① お客様の利便性の向上及び相談員の品質向上による質の高い相談サービスの提供のため、全国社会保険労務士会連合会との連携強化を図る。 ② お客様の利便性や年金事務所等の適正配置による影響等を踏まえ、年金相談センター（オフィス）の適正配置等の見直しを進める。	<p>(2) 年金相談センターでの相談</p> <p>○年金相談センター（オフィス）での相談について、全国社会保険労務士会連合会と連携し、日本年金機構より講師を派遣し相談員に対して実務を中心とした年金制度改正の内容や、事務処理等に係る研修を行い、相談員の質の向上を図りました。 【令和5年度の街角の年金相談センターによる相談件数：709,159件】</p> <p>○立地や設備面でのお客様の利便性向上を目的として、令和5年8月に街角の年金相談センター鳥栖を移転しました。</p>	<p>○社労士連合会と協力連携し、研修の充実を図ることで年金相談の質の向上を図りました。</p> <p>○お客様の利便性を考慮し街角の年金相談センターの移転を行いました。</p>
(3) コールセンターでの相談 令和4年度の実績を踏まえ、次の施策	(3) コールセンターでの相談 ○令和5年度については、インターネットへの誘導等による入電数の削減やこまめな	○令和5年度は、インターネット

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価																
を実施し、応答率 70%以上を維持するとともに、更なるサービスの質の向上を図る。	<p>入電調整、コールセンター間の協力連携体制の強化、オペレーターへの研修強化等の取組を行った結果、全ダイヤル合計の応答率は、76.8%（対前年度比：+3.8%）となり、年度目標である70%を超える水準を維持するとともに、ねんきんダイヤルの応答率も72.6%（対前年度比：+8.6%）となりました。</p> <p>また、令和5年6月の統合通知書（年金額改定通知書・年金振込通知書）や9月の扶養親族等申告書等の各種通知書の発送の集中、令和5年1月からの老齢年金ターンアラウンド請求書の発送件数の増加に対しては、オペレーターの配置席数を増席するとともに、各種通知書に特化した研修を適宜実施する等により、お客様へのサービスの質の向上を図りました。</p> <p>（コールセンター全体（※）の応答状況【令和6年3月末時点】）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th><th>令和4 年度</th><th>令和5 年度</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入電総呼数</td><td>8,962,327件</td><td>8,634,029件</td><td></td></tr> <tr> <td>応答呼数</td><td>6,540,936件</td><td>6,632,698件</td><td>対前年度比</td></tr> <tr> <td>応答率</td><td>73.0%</td><td>76.8%</td><td>+3.8%</td></tr> </tbody> </table> <p>（※）「ねんきんダイヤル」、「老齢年金請求者専用フリーダイヤル」、「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」、「予約受付専用ダイヤル」、「扶養親族等申告書お問い合わせダイヤル」、「ねんきん加入者ダイヤル」等</p> <p>① コールセンター業務の効率化施策</p> <p>ア お客様ニーズに応えるため、相談目的別・内容別のコールセンタ一体制を維持・整備することに加え、コールセンター間の協力連携体制を密にすることで、機動的かつ効率的な運営を維持する。</p>	年 度	令和4 年度	令和5 年度		入電総呼数	8,962,327件	8,634,029件		応答呼数	6,540,936件	6,632,698件	対前年度比	応答率	73.0%	76.8%	+3.8%	<p>への誘導等による入電数の削減やこまめな入電調整、コールセンター間の協力連携体制の強化、オペレーターへの研修強化等により、全ダイヤル合計の応答率は 76.8%（対前年度比 + 3.8%）となり、年度目標応答率を達成するとともに、ねんきんダイヤルの応答率も 72.6%（対前年度比 + 8.6%）となりました。</p> <p>① コールセンター業務の効率化施策</p> <p>○多様なお客様ニーズにお応えするため、「ねんきんダイヤル」及び「予約受付専用ダイヤル」、「ねんきん加入者ダイヤル（国民年金・厚生年金保険・市区町村別）」等、相談目的別・内容別のコールセンターを維持・整備し、効率的な運営に取り組みました。</p> <p>また、令和6年能登半島地震により被害を受けたお客様へは、「被災者専用フリーダイヤル」を活用し、迅速な対応に努めました。</p> <p>○目的別専用ダイヤルの維持・整備等により、お客様のニーズに合致した効率的なコールセンター運営に取り組むとともに、コールセンター間の協力連携体制の強化等により高い応答率の確</p>
年 度	令和4 年度	令和5 年度																
入電総呼数	8,962,327件	8,634,029件																
応答呼数	6,540,936件	6,632,698件	対前年度比															
応答率	73.0%	76.8%	+3.8%															
		64																

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
また、各種通知書等の発送が集中する期間においても、コールセンタ一体制の整備等を通じて、お客様への十分な説明を図る。	<p>○特に入電が増加する扶養親族等申告書や源泉徴収票等の各種通知書の発送時期については、こまめな入電調整やコールセンター間の協力連携体制や受電体制の強化等により、安定した応答率の確保に努めました。</p> <p>○令和5年度は男女ともに多くの方が特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢に到達することに伴い、令和5年1月から老齢年金ターンアラウンド請求書の発送件数が増加しましたが、オペレーターのスキルや充足率の向上、第3コールセンターの増席等により、応答呼数の増加を図りました。</p> <p>○インターネット予約の対象が遺族年金及び障害年金請求者へ拡大されたことにより、予約受付専用ダイヤルの入電件数の減少が見込まれることから、令和6年4月からの予約受付専用ダイヤルの次期契約より、予約受付対応業務に加え、新たに老齢年金請求者専用フリーダイヤルの電話相談業務も行う契約内容に見直しを行いました。</p>	保に努めました。
イ インターネットからの来訪相談予約の対象範囲拡大を踏まえ、予約受付専用ダイヤルの体制整備等について検討を行う。	○インターネットからの来訪相談予約の対象範囲拡大により、予約受付専用ダイヤルの入電件数の減少が見込まれることから、予約受付専用ダイヤルの次期契約の業務内容の見直しを行いました。	
② 入電数の削減及び平準化 ア 相談内容の分析を行い、ホームページの年金Q & Aやチャットボットの掲載内容の改善を図る。(I-8(1)①参照)	<p>② 入電数の削減及び平準化</p> <p>○相談内容の傾向を分析し、ホームページにおいて、ねんきんダイヤルの混雑予測やお客様向けQ & Aを探しやすくする等の掲載方法やレイアウトの改善を行うとともに、チャットボットの掲載内容を充実させ、入電数の削減及び平準化を図りました。また、インターネット予約の遺族年金及び障害年金請求者への対象範囲拡大に伴い、予約受付専用ダイヤルのオペレーターへ繋ぐまでのお客様の待ち時間や時間外の音声ガイダンスにインターネット予約の対象範囲拡大に関する内容を盛り込み、入電数の削減に努めました。</p>	○ホームページにおいて、ねんきんダイヤルの混雑予測やお客様向けQ & Aを探しやすくする等の掲載方法等の改善や掲載内容の充実により、入電数の削減及び平準化を図りました。また、予約受付専用ダイヤルの音声ガイダンスを見直すことで、入電数の削減に努めました。
イ 引き続き、各種送付物の発送時期	○老齢年金ターンアラウンド請求書や統合通知書、社会保険料控除証明書、源泉徴収	○統合通知書等の発送の分散化に

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<p>の見直しや発送の分散化により、入電数の平準化を図る。</p> <p>③ 応答品質の向上施策</p> <p>ア 相談内容やお客様の声の分析を行い、共有すべき事例について、オペレーター向けQ & A等の充実を図るとともに、オペレーターの応答スキル向上に効果が高いモニタリングを実施する。</p> <p>イ お客様満足度調査を実施し、結果のフィードバックを行うことで、評価が低い項目について改善を図る。</p>	<p>票等の発送の分散化により、入電数の平準化を行いました。</p> <p>③ 応答品質の向上施策</p> <p>○応答品質向上のため、全コールセンター統一のエスカレーション対応フローを構築し、相談内容やお客様の声の分析を強化するとともに、オペレーターへの個別指導の状況を適切に把握・管理する仕組みを整備しました。</p> <p>また、共有すべき事例についてオペレーターに迅速に周知徹底を図るとともに、照会の多い事項についてオペレーター向けQ & Aの充実を図りました。</p> <p>更に、オペレーターの応答スキル向上のため、効果が高いモニタリングとなるよう、モニタリングシートの見直しを行ったことで、応答品質に関する評価基準を分かりやすくしました。</p> <p>○コールセンターにおける応答品質向上のため、お客様満足度調査を行いました。また、昨年度の実施結果については、オペレーターごとの評価結果を分析、委託事業者に情報提供し、個別指導や研修に活用することで、応答品質の向上に努めました。</p>	<p>より、入電数の平準化が図られました。</p> <p>○全コールセンター統一のエスカレーション対応フローの構築やオペレーター向けQ & Aの充実、効果的なモニタリングの実施により、応答品質の向上を図りました。</p> <p>○応答品質向上のため、お客様満足度調査を実施しました。</p>
<p>④ マルチランゲージサービス（多言語通訳サービス）</p> <p>引き続き、年金事務所、コールセンター及び市区町村において、10か国語による通訳サービスの提供を行う。</p> <p>また、令和4年度の利用状況や年金事務所等からの意見・要望を踏まえ、必要に応じ、対応言語数等の見直しについて検討を行う。</p>	<p>④ マルチランゲージサービス（多言語通訳サービス）</p> <p>○年金事務所及びコールセンター、市区町村において、外国語による対応が必要なお客様から相談を受けた場合に、10か国語（※）に対応した「マルチランゲージサービス（多言語通訳サービス）」により、電話を利用した通訳サービスを提供しました。</p> <p>また、令和5年10月からは、利用件数が多い英語について、夜間延長日と第2土曜日の通訳サービスの提供を開始しました。</p> <p>なお、利用する市区町村は令和6年3月末時点で672市区町村となっています。</p>	<p>○マルチランゲージサービス（多言語通訳サービス）について、令和5年度の利用件数は6,406件となり、外国人の入国者数の増加に伴い、令和4年度よりも多くの利用がありました。</p>

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価						
	<p>(※) 英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語、タイ語、インドネシア語、ネパール語</p> <p>【マルチランゲージサービス利用状況】（令和6年3月末時点）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用件数</td><td>5,784件</td><td>6,406件</td></tr> </tbody> </table>	年 度	令和4年度	令和5年度	利用件数	5,784件	6,406件	
年 度	令和4年度	令和5年度						
利用件数	5,784件	6,406件						

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
8. 分かりやすい情報提供及びサービス改善の促進 <p>(1) 分かりやすい情報提供の推進</p> <p>① ホームページの活用</p> <p>お客様への正確な情報提供と、より分かりやすく利用しやすいホームページの実現のため、厚生労働省とも連携しつつ、引き続き次のような改善・充実に取り組む。</p> <p>ア 情報提供機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種通知の発送や新たなサービスの提供開始に合わせたトップページへの画像設置（キービジュアル）により、時宜に応じお客様にお伝えしたい情報へと誘導する。 ・ 各種通知やリーフレットへの二次元コードの掲載を通してホームページへの誘導を促進し、お客様の疑問解決に役立つ情報を提供するとともに、ホームページの利用機会拡大を図る。 ・ SNSを活用した情報発信について、より工夫した内容の発信を行うとともに、引き続きその多 	8. 分かりやすい情報提供及びサービス改善の促進 <p>(1) 分かりやすい情報提供の推進</p> <p>① ホームページの活用</p> <p>お客様への正確な情報提供と、より分かりやすく利用しやすいホームページの実現のため、次のような改善・充実に取り組みました。</p> <p>ア 情報提供機能</p> <p>○社会保険料（国民年金保険料）控除証明書をはじめとする各種通知の発送や、扶養親族等申告書の電子申請をはじめとする新たなサービスの提供開始に合わせて、トップページへの画像設置（キービジュアル）を行い、時宜に応じお客様にお伝えしたい情報へと誘導しました。</p> <p>○毎年6月に送付する年金の統合通知書（改定通知書と振込通知書が一体となった通知書）や、被用者保険の適用拡大に関するガイドブック等への二次元コードの掲載を通して、ホームページへの誘導を促進し、お客様の疑問解決に役立つ情報の提供とホームページの利用機会拡大を推進しました（令和5年度新規掲載25件、総掲載件数112件）。</p> <p>○機構公式X（旧Twitter）による情報発信を進めるとともに（総発信件数341件、前年同期比+8件）、画像や動画を添付した投稿を増やす取組も継続し（129件発信、総発信件数の約4割）、令和5年度末までにフォロワー数約79,100人（前年同</p>	

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価																																																				
<p>様化を検討する。</p> <p>イ 情報照会機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ お客様の疑問がすぐに解決できるようチャットボットの拡充、Q & Aの改善及び動画の掲載を推進する。 ・ お客様が求める情報へとより辿り着きやすくなるよう、お客様等からのご意見・ご要望やアクセス状況等を分析し、継続した改善を図る。 ・ 障害のある方や高齢者に向けた掲載内容の改善・充実とともに、外国人にも分かりやすく利用しやすいホームページを目指し組織横断的に改善・充実を図る。 	<p>期比+4,400人)に到達しました。</p> <p>また、従来各種Webサイトに掲載していたインターネット広告について、閲覧機会の拡大を目的として、新たにLINEへの広告掲載を実現しました。</p> <p>イ 情報照会機能</p> <p>○年金生活者支援給付金に関するチャットボット、扶養親族等申告書の電子申請に関する動画等を新たに開設・掲載しました。</p> <p>チャットボットの総利用件数約52.5万件、各種動画の再生回数約136.1万回と、多くのお客様に利用いただきました。</p> <p>【チャットボットの種類及び利用状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>チャットボットの種類</th> <th>年間利用件数</th> <th>(参考) 令和4年度利用件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>ねんきんネット</td> <td>116,497件</td> <td>81,871件</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>扶養親族等申告書</td> <td>86,116件</td> <td>69,806件</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>控除証明書</td> <td>63,880件</td> <td>56,923件</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>電子申請</td> <td>48,406件</td> <td>47,129件</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>年金相談のインターネット予約</td> <td>70,050件</td> <td>32,992件</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>源泉徴収票</td> <td>27,939件</td> <td>25,071件</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>年金額改定／年金振込通知書</td> <td>74,515件</td> <td>24,869件</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>算定基礎届(定時決定)</td> <td>14,053件</td> <td>6,422件</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>新型コロナウイルス社会保険料</td> <td>1,815件</td> <td>2,138件</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>短時間労働者の適用拡大(※1)</td> <td>17件</td> <td>3,455件</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>海外居住者の方(※2)</td> <td>12,163件</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>年金生活者支援給付金(※2)</td> <td>9,377件</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	項目	チャットボットの種類	年間利用件数	(参考) 令和4年度利用件数	1	ねんきんネット	116,497件	81,871件	2	扶養親族等申告書	86,116件	69,806件	3	控除証明書	63,880件	56,923件	4	電子申請	48,406件	47,129件	5	年金相談のインターネット予約	70,050件	32,992件	6	源泉徴収票	27,939件	25,071件	7	年金額改定／年金振込通知書	74,515件	24,869件	8	算定基礎届(定時決定)	14,053件	6,422件	9	新型コロナウイルス社会保険料	1,815件	2,138件	10	短時間労働者の適用拡大(※1)	17件	3,455件	11	海外居住者の方(※2)	12,163件	—	12	年金生活者支援給付金(※2)	9,377件	—	<p>令和5年度末までにフォロワー数79,100人(前年同期比+4,400人)に到達しました。また、新たにLINEへの広告掲載を実現しました。</p> <p>○チャットボットの総利用件数約52.5万件(前年同期比+17.4万件)、各種動画の再生回数約136.1万回(前年同期比+74.3万回)と、多くのお客様に利用いただきました。</p>
項目	チャットボットの種類	年間利用件数	(参考) 令和4年度利用件数																																																			
1	ねんきんネット	116,497件	81,871件																																																			
2	扶養親族等申告書	86,116件	69,806件																																																			
3	控除証明書	63,880件	56,923件																																																			
4	電子申請	48,406件	47,129件																																																			
5	年金相談のインターネット予約	70,050件	32,992件																																																			
6	源泉徴収票	27,939件	25,071件																																																			
7	年金額改定／年金振込通知書	74,515件	24,869件																																																			
8	算定基礎届(定時決定)	14,053件	6,422件																																																			
9	新型コロナウイルス社会保険料	1,815件	2,138件																																																			
10	短時間労働者の適用拡大(※1)	17件	3,455件																																																			
11	海外居住者の方(※2)	12,163件	—																																																			
12	年金生活者支援給付金(※2)	9,377件	—																																																			

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況				自己評価											
	合計		524,828件	350,676件												
	(※1) 令和5年4月3日閉鎖 (※2) 令和5年度新規開設 ○昨年度に続き、最終更新から一定期間が経過したQ & Aを対象とした、正確性と分かりやすさの観点からの点検作業を進め、対象件数 364 件のうち昨年度末時点における点検未了分 24 件の修正・削除を完了しました。 ○お客様の声などのご意見・ご要望等の分析を踏まえた改善の一環として、電子申請関連ページについて、情報の区分や見出し等を見直しました（令和5年10月）。こうした見直しを行ったこともあり、当該ページへのアクセス件数が前年同時期と比較して増加しました。 【電子申請関連ページ アクセス数の推移】				○最終更新から一定期間が経過したQ & Aのうち24件について正確性と分かりやすさの観点から修正や削除を行いました。 ○お客様が求める情報へとより容易に辿り着きやすくなるよう、電子申請関連ページの見直しを行った結果、アクセス数が増加しました。											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">改善前</th> <th colspan="2">改善後</th> </tr> <tr> <th>令和4年11月</th> <th>令和4年12月</th> <th>令和5年11月</th> <th>令和5年12月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30.1万件</td> <td>43.8万件</td> <td>36.1万件</td> <td>55.0万件</td> </tr> </tbody> </table> ○音声読み上げ機能や文字サイズ調整機能の搭載等、引き続きウェブアクセシビリティ基準への準拠を達成しました。また、多言語により年金制度を説明した記事に加え、平易な日本語で説明した記事を新たに設け、外国人にも分かりやすく利用しやすいホームページを目指す取組を進めました。	改善前		改善後		令和4年11月	令和4年12月	令和5年11月	令和5年12月	30.1万件	43.8万件	36.1万件	55.0万件			○引き続きウェブアクセシビリティ基準への準拠を達成したほか、外国人にも分かりやすく利用しやすいホームページを実現するため、平易な日本語で説明した記事の新設等、改善・充実を進めました。
改善前		改善後														
令和4年11月	令和4年12月	令和5年11月	令和5年12月													
30.1万件	43.8万件	36.1万件	55.0万件													
	○これらの取組もあり、令和5年度のホームページの総アクセス数は2億 3,511 万件となり、令和4年度に比べて 2.6% の増となりました。 【ホームページの総アクセス数の推移】				○令和5年度のホームページの総アクセス数は2億 3,511 万件（前年度比+2.6%）となりました。											

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価												
<p>② 「ねんきんネット」の拡充 「ねんきんネット」については、従来の年金記録の確認や年金見込額試算に係る機能に加え、簡易な電子申請対象届書の拡大を図るなどそれぞれのお客様の実情に応じたサービス・機能を拡充することで、お客様の利便性向上と利用の拡大に取り組む。</p> <p>ア 利用者の拡大 マイナンバーカード・マイナポータルと「ねんきんネット」の認証連携を前提として、国民年金保険料免除等の簡易な電子申請や、社会保険料（国民年金保険料）控除証明書、公的年金等の源泉徴収票の電子送付を開始したことを踏まえ、当該サービスの利用対象となるお客様を中心としつつ、「ねんきんネット」利用者の拡大に向け各種機会を活用した周知・広報を行う。 ・ サービスの利用対象となるお客様に送付する文書（国民年金保</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総アクセス数</td><td>2億1,710万件</td><td>2億2,922万件</td><td>2億3,511万件</td></tr> <tr> <td>対前年度比</td><td>+4.1%</td><td>+5.6%</td><td>+2.6%</td></tr> </tbody> </table> <p>② 「ねんきんネット」の拡充 ア 利用者の拡大 ○個人のお客様に対するオンラインサービスに関して、「ねんきんネット」をネットチャネルの中心と位置づけ、マイナンバーカード・マイナポータルの認証機能を入口として、個人の簡単な年金手続がオンラインで完結できることを目指す観点から、「ねんきんネット」利用者の拡大に向けた取組を推進しました。 ○取組に当たっては、マイナポータル経由での「ねんきんネット」の利用者の拡大に取り組むこととし、これまで開始した各種サービス（国民年金保険料免除等の簡易な電子申請、各種通知書の電子送付サービス等）の利用対象となるお客様を中心としつつ、本部、年金事務所それぞれにおいて各種機会を捉えた利用勧奨を実施しました。 ○取組の結果、「ねんきんネット」利用者は、令和6年3月末で1,098万人となり、令和5年度の目標として掲げていた1,000万人を達成し、令和元年度末と比較して520万人増加しました。 特に、マイナポータル経由での利用者は461万人と大幅に増加し、「ねんきんネット」利用者の拡大に向けた取組を推進した結果、令和6年3月末で1,098万人となり、令和5年度の目標として</p>		令和3年度	令和4年度	令和5年度	総アクセス数	2億1,710万件	2億2,922万件	2億3,511万件	対前年度比	+4.1%	+5.6%	+2.6%	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度											
総アクセス数	2億1,710万件	2億2,922万件	2億3,511万件											
対前年度比	+4.1%	+5.6%	+2.6%											

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価																		
<p>・ 保険料納付書、控除証明書等)に当該サービスに関する案内を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> マイナポータル開設者や「ねんきんネット」利用者のうち、サービスの利用対象となるお客様に対して、マイナポータルのお知らせ機能や「ねんきんネット」のメール機能を活用した周知・利用勧奨を行う。 年金事務所に来所するお客様の相談内容に応じて、「ねんきんネット」のサービスの説明を行い、利用勧奨を行う。 年金セミナーやハローワーク説明会等において、「ねんきんネット」のサービスの周知・利用勧奨を行う。 機構ホームページに「ねんきんネット」のサービス・利用方法に関する記事・動画を掲載する。 	<p>ト」の利用者全体のほぼ半数がマイナポータル経由での利用者となりました。</p> <p>【ねんきんネット利用者等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者全体</td> <td>578万人</td> <td>666万人</td> <td>770万人</td> <td>908万人</td> <td>1,098万人</td> </tr> <tr> <td>うちマイナポータル経由*</td> <td>-</td> <td>7万人</td> <td>70万人</td> <td>216万人</td> <td>461万人</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 既に「ねんきんネット」ユーザだった方が、マイナポータル経由で「ねんきんネット」の利用を開始した場合を含む</p> <p><利用拡大に向けた取組></p> <p>(本部の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> サービスの利用対象となるお客様に送付する文書(国民年金保険料納付書、控除証明書等)に案内文を掲載 マイナポータルのお知らせ機能やねんきんネットのお知らせメール機能を活用した周知広報を実施 インターネット広告や機構公式X(旧Twitter)を活用した情報発信 「ねんきんネット」で利用可能な扶養親族等申告書の簡易な電子申請サービス・利用方法に関する記事・動画を機構ホームページに掲載 <p>(年金事務所の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 窓口対応時等において、リーフレットを用いた各種サービスに係る説明及び利用勧奨 年金セミナー時等における利用勧奨 事業所調査時等を活用した事業主(主に大規模事業所)を通じた従業員やその家族への利用勧奨 市区町村に対するマイナンバーカード発行窓口へのリーフレット設置依頼 		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	利用者全体	578万人	666万人	770万人	908万人	1,098万人	うちマイナポータル経由*	-	7万人	70万人	216万人	461万人	<p>掲げていた1,000万人を達成し、令和元年度末と比較して520万人増加しました。</p>
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度															
利用者全体	578万人	666万人	770万人	908万人	1,098万人															
うちマイナポータル経由*	-	7万人	70万人	216万人	461万人															

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価												
<p>イ サービス・機能の拡充</p> <p>お客様への情報提供や利便性向上を図るため、以下の取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 扶養親族等申告書や老齢年金請求書について、既保有情報等をあらかじめ申請画面に表示させることで、お客様の入力の手間を省いた簡易な電子申請を行う機能を構築する。(I－5(5)①、II 	<p>(電子版ねんきん定期便（ペーパーレス）の推進)</p> <p>○「ねんきんネット」の機能の1つである電子版ねんきん定期便に関して、紙からの切替えをしていただけるよう以下の取組を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ねんきん定期便に電子版ねんきん定期便のメリット（「紙」の郵送より1～2か月程度早く確認できる等）を案内 ・紙のねんきん定期便を選択している「ねんきんネット」利用者に対して、「ねんきんネット」ログイン時に電子版ねんきん定期便への切替えを促す案内を「ねんきんネット」画面上に表示 ・「ねんきんネット」利用者全員に対して、お知らせメールを送付 <p>○取組の結果、電子版ねんきん定期便に切替えていただいた方は、令和6年3月末で353万人となり、令和元年度末時点と比較し256万人増加しました。</p> <p>【「紙」から電子版ねんきん定期便に移行した人数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和元年度末</th> <th>令和2年度末</th> <th>令和3年度末</th> <th>令和4年度末</th> <th>令和5年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>移行登録人数</td> <td>97万人</td> <td>150万人</td> <td>201万人</td> <td>260万人</td> <td>353万人</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ サービス・機能の拡充</p> <p>※取組状況については、II－4(1)に記載。</p>		令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	移行登録人数	97万人	150万人	201万人	260万人	353万人	<p>○電子版ねんきん定期便のメリットの周知等、紙のねんきん定期便から切替えをしていただくための取組を行った結果、電子版ねんきん定期便の登録件数は353万人となり、令和元年度末時点と比較し256万人増加しました。</p>
	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末									
移行登録人数	97万人	150万人	201万人	260万人	353万人									

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<p>－4(1)①イ(v) 参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 納付書がなくても国民年金保険料を納付できる仕組みや口座振替手続の簡易な電子申請を可能とする仕組みを構築する。(II－4(1)①イ(i) 参照) ・ 遠隔地等の相談対応について、オンラインによる文書相談のシステム開発に着手する。(I－7参照) ・ 電子送付する通知書等の拡大を検討する。(II－4(1)①イ(iii) 参照) ・ 年金見込額試算のレイアウトの見直し等、お客様からのご意見・ご要望を踏まえた機能改善に着手する。(II－4(1)①イ(iv) 参照) ・ 「ねんきんネット」のメール機能（お知らせ機能）を活用し、それぞれのお客様の実情に応じた情報（制度、手続等の案内）を定期的に提供する仕組みを構築する。 		
(3) ねんきん定期便による情報提供	(3) ねんきん定期便による情報提供	

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<p>ア ねんきん定期便の紙面を活用し、図やグラフを用いた分かりやすい情報提供を行う。特に年金の繰下げ制度について、より丁寧な情報提供を行う。</p> <p>イ ねんきん定期便の「お客様へのお知らせ」欄を使用して電子版ねんきん定期便への切替を周知する。</p> <p>ウ ねんきん定期便の「お客様へのお知らせ」欄を使用して未解明記録の解明に向けた呼びかけ等、お客様の状況に応じたお知らせや勧奨等を行う。</p> <p>④ 年金関係の各種情報提供 年金額改定通知（年金振込通知）書等の個人向け文書送付の機会を活用し、お客様の属性に応じた、また、時宜を捉えた必要な年金関係の各種情報を限られた紙面で提供する。</p>	<p>○ねんきん定期便の紙面を活用し、加入実績に応じた年金額等について、図やグラフを用いた分かりやすい情報提供を行いました。また、受給を遅らせた場合の年金額等について、より丁寧な情報提供を行いました。</p> <p>○ねんきん定期便の「お客様へのお知らせ」欄等を使用し、電子版ねんきん定期便への切替について、周知を行いました。 ※電子版ねんきん定期便（ペーパーレス）の推進については、②アに記載。</p> <p>○ねんきん定期便の「お客様へのお知らせ」欄を利用して以下の勧奨等を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未統合記録の解明に向けた対応として、「ねんきん特別便（名寄せ便）」、「年金記録の確認のお知らせ（黄色便）」の未回答者への回答勧奨 ・「ねんきんネット」ID保有者に電子版ねんきん定期便への切替え勧奨 ・「ねんきんネット」とマイナポータルの連携に関する周知 <p>④ 年金関係の各種情報提供 ○目の不自由なお客様への情報提供の充実を図るため、以下の通知書や送付用封筒に、スマートフォン等から読み取ることで通知書の概要等を音声で読み上げができる音声コードの付与を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金生活者支援給付金請求書 ・年金振込通知書 ・扶養親族等申告書 ・社会保険料（国民年金保険料）控除証明書 ・源泉徴収票 ・統合通知書、年金額改定通知書、年金生活者支援給付金支給金額（改定）通知書 <p>○年金請求書（事前送付用）に繰下げ制度に関するチラシを同封し、周知を図りました</p>	<p>○ねんきん定期便において、図やグラフを用いた分かりやすい情報提供を行いました。特に年金の繰下げ制度について、より丁寧な情報提供を行いました。</p> <p>○各種個人向け文書送付の機会を活用し、年金関係の各種情報提供について、お客様の属性に応じ、機会や時節を捉えて実施しました。</p>

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<p>(2) 公的年金制度に対する理解の促進 年金制度に対する正しい知識と理解を深め、制度加入や保険料納付に結び付けるため、地域、企業、教育等の様々な場において、年金制度の普及・啓発活動を行う「地域年金展開事業」を推進する。また、広報については、機構ホームページ等を活用した情報提供を積極的に行う。</p> <p>① 年金セミナー、年金制度説明会等の充実 ア 年金セミナー等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 制度改正を含む公的年金制度の理解を一層深めるため、教育関係機関や企業等における年金セミナー及び年金制度説明会の実施結果を検証し、実施内容の充実を図るとともに、参加者の一層の拡大を図る。 ・ 特に、適正な届出の励行に向 	<p>た。</p> <p>○遺族年金受給者に送付する統合通知書に遺族年金失権時の手続に関するチラシを同封し、周知を図りました。</p> <p>○年金振込通知書（10月定期支払分）の紙面を活用し、年金生活者支援給付金制度、在職定時改定制度の周知を図りました。</p> <p>(2) 公的年金制度に対する理解の促進</p> <p>① 年金セミナー、年金制度説明会等の充実 ア 年金セミナー等の実施</p> <p>○教育関係機関における年金セミナー及び企業や地域における年金制度説明会については、各相手先機関のニーズや環境に応じて、対面形式に加え、以下の方法により開催しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非対面形式：Web会議ツールを利用して講師と受講者をオンラインで結び、モニターを通じてセミナー等を実施 ・ DVD提供形式：年金制度を紹介する年金セミナー用動画（DVD）を配付し、動画の視聴を案内（感想や要望についてアンケート回答を依頼） <p>また、制度説明会については、事業所担当者に対して、届出適正化の推進を目的に</p>	<p>○大学や高校等の学生・生徒を対象とした年金セミナー及び企業や自治会等を対象とした年金制度説明会について、対面形式に加え、Web会議ツールを利用した非対面型による実施やDVDによる動画の提供なども取り入れ、実施内容の充実を図り、参</p>

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価												
け、事業所担当者に対する制度・事務手続説明会の充実を図る。	<p>「短時間労働者適用拡大に関する説明」や「届出における誤りの多い事例」をテーマとした説明会を実施するなど、説明会の充実を図りました。</p> <p>【年金セミナー及び年金制度説明会実施状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取組</th><th>対象機関</th><th>対象者</th><th>開催回数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年金セミナー</td><td>教育機関 (大学・高校等)</td><td>学生・生徒・教員</td><td> 3,156回(前年3,488回) うち、 ・対面型回数2,697回(前年2,778回) ・非対面型回数333回(前年466回) [相手先機関数1,449機関] (※) ・DVD提供形式回数126回(前年244回) 参加者数 164,105人 </td></tr> <tr> <td>制度説明会</td><td>事業所・自治会等</td><td>従業員・地域住民等</td><td> 1,965回(前年3,694回) うち、 ・対面型回数1,703回(前年1,969回) ・非対面型回数262回(前年1,725回) [相手先機関数5,838機関] (※) 参加者数 82,324人 </td></tr> </tbody> </table> <p>(※) 非対面型は、同時に複数の相手先機関を対象に実施</p> <p>イ 質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省と連携しつつ年金セミナーや年金制度説明会等で使用する教材を整備し、受講者に応じたセミナー等の質の更なる向上を目指す。 また、各種制度に特化した説明動画の作成を進める。 若手職員を中心とした講師の育成を推進するため、講師を養成 <p>イ 質の向上</p> <p>○厚生労働省と連携し、受講者から要望のあった「子育て支援」や「年金の繰下げ受給」など制度改正事項をテーマとした資料を作成するとともに、併せて具体的な届書の書き方など手続方法を資料に記載することで、資料の充実や質の向上を図りました。</p> <p>また、子育て支援に係る厚生年金保険制度の説明動画を新たに作成し、機構ホームページに掲載しました。</p> <p>○若手職員を中心とした講師の育成を推進するため、上期にオンラインで行う年金セミナー等に必要なスキルや留意点をテーマとした研修を実施し、下期には対面で行</p>	取組	対象機関	対象者	開催回数	年金セミナー	教育機関 (大学・高校等)	学生・生徒・教員	3,156回(前年3,488回) うち、 ・対面型回数2,697回(前年2,778回) ・非対面型回数333回(前年466回) [相手先機関数1,449機関] (※) ・DVD提供形式回数126回(前年244回) 参加者数 164,105人	制度説明会	事業所・自治会等	従業員・地域住民等	1,965回(前年3,694回) うち、 ・対面型回数1,703回(前年1,969回) ・非対面型回数262回(前年1,725回) [相手先機関数5,838機関] (※) 参加者数 82,324人	<p>加者の一層の拡大に繋げました。</p> <p>特に、制度説明会については、事業所担当者に対して届出適正化の推進を目的に、短時間労働者の適用拡大や届出における誤りの多い事例をテーマとした説明会を実施し、制度・事務手続説明会の充実を図りました。</p> <p>○年金セミナー等で活用する資料を作成し、資料内容の充実及び質の向上を図りました。また、子育て支援に係る厚生年金保険制度の説明動画を新たに作成し、機構ホームページに掲載しました。</p> <p>○年金セミナー等の質の向上に向けて研修を実施し、若手職員を</p>
取組	対象機関	対象者	開催回数											
年金セミナー	教育機関 (大学・高校等)	学生・生徒・教員	3,156回(前年3,488回) うち、 ・対面型回数2,697回(前年2,778回) ・非対面型回数333回(前年466回) [相手先機関数1,449機関] (※) ・DVD提供形式回数126回(前年244回) 参加者数 164,105人											
制度説明会	事業所・自治会等	従業員・地域住民等	1,965回(前年3,694回) うち、 ・対面型回数1,703回(前年1,969回) ・非対面型回数262回(前年1,725回) [相手先機関数5,838機関] (※) 参加者数 82,324人											

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<p>するための施策を検討・実施する。</p> <p>② 年金委員に対する活動支援の強化</p> <p>ア 年金委員活動の活性化の取組</p> <p>年金委員の活動に必要な情報を本部からタイムリーに発信するとともに、年金委員研修の実施内容の充実を図る。また、地域型年金委員については、拠点ごとに連絡会を開催し、組織的活動の活性化を図る。</p> <p>イ 委嘱拡大の取組</p> <p>企業、市区町村、年金受給者協会等への働きかけを強化するととも</p>	<p>う年金セミナー等でのプレゼンテーションスキル向上を目的とした研修を実施しました。</p> <p>② 年金委員に対する活動支援の強化</p> <p>ア 年金委員活動の活性化の取組</p> <p>○年金委員の活動に必要な情報について、本部においては、機構ホームページの「年金委員専用ページ」を通じて、年金委員活動に必要な情報を毎月発信するとともに、全国の年金事務所においては、対面やWeb会議ツールによる手法により、以下の取組を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職域型年金委員向けには、委員から要望の多かった「子育て支援制度」に係る年金制度改革や事務手続等の内容を中心とした年金委員研修会を実施し、研修の充実を図りました。 ・地域型年金委員に対しては、都道府県単位と拠点単位で連絡会を開催し、年金委員と年金事務所間の情報共有、活動依頼、支援事業の伝達及び年金委員相互間の情報共有を図る取組を実施しました。 <p>○令和5年11月に実施した全国年金委員研修は、従来より実施しているテレビ会議システム及びWeb会議ツールによる非対面型に加えて、東京への参集による対面型を併用して研修を受講いただく形式により、全国で8,435名（前年6,539名）の方に参加いただきました。</p> <p>○年金委員活動において顕著な功績が認められた年金委員の中から、厚生労働大臣表彰、日本年金機構理事長表彰、理事表彰の対象者を選定し、ねんきん月間に表彰を行いました（令和5年11月）。</p> <p>イ 委嘱拡大の取組</p> <p>○年金委員の委嘱拡大については、市区町村向け情報誌や機構ホームページ等を活用して、年金委員制度や活動内容を広報するとともに、電話や文書による委嘱勧奨活</p>	<p>中心とした講師の育成に努めました。</p> <p>○本部においては、機構ホームページを通じて必要な情報発信を行うとともに、全国の年金事務所においては、年金委員研修会や地域型年金委員連絡会を実施しました。</p> <p>また、全国年金委員研修の開催方式をテレビ会議システム及びWeb会議ツールによる非対面型に加えて、東京への参集による対面型を併用し、8,435名の方に参加いただきました。</p> <p>○年金委員制度や活動内容の広報及び電話や文書による委嘱勧奨</p>

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<p>に、機構ホームページ等を活用して年金委員制度や活動内容を積極的に広報し、新たな年金委員の委嘱数拡大を図る。</p> <p>③ 「ねんきん月間」と「年金の日」における取組の充実 「ねんきん月間」及び「年金の日」における取組の実施に当たっては、公的年金制度の周知・啓発につながる各種事業を集中的に実施することで、公的年金制度への理解を深める。</p>	<p>動の強化により、職域型年金委員及び地域型年金委員ともに委嘱数を拡大しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職域型年金委員数：130,447人（令和6年3月末）（令和5年3月末：126,640人） ・地域型年金委員数：8,697人（令和6年3月末）（令和5年3月末：8,087人） <p>③ 「ねんきん月間」と「年金の日」における取組の充実</p> <p>○「ねんきん月間」及び「年金の日」に合わせ、全国の年金事務所において、地域の教育機関（大学、高校、専門学校等）や企業等に出向き、またはWeb会議ツールを活用して、公的年金制度の周知活動（年金セミナー（416回）、年金制度説明会（187回））を行いました。</p> <p>また、本部においては、「わたしと年金」エッセイ朗読動画を作成の上、機構ホームページに掲載するとともに、11月の「ねんきん月間」中は、機構公式X（旧Twitter）を積極的に活用し、年金制度の基本事項について発信しました。</p> <p>○厚生労働省、文部科学省、全国高等学校長協会、全国都道府県教育委員会連合会の4組織の後援のもと、「わたしと年金」エッセイ募集の取組を行いました。令和5年度においては、1,609人（令和4年度：2,008人）から応募があり、厚生労働大臣賞、日本年金機構理事長賞、優秀賞の優秀作品を選定し、表彰を行いました。</p>	<p>活動の強化により、全体として委嘱数を拡大することができました。</p> <p>○「ねんきん月間」及び「年金の日」に合わせ、年金セミナーや年金制度説明会等を実施し、公的年金制度の周知・啓発を行いました。</p> <p>また、「わたしと年金」エッセイ朗読動画を作成の上、機構ホームページに掲載するとともに、機構公式X（旧Twitter）を活用し、年金制度の基本事項について発信を行いました。</p> <p>○「わたしと年金」エッセイを募集し、厚生労働大臣表彰等を行い、公的年金制度の周知・啓発を行いました。</p>
<p>④ 関係団体との連携 市区町村、官公庁、教育関連団体、</p>	<p>④ 関係団体との連携</p> <p>○地域に根ざした年金制度の普及・啓発を推進するため、例年、各自治体や関係団体</p>	<p>○地域年金事業運営調整会議を各</p>

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<p>社会保険労務士会、年金受給者協会等の各団体と連携し、効果的な普及・啓発活動を推進する。</p>	<p>(社会保険労務士会、教育委員会、年金受給者協会、ハローワーク等)と連携して地域年金事業運営調整会議を各都道府県で開催し、委員の皆様へ事業の取組状況等の報告を行ったうえで、公的年金制度に対する理解をより深め制度加入及び保険料納付に結び付けるための効果的な連携方法等について意見聴取を行いました。</p>	<p>都道府県で開催し、委員の皆様へ事業の取組状況等の報告及び公的年金制度に対する理解をより深め制度加入及び保険料納付に結び付けるための効果的な連携方法等について意見聴取を行いました。</p>
<p>(3) お客様サービスの向上</p> <p>① 「お客様へのお約束 10 か条」の実現</p> <p>お客様へのサービスの具体的目標を定めた「お客様へのお約束 10 か条」の実現に向けた取組を具体的に進め、その達成状況等について、毎年度、年次報告書（アニュアルレポート）において分かりやすく周知・広報する。</p> <p>② CS（お客様満足）意識向上の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き「サービス推進の手引き」を基本とした研修や接遇・マナー動画の提供により、役職員のCS意識の向上を図る。 ・ 全ての年金事務所を対象にサービス巡回指導を実施し、個別の課題の把握に努めるとともに、実地によ 	<p>(3) お客様サービスの向上</p> <p>① 「お客様へのお約束 10 か条」の実現</p> <p>○拠点長が、自拠点内のサービス実施状況を毎月チェックし改善に努めるとともに、本部においては、サービス巡回指導時に必要に応じて改善指導を行いました。また、年次報告書（アニュアルレポート）（以下「アニュアルレポート」という。）に「お客様へのお約束 10 か条」の達成状況等を掲載しました。</p> <p>② CS（お客様満足）意識向上の取組</p> <p>○役職員のCS意識の向上を図るため、「サービス推進の手引き」について、身だしなみの基本及びNG例等を実践に即した内容に改訂しました。なお、身だしなみのNG例については、イラストや写真を活用することにより、役職員に分かりやすく伝わるように見直しました（令和6年1月）。</p> <p>○新入構員研修において、お客様対応の留意点などに関する研修を実施しました。また、全職員を対象に「サービス推進の手引き」を活用した職場内CS研修を実施するとともに、昨年度作成した接遇・マナーに関する研修動画を視聴するように周知</p>	<p>○拠点長による事務所内チェック及び本部職員による改善指導を実施して「お客様へのお約束 10 か条」の実現に努め、アニュアルレポートに達成状況等を掲載しました。</p> <p>○「サービス推進の手引き」を改訂し、役職員に分かりやすく伝わるように見直しました。</p> <p>○新入構員向けのお客様対応研修や全職員向けの職場内CS研修等を実施し、職員のCSに対する</p>

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<p>る改善指導やフォロー研修を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 役職員のモチベーション向上のため、CS向上に向けた取組状況の評価を実施するとともに、窓口対応における職員のスキルや対応力を競うコンテスト等を行うことにより、サービスレベルの更なる向上を図る。 	<p>しました。</p> <p>○本部職員による無予告での「サービス巡回指導」を全ての年金事務所に対して半期ごとに実施し、サービス実施状況の確認と必要な改善指導を行うとともに、「お客様満足度アンケート調査」結果等により把握した各拠点の個別課題に基づく個別指導や研修等の事後フォローを実施しました。</p> <p>○年金事務所におけるお客様対応のスキルアップ及びサービス改善に向けた取組の意見交換を目的に、サービス実践リーダー（※）向けの集合研修（令和5年10月～11月 全国9カ所）を新たに実施しました。また窓口対応コンテストを実施し、窓口担当職員の説明や接遇スキル等を競い合うことで、サービスレベルの更なる向上を図りました。</p> <p>（※）CS向上に高い意欲を持つ一般職員の中から指定する、職員の模範となるお客様対応を実践するとともに、窓口担当職員等に対する指導・助言を行う年金事務所職員。</p> <p>○令和6年4月1日に改正障害者差別解消法が施行されることを踏まえ、役職員向けの「サービス推進の手引き」の別冊『障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応』を改訂しました。また、別冊改訂に併せ、障害があるお客様に対する適切な対応を再認識する目的で、新たに「障害があるお客様対応の研修用動画」を作成、役職員に提供し、障害者対応の意識向上が図られるよう取り組みました。</p> <p>③ 分かりやすいお客様向け文書の作成</p> <p>お客様向け文書の作成については、お客様目線で見てより分かりやすい文書とするため、職員で構成する「文書審査チーム」、一般のモニターと文</p>	<p>る意識醸成を図りました。</p> <p>○本部職員によるサービス巡回指導を全ての年金事務所に実施するとともに、特に改善が必要な年金事務所に対して個別指導や研修等を実施しました。</p> <p>○お客様対応のスキルアップ等を目的に、サービス実践リーダー向けの集合研修を新たに実施するとともに、窓口対応コンテストを実施し、サービスレベルの更なる向上を図りました。</p> <p>○「サービス推進の手引き」別冊の改訂、及び研修動画の作成、役職員への提供により、法改正を踏まえた障害者対応の意識向上が図られるよう取り組みました。</p> <p>○お客様向け文書の作成においては、「お客様向け文書審査チーム」、「アンケートモニター」及び「お客様向け文書モニターカー</p>
	<p>③ 分かりやすいお客様向け文書の作成</p> <p>○機構本部に設置した「お客様向け文書審査チーム」において、33件のお客様向け文書の審査を行い、お客様目線で見てより分かりやすい文書となるよう改善を図りました。</p> <p>特に多くのお客様にお送りする文書11件については、若い世代を含む「アンケー</p>	

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価									
<p>書デザイナーが参画する「お客様向け文書モニターミーティング」に加え、若い世代を中心とした「アンケートモニター」を活用し、お客様向け文書の作成及び改善に幅広く意見や指摘を反映させる。</p> <p>④ お客様からの意見の収集や施策の反映等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各年金事務所の「ご意見箱」、ホームページや手紙による「日本年金機構へのご意見・ご要望」などから「お客様の声」を日々収集し、それらを「お客様対応業務システム」を活用して管理・分析するとともに、必要な改善策を検討し、実施する。 ・ 機構のサービスに対するお客様の評価や満足度を把握するため、「お客様満足度アンケート調査」等を実施し、その結果から課題を把握・分析した上で、必要な改善策を検討し、実施する。 ・ 運営評議会を、引き続き定期的に開催し、そこで出された被保険者等の意見を的確に業務運営に反映する。 	<p>トモニター」から幅広いお客様目線でのご意見やご指摘を聴取したうえで「お客様向け文書モニターミーティング」を開催しました。会議の場ではモニターである一般の方及び文書デザイナーのご意見、ご指摘を直接聴取することにより、分かりやすい文書の作成につなげました。</p> <p>④ お客様からの意見の収集や施策の反映等</p> <p>○各年金事務所に設置した「ご意見箱」や、ホームページ上の日本年金機構へのご意見・ご要望のコーナーなどから「お客様の声」の収集に努めました。</p> <p>○「お客様の声」については、「お客様対応業務システム」を活用し管理・分析を行うとともに必要な改善策について検討し、ホームページの掲載内容やお客様にお送りする文書内容をわかりやすくするなどの改善を行いました。</p> <p>○全国の年金事務所及び年金相談センター（オフィス）を対象に、「お客様満足度アンケート調査（以下、「アンケート調査」という。）」を実施しました。なお、更なるお客様サービス向上のため、令和5年6月より、アンケート調査の調査方法、調査時期及びアンケートの設問を見直しました。</p> <p>【令和5年度アンケート調査概要】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>年金事務所</th> <th>年金相談センター（オフィス）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査方法</td> <td colspan="2">・来訪相談されたお客様の中から無作為に抽出し、アンケートはがきを送付</td> </tr> <tr> <td>調査内容</td> <td colspan="2">・来訪された際の「職員のビジネスマナーや接客態度」「窓口で</td> </tr> </tbody> </table>		年金事務所	年金相談センター（オフィス）	調査方法	・来訪相談されたお客様の中から無作為に抽出し、アンケートはがきを送付		調査内容	・来訪された際の「職員のビジネスマナーや接客態度」「窓口で		<p>議」における意見や指摘を踏まえ、お客様目線で見てより分かりやすい文書となるよう改善を図りました。</p> <p>○お客様のご意見等を収集し、必要な改善を行うことによりお客様のサービス向上を図りました。</p> <p>○アンケート調査を実施し、お客様の回答結果から、一定のお客様満足度が得られていることを確認するとともに、更なるお客様サービス向上のための課題を把握・分析した上で、必要な改善策を実施しました。</p>
	年金事務所	年金相談センター（オフィス）									
調査方法	・来訪相談されたお客様の中から無作為に抽出し、アンケートはがきを送付										
調査内容	・来訪された際の「職員のビジネスマナーや接客態度」「窓口で										

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況			自己評価																											
		の説明」について「満足」「ほぼ満足」「普通」「やや不満」「不満」の5段階で回答 ・来訪された際の「不安や疑問の解消」について「解消した」「ほぼ解消した」「解消しなかった」の3段階で回答																													
	調査時期	令和5年6月より毎月実施	令和5年12月																												
	調査対象件数	84,460件	9,000件																												
	回答件数	36,808件 (回答率:43.6%)	4,546件 (回答率:50.5%)																												
<p>【令和5年度アンケート調査結果】</p> <p>○職員のビジネスマナーや接客態度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>年金事務所</th><th>年金相談センター(オフィス)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満足・ほぼ満足</td><td>87.2%</td><td>86.4%</td></tr> <tr> <td>やや不満・不満</td><td>2.1%</td><td>3.2%</td></tr> </tbody> </table> <p>○窓口での説明</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>年金事務所</th><th>年金相談センター(オフィス)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満足・ほぼ満足</td><td>86.4%</td><td>86.6%</td></tr> <tr> <td>やや不満・不満</td><td>3.0%</td><td>3.3%</td></tr> </tbody> </table> <p>○不安や疑問の解消</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>年金事務所</th><th>年金相談センター(オフィス)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>解消・ほぼ解消</td><td>97.3%</td><td>97.5%</td></tr> <tr> <td>解消しなかった</td><td>2.7%</td><td>2.5%</td></tr> </tbody> </table> <p>また、毎月の調査結果に基づき、お客様サービス向上のための課題を把握・分析し</p>						年金事務所	年金相談センター(オフィス)	満足・ほぼ満足	87.2%	86.4%	やや不満・不満	2.1%	3.2%		年金事務所	年金相談センター(オフィス)	満足・ほぼ満足	86.4%	86.6%	やや不満・不満	3.0%	3.3%		年金事務所	年金相談センター(オフィス)	解消・ほぼ解消	97.3%	97.5%	解消しなかった	2.7%	2.5%
	年金事務所	年金相談センター(オフィス)																													
満足・ほぼ満足	87.2%	86.4%																													
やや不満・不満	2.1%	3.2%																													
	年金事務所	年金相談センター(オフィス)																													
満足・ほぼ満足	86.4%	86.6%																													
やや不満・不満	3.0%	3.3%																													
	年金事務所	年金相談センター(オフィス)																													
解消・ほぼ解消	97.3%	97.5%																													
解消しなかった	2.7%	2.5%																													

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
	<p>た上で、満足度の高い年金事務所の好取組の共有、満足度の低い年金事務所への個別指導や研修などを速やかに実施しました。</p> <p>○日本年金機構法等の規定に基づき、被保険者、事業主、年金給付の受給権者その他の関係者の意見を機構の業務運営に反映させるため設置された日本年金機構運営評議会について、令和5年度は4回開催し、令和6年2月1日に、今後の機構の業務運営に関する提言が取りまとめられました。機構では、運営評議会で出された意見の内容を自らの業務運営に積極的に反映させ、取り組むべき課題への対応を進めました。</p> <p>【別表12：提言（運営評議会）】</p>	<p>○運営評議会を定期的に開催し、出された意見について、機構の業務運営に積極的に反映させました。</p>
<p>⑤ 改善状況の評価</p> <p>サービス改善・業務改善の状況については、「サービス・業務改善委員会」において、業務適正化の趣旨を含めた評価及び進捗管理を行い、サービス水準の向上を図る。</p>	<p>⑤ 改善状況の評価</p> <p>○お客様の意見を反映し、機構のサービスの質の向上を図ることを目的として設置した「サービス・業務改善委員会」において、お客様の声を反映した改善提案の検討状況の進捗管理を行い、国民年金保険料の口座振替による前納方法の見直しなど、42件の改善を行いました。</p>	<p>○お客様の声を反映した改善提案の検討状況をサービス・業務改善委員会に報告し、42件の改善を行いました。</p>

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<p>9. 年金制度改革等への対応 「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第40号)等のうち、被用者保険の適用拡大について以下の取組を行う。</p> <p>＜短時間労働者の適用拡大＞ 短時間労働者への適用については、令和4年10月から被保険者数100人超規模の企業まで拡大したことにより、該当事業所から短時間労働者の資格取得届が適正に提出されるよう、届出が行われていないと考えられる事業所に対し、事業所調査を実施する。 令和6年10月からは、被保険者数50人超規模の企業まで適用対象事業所が拡大することから、対象となる可能性のある適用事業所に対して、訪問等による事前の周知を行い、当該事業所において、事業主から従業員への制度周知などの社内準備を進めるための取組を行う。 また、適用事業所における適用拡大に関する説明会等に専門家（社会保険労務士等）を派遣する専門家活用支援事業を引き続き実施するなど、事業主及び従業員の方に対するわかりやすい周知広報や必</p>	<p>9. 年金制度改革等への対応 年金制度改革等への対応として以下の取組を行いました。</p> <p>(1) 短時間労働者の適用拡大 「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第40号)等のうち、被用者保険の適用拡大について以下の取組を行いました。</p> <p>【被保険者数100人超規模の企業への対応】 ○令和4年10月に短時間労働者の適用拡大の対象となった事業所のうち、雇用保険被保険者情報の活用等により短時間労働者の資格取得届の提出が行われていないと考えられる5,152事業所に対し、事業所調査を実施しました。</p> <p>【被保険者数50人超規模の企業への対応】 ○令和6年10月から被保険者数50人超規模の企業まで対象事業所が拡大するため、新たに適用拡大の対象となる可能性のある事業所(約52,000事業所)のうち43,210事業所に対し、令和5年10月から年金事務所職員が訪問し、事前の周知及びヒアリングによる確認を行いました。また、令和5年12月に、約52,000事業所に対し、適用拡大ガイドブック及びリーフレット等（ダイレクト便）を送付しました。</p> <p>○事業主及び従業員の方に制度改正の趣旨や必要な手続を周知するため、令和5年度においても対象事業所への説明会・個別相談に専門家（社会保険労務士等）を派遣する専門家活用支援事業を引き続き実施するとともに、制度改正について幅広く周知するため、以下の取組を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主に送付する算定基礎届にリーフレットを同封（令和5年6月） ・納入告知書の同封リーフレットに改正内容を記載（令和5年6月、10月号及び令和6年1月、3月号） 	○令和4年10月から適用拡大の対象となった事業所のうち、追加調査が必要な事業所等に対して事業所調査を行い、制度改正の適切な実施に努めました。 ○令和6年10月施行の短時間労働者の適用拡大については、対象となる可能性のある適用事業所に対し、年金事務所職員の訪問やダイレクト便の送付による制度周知、専門家活用支援事業等を実施するなど、施行に向けた準備を進めました。

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<p>要な人員確保の取組を行う。(I－3(2)参照)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・機構公式X（旧Twitter）で配信（令和5年7月、11月及び令和6年2月、3月） ・市区町村の国民年金担当者向け情報誌に改正内容を掲載（令和6年1月号） ・機構ホームページに改正概要や必要となる手続を掲載（令和5年6月～） <p>○被用者保険の適用拡大に向けた事業所への訪問周知等に対応するために必要な人員を年金事務所等に814人配置し、体制の拡充を図りました。</p> <p>(2) 老齢年金受給者に係る所得税及び個人住民税の定額減税 「令和6年度税制改正の大綱」（令和5年12月22日閣議決定）を踏まえ、老齢年金受給者に係る所得税及び個人住民税の定額減税について、円滑に実務を実施できるよう、財務省や厚生労働省年金局等と所要の調整を行い、令和6年6月から老齢年金に係る定額減税分を控除できるよう事務処理の整備及びシステム開発を行いました。</p> <p>(3) 国民年金第1号被保険者に係る育児期間免除措置の創設 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案において、国民年金第1号被保険者に係る育児期間免除措置の創設が示されたため、新しい制度の創設に向けて円滑に実務を実施できるよう、事務処理及びシステム開発に向けた検討を実施しました。</p> <p>(4) 日・イタリア社会保障協定（令和6年4月1日発効） 保険料の二重負担を防止するために加入するべき制度を二国間で調整する「二重加入の防止」及び両国の年金請求書をどちらの国の窓口でも提出可能とする「給付の申請書等の代理受理」が規定されることから、新様式の作成及び所要のシステム開発を行いました。また、機構ホームページや毎月送付する納入告知書の同封リーフレットに協定の内容や必要な手続等を掲載し周知しました。</p>	<p>○老齢年金受給者に係る所得税及び個人住民税の定額減税、国民年金第1号被保険者に係る育児期間免除措置について、円滑に実務を実施できるよう、施行に向けた準備を進めました。</p> <p>○日・イタリア社会保障協定の円滑な発効に向けて、新様式の作成及び所要のシステム開発を行うとともに、機構ホームページ等に協定の内容や必要な手続等を掲載し周知しました。</p>

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
II 業務運営の効率化に関する事項 1. 効率的効果的な業務運営（ビジネスプロセス改革） (1) 組織・ビジネスプロセス改革 制度を実務にする組織として一體的な業務を実現するため、本部・年金事務所・事務センター等の業務分担・役割の不断の見直しに引き続き取り組むこととし、具体的に以下の取組を進める。 ① 本部 ア 事業推進部門の評価体系の見直し 現場の統括機能を担う地域部が、より一層基幹業務を推進できるよう、地域部に対する対策系業務の評価の在り方について管轄拠点の事業規模を織り込んだ評価基準を導入する。 イ チャネル統括体制の実現 「オンライン事業所年金情報サービス」や個人向けの簡易な電子申請の実現によりネットチャネルが拡充し、対面・電話も含めたお客様チ	II 業務運営の効率化に関する事項 1. 効率的効果的な業務運営（ビジネスプロセス改革） (1) 組織・ビジネスプロセス改革 地方分散型であった組織を全国一体型の組織とともに、制度を実務にする組織として本部・拠点の一体化を一層促進するため、本部・年金事務所・事務センター等の組織・業務改革に引き続き取り組んでいます。令和5年度においては以下の取組を行いました。 ① 本部 ア 事業推進部門の評価体系の見直し ○機構全体として事業実績向上を図っていくためには、事業規模の大きい拠点の事業実績向上が不可欠であることから、現場の統括機能を担う地域部における事業実績評価について、事業規模に応じた取組を評価する基準を令和4年度下期から導入し、当該基準に基づく評価を実施ました（令和5年4月）。 イ チャネル統括体制の実現 ○理事長・副理事長を補佐しつつ、組織全体にかかる経営課題を把握・分析し、組織横断的に対応する部署として経営企画部内に総合戦略室を設置しました（令和6年4月）。 ○対面・電話・ネットの各チャネルを効率的・効果的に連動させることで、お客様サ	○地域部の事業実績評価について事業規模に応じた取組を評価する基準を導入することで、より効果的に基幹業務を推進し、国民年金保険料の納付率向上をはじめ、機構全体の更なる事業実績の向上といった所期の効果を実現しました。 ○経営課題を把握・分析し、組織横断的に対応するための体制を確保しました。 ○各チャネルを効率的・効果的に

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<p>チャネルの多様化が進んでいる状況を踏まえ、年金事務所等・コールセンター・オンラインの各チャネルを統合したお客様体制の整備のため、チャネル全体の一元的な施策の管理・企画を担う組織整備に着手する。</p> <p>ウ リスク管理体制の整備 本部現業の品質を阻害する事務リスクを早期に把握し、企画部署と協働してリスク対応を行う仕組みを構築するなど、本部現業の事務リスク管理・品質管理を実施するための体制を整備する。(Ⅲ－1(1)③参照)</p> <p>エ 正確な給付を行う事務処理体制の構築 お客様との直接の接点である年金事務所において、新規裁定及び諸変更業務の受付・決定を行い、中央年金センターにおいて、年金事務所による事務執行の正確性をチェックし、入力・支払を行う体制の確立に向け取組を行う。(Ⅰ－5(1)参照)</p>	<p>サービス及び事業実績の更なる向上を図るため、総合戦略室においてチャネル全体を総合的に企画・管理する体制を構築しました（令和6年4月）。</p> <p>ウ リスク管理体制の整備 ※取組状況については、Ⅲ－1(1)③に記載。</p> <p>エ 正確な給付を行う事務処理体制の構築 ※取組状況については、Ⅰ－5(1)に記載。</p>	<p>連動させることで、お客様サービスや事業実績の更なる向上を図るため、チャネル全体を総合的に企画・管理する体制を構築しました。</p>

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<p>② 事務センター</p> <p>事務センターのビジネスモデル改革は、次の4項目の実現を目指している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経過管理・電子決裁システムの稼働及び電子申請の利用拡大を踏まえた事務センターの規模・業務量の平準化により、更なる効率化を図る。 ・ 職種ごとの役割の明確化により正規職員が管理業務を行い、事務センター専任職員が審査を中心的に行う体制を確立する。 ・ 厚生年金保険・健康保険、国民年金の事務処理に特化した組織とする。 ・ 事務センターで行っている年金給付業務を集約・移管する。 <p>これらの実現に向け、令和5年度は以下の取組を行う。</p> <p>ア 事務センターの規模・業務量の平準化</p> <p>　　i 経過管理・電子決裁システムにより実現した届書の画像化・データ処理を最大限に活用し、受付拠点と審査処理拠点を分離した事務処理により、事務センターの規模・業務量の平準化を図ることで、夏季繁忙期における安定的な事務処理につなげ、令和5年度の夏季繁忙期においても事務センター間での分散処理を実施し、目</p>	<p>② 事務センター</p> <p>事務センターのビジネスモデル改革の実現を目指し、事務センター業務の安定的かつ継続的な事業実施体制を確立するため、職種ごとの業務の役割整理を踏まえた処理体制の構築を進めました。</p> <p>ア 事務センターの規模・業務量の平準化</p> <p>○経過管理・電子決裁システムの特性である届書の画像化・データ化処理を最大限に活用した受付拠点と審査処理拠点を分離した事務処理により、事務センターの規模・業務量の平準化を図ることで、夏季繁忙期における安定的な事務処理につなげ、令和5年度の夏季繁忙期においても事務センター間での分散処理を実施し、目</p>	<p>○受付拠点と審査処理拠点を分離した事務処理を引き続き行い、年間を通じて目標処理期間内に審査・決裁業務を完了しました。</p>

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<p>点と審査処理拠点を分離した事務処理の範囲を更に拡大する。</p> <p>ii 各事務センターで行っている一部の業務について、特定の事務センターに集約する体制の検討を行う。</p> <p>イ 事務センターの審査体制の確立</p> <p>i 電子申請の利用拡大及びシステム改修に伴う事務処理の効率化を踏まえ、職種ごとの役割を見直すとともに、事務センター専任職員を含めた職員構成を再整理する。</p> <p>ii 事務センター専任職員のスキル向上を目的とした研修を体系的に実施する。</p>	<p>標処理期間内に審査・決裁業務を完了しました。</p> <p>また、業務量の平準化を進めていくに当たり、更なる安定化・リスク分散を目指すため、管轄の概念を無くし、事務センターの規模に応じて処理を振り分ける方式について検討を進めました。</p> <p>○被保険者数が年々増加している二以上事業所勤務被保険者に係る業務（以下、「二以上業務」という。）について、更なる効率化等の検討に向け、各事務センターの二以上業務担当者会議を行うとともに、拠点訪問の機会を活用した意見交換を行い、現場意見の収集に努めました。</p> <p>イ 事務センターの審査体制の確立</p> <p>○経過管理・電子決裁システムにおけるシステムチェック機能の強化に伴い、審査誤りが起こりにくい状況になったこと、また、事務センター専任職員への登用に向けた候補者育成の観点から、事務センター専任職員が行っていた審査業務の一部を特定業務（契約）職員が担えることとしました。</p> <p>○事務センターにおける職種ごとの業務の役割整理を踏まえた業務量調査を実施し、令和6年4月の定員配置に反映しました。</p> <p>○事務センター業務の安定的かつ継続的な事業実施体制を確立するため、令和5年10月に事務センター専任職員を92名登用し、令和6年4月の配置数は931名となりました。また、正規職員を年金事務所等へ59名シフト（令和6年4月1日現在）し、これまでに累計で457名シフトしました。</p> <p>○事務センター専任職員に対する、新規登用者向けの心構えや求められる役割等の理解を目的とした「育成プログラムに基づく研修」、登用後の制度全般の知識の習得を目的とした担当業務に応じた「業務別研修」及び審査スキルの維持と向上を目的とした、より実践的な「事務センター専任職員研修」を体系的に実施しました。</p>	<p>また、更なる処理の安定化・リスク分散を目指すため、管轄の概念を無くし、事務センターの規模に応じて処理を振り分ける方式について検討を進めました。</p> <p>○職種ごとの業務の役割を一部見直しました。</p> <p>○事務センターにおける業務量調査を実施し、適正な人員配置を進めました。</p> <p>○令和6年4月時点で事務センター専任職員を931名配置しました。</p> <p>○審査スキルの維持と向上を目的とした、より実践的な「事務センター専任職員研修」等、事務センター専任職員への研修を体系的</p>

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<p>ウ 事務センターの組織体制の整備 厚生年金保険等の事務処理に特化した組織として更なる体制整備を進めるため、事務センターで行っている年金給付業務（年金請求書等の入力業務、入力後のリスト処理業務、年金証書等の作成・発送業務）の効率化・システム化を検討し、集約に向けた基本方針を策定する。 (I - 5 (1)①参照)</p> <p>エ 外部委託の効率化及び管理強化 i 電子申請の利用促進を踏まえた将来的な外部委託業務の集約を見据え、委託契約に係る事務センターごとの案件単位の見直し等を進める。 ii 個人情報保護の観点から、委託業者の管理を徹底する取組を継続して行う。</p>	<p>ウ 事務センターの組織体制の整備 ※事務センターで行っている年金給付業務の集約の取組状況については、 I - 5 (1)①に記載。</p> <p>エ 外部委託の効率化及び管理強化 ○委託業務の効率化の観点から、封入封緘機を使用している国民年金適用勧奨状の発送業務について、大規模事務センター（仙台広域、埼玉広域、東京広域、名古屋広域、福岡広域）に集約しました。</p> <p>○各事務センターで委託業者を管理する監督職員補助者に対し、委託業者管理の習熟度向上を目的として、新たに監督職員補助者となった職員向けの「新任監督職員補助者研修」、すでに監督職員補助者となっている職員向けの「監督職員補助者研修」及び副事務センター長・グループ長向けの「監督職員補助者（管理職）研修」を実施し、委託業者管理に必要な知識の向上と定着を図りました。</p>	<p>に実施しました。</p> <p>○委託業務の効率化の観点から、封入封緘機を使用している国民年金適用勧奨状の発送業務について、大規模事務センターに集約しました。</p> <p>○委託業者管理研修について、監督職員等の役割、委託納品に係るルール、媒体管理の徹底、定例会議の確認事項等を研修テーマとして実施し、委託業者管理に必要な知識の向上と定着を図りました。</p>

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<p>③ 年金事務所等</p> <p>ア 事務量・対策系業務の規模に応じた効率的な体制整備を図るため、年金事務所等の業務量調査を実施するとともに、職種ごとの役割整理を行い、人員配置の適正化を進める。</p> <p>イ 令和5年度は男女ともに多くの方が特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢に到達することに伴い、相談件数及び請求件数の増加に対応するため、相談ブースの増設や窓口相談・審査担当職員の増員など体制強化を行う。また、職種別の役割に応じた人材育成やスキル管理方法等について検討を進める。（I－5（1）③参照）</p> <p>（2）業務の合理化・標準化</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務処理マニュアルについて、法律改正や現場意見等を踏まえ、適時・適切に見直しを行う。 	<p>③ 年金事務所等</p> <p>※人員配置の適正化の取組状況については、(4)①に記載。</p> <p>○拠点の管理職の負担軽減及び拠点全体の業務効率化を図り、国民年金・厚生年金保険における適用・徴収業務に注力できる環境を整備するため、年金事務所における決裁権限の見直しを行いました（令和6年4月）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民年金・厚生年金保険における適用・徴収業務のうち、個別の判断を伴わない一部の業務に係る決裁権者を所長から課長へ変更 ・届書等決裁業務のうち、再交付等に係る決裁を課長から課長代理に権限委譲 等 <p>※取組状況については、I－5（1）③、I－7（1）に記載。</p> <p>② 業務の合理化・標準化</p> <p>○令和5年度中に施行された特例的な繰下げみなし増額制度等の法律改正、現場意見及びリスク分析等を踏まえた業務手順等について、適時・適切に業務処理マニュアルへ反映し、見直しを行いました。また、現場からの意見等を踏まえて、代決の取扱い及び電話での本人確認方法等の必要な見直しを実施し、周知徹底を図りました</p>	<p>○拠点の管理職の負担軽減及び拠点全体の業務効率化を図り、国民年金・厚生年金保険における適用・徴収業務に注力できる環境整備のため、年金事務所における決裁権限の見直しを行いました。</p> <p>○業務処理マニュアルについて、法律改正や業務手順の見直しに適時・適切に対応しました。また、現場からの意見等を踏まえ</p>

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務に関する疑義照会について、事業担当部署の回答状況の進捗管理を行い、期限内回答率を 90%以上とする。 また、疑義照会に対する回答内容の事後確認を行うとともに、疑義照会の内容を分析し、業務処理マニュアルへの反映を適時・適切に行う等、業務処理マニュアルの品質向上を図る。 ・ 業務に関連する諸規程等を順次、業務処理要領確認システム（M A C S）に取り込み、分かりやすく使いやすく改善する。 ・ 業務支援ツールについて、管理と運用の適正化を図る。 	<p>た。</p> <p>○拠点からの疑義照会の回答期限（原則 2 営業日以内。業務処理マニュアル等に回答内容の根拠となる記載がなく、事業担当部署が回答するものは原則 7 営業日以内）を定め、業務品質管理部が進捗管理を行うことにより、令和 5 年度中の疑義照会の期限内回答率は 97.4% と高い水準を確保するとともに、業務品質管理部及び事業担当部署が事業推進統括部拠点照会統括グループの回答内容の事後確認を行うことにより、疑義照会の回答内容の正確性を確保しました。</p> <p>また、疑義照会の回答内容の根拠が業務処理マニュアル等に明記されていないもの 720 件から、個別事例又は時限的な回答など、業務処理マニュアルへの反映を要しないと判断したものを除いた 32 件のうち 24 件について、令和 5 年度中に適時・適切に業務処理マニュアルへの反映を行いました。</p> <p>○令和 6 年 3 月に年金給付の諸変更業務に係る相談手順に関する業務処理マニュアルを業務処理要領確認システム（M A C S）に取り込みました。</p> <p>また、拠点から事業推進統括部拠点照会統括グループに照会があり回答を行った疑義照会の照会事蹟を M A C S に取り込み月次で照会事蹟の内容を更新しました。これらの取組により、M A C S の内容を充実させ、利便性の向上を図りました。</p> <p>○業務支援ツールについては、「操作を記録して実行する機能」であるマクロを含むファイルが、本部で承認されたものを除き許可なく作成・使用されていないことを確認するため、業務支援ツール運用要領に基づく拠点長による月次点検報告を徹底させました。</p> <p>また、拠点長の手作業や目視点検で行われている月次点検の負担軽減と点検精度の向上を図ることを目的としたシステム化について、より効果的に実施するため拠点訪問による点検の実施状況の把握・確認を行い、令和 6 年度の本格実施に向けた準備を進めました。</p>	<p>て必要な見直しを実施し、周知徹底を図りました。</p> <p>○疑義照会の回答期限の設定や進捗管理、回答内容の事後確認を行う等、疑義照会の適正な管理を引き続き行い、回答の迅速性及び回答内容の正確性を確保しました。</p> <p>○年金給付の諸変更業務に係る相談手順に関する業務処理マニュアル及び疑義照会の照会事蹟を M A C S に取り込み内容を充実させ、利便性の向上を図りました。</p> <p>○月次点検等を通じて業務支援ツールの運用ルールを徹底し、拠点における点検作業の軽減と点検精度の向上を図ることを目的に、点検のシステム化について令和 6 年度の本格実施に向けた準備を進めました。</p>

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<p>(3) 業務の効率化</p> <p>機構のサービスや業務運営に関するお客様からの意見・要望や、年金事務所等からのサービス及び業務運営改善のための提案等について、その効果や実現性などを検証の上、引き続き積極的に取り入れ、業務の効率化に繋げるとともに、サービス・業務改善委員会において組織的共有とフォローアップを図る。</p> <p>また、現場の取組の評価・表彰を行う「サービス・業務改善コンテスト」を開催するなど、現場意見の収集に努め、業務の効率化を図る。</p>	<p>(3) 業務の効率化</p> <p>※「お客様の声」への取組状況については、I-8(3)に記載。</p> <p>○職員提案制度実施要領（要領第24号）に基づく業務改善提案については、年金事務所等の職員から54件の提案があり、本部関係部署において提案内容の効果、実現性等を検証しました。このうち、本部関係部署の評価を終えた48件（令和4年度以前の提出分を含む）について、「サービス・業務改善委員会」へ評価結果を報告し審議を行った結果、「年金受給者に関する届出書」に関し従来のPDF形式に加えてExcel形式を追加するなど、26件を採用しました。</p> <p>○令和5年度の「サービス・業務改善コンテスト」については、全国の年金事務所等から235件（サービス改善部門102件、業務改善部門133件）の応募があり、各地域部等から選出された8件について、令和6年2月に本部において本選を開催し表彰しました。また、前年度のコンテストにおける優秀な取組事例30件について、本部関係部署において施策化の検討を行い、ねんきんネットのリーフレット作成など13件を採用しました。</p> <p>(4) 適正な運営経費による効率的効果的な業務運営</p> <p>① 人員体制及び人件費</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要な人員を過不足なく配置することにより、適正な業務運営を行う。 機構の人員体制について、「日本年金機構の当面の業務運営に関する基本計画」（平成20年7月29日） 	<p>○お客様の声や職員から提案された業務改善提案が、機構のサービス及び業務の改善につながり、職員による業務改善提案については26件を採用しました。</p> <p>○サービス・業務改善コンテストを開催することで、年金事務所等における自主性ある取組がより促進されました。また、コンテストに応募された取組については、13件を採用しました。</p> <p>○全国の拠点に必要な人員を配置することで、適正な業務運営に努めました。</p> <p>○基本計画に基づき、システム改修に伴う業務効率化等を推進し、50人の人員を削減しました。併せて、厚生年金保険適用拡大にかかる法改正への対応として814人、繰下げ受給の上限年齢の引上げ等の制度改革対応として119人、新型コロナウイルスに対応するため、円滑な業務</p>
		94

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<p>閣議決定。以下「基本計画」という。)に基づき、合理化・効率化を進める。その際、併せて、年金制度改正等の施行事務や年金保険料の徴収体制強化等のための特別対策などのうち、基本計画策定時には想定されていなかった新たな業務に対応するため、不断の合理化・効率化を図りつつ、円滑な業務遂行のための実施体制を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 無期転換職員やエルダー職員の拡大・活用を図る。 ・ 拠点の業務量調査を実施し、業務内容の変化・実態に対応した人員配置の適正化を進める。(Ⅱ-1(1)③ア参照) ・ 人件費について、国家公務員の給与水準の動向や社会一般の情勢も踏まえ、効率化を進める。 <p>② 一般管理費及び業務経費 一般管理費及び業務経費について、</p>	<p>ルス感染症の影響に伴う対策として、厚生年金保険料の納付猶予特例の対応に306人などの基本計画策定当初には想定されていなかった新たな業務に対応するための実施体制を確保しました。</p> <p>○事務センター専任職員として、令和5年10月に92人登用し、その他無期転換職員について、令和6年4月1日において852人の無期転換を実施しました。また、各拠点にて基幹業務等に従事するエルダー職員については、新たに371人採用しました。</p> <p>○安定した現場体制の確立に向けて拠点間の定員格差の是正を図るため、令和5年度において年金事務所等における業務量調査や職種ごとの役割整理を実施し、令和6年4月において定員数の過不足が大きい拠点等を優先して定員調整を行いました。今後も段階的に定員調整を進めていく予定です。</p> <p>○令和5年人事院勧告により、国家公務員の一般職の給与に関する法律の一部改正が行われたことに伴い、基本給の改正等を行いました。</p> <p>② 一般管理費及び業務経費 <中期目標期間における削減目標></p>	<p>遂行のための実施体制を確保しました。</p> <p>○無期転換職員やエルダー職員を適切に配置しました。</p> <p>○年金事務所における業務量調査を実施し、適正な人員配置を進めました。</p> <p>○令和5年度の人件費については、人事院勧告に基づき、国家公務員の給与水準の動向を踏まえた基本給の改正等を行いました。</p>

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価																								
<p>執行状況を分析し、コストの可視化を進めるとともに、コスト意識の徹底に努め、中期計画を踏まえた一層効率的な予算執行を進める。</p>	<p>○削減目標の実現に向けて執行の効率化を進めた結果、一般管理費においては、令和5年度は、平成30年度比で15.0%に相当する額（14.1億円）の削減を行い、また、業務経費においては、令和5年度は、平成30年度比で5.2%に相当する額（49.2億円）の削減を行いました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成30年度予算</th><th>令和5年度予算</th><th>削減額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・一般管理費</td><td>93.7億円</td><td>79.6億円</td><td>14.1億円</td></tr> <tr> <td>[令和5年度までに15%削減]</td><td></td><td></td><td>(▲15.0%)</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成30年度予算</th><th>令和5年度予算</th><th>削減額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・業務経費</td><td>941.5億円</td><td>892.3億円</td><td>49.2億円</td></tr> <tr> <td>[令和5年度までに5%削減]</td><td></td><td></td><td>(▲5.2%)</td></tr> </tbody> </table> <p>※（ ）は平成30年度比の削減割合</p> <p>＜効率的な予算執行を進めるための取組＞</p> <p>○効率的な予算執行を進めるため、複数年契約の実施、事務処理機器等の本部での一括調達や入札によるコストの削減といった取組を行いました。</p> <p>○職員にコスト意識を持たせる取組として、年金事務所毎のコピー機やプリンタ等の月別使用枚数、支払額及びオーダリングシステムの支払金額を閲覧できるコスト可視化の取組を実施するとともに、会議等の場においても、コスト意識の必要性について周知を図りました。</p> <p>○一般管理費（人件費除く）の執行額は、予算額（98.5億円）に対して●億円（▲●億円）でした。そのうち、●●の入札等による削減（●億円）や●●等（●億円）による効率的な予算執行を行ったことによる削減額は●億円でした。</p> <p>○業務経費の執行額は、予算額（2,137.2億円）に対して●億円（▲●億円）でした。そのうち、●●の入札等による削減（●億円）や●●等（●億円）による効率的な</p>		平成30年度予算	令和5年度予算	削減額	・一般管理費	93.7億円	79.6億円	14.1億円	[令和5年度までに15%削減]			(▲15.0%)		平成30年度予算	令和5年度予算	削減額	・業務経費	941.5億円	892.3億円	49.2億円	[令和5年度までに5%削減]			(▲5.2%)	<p>○中期目標期間における削減目標の実現に向けて、一般管理費及び業務経費それぞれを削減しました。</p>
	平成30年度予算	令和5年度予算	削減額																							
・一般管理費	93.7億円	79.6億円	14.1億円																							
[令和5年度までに15%削減]			(▲15.0%)																							
	平成30年度予算	令和5年度予算	削減額																							
・業務経費	941.5億円	892.3億円	49.2億円																							
[令和5年度までに5%削減]			(▲5.2%)																							

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
	予算執行を行ったことによる削減額は●億円でした。	

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価									
<p>2. 外部委託の活用と管理の適正化</p> <p>外部委託における業務の適正な管理と品質の維持・向上を図るため、委託業者の適切な選定及び管理を行う。</p> <p>加えて、業務の正確性とサービスの質の向上を重視するという視点に立って、調達・外部委託管理ルールの徹底を図るため、以下の取組を行う。</p> <p>(1) 外部委託の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部委託を活用し、業務の効率化を引き続き進めるとともに、環境の変化やデジタル化の推進、技術革新の動向に加えて、機構業務の内容に応じたリスク対応や外部委託管理を引き続き徹底しつつ、外部委託の有効な活用を図る。 <p>(2) 年金個人情報を取り扱う外部委託の適正な管理</p> <p>委託業務の最終責任者として、外部委託管理を徹底するため、以下の取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部委託業務における年金個人情報の一層の管理の徹底と業務品質の確保を図るために、外部委託管理ルールを着実に実施し、外部委託業務上のリスクを把握することにより、調達企画段階から履 	<p>2. 外部委託の活用と管理の適正化</p> <p>〇年金個人情報を取り扱う外部委託業務の適正な管理と維持・向上を図るため、日本年金機構年金個人情報を取り扱う外部委託実施要領（以下「外部委託実施要領」という。）に基づき、委託業者の適切な選定を実施し、品質管理の強化、委託業務の特性に応じた潜在リスクを把握するとともに、外部委託管理ルールの徹底を図りました。</p> <p>(1) 外部委託の活用</p> <p>〇届書の処理、データ入力、通知書作成業務等について、引き続き外部委託を活用し、業務の効率化を進めました。</p> <p>〇事務センターにおける届書のパンチ委託において、人によるパンチ入力処理に加え、A I – O C Rのソフトウェアの併用を可能とする仕様に変更し調達を行うなど、技術革新に対応した外部委託を実施しました。</p> <p>(2) 年金個人情報を取り扱う外部委託の適正な管理</p> <p>〇外部委託先事業者の適正な管理については、委託先事業者の履行体制、履行方法、個人情報等の保護及び情報セキュリティ体制の遵守状況等が適切であるかを確認するため、次のとおり検査を実施しました。</p> <p>【委託先事業者に対する検査の実施状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">令和5年度</th> <th colspan="2">参考（令和4年度）</th> </tr> <tr> <th>実施件数</th> <th>不適事項件数 (※)</th> <th>実施件数</th> <th>不適事項件数 (※)</th> </tr> </thead> </table>		令和5年度		参考（令和4年度）		実施件数	不適事項件数 (※)	実施件数	不適事項件数 (※)	<p>〇業務の内容に応じたリスク対応や外部委託管理の在り方を検討し、外部委託実施要領に基づき、委託業務の最終責任者として、調達・外部委託管理の徹底を図りました。</p> <p>〇外部委託による業務の効率化が認められる業務について、外部委託を実施しました。</p> <p>〇履行開始前検査や履行中検査等の各種検査を実施し、委託先事業者の履行体制、履行方法、個人情報等の保護、情報セキュリティ体制が適切に遵守されているかを確認しました。また、各種検査の実施状況を本部内で共有</p>
	令和5年度		参考（令和4年度）								
	実施件数	不適事項件数 (※)	実施件数	不適事項件数 (※)							

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況					自己評価
行終了までの各業務プロセスにおけるリスクに応じて必要な対応を行う。 <ul style="list-style-type: none">・ 外部委託業務において、改善を求めた不適事項や事務処理誤りの発生要因等を検証し、規程・要領改正等の必要な見直しを行う。・ 特に、履行開始前検査における履行体制及び履行方法等の検査、履行中における業務管理・品質管理・検品・検査、履行後検査等について、委託業務ごとのリスクを把握し、的確に対処できるように実施し、組織的な管理を行う。	履行開始前検査	235	0	227	0	し、組織的な外部委託業務管理を実施しました。
	履行中検査	267	2	278	1	
	納品時検査	2,723	0	2,679	0	
	履行後検査	237	0	237	0	
(※) 検査項目で不適事項があった件数						
(3) 優良な受託事業者の確保	<p>なお、新規事業者に対しては業務履行に支障が生じないよう、契約締結後の早い段階で現場のセキュリティ対策の確認を行い、不適事項がある場合は速やかな改善を指示し、履行開始前検査で改善結果を確認するなど、一層のリスク対策に取り組みました。</p> <p>これら各種検査等の状況について、2ヶ月に1回、リスク管理委員会に報告し、本部内の情報共有を図りました。また、契約不履行等があった場合における事件・事故・事務処理誤り報告のリスク統括部への提出についても徹底を図るとともに、必要な再発防止策は組織内で共有しました。</p>					
・ 技術革新等の業界動向の把握や優良企業の発掘を的確に行っていくために、情報提供依頼（以下「RFI」という。）の一層の活用を図る。加えて、RFI協力企業の拡充を図るために新規事業者へのダイレクトメール送付等の取組を継続する。	<p>○委託業務に関する技術革新の動向を把握するため、各種業界団体が開催する展示会等に職員を派遣し、最新鋭の印刷機器、検査機器等、AI技術や音声のテキスト化などの情報収集を行いました。</p> <p>○年金個人情報を取り扱う事業に係る情報提供依頼（以下「RFI」という。）協力企業の拡充を図るため、新規事業者へ情報提供を求めるダイレクトメールを1,019社に送付し、RFI協力企業として新規に101社を追加し、合計509社となりました。新規に契約を締結した事業者は2社となりました。</p> <p>また、「調達に係る情報収集・情報提供実施要領」に基づいて事業企画段階及び調達段階のRFIを実施しました。実施したRFI結果の1,801件を新たにRFI等データベースに追加し、情報数は延べ8,105件となりました。</p>					○RFI協力企業の拡充のためダイレクトメールの送付等を実施し、優良な受託事業者の確保に努め、新規RFI協力企業を101社追加しました。この結果、2社の新規事業者と契約しました。

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<p>化した情報について、事業担当部署を越えて組織横断的に有効活用していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 優良な事業者が受託しやすい環境を整備し、業務ノウハウの蓄積を図ができるよう、包括的な委託、S L A（サービス品質に関する合意）達成による契約更新や複数年契約を活用する。 	<p>データベース化した情報は事業担当部署へ提供し、企画段階や調達段階での比較検討や検証に活用するなど、データベースの組織的な有効活用に取り組みました。</p> <p>○ S L A（サービス品質に関する合意）の推進については、優良な事業者が受託しやすい環境の整備を図ることを目的とした、S L A達成による契約更新を含むコールセンターにおける年金電話相談等業務の4契約において、次期契約更新に係る実績を管理しています。</p> <p>また、事業者が受託しやすく、業務ノウハウの蓄積を図ができるように、複数年契約の活用を推進し、事務センターにおけるパンチ委託、障害年金センターにおける年金給付業務など83契約を複数年契約として契約しました。</p>	<p>○優良な事業者が受託しやすい環境整備を図るため、年金電話相談等業務の契約について、契約更新の可否に係る実績管理を実施しました。また、受託事業者の業務ノウハウの蓄積による品質の確保・向上及び、業務の効率化の観点から複数年契約を活用しました。</p>
<p>(4) 調達に精通した人材の確保・育成</p> <p>調達分野については、高い専門性が求められることから、外部委託担当職員の専門性向上のため、機構内で実施する調達実務研修や調達に関する外部機関の研修等を通じて、制度と実務に精通した職員の確保・育成を図る。加えて、外部委託先事業者の履行場所の実査による事業実態やリスク把握の取組を強化し、各委託業務の実務に精通した職員の育成を進める。</p>	<p>(4) 調達に精通した人材の確保・育成</p> <p>○事業担当部署の調達担当者を対象とした調達事務研修の実施やO J Tを通じて業務スキルの向上に努めました。</p> <p>また、令和5年6月に外部専門家を招いて「印刷発注のためのデータプリント基礎知識」の研修を実施し、58名の調達担当職員が受講しました。</p> <p>調達及び外部委託に関する環境の変化や最新の動向を幅広く習得するため、計14件延べ39名の調達部門職員が外部研修を受講しました。</p> <p>○各委託業務の実施に精通した職員の育成及び外部委託先事業者の事業実態やリスク把握のため、新たに調達担当者となった職員については、履行場所の実査を必須とし、延べ46名の職員が外部委託先事業者19社の履行場所の実査を行いました。</p>	<p>○実務の習熟度を高めるため、定期的な内部研修やO J Tを実施しました。</p> <p>また、各種研修の受講や外部委託先事業者の履行場所の実査を実施し、計画的に人材育成を図りました。</p>

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<p>3. 社会保険オンラインシステムの運用・改善・開発</p> <p>社会保険オンラインシステムにおけるITガバナンス体制を確立し、社会保険オンラインシステムの計画的な見直し及び現行システムの適切かつ確実な運用、制度改正や業務改善に対応した開発のため、年金業務システムのフェーズ1、フェーズ2及び現行システムについて、以下の取組を行う。</p> <p>特に、フェーズ2の本格開発の開始に向け、現行システムとの総合調整機能を強化するシステム部門の体制を整備し、全体調整を行ながら、開発を進める。</p> <p>(1) フェーズ1への対応</p> <p>フェーズ1では、デジタルファースト原則等を踏まえ、経過管理・電子決裁システム、電子申請システム、個人番号管理システム、情報連携システムを開発し、記録の正確性の確保、電子申請の利用促進によるお客様からの届書のオンライン化、内部処理のデジタルワークフロー化による事務処理の効率化、個人番号による情報連携の推進に取り組み、所期の効果を着実に実現してきた。</p>	<p>3. 社会保険オンラインシステムの運用・改善・開発</p> <p>社会保険オンラインシステムの計画的な見直し及び現行システムの適切かつ確実な運用、制度改正や業務改善に対応した開発のため、年金業務システムのフェーズ1、フェーズ2及び現行システムについて、以下の取り組みを実施しました。</p> <p>特に、フェーズ2の本格開発の開始に向けて、現行システムとの総合調整機能を強化し、全体調整を行いながら開発を進めました。</p> <p>(1) フェーズ1への対応</p> <p>公的年金業務における業務・システム刷新は、平成26年からフェーズ1のシステム開発に順次着手し、「経過管理・電子決裁サブシステム（※1）」「個人番号管理サブシステム（※2）」「情報連携サブシステム（※3）」「統計・業務分析サブシステム（※4）」の4つのシステムが平成29年より順次稼働しました。</p> <p>（※1）届書等の画像化・電子決裁処理及び受付から結果通知までの処理の経過を一元管理するシステム</p> <p>（※2）マイナンバーと基礎年金番号の紐付け情報を管理するシステム</p> <p>（※3）情報提供ネットワークシステムを利用して外部機関と機構の間で、特定個人情報の情報照会や情報提供を行うシステム</p> <p>（※4）統計資料の作成及び業務分析に必要な情報作成等を行うシステム</p>	

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<p>デジタル・ガバメント実行計画等を踏まえ、引き続き更なる効果の拡大を実施できるよう、事業部門とシステム部門が連携して次の事項に取り組む。</p> <p>① 更なるデジタルワークフローの推進を図るため、令和6年1月の稼働に向けて、以下の事項について、経過管理・電子決裁システム及び個人番号管理システムのシステム開発を着実に進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての記録関係届書を経過管理・電子決裁システムの画像化処理へ移行（約300届書） ・ 更なるデータ化処理の促進（2届書） ・ 現行システムの受付進捗管理システムを経過管理・電子決裁システムへ統合 ・ システムチェックで完結する承認・決裁フローの自動化 <p>② 情報提供ネットワークシステムを活用したマイナンバーによる他機関との情報連携に係る、以下の事項について、令和5年度中の稼働に向けて、システム開発を着実に進める。</p>	<p>これらのフェーズ1のシステムの稼働を踏まえて、多様なBPR（業務改革）を実現しています。</p> <p>○令和6年1月にデジタルワークフローの更なる推進を図ると共に、審査・決裁業務に係る職員の負担軽減のため、経過管理・電子決裁サブシステムについて以下の機能を稼働させました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経過管理・電子決裁サブシステムに記録関係届書の画像化処理機能を追加 ・ 更なるデータ化処理として、新たに2届書を追加 ・ システムチェックで完結する承認・決裁フローの自動化 <p>※経過管理・電子決裁サブシステムの稼働に伴う効果については、届出に係る事務処理の迅速化につきI-3(3)、事務センターの実施体制の確立につきII-1(1)②、電子申請の推進につきII-4(1)にそれぞれ記載。</p> <p>※他機関との情報連携の稼働に伴う効果については、II-4(2)に記載。</p> <p>○情報提供ネットワークシステムを活用したマイナンバーによる他機関との情報連携に係る以下の事項について、システム開発を着実に進めました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 戸籍情報を活用した年金請求時の添付書類省略等に向けて、戸籍情報の提供を受けられるようにシステム開発を完了 ・ 国民年金保険料の過誤納金を公的給付支給等口座に直接還付できるようにシス 	<p>○令和6年1月にデジタルワークフローの更なる推進を図ると共に、経過管理・電子決裁サブシステムの画像化処理機能を追加、データ化処理に2届書を追加及び承認・決裁フローの自動化について機能を追加し、審査・決裁業務に係る職員の負担軽減を図りました。</p> <p>○情報提供ネットワークシステムを活用したマイナンバーによる他機関との情報連携を拡大し、年金請求時の添付書類省略等に向けてシステム開発を着実に進</p>

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<ul style="list-style-type: none"> ・ 戸籍情報を活用した年金請求時の添付書類省略等の実施（令和6年3月予定） ・ 国民年金保険料過誤納金の公的給付支給等口座の直接還付の実施（令和6年1月予定） <p>(2) フェーズ2への対応 フェーズ2は年金業務システムの中核部分を構築する大規模なシステム開発及び現行システムからの移行を実施する開発工程を確実に進める。進めるに当たっては、プロジェクト憲章の改定を行うとともに、国民の年金記録を安全かつ確実に移行させることを最優先として次の事項を対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年度から実施している基本設計の修正作業を完了させる。 ・ 本格開発に着手し、スケジュール遅延や品質低下を起こさないよう適切に管理しながら推進していく。 ・ 開発工程を着実に進めるため、引き続き、体制の整備・役割の明確化を図るとともに、職員のスキル向上策を実 	<p>テム開発を完了</p> <p>※他機関との情報連携の稼働に伴う効果については、II-4(2)に記載。</p> <p>(2) フェーズ2への対応</p> <p>○政府最大級の公的年金システムの移行を行うフェーズ2については、厚生労働省年金局・日本年金機構において、前年度までのRFI（情報提供依頼）等の取組を踏まえ、安全・確実に進めていくための方策、リスクの抑制策の検討を行い、開発の進め方について、情報セキュリティ・システム専門委員会、年金事業管理部会に報告し、調達手続を進め、令和5年9月及び10月に契約し、開発に着手しました。また、開発の実施に当たり、厚生労働省年金局・日本年金機構において、フェーズ2の意義・目的、主要事項・開発の基本的な進め方、実施体制等を整理した「業務・システム刷新プロジェクト フェーズ2に係るプロジェクト憲章」を策定し、関係者において認識の共有を図りました。</p> <p>○フェーズ2の開発の実施に向けて、令和4年度から実施しているデータベースにかかる基本設計の修正を令和5年7月に完了しました。また、令和5年4月から基盤ソフトウェアの基本設計の修正を開始し、令和6年3月に完了しました。</p> <p>○フェーズ2の開発を着実に進めるため、刷新システム開発部内において、職員のITスキルに応じたプロジェクトマネジメント等、開発に向けたOJTや内部研修（21種類、延べ69回）を実施しました。</p>	<p>め、お客様サービスの向上に寄与しました。</p> <p>○フェーズ2の進め方について、情報セキュリティ・システム専門委員会、年金事業管理部会に報告し、開発に着手しました。また、開発の実施に当たっては、フェーズ2の意義・目的、主要事項・開発の基本的な進め方、実施体制等について、プロジェクト憲章を整備し、関係者において認識の共有を図りました。</p> <p>○フェーズ2の開発の実施に向けて基本設計の修正作業を完了しました。</p> <p>○フェーズ2の開発を着実に進めるため、刷新システム開発部職員のITスキルに応じてOJT</p>

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<p>施する。</p> <p>(3) 社会保険オンラインシステムの開発・運用 引き続き、刷新部門及び事業部門との協働体制を維持し、業務の円滑な推進のため、制度改正や業務改善に対応したシステム開発、現行システムの適切かつ確実な運用、情報セキュリティ対策の強化について、以下の取組を行う。</p> <p>① 制度改正の対応 各種制度改正について円滑な業務推進を図るため、必要となるシステム開発・運用について、適切かつ確実に取り組む。</p> <p>② 業務改善等の取組 ・ 現行システムを補完するために使用している業務支援ツールについては、業務の実態を踏まえ、更なるツールの集約及び機能改善等を実施し、事務処理の効率化を図る。 ・ 業務の正確かつ効率的な処理を図るための業務改善に資するシステム開発に取り組む。</p>	<p>(3) 社会保険オンラインシステムの開発・運用 ① 制度改正の対応 ○次の制度改正に伴う対応について、必要な調達手続を進めました。 ・年金振込口座情報の提供に係るシステム開発 ・国共済・地共済の短時間労働者等に係る適用拡大（短期給付） ② 業務改善等の取組 ○業務支援ツールについては、処分事蹟の入力等を集約して滞納処分支援ツールの機能拡張を実施しました。 ○拠点に設置している漢字プリンタを廃止し、一部の帳票を除き、出力帳票の電子管理化に係るシステム開発を実施しました。 ○お客様サービス向上のため、「ねんきんネット」を活用した簡易なオンライン申請、マイナポータル上の口座振替申出等のシステム開発を実施しました。</p>	<p>や内部研修を実施しました。</p> <p>○制度改正に伴う対応として、年金振込口座情報の提供及び国共済・地共済の短時間労働者等に係る適用拡大（短期給付）に係る手続を進めました。</p> <p>○業務改善等の対応として、滞納処分支援ツールの機能拡張を実施すると共に、「ねんきんネット」を活用した簡易なオンライン申請等のシステム開発を実施しました。</p>

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<ul style="list-style-type: none"> お客様サービス向上のため、「ねんきんネット」を活用した簡易なオンライン申請、国民年金保険料のオンライン納付等のシステム開発に取り組む。 <p>③ システム開発・運用への取組</p> <ul style="list-style-type: none"> BPMNの手法を活用した要件定義、運用手順等の点検を徹底しつつ、必要に応じて見直しを行い、システム開発に取り組むとともにシステム事故及びシステム障害の極小化に取り組む。 <p>※ BPMN【Business Process Model and Notation】：業務フローを可視化して分析等を行う手法</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本年金機構情報セキュリティポリシーで定めている脆弱性対策をはじめとする情報セキュリティ対策等については、引き続き外部専門家の知見やツールを効果的に活用することで、効率的かつ確実に実施していく。 	<p>③ システム開発・運用への取組</p> <p>○システム開発に当たっては、引き続きBPMN手法を活用した要件定義書で業務全体を俯瞰し、対象業務に関わるプロセスの関係性を可視化しつつ、システム開発に取り組みました。</p> <p>○脆弱性対策をはじめとする情報セキュリティ対策等については、引き続き外部専門家の知見やツールを効果的に活用し、必要なパッチ適用の管理等を効率的かつ確実に実施しました。</p>	<p>○BPMN手法を活用した要件定義書で業務全体を俯瞰し、対象業務に関わるプロセスの関係性の可視化を行い、システム開発に取り組みました。また、情報セキュリティ対策等については、外部専門家の知見やツールを効果的に活用し、パッチ適用の管理等を効率的かつ確実に実施しました。</p>
(4) 年金給付システムの最適化への取組	(4) 年金給付システムの最適化への取組	

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<p>年金給付における業務フロー及びシステムの更なる正確性の確保や効率化等を観点とした点検の結果を踏まえ、年金給付業務のデジタル化・自動化を始めとした年金給付業務の効率化を実現するためのシステム改修に向けた検討を進めるとともに、引き続き次の事項に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行システムにおけるプログラムの稼働状況の調査及びシステム処理の効率化等に向けた検討を継続し、その結果を踏まえたシステム資産のスリム化・適正化を進める。 ・ 現行システムで保有する設計書の体系等の現状を調査し、保守性・開発効率の向上に向けた検討を進める。 	<p>○年金給付における業務フロー及びシステムの更なる正確性の確保や効率化等を観点としたこれまでの点検結果を踏まえ、年金給付業務の効率化を実現するためのシステム改修に向けた検討を進めました。</p> <p>また、これまでのシステム処理稼働状況について調査した結果を踏まえ、フロー等の稼働内容調査等を実施するとともに、システム環境における資源の整理に着手しました。</p>	<p>○年金給付業務の効率化を実現するためのシステム改修に向けた検討を進めました。また、これまでのシステム処理稼働状況について調査した結果を踏まえ、システム環境における資源の整理に着手しました。</p>

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<p>4. I C T化の推進</p> <p>社会全体のデジタル化の要請や、新型コロナウイルス感染症を契機とした非対面化の流れが加速している状況を踏まえ、引き続きサービスのオンライン化、デジタルワークフローの確立、チャネルの多様化（チャネルミクス）を柱とした「オンラインビジネスモデル」の各施策の具体化・実行を推進する。</p> <p>取組の推進に当たっては、従来の対面型サービスのニーズにも対応しながら、I C T（情報通信技術）を活用し、国民の手続負担の軽減、利便性向上、正確・迅速かつ効率的な事務処理の実現を目指し、以下の取組を行う。</p> <p>(1) オンラインビジネスモデルの推進 ① サービスのオンライン化 お客様の行政手続等のオンライン化に当たっては、万全なセキュリティを確保する観点から、インターネット領域について政府共通基盤の活用を基本とし、厚生労働省が令和3年10月に策定した「オンライン利用率引上げに係る基本計画」も踏まえ、事業所・個人それぞれのお客様のニーズと申</p>	<p>4. I C T化の推進</p> <p>機構においては、社会全体のデジタル化の要請や、新型コロナウイルス感染症を契機とした非対面化の流れが加速している状況を踏まえ、「サービスのオンライン化」、「デジタルワークフローの確立」、「チャネルの多様化（チャネルミクス）」を柱とした「オンラインビジネスモデル」の推進に引き続き取り組んでおり、令和5年度においては以下の事項に取り組みました。</p> <p>(1) オンラインビジネスモデルの推進 ① サービスのオンライン化 お客様の行政手続等のオンライン化に当たっては、万全なセキュリティを確保する観点から、インターネット領域に関して政府共通基盤の活用を基本として具体化を進め、事業所・個人それぞれのお客様のニーズと申請手続等の特性に応じたオンラインサービス実現に向けた取組を推進しました。</p>	<p>○社会全体のデジタル化・非対面化の要請を踏まえ、「オンラインビジネスモデルの確実な推進及び利用促進」を組織目標に設定し、サービスのオンライン化を加速しました。</p>

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価																																																																
<p>請手続等の特性に応じたオンラインサービス実現に向けた取組を推進している。これまでに開始した各種オンラインサービスの利用促進に取り組むとともに、更なるお客様の負担軽減や利便性向上、機構内部の効率化を図るためオンラインサービスの機能拡充を進める。</p> <p>ア 事業所に対する取組</p> <p>令和5年1月にオンライン事業所年金情報サービスを開始したことにより、届出、通知、照会・情報提供のオンラインサービスの体系化が図られたことを踏まえ、お客様の手続負担の軽減と機構内部の事務処理の効率化等を図る観点から、各種オンラインサービスの利用促進に取り組む。</p> <p>i 届出（電子申請の利用促進）</p> <p>経過管理・電子決裁システムの稼働により、電子申請の機能や受付後の内部処理のデジタル化の仕組みが整備されたことを踏まえ、令和2年4月から順次、義務化対象事業所（資本金1億円超の法人等の事業所）及び被保険者51</p>	<p>ア 事業所に対する取組</p> <p>厚生労働省が令和3年10月に策定した「オンライン利用率引上げに係る基本計画」も踏まえつつ、事業所のニーズと申請手続等の特性に応じたオンラインサービスの拡充と利用促進を推進しました。</p> <p>i 届出（電子申請の利用促進）</p> <p>【事業所の電子申請利用状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="2">令和元年度^{※1}</th> <th colspan="2">令和2年度</th> <th colspan="2">令和3年度</th> <th colspan="2">令和4年度</th> <th colspan="2">令和5年度</th> </tr> <tr> <th>電子申請利用事業所数^{※3}</th> <th>利用割合</th> <th>電子申請利用事業所数^{※3}</th> <th>利用割合</th> <th>電子申請利用事業所数^{※3}</th> <th>利用割合</th> <th>電子申請利用事業所数^{※3}</th> <th>利用割合</th> <th>電子申請利用事業所数^{※3}</th> <th>利用割合</th> </tr> <tr> <th>全体事業所数^{※2}</th> <th></th> <th>全体事業所数^{※2}</th> <th></th> <th>全体事業所数^{※2}</th> <th></th> <th>全体事業所数^{※2}</th> <th></th> <th>全体事業所数^{※2}</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金1億円超の事業所</td> <td>7,902</td> <td>31.5%</td> <td>18,826</td> <td>76.5%</td> <td>22,574</td> <td>93.3%</td> <td>22,091</td> <td>94.1%</td> <td>21,711</td> <td>95.4%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25,117</td> <td></td> <td>24,598</td> <td></td> <td>24,195</td> <td></td> <td>23,477</td> <td></td> <td>22,766</td> <td></td> </tr> <tr> <td>51人</td> <td>27,654</td> <td>31.8%</td> <td>43,580</td> <td>48.4%</td> <td>62,786</td> <td>69.7%</td> <td>72,012</td> <td>78.5%</td> <td>78,406</td> <td>84.1%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	令和元年度 ^{※1}		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		電子申請利用事業所数 ^{※3}	利用割合	全体事業所数 ^{※2}		資本金1億円超の事業所	7,902	31.5%	18,826	76.5%	22,574	93.3%	22,091	94.1%	21,711	95.4%		25,117		24,598		24,195		23,477		22,766		51人	27,654	31.8%	43,580	48.4%	62,786	69.7%	72,012	78.5%	78,406	84.1%																	
区分	令和元年度 ^{※1}		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度																																																									
	電子申請利用事業所数 ^{※3}		利用割合	電子申請利用事業所数 ^{※3}	利用割合																																																													
	全体事業所数 ^{※2}		全体事業所数 ^{※2}		全体事業所数 ^{※2}		全体事業所数 ^{※2}		全体事業所数 ^{※2}																																																									
資本金1億円超の事業所	7,902	31.5%	18,826	76.5%	22,574	93.3%	22,091	94.1%	21,711	95.4%																																																								
	25,117		24,598		24,195		23,477		22,766																																																									
51人	27,654	31.8%	43,580	48.4%	62,786	69.7%	72,012	78.5%	78,406	84.1%																																																								

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況								自己評価	
人以上事業所に対して重点的な利用勧奨を実施してきた。 重点的な利用勧奨事業所の電子申請の利用が進んだ結果、主要7届書※の電子申請割合も大幅に向上し、事務処理の効率化・迅速化、正確性の向上につながっていることを踏まえ、更なる効果を実現するため、令和5年度においては主要7届書※の電子申請割合70%を目指すこととし、以下の取組を行う。 (※) 資格取得届、資格喪失届、算定基礎届、月額変更届、賞与支払届、被扶養者異動届、国民年金第3号被保険者関係届の主要7届 ・ 電子申請未実施の義務化対象事業所、被保険者51人以上事業所に対する集中的な取組を継続する。 ・ 被保険者50人以下事業所へ	以上 小計 50人以下 合計	86,846 35,556 111,963 357,532 2,095,330 393,088 2,207,293	90,067 62,406 114,665 458,034 2,160,279 520,440 2,274,944	90,046 85,360 114,241 557,306 2,226,184 642,666 2,360,425	91,687 94,103 115,164 622,822 2,284,231 716,925 2,399,395	93,242 100,117 116,008 694,362 2,337,742 794,479 2,453,750	74.7% 81.7% 27.3% 29.7% 27.5% 29.9% 32.4%	31.8% 54.4% 21.2% 25.0% 22.9% 27.5% 17.8%	(※1) 令和2年度当初に電子申請義務化対象となった資本金1億円超の法人等の事業所の令和元年度の電子申請利用状況を反映している。 (※2) 当該年度末時点の適用事業所数（休業など被保険者となるべき者がいない事業所を除く） (※3) 当該年度に電子申請を利用した事業所の数 【主要7届書※ ⁴ の受付件数 ^{※5} に占める電子申請割合（被保険者ベース）】	(※4) 主要7届書・・・資格取得届、資格喪失届、算定基礎届、月額変更届、賞与支払届、被扶養者異動届、国民年金第3号被保険者関係届 (※5) 各年度の受付件数は令和4年4月～令和5年3月の累計 ○令和2年度から資本金1億円超の事業所及び被保険者101人以上の電子申請未実施事業所を重点的な利用勧奨対象として、年金事務所による個別勧奨を中心とした取組を開始し、令和3年度以降は、被保険者51人以上の事業所（以下「51人以上事業所」という。）を利用勧奨対象に追加、令和5年度においては、電子申請未実施の事業所だけでなく、一部の届書を電子申請している等の電子申請を利用する環境が整っている事業所に対して重点的に利用勧奨を行いました。 ○被保険者50人以下の小規模の事業所に対しては、新規適用事業所への個別勧奨を

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<p>の取組として、新規適用事業所に対する利用勧奨を徹底するほか、リーフレット等の一括送付を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所調査時等の接触機会を活用し、電子申請未実施または一部実施の事業所に対して、主要7届書が電子申請されるよう利用勧奨を行う。 	<p>行うとともに、全ての事業所に送付する納入告知書にリーフレットを同封するなどの取組を実施しました。</p> <p>○事業所調査時等の接触機会を活用し、電子申請未実施の事業所、一部の届書を電子申請していた事業所等に利用勧奨を行いました。</p> <p>○上記に加えて、令和5年度においては、年金事務所による個別勧奨をより効果的に行うため、本部においてトークスクリプトを作成し、全拠点向けに研修を実施しました。</p> <p>○取組の結果、令和5年度における実績は以下のとおりとなりました。 (事業所の電子申請利用状況) <ul style="list-style-type: none"> ・「資本金1億円超の事業所」の電子申請利用割合は95.4%（令和元年度比+63.9ポイント）となり、ほぼ全ての「資本金1億円超の事業所」が電子申請を利用 ・一定規模の事業所（被保険者51人以上事業所）の電子申請利用割合は、84.1%（令和元年度比+52.3ポイント）と大幅に向上し、「資本金1億円超の事業所」と合わせた電子申請利用割合は86.3%まで上昇 (主要7届書の電子申請割合) <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者数の多い事業所を中心に電子申請の利用促進に取り組んだ結果、主要7届書の電子申請の割合は、令和元年度の23.9%から70.4%まで大幅に上昇し、令和5年度計画において目標に定めた電子申請割合70%を達成 <p>○電子申請の利用が進み、電子申請データを直接システムに取り込むことで、よりお客様の記録の正確性が確保されるとともに、機構内部の事務処理の効率化が図られ、資格取得に関する処理や健康保険被保険者証の発行の迅速化に寄与しました。 【健康保険被保険者証発行（資格取得届）に関する各年4月の事務処理状況※⁶】</p> </p>	<p>○被保険者51人以上事業所の電子申請利用割合は84.1%（令和元年度比+52.3ポイント）となり、「資本金1億円超の事業所」と合わせた電子申請利用割合は86.3%になりました。</p> <p>○被保険者数の多い事業所を中心に電子申請の利用促進に取り組んだ結果、主要7届書の電子申請割合は、令和元年度の23.9%から70.4%まで上昇し、令和5年度計画上目標に掲げた70%を達成しました。</p> <p>○紙や電子媒体による届出から電子申請のシフトにより、記録の正確性が確保されるとともに、事務処理の効率化や健康保険被</p>

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価																								
<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子申請時の届書作成をより簡素化する観点から、機構が提供する届書作成プログラムの利便性向上に向けた検討等を行う。 ii 通知、照会・情報提供 <ul style="list-style-type: none"> e-Govの電子送達サービスを活用し保険料額等の情報を電子的に提供する「オンライン事業所年金情報サービス」を令和5年1月に開始した。 事業所の利便性向上と機構の事務処理の効率化を図るため、GビズID取得勧奨を含めた当該サービスの利用促進と機能の拡充に取り組む。 ・ 納入告知書等送付時に同封する「機構からのお知らせ」への案内文掲載やリーフレット同封。 ・ 電子申請利用事業所への処理結果通知に案内文を掲載 ・ 電子申請利用勧奨や保険料に関する照会対応における利用勧奨 (機能拡充) <ul style="list-style-type: none"> ・ 更なるお客様の利便性向上、機構の事務コスト削減の観点から、口座振替実施事業所に毎月紙で大量に送付している「保険料納入告知額・領収済額通知書」を電 	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th><th>H31.4</th><th>R2.4</th><th>R3.4</th><th>R4.4</th><th>R5.4</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電子申請</td><td>3.3日</td><td>1.4日</td><td>0.5日</td><td>0.7日</td><td>0.5日</td></tr> <tr> <td>紙</td><td>4.2日</td><td>5.1日</td><td>2.9日</td><td>3.6日</td><td>2.9日</td></tr> <tr> <td>電子媒体</td><td>2.3日</td><td>1.6日</td><td>0.8日</td><td>0.8日</td><td>0.4日</td></tr> </tbody> </table> <p>(※6) 機構における届書の受付日の翌日から資格確認までの期間（土日祝日除く）であり、全国健康保険協会における健康保険被保険者証の作成に要する期間を含まない</p> <p>○事業所の大多数を占める小規模事業所等が、簡易に電子申請を利用できる環境を整備する観点から、機構が提供する届書作成プログラムの利便性向上に向けた開発を進めるための業務要件を整理し、調達に向けた準備として情報提供依頼を実施しました。</p> <p>ii 通知、照会・情報提供</p> <p>○令和5年1月から開始した「オンライン事業所年金情報サービス」をご利用いただくことにより、電話での問い合わせが不要になる、情報を早く確認できるといった事業所の利便性向上を図るとともに、問い合わせ対応の減少など機構の事務処理の効率化が図られることから、以下のとおり利用促進と機能拡充に係る取組を行いました。</p> <p>(利用促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 納入告知書等送付時に同封する「機構からのお知らせ」への案内文掲載やリーフレット同封。 ・ 電子申請利用事業所への処理結果通知に案内文を掲載 ・ 電子申請利用勧奨や保険料に関する照会対応における利用勧奨 <p>(機能拡充)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 更なるお客様の利便性向上、機構の事務コスト削減の観点から、口座振替実施事業所に毎月紙で大量に送付している「保険料納入告知額・領収済額通知書」を電 		H31.4	R2.4	R3.4	R4.4	R5.4	電子申請	3.3日	1.4日	0.5日	0.7日	0.5日	紙	4.2日	5.1日	2.9日	3.6日	2.9日	電子媒体	2.3日	1.6日	0.8日	0.8日	0.4日	<p>保険者証発行の迅速化が進みました。</p> <p>○更なるお客様の利便性向上、機構の事務コスト削減の観点から「オンライン事業所年金情報サービス」において電子的に提供する情報を追加しました。</p>
	H31.4	R2.4	R3.4	R4.4	R5.4																					
電子申請	3.3日	1.4日	0.5日	0.7日	0.5日																					
紙	4.2日	5.1日	2.9日	3.6日	2.9日																					
電子媒体	2.3日	1.6日	0.8日	0.8日	0.4日																					

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価							
<p>の同封により周知を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電子申請利用事業所への処理結果通知に案内文を掲載し周知を行う。 ・ 電子申請利用勧奨や保険料に関する照会対応時に個別の案内・利用勧奨を行う。 ・ 毎月送付している「保険料納入告知額・領収済額通知書」について、電子送付を可能とするための機能追加を行う。(令和6年1月サービス開始予定) 	<p>子対象に追加（令和6年1月開始）</p> <p>＜令和6年1月以降の電子送付対象情報＞</p> <table border="1" data-bbox="691 314 1208 652"> <tr><td>社会保険料額情報</td></tr> <tr><td>保険料増減内訳書</td></tr> <tr><td>基本保険料算出内訳書</td></tr> <tr><td>賞与保険料算出内訳書</td></tr> <tr><td>被保険者情報</td></tr> <tr><td>決定通知書</td></tr> <tr><td>保険料納入告知額・領収済額通知書</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の拡大を図る観点から、電子証明書を保有している事業所や社労士も利用可能とする環境構築に向け、システム開発実施中（令和7年1月予定） <p>○これら取組の結果、「オンライン事業所年金情報サービス」の令和5年度末時点の利用事業所数は49,253社となりました。</p>	社会保険料額情報	保険料増減内訳書	基本保険料算出内訳書	賞与保険料算出内訳書	被保険者情報	決定通知書	保険料納入告知額・領収済額通知書	
社会保険料額情報									
保険料増減内訳書									
基本保険料算出内訳書									
賞与保険料算出内訳書									
被保険者情報									
決定通知書									
保険料納入告知額・領収済額通知書									
<p>イ 個人に対する取組</p> <p>マイナンバーカード、マイナポータル、「ねんきんネット」の認証連携をベースとして、納付、免除、通知、情報提供、申請の各機能について、オンラインサービスの構築・展開を推進している。</p> <p>これまでに開始したオンラインサービスの利用促進を図るとともに、利用者の利便性向上と機構の事務処理の効率化を図るために、順次機</p>	<p>イ 個人に対する取組</p> <p>納付、免除、申請、通知、照会の各種手続に関して、マイナンバーカード、マイナポータル、「ねんきんネット」の認証連携をベースとしたオンラインサービスを展開しました。</p>								

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<p>能拡充を行う。</p> <p>i　納付</p> <p>国民年金保険料の納めやすい環境を整備するため、納付環境の多様化を図ることとし、以下の事項に取組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「ねんきんネット」に納付に必要な番号を表示することにより、手元に納付書がなくても、ネットバンキングから納付できる仕組みを構築する。 ・ マイナンバーカード・マイナポータルと「ねんきんネット」の認証連携者を対象として、口座振替手続をオンラインで簡易かつ迅速に行える仕組みを構築する。 <p>ii　免除</p> <p>令和4年5月に開始した国民年金の加入手続・保険料の免除申請等の簡易な電子申請の利用促進に向け、以下の事項に取組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 免除等対象者に対して、個別に免除等申請勧奨をする際に、簡易な電子申請を案内する。 ・ 学生向け年金セミナーやハローワークでの雇用保険説明会等の機会を活用し、免除等対象者に対して簡易な電子申請を案内 ・ 学生納付特例の電子申請の案内に特化したリーフレットの新規作成 ・ 事業所調査時等を活用した事業主（主に大規模事業所）を通じた従業員の家族への利用勧奨 	<p>i　納付</p> <p>○マイナンバーカード・マイナポータルと「ねんきんネット」の認証連携者を対象として、機構で保有している情報を入力画面上に表示するなど、口座振替手続をオンラインで簡易かつ迅速に行える仕組みを構築しました（令和6年3月）。</p> <p>○「ねんきんネット」に納付に必要な番号を表示することにより、手元に納付書がなくてもネットバンキングから納付できる仕組みの構築に向け、業務要件の整理及びシステム開発を進めています。</p> <p>ii　免除</p> <p>○令和4年5月に開始した国民年金の加入手続・保険料の免除申請等の簡易な電子申請について、以下のとおり利用促進の取組を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 免除等対象者に対する勧奨時に簡易な電子申請を案内 ・ 学生向け年金セミナーやハローワークでの雇用保険説明会等の機会を活用し、免除等対象者に対して簡易な電子申請を案内 ・ 学生納付特例の電子申請の案内に特化したリーフレットの新規作成 ・ 事業所調査時等を活用した事業主（主に大規模事業所）を通じた従業員の家族への利用勧奨 	<p>○口座振替手続をオンラインで簡易かつ迅速に行えるサービスを開始し、お客様の利便性向上を図りました。</p>

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価														
<p>ローワークでの雇用保険説明会等の機会を活用し、免除等対象者に対して、簡易な電子申請を案内する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 更なる電子申請の利用促進を図るため、より効率的・効果的な勧奨や周知等の対策を検討する。 	<p>○取組の結果、令和5年度末の利用件数（割合）は以下のとおりとなりました。 国民年金保険料学生納付特例申請については12.7%となり、昨年度比+8.1%と利用割合は大きく向上しました。</p> <p>【簡易な電子申請の利用実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">届書</th> <th colspan="2">件数（割合）</th> </tr> <tr> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民年金被保険者関係届書（申出書）</td> <td>38,762件(3.2%)</td> <td>155,241件(10.8%)</td> </tr> <tr> <td>国民年金保険料免除・納付猶予申請書</td> <td>85,317件(2.1%)</td> <td>257,449件(6.7%)</td> </tr> <tr> <td>国民年金保険料学生納付特例申請書</td> <td>56,864件(4.6%)</td> <td>259,498件(12.7%)</td> </tr> </tbody> </table>	届書	件数（割合）		令和4年度	令和5年度	国民年金被保険者関係届書（申出書）	38,762件(3.2%)	155,241件(10.8%)	国民年金保険料免除・納付猶予申請書	85,317件(2.1%)	257,449件(6.7%)	国民年金保険料学生納付特例申請書	56,864件(4.6%)	259,498件(12.7%)	<p>○免除等対象者に対する届出の提出勧奨時に免除申請等の簡易な電子申請について、利用促進を実施した結果、6.7%（昨年度比+4.6ポイント）となりました。</p> <p>○国民年金保険料学生納付特例申請は、大学での年金セミナー実施時の利用勧奨等の取組により、12.7%となり大幅に増加しました。</p>
届書	件数（割合）															
	令和4年度	令和5年度														
国民年金被保険者関係届書（申出書）	38,762件(3.2%)	155,241件(10.8%)														
国民年金保険料免除・納付猶予申請書	85,317件(2.1%)	257,449件(6.7%)														
国民年金保険料学生納付特例申請書	56,864件(4.6%)	259,498件(12.7%)														
<p>iii 通知</p> <p>社会保険料（国民年金保険料）控除証明書及び公的年金等の源泉徴収票を電子送付するサービスを含め、お客様の実情に応じたサービスを提供するため以下の取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> サービスの利用対象となるお客様に対し、文書（国民年金保険料納付書、控除証明書等）の送付時や来訪時等に電子送付サービスの利用勧奨を行う。 	<p>iii 通知</p> <p>○令和4年度に開始した社会保険料（国民年金保険料）控除証明書及び公的年金等の源泉徴収票を電子送付するサービスに関して、令和5年度の送付までに電子送付の申出をされた方に対して、紙の送付に替えて電子データによる送付を行いました。</p> <p>○e-Tax等に取り込むことで簡単に確定申告の手続ができるという利便性をお客様に実感していただくため、マイナポータルとの認証連携者については、紙通知書の送付希望者であっても、通知書の電子データを送付しました（約128万人）。</p> <p>○サービスの利用対象となるお客様に対し、文書送付時や来訪時等に電子送付サービスの利用勧奨を実施しました。</p> <p>○取組の結果、令和5年度末までの電子送付サービス利用登録者は以下のとおりとなりました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書：306,928件 公的年金等の源泉徴収票：305,268件 	<p>○窓口来訪者への利用勧奨や紙通知希望者への電子データ送付等の取組の結果、社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の電子送付希望者は、昨年度比+29.3万人、公的年金等の源泉徴収票の電子送付希望者は、昨年比+</p>														

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<ul style="list-style-type: none"> 年金受給者に紙で送付している通知書について、電子送付の対象に追加することを検討する。 「ねんきんネット」のメール機能を活用し、それぞれのお客様の実情に応じた情報（制度、手続等の案内）を定期的にお知らせ（通知）する仕組みを構築する。 <p>iv 情報提供 「ねんきんネット」の利便性向上を図るため、年金見込額試算のレイアウト見直し等の機能改善に着手し、よりお客様にわかりやすい情報提供を行う。</p> <p>v 申請（届出） 年金給付関係の以下の届書について、既保有情報等をあらかじめ申請画面に表示することによりお客様の入力の手間を省いた</p>	<p>○年金受給者に毎年送付している「年金振込通知書」や「年金額改定通知書」などの年金給付関係の通知書に関して、電子化の実現に向けて、電子的な通知による处分性の定義にかかる整理やシステム構築の方向性の検討等を進めました。</p> <p>○「ねんきんネット」利用者約1,000万人を対象としたメール機能を活用し、「国民年金免除・納付猶予申請書」「学生納付特例申請書」の提出が可能な被保険者へのお知らせ（年2回）、国民年金を納付書で納めている被保険者に対する「口座振替納付申出書」「クレジットカード納付申出書」のご案内のお知らせ（年2回）を送付しました。</p> <p>○マイナポータル保有者約7,000万人を対象としたお知らせ機能により、電子申請や通知書の電子送付等のサービスについて幅広い周知を図りました。</p> <p>iv 情報提供 ○「ねんきんネット」の利便性向上を図るため、年金見込額試算機能における操作性の改善や、インターネット年金相談入力時における入力項目の省略等の機能構築に向けシステム開発を進めています（令和7年1月）。</p> <p>v 申請（届出） ○扶養親族等申告書について、「ねんきんネット」を活用し、機構が保有するお客様情報をあらかじめ申請画面に表示することによりお客様の入力の手間を省いた簡易な電子申請環境を構築しました（令和5年9月）。</p> <p>○更に、老齢年金請求書についても、同様の仕組みを活用し、簡易な電子申請環境の</p>	<p>29.2万人となり、大幅に増加しました。</p> <p>○電子化の実現に向けて、電子的な通知の在り方の整理及びシステム構成の検討を進めました。</p> <p>○「ねんきんネット」のメール機能を活用し、国民年金免除対象者等へのお知らせを行いました。</p> <p>○マイナポータルのお知らせを活用し、電子申請や電子送付サービスについて幅広い層のお客様への周知を図りました。</p> <p>○「ねんきんネット」の操作性改善等による利便性向上に向けて、システム開発を進めました。</p> <p>○扶養親族等申告書の簡易な電子申請環境を構築することにより、お客様の利便性向上を図るとともに、利用勧奨に取り組む</p>

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<p>簡易な電子申請の対応を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 扶養親族等申告書（令和5年9月サービス開始予定） ・ 老齢年金請求書（令和6年4月サービス開始予定）。 <p>ウ 非対面の相談環境等の整備 お客様ニーズや社会的要請を踏まえ、インターネットを活用した非対面の相談環境等について、年金個人情報等の取扱いの有無を考慮した環境整備を引き続き進めることとし、以下の事項に取り組む。</p> <p>i 年金個人情報等を扱わない分野</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Web会議ツールを活用した非対面形式での年金セミナーや年金制度説明会について、引き続きニーズに応じて実施する。（I-8(2)①参照） ・ チャットボットによる自動応答サービスについて、お客様ニーズに即したQ&Aの追加・改善を行うとともに、アクセスルートを把握しチャットボットへの効果的な誘導方法につ 	<p>構築を進めました（令和6年6月）。</p> <p>ウ 非対面の相談環境等の整備</p> <p>i 年金個人情報等を扱わない分野</p> <p>※取組状況については、I-8(2)①に記載。</p> <p>○チャットボットによる自動応答サービスについて、令和5年12月に「年金生活者支援給付金」チャットを新設するとともに、既存の「扶養親族等申告書」チャットなどにQ&A（490問）を追加・改善しました。また、お客様の疑問発生から解消までのプロセス（アクセスルート）を調査・分析し、チャットボットの案内や対象業務の範囲・構成などの課題について対応策を検討しました。</p> <p>※チャットボットの利用状況については、I-8(1)①イに記載。</p>	<p>ことで、約26万件の利用につなげました。</p> <p>○新たなチャットボットを設置しお客様のニーズに応えるとともに、既存のチャットボットの適切な管理及び更なる改善策の検討を行いました。</p>

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<p>いて検討する。(I－8(1)①イ参照)</p> <p>ii 年金個人情報等を扱う分野</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ インターネットから年金相談予約を受け付けるサービスについて、予約対象を拡大するとともに、予約登録時の入力省略等の機能改善に向けたシステム開発に着手する。(I－7(1)④ア参照) ・ 遠隔地等の相談対応について、引き続きテレビ電話相談のサービスを提供しつつ、オンラインによる文書相談のシステム開発に着手する。(I－7(1)⑤イ参照) ・ 外部との会議について、取り扱う要機密情報を考慮した上で、政府が求めるセキュリティ要件を満たすWeb会議ツールを活用した非対面形式での開催を更に拡大する。 <p>② デジタルワークフローの確立 届書の電子データによる審査・電子決裁を前提とした「紙をなくす・紙を</p>	<p>ii 年金個人情報等を扱う分野</p> <p>※取組状況については、I－7(1)④に記載。</p> <p>○インターネットメール等での相談といったお客様ニーズに対応するため、マイナポータルとの認証連携を活用し、「ねんきんネット」上で文書相談を行える環境整備に向け、システム開発を進めました（令和7年1月開始予定）。</p> <p>※遠隔地等のテレビ電話相談サービスに係る取組状況については、I－7(1)⑤に記載。</p> <p>○外部委員等が出席する要機密情報を扱う会議（理事会、運営評議会等）については、政府が求めるセキュリティ要件を満たしたWeb会議ツールを使用し、オンラインで開催しました。</p> <p>② デジタルワークフローの確立 「紙をなくす・紙を移動させない」事務処理の拡大や、ICTを活用することで、内部処理の効率化や事務処理の正確性の確保、リスク低減するための取組を引き続</p>	<p>○マイナポータルとの認証連携を活用し、「ねんきんネット」上で文書相談を行える環境整備にかかるシステム開発を進めました。</p>

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<p>「移動させない」事務処理の実現に引き続き取り組むとともに、ＩＣＴ技術の活用等による内部処理の効率化や事務処理の正確性の確保、リスク低減に向けた取組を一層推進する。</p> <p>ア 「紙をなくす・紙を移動させない」事務処理の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受付進捗管理システムの経過管理・電子決裁システムへの統合、電子決裁対象届書の拡大等に係るシステム開発を着実に進めること。(Ⅱ－3(1)参照) ・ 経過管理・電子決裁システムの特性である届書の画像化・データ処理を最大限に活用し、事務センターにおける受付拠点と審査処理拠点を分離した事務処理の範囲を拡大するとともに、規模・業務量の平準化を促進すること。(Ⅱ－1(1)②参照) ・ 年金給付業務について、電子申請された届書の内部処理を画面審査・電子決裁を可能とするための環境整備を進める。(令和5年9月扶養親族等申告書の事務処理から運用開始予定)(Ⅰ－5(5)) 	<p>き進めました。</p> <p>ア 「紙をなくす・紙を移動させない」事務処理の実現</p> <p>※取組状況については、Ⅱ－3(1)に記載。</p> <p>※取組状況については、Ⅱ－1(1)②に記載。</p> <p>※取組状況については、Ⅰ－5(5)①に記載。</p>	

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<p>①参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機構内において、紙で出力して利用・保管している各種帳票について、電子データで利用・保存することができるよう順次システム開発やルール整備を進める。 (令和5年11月から順次運用開始予定) ・ 文書の電子的管理の在り方について、政府の検討状況も踏まえつつ、経過管理・電子決裁システムで画像化された届書等の管理手法の確立に向け、システム面・ルール面・運用面の整理を進め る。(Ⅲ－3(1)参照) <p>イ　ＩＣＴ技術の活用等による内部処理の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 手作業の省力化と作業時間短 	<p>○処理結果の確認や照会対応など機構内部で利用するために紙に出力している一覧表や確認リスト等 485 帳票（年間 1,600 万枚）について、電子データ化による利用・保管を行うためのシステム開発を進め、令和5年11月に試行運用を実施したのち、本格運用を開始しました（令和6年1月）。</p> <p>○併せて、電子データの取得・保存と保存期限後の削除を自動化するとともに、電子データ化対象帳票は、本部で管理するルールと整理することで、帳票の出力、出力後の帳票管理や廃棄等の事務処理の効率化を実現しました。</p> <p>※取組状況については、Ⅲ－3(1)に記載。</p> <p>イ　ＩＣＴ技術の活用等による内部処理の効率化</p> <p>○事務センターで実施していた特別障害給付金の業務（※）を令和5年4月に障害年</p>	<p>○内部帳票の電子データ化を進め、令和2年10月から出力枚数の多い増減内訳書等の4帳票（年間 1,100 万枚）、令和6年1月にはその他 485 帳票（年間 1,600 万枚）について電子データ化を実現しました。</p> <p>○電子データの取得・保存と保存期限後の削除を自動化するとともに、電子データ化対象帳票は本部で管理するルールと整理することで、帳票の出力、出力後の帳票管理や廃棄等の事務処理の効率化を実現しました。</p> <p>○ＲＰＡ対象業務の拡大及び機能</p>

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<p>縮のため、現在導入しているRPA業務の改善を行うとともに、RPA対象業務の拡大を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 主として電子媒体で情報授受を行っている外部機関とのデータ回付業務について、リスク低減の観点から引き続き見直しを進める。 <p>(3) チャネルの多様化（チャネルミックス）</p> <p>「オンライン事業所年金情報サービス」や個人向けの簡易な電子申請の実現によりネットチャネルが拡充し、対面・電話も含めたお客様チャネルの多様化が進んでいる状況を踏まえ、年金事務所等・コールセンター・オンラインの各チャネルを統合したお客様体制の整備のため、チャネル全体の一元的な施策の管理・企画を担う組織整備に着手する。</p> <p>(2) マイナンバーの活用 マイナンバーによる情報提供ネット</p>	<p>金センターに集約したことに伴い、当該審査業務の一部（所得照会業務）をRPAにより自動化し、業務の効率化を図りました。また、令和5年10月には、既存の給付届書（郵送分）の印字取得作業に係るRPAについて、氏名索引照会の機能を新たに追加するなど、更なる効率化を図りました。</p> <p>※特別障害給付金の業務集約については、I-5(1)①に記載。</p> <p>○国民年金市場化委託業者との電子媒体を介した情報授受に関して、機構のネットワーク環境を介して授受を行う運用に変更し運用を開始しました（令和5年5月）。</p> <p>○厚生労働省年金局との電子媒体を介した情報授受に関して、事務処理方法を見直し、多数（年間約1,400枚）の電子媒体回付業務を廃止しました（令和5年12月）。</p> <p>(3) チャネルの多様化（チャネルミックス）</p> <p>○対面・電話・ネットの各チャネルを効率的・効果的に連動させることで、お客様サービス及び事業実績の更なる向上を図るために、総合戦略室においてチャネル全体を総合的に企画・管理する体制を構築しました（令和6年4月）。</p> <p>(2) マイナンバーの活用 マイナンバーによる情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携（以下「マ</p>	<p>改修を実施し、作業の省力化・作業時間の短縮を実現しました。</p> <p>○各チャネルを効率的・効果的に連動することで、お客様サービスや事業実績の更なる向上を図るため、チャネル全体を総合的に企画・管理する体制を構築しました。</p>

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価															
ワークシステムを通じた情報連携を着実に実施し、年金受給者の利便性の向上、機構における業務の効率化を図る。	<p>「マイナンバー情報連携」という。)により、国民年金及び年金給付の添付書類省略や審査業務の効率化を図りました。</p> <p>【令和5年度情報照会・提供実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">情報照会</td> <td>国民年金届書関係</td> <td>3,532万件</td> </tr> <tr> <td>国民年金保険料免除勧奨</td> <td>4,497万件</td> </tr> <tr> <td>年金給付・年金生活者支援給付金・公金受取口座関係</td> <td>3,925万件</td> </tr> <tr> <td>その他（継続免除 等）</td> <td>1,719万件</td> </tr> <tr> <td colspan="2">情報提供</td> <td>647万件</td> </tr> </tbody> </table>			件数	情報照会	国民年金届書関係	3,532万件	国民年金保険料免除勧奨	4,497万件	年金給付・年金生活者支援給付金・公金受取口座関係	3,925万件	その他（継続免除 等）	1,719万件	情報提供		647万件	
		件数															
情報照会	国民年金届書関係	3,532万件															
	国民年金保険料免除勧奨	4,497万件															
	年金給付・年金生活者支援給付金・公金受取口座関係	3,925万件															
	その他（継続免除 等）	1,719万件															
情報提供		647万件															
<p>① 機構における情報提供ネットワークシステムを利用した他の行政機関への情報照会の拡大 情報提供ネットワークシステムを用いた戸籍情報の取得（令和6年3月試行運用実施予定）を開始する。</p> <p>② 他の行政機関に対する情報提供ネットワークシステムの利用の拡大 市区町村等への年金関係情報の提供に関しては、市区町村等に対し、情報提供ネットワークシステムの利用を促し、機構における文書による情報</p>	<p>○令和6年3月から戸籍関係情報が情報連携により照会可能となったことを踏まえ、戸籍関係情報の試行運用（試行的な情報照会）を開始しました。 試行運用においては情報連携により取得する戸籍関係情報の正確性の確認や制約事項（続柄や電算化の時期）を踏まえた戸籍関係情報の照会可能な対象範囲を精査し、その結果を踏まえて添付書類省略の対象範囲等を定めた上で、令和6年内に本格運用を開始することとしています。</p> <p>○令和6年3月に厚生労働省社会・援護局を通じて市区町村あてに事務連絡を発出し、精神障害者保健福祉手帳交付等の事務については、原則として取得可能な情報は文書による照会を行わず、マイナンバー情報連携を利用するよう周知しました。また、市区町村へ文書による照会への回答を行う際にマイナンバー情報連携の利用勧奨チラシを同封しました。</p>	<p>○情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携については、引き続き情報照会を着実に実施するとともに、令和6年3月から戸籍情報の取得に係る試行運用を開始し、本格運用の準備を進めました。</p> <p>○厚生労働省社会・援護局を通じて事務連絡を発出し、昨年度に引き続き市区町村に対するマイナンバー情報連携の利用促進の働きかけを行いました。</p>															

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<p>提供業務の効率化を図る。</p> <p>③ 公金受取口座制度の施行への対応 年金受給者の年金受取口座情報を公金受取口として登録する場合に、その口座情報のデジタル庁への提供（実施時期未定）に向けて必要な準備を進める。</p>	<p>○新規裁定者については、年金請求の際に公金受取口座登録の意思確認を行い、登録に同意のあった年金振込口座情報をデジタル庁に提供するための事務処理や、年金請求書の見直し（意思確認欄の新設）及びシステム開発に着手しました。</p> <p>また、既裁定者については、公金受取口座登録への意向を確認する事前通知を送付し、不同意の回答がない年金振込口座情報をデジタル庁へ提供するための事務処理や、事前通知の作成・送付業務等の調達事務の検討及びシステム開発に着手しました。</p>	<p>○年金受取口座情報の公金受取口座への登録について、デジタル庁及び年金局と連携し、事務処理の検討整理、システム開発準備など、事業の円滑かつ着実な実施に向け、遅延なく所要の準備を進めました。</p>
<p>(3) I C T を活用した業務改善の実施 (1)②に記載。</p>	<p>(3) I C T を活用した業務改善の実施 ※取組状況については、(1)②に記載</p>	

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価												
III 業務運営における公正性及び透明性の確保その他業務運営に関する重要事項 <p>1. 内部統制システムの有効性確保</p> <p>機構の内部統制については、理事会の統括の下、「内部統制システム構築の基本方針」(業務方法書第16条)に基づき、業務の適正性確保に向け、以下の取組を行いつつ、それらの取組の改善を図る。</p> <p>(1) 事務処理の正確性の確保</p> <p>事務処理誤りの発生は、年金権の侵害につながるため、事務処理の正確性を確保する必要がある。事務処理誤りの未然防止、早期対処及び再発防止を図るために、以下の取組を行い、事務処理誤りの</p>	<p>III 業務運営における公正性及び透明性の確保その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 内部統制システムの有効性確保</p> <p>○リスク管理体制を強化する観点から、三線防御体制(※)の第三線である監査部の助言・提案を受け、本部現業の進捗管理として、事業(届書)単位で届書の受付、処理件数等をモニタリングし、処理遅延リスクを早期に把握する仕組みを構築しました。また、第二線においては、本部現業に関する進捗管理の業務をリスク統括部に統合しました。</p> <p>(※) 機構においては、三線防御体制を以下のとおり位置付けている。</p> <p>第三線：第二線に対するリスク管理体制の整備・運用状況の有効性に関する監査を行う部署（監査部監査第1G）</p> <p>第二線：第一線のリスク管理のルールを定め、ルールの順守状況をモニタリングし、リスクへの対応を行う部署（リスク統括部、業務品質管理部、調達企画部、情報管理対策室、システム企画部、コンプライアンス部等）</p> <p>第一線：リスクオーナーとして、事業を行う部署（年金事務所、事務センター、本部事業担当部署）</p> <p>(1) 事務処理の正確性の確保</p> <p>○事務処理誤りの根絶に向け、事務処理誤りの未然防止、早期対処及び再発防止の取組を進めた結果、下表のとおりとなりました。</p> <p>【事務処理誤りの発生状況（令和6年3月末時点）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発生年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>1,060</td> <td>902</td> <td>699</td> <td>614</td> <td>324</td> </tr> </tbody> </table>	発生年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	件数	1,060	902	699	614	324	<p>○リスク管理体制の確立に向け、令和5年4月の組織改編で本部現業に関する進捗管理の業務をリスク統括部に統合する等、必要な取組を行いました。</p> <p>○事務処理誤りの根絶に向け、未然防止、早期対処及び再発防止の取組を組織一丸となって進めた結果、事務処理誤りは令和4年度614件から、令和5年度324</p>
発生年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度									
件数	1,060	902	699	614	324									

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
削減を目指す。 <p>① 事務処理誤りの早期発見・発生時の対応及び発生防止等に向けた取組</p> <p>ア 事務処理誤りの早期発見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日報や事務処理誤り報告等の日々のモニタリングにより事務処理誤りを早期に発見・対処するとともに、役員等への報告、個別対応を速やかに行う。 ・ 事務処理誤りの月次公表、年次公表を適切に行うとともに、事務処理誤りについて点検・分析を行うことで、同種の事案の早期発見を図り、発生防止に向けた取組に反映させる。 ・ 「お客様の声」の分析等により、事務処理誤りにつながる疑いのある事案を早期に発見・対処し、発生防止及び業務改善に向けた取組を行う。 <p>イ 事務処理誤り発生時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務処理誤りを発生させた部 	<p>(※) 今後事象が判明することで件数が増加することがあります。</p> <p>① 事務処理誤りの早期発見・発生時の対応及び発生防止等に向けた取組</p> <p>ア 事務処理誤りの早期発見</p> <p>○日報や事務処理誤り報告等の日々のモニタリングを通じて事務処理誤りを早期に発見し役員等へ報告するとともに、関係部署が連携して速やかに対応しました。</p> <p>○月次公表及び年次公表を適切に行うとともに、前年度1年間に月次公表を行った事務処理誤りについて、点検・分析を行いました。この結果、同種の事務処理誤りが3件以上発生している事象が、年金給付関係について1事象(※)判明したため、同種の対象者を特定し、必要な対応を行いました。</p> <p>(※) 一時的に支払いを保留した年金の保留解除処理漏れ</p> <p>○機構に寄せられた「お客様の声」11,145件について、潜在的な事務処理誤りがないかという観点で確認を行いました。</p> <p>イ 事務処理誤り発生時の対応</p> <p>○事務処理誤りを発生させた部署は、リスク統括部へ翌営業日以内に報告するととも</p>	件に減少しました。事務処理誤り根絶に向け、引き続き取組を進めてまいります。

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価					
<p>署は、リスク部門等関係部署に直ちに報告するとともに、進捗管理を徹底しての早期完了、本部・拠点が共同で発生原因の調査・分析及び再発防止策の策定を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リスク部門は、役員等への報告、監査部門との原因の追加調査及び再発防止の対応にかかる本部各部門への指示を行う。 ・ 本部各部門は、進捗確認と事案管理を行い、事務処理誤りの原因を踏まえ、再発防止を図るため業務処理マニュアルの改正等の必要な対応及び拠点への周知・徹底を行う。 <p>② 事務処理遅延、書類の紛失、誤送付・誤送信・誤交付（以下「重点三事案」という。）の根絶に向けた取組</p> <p>お客様に重大な影響を与え、機構の信頼を著しく損ねる重点三事案の発生を防止するため、以下の取組を行う。</p> <p>ア 重点三事案の発生原因を分析し、その結果に基づいて、拠点での研修や指導など再発防止の取組を継続</p>	<p>に、関係部署と連携の上、進捗管理を徹底し、早期完了及び再発防止策の策定を行いました。</p> <p>○リスク統括部は、関係部署に直ちに情報提供を行うとともに発生部署等へ必要な対応を指示しました。</p> <p>また、必要に応じて役員等への報告、監査部門と連携した調査及び再発防止に向けた本部各部門への指示を行いました。</p> <p>○本部各部門は、事務処理誤りの進捗確認及び事案管理を行うとともに、発生原因の調査・分析の結果を踏まえ、業務処理マニュアルの改正及びシステム改修等の必要な再発防止を図り、拠点への周知・徹底を行いました。</p> <p>② 事務処理遅延、書類の紛失、誤送付・誤送信・誤交付（以下「重点三事案」という。）の根絶に向けた取組</p> <p>○重点三事案について、下記の取組を実施したことにより、令和4年度と比較して、発生件数は減少しました。引き続き事務処理ルールの徹底を図るとともに、委託業者の指導等の取組を徹底します。</p> <p>【重点三事案の発生状況（令和6年3月末時点）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>誤り区分 発生拠点</th> <th>事務処理遅延</th> <th>書類紛失</th> <th>誤送付・誤交付・誤送信</th> <th>計</th> </tr> </thead> </table>	誤り区分 発生拠点	事務処理遅延	書類紛失	誤送付・誤交付・誤送信	計	<p>部署からの報告をもとに、今後の必要な対応の指示を行うとともに、本部も含めた進捗管理を行う等、組織として早期完了に向け対応を進めました。</p> <p>また、本部各部門は、事務処理誤りの発生原因の調査・分析の結果を踏まえ、業務処理マニュアルの改正及びシステム改修等の再発防止を図り、拠点への周知・徹底を行いました。</p> <p>○重点三事案について、発生防止に向けた従前からの取組を進めた結果、発生件数は令和4年度113件から、令和5年度82件に減少しました。</p> <p>重点三事案の根絶に向け、引き続き取組を進めてまいります。</p>
誤り区分 発生拠点	事務処理遅延	書類紛失	誤送付・誤交付・誤送信	計			

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況					自己評価
的に行う。 イ 法令改正による新たな業務の発生時など、事務の実施体制を変更したことにより重点三事案の発生を防止するために、必要な取組を行う。	令和3年度 機構職員 委託業者等 市区町村	22 16 0 6	14 11 2 1	69 45 24 0	105 72 26 7	(※) 今後事象が判明することで件数が増加することがあります。 (※) 「委託業者等」とは、外部委託業者及び委託社会保険労務士です。
	令和4年度 機構職員 委託業者等 市区町村	26 13 1 12	13 5 3 5	74 50 24 0	113 68 28 17	
	令和5年度 機構職員 委託業者等 市区町村	17 14 0 3	10 4 1 5	55 35 20 0	82 53 21 8	
						○月次公表や年次公表の結果周知、リスク対策通信による事務処理誤り事例の周知及び一問一答の出題を行い、ルールの理解及び徹底を図りました。 ○事務処理誤りの発生防止に向け、役職に応じた階層別研修を実施し、事例の周知及び注意喚起を行いました。 ○定期的な「未完結リスト」の点検

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<p>③ 本部現業部門のリスク把握及び対応</p> <p>ア 本部現業の進捗管理の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本部現業のスケジュールを作成し、その中から業務の進捗状況を確認するための節目となる時点を定め、ツールを活用して各節目となる時点の業務が終了したことを報告させることにより進捗管理を実施する。 ・ 受付進捗管理システムから未完結届書リストを作成し、届書及びリストの処理状況の点検を確実に実施する。 ・ 受付進捗管理システムから事業 	<p>事務処理遅延の発生防止のため、受付進捗管理システムで管理している届書等について、各拠点において定期的に「未完結リスト」の点検を行い、未完結の件数が多い拠点に対しては、地域部等による確認及び指導を行いました。</p> <p>また、本部集約された届書等についても、同様に「未完結リスト」の点検等を行いました。</p> <p>・ 業務処理マニュアルの改正及びシステム改修</p> <p>事務処理誤りの発生防止に向け、関係部署と連携し、事務運用の見直し等の業務処理マニュアル改正及びシステムチェックの導入等のシステム改修を行いました。</p> <p>③ 本部現業部門のリスク把握及び対応</p> <p>ア 本部現業の進捗管理の実施</p> <p>○業務進捗管理ツールを用いて各種業務工程の予定日等を管理し、本部現業部署に対する業務予定日に係るお知らせメールの送信や、進捗状況報告の確認を日次で行うことにより、一貫した進捗管理を実施しました。また、指示文書の案やシステム連絡票等の本部現業関連資料を活用した本部現業の把握・内容確認を日次で実施しました。</p> <p>○毎月、受付進捗管理システムから未完結届書等リストを作成し、届書等の処理を担当する本部現業部署に配付して処理状況の点検・報告を求めるとともに、報告された点検結果を確認することにより、未完結届書等の処理状況の点検を確実に実施しました。要処理・要確認リストの処理状況の点検については、令和6年度中の開始に向け、調整に着手しました。</p> <p>○事業実績評価で定める主要届書等の受付件数、処理件数、未完結件数等の推移の確</p>	<p>を行い、未完結件数が多い拠点に対して、地域部等による確認及び指導を行うことで、事務処理遅延の発生を防止しました。</p> <p>○関係部署と連携し、業務処理マニュアルの改正及びシステム改修を行い、発生防止を図りました。</p> <p>○業務進捗管理ツールを用いた一貫した進捗管理、本部現業の把握・内容確認、未完結届書等の点検及び主要届書等の経常的な進捗管理を確実に行いました。また、本部集約された届書等の日次のモニタリングを行うことで、事務処理が安定的に行われていることを確認しました。</p>

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<p>(届書) 単位の進捗状況表を作成し、届書処理状況のモニタリングを実施する。</p> <p>イ 本部現業の事務リスク管理・品質管理の実施 以下の取組により、本部現業の品質を阻害する事務リスクを早期に把握し、企画部署と協働して業務処理マニュアルの改正等のリスク対応を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本部現業の実施状況などについて日次で報告を求める。 ・ 本部現業部署を巡回し、マニュアルの整備や遵守状況の実態調査を実施する。 <p>・ 本部集約業務について、その企画段階において品質管理の観点で妥当性を検証する。</p> <p>④ 外部委託における事務処理誤りの</p>	<p>認を行うとともに、必要に応じた本部現業部署への進捗状況等のヒアリングや、確認方法の見直し等、経常的な進捗管理を実施しました。また、本部集約された届書等について、集約後の事務処理が安定的に行われていることを確認する観点から、日次でのモニタリングを実施しました。</p> <p>イ 本部現業の事務リスク管理・品質管理の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本部現業の実施状況等に関する日次報告を分析し、事務リスクの早期把握に努めました。 ○本部現業部署に関する業務処理マニュアルの整備状況・遵守状況等を実地調査し、当該調査で把握された要処理・要確認リストの進捗管理に関する課題について、関係部署との協働により業務処理マニュアルを整備して第一線による進捗管理の徹底を図り、未完結件数の削減に努めました。 ○また、第二線においても、担当部署単位で毎月の要処理・要確認リストの出力件数、処理件数、未完結件数等の推移を把握し、必要に応じて本部現業部署にヒアリングして進捗状況等を確認する進捗管理の仕組みを構築しました。 ○本部集約が予定されている年金証書の作成・発送業務等について、集約後の処理遅延や事務処理誤りを防止する観点から、本部集約の企画内容の検証を開始しました。 <p>④ 外部委託における事務処理誤りの防止</p>	<p>○把握した本部現業の事務リスクに対して、企画部署等との協働により対策を検討・実施する等、本部現業の事務リスク管理・品質管理の取組を行いました。</p>

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価																		
<p>防止</p> <p>外部委託に関するルールに従い、特に業務履行中の委託先の管理を強化することにより、事務処理誤りの発生防止を図る。(II-2(2)参照)</p> <p>(5) ルールの徹底</p> <p>ルールを現場に定着させ、ルールの徹底を確実なものとするため、以下の取組を行う。</p> <p>ア 事業担当部署との事前調整を徹底することにより、指示・事務連絡の発出件数及び発出時期の平準化に努め、現場負担の軽減を図る。</p> <p>また、事業担当部署の職員への研修を充実するとともに、指示・事務連絡の審査を徹底し、現場にとって「分かりやすい」指示・事務連絡とすることにより、指示等についての理解を促進し、遵守すべきルールの浸透・定着を図る。</p>	<p>※外部委託における事務処理誤りの防止の取組状況については、II-2(2)に記載。</p> <p>(5) ルールの徹底</p> <p>○指示・事務連絡の事前審査において、内容の確認や発出部署との調整を徹底することにより、発出件数は過去3年度と同程度の水準を維持しました。</p> <p>【指示・事務連絡発出状況：月平均件数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>指 示</th> <th>事務連絡</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年度</td> <td>350 件</td> <td>224 件</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>62 件</td> <td>57 件</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>51 件</td> <td>56 件</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>52 件</td> <td>57 件</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>53 件</td> <td>55 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>○定期異動や年末の長期休暇によるルール徹底等への影響を考慮して9月、12月及び3月の月末3営業日に設けている指示・事務連絡の発出制限期間については、事前に指示の発出予定日を把握し、発出部署と指示発出日を調整することにより、指示・事務連絡の発出を原則禁止するとともに、指示の発出件数の抑制に努め、過去3年度と同程度の水準を維持しました。</p> <p>【9月、12月、及び3月指示発出状況】</p>	年 度	指 示	事務連絡	平成26年度	350 件	224 件	令和2年度	62 件	57 件	令和3年度	51 件	56 件	令和4年度	52 件	57 件	令和5年度	53 件	55 件	<p>○指示・事務連絡の発出件数については、過去3年度と同程度の水準を維持しました。</p> <p>○指示・事務連絡の発出制限期間を徹底するとともに、指示の発出件数の抑制に努め、ルール徹底の実効性を確保するとともに、現場の負担を軽減しました。</p>
年 度	指 示	事務連絡																		
平成26年度	350 件	224 件																		
令和2年度	62 件	57 件																		
令和3年度	51 件	56 件																		
令和4年度	52 件	57 件																		
令和5年度	53 件	55 件																		

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価																													
<p>イ 指示・事務連絡の理解度を向上させるため、テレビ会議システムを活用して、指示・事務連絡の内容に関する解説を継続的に実施する。</p>	<table border="1" data-bbox="669 215 1724 465"> <thead> <tr> <th>年 度</th><th>9月</th><th>12月</th><th>3月</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td><td>64 件</td><td>54 件</td><td>97 件</td></tr> <tr> <td>令和3年度</td><td>53 件</td><td>38 件</td><td>83 件</td></tr> <tr> <td>令和4年度</td><td>65 件</td><td>45 件</td><td>91 件</td></tr> <tr> <td>令和5年度</td><td>59 件</td><td>67 件</td><td>85 件</td></tr> </tbody> </table> <p>○指示・事務連絡の事前審査を徹底した他、定期異動時期に併せて指示等文書作成研修を半期ごとに行い、現場にとって分かりやすい指示・事務連絡となるよう、発出部署の職員のスキルアップを図りました。</p> <p>【指示等文書作成研修の実施状況】</p> <table border="1" data-bbox="669 695 1529 854"> <thead> <tr> <th>年 度</th><th>上期</th><th>下期</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td><td>3回 (103名出席)</td><td>3回 (70名出席)</td></tr> <tr> <td>令和5年度</td><td>4回 (118名出席)</td><td>3回 (51名出席)</td></tr> </tbody> </table> <p>○テレビ会議システムの活用又は解説を録画した動画を視聴する方法（以下「解説動画」という。）により、重要な指示・事務連絡発出部署の職員による現場向け解説を日々実施し理解度向上を図りました。</p> <p>なお、全拠点参加型のキャンペーン（「この仕事はやめられるのでは」キャンペーン）の提案により、テレビ解説視聴に係る職員の負担軽減の観点から、令和5年8月以降は解説動画に変更するとともに、テレビ解説の実施基準の明確化により実施対象指示等の精査を行い、より効率かつ効果的に実施しました。</p> <p>○テレビ会議システム又は解説動画による解説を担当する指示・事務連絡発出部署の職員のスキルアップのため、アナウンス研修を実施しました。座学中心の初級編に加え、模擬解説の実施とその振り返りを中心としたより実践的な内容の応用編を実施しました。</p> <p>【アナウンス研修の実施状況】</p>	年 度	9月	12月	3月	令和2年度	64 件	54 件	97 件	令和3年度	53 件	38 件	83 件	令和4年度	65 件	45 件	91 件	令和5年度	59 件	67 件	85 件	年 度	上期	下期	令和4年度	3回 (103名出席)	3回 (70名出席)	令和5年度	4回 (118名出席)	3回 (51名出席)	<p>○研修の実施により、分かりやすい指示・事務連絡となるよう努めました。</p> <p>○視聴する職員の負担も考慮した上で、指示発出部署職員による解説が必要な指示について、解説を実施し、指示の理解度の向上を図りました。</p> <p>○アナウンス研修については、初級編に加え、より実践的な応用編を実施し、解説者のスキルを向上することで、拠点にとって分かりやすいテレビ解説又は解説動画による解説を行うことができました。</p>
年 度	9月	12月	3月																												
令和2年度	64 件	54 件	97 件																												
令和3年度	53 件	38 件	83 件																												
令和4年度	65 件	45 件	91 件																												
令和5年度	59 件	67 件	85 件																												
年 度	上期	下期																													
令和4年度	3回 (103名出席)	3回 (70名出席)																													
令和5年度	4回 (118名出席)	3回 (51名出席)																													

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況			自己評価																								
<p>ウ 重要な指示及び業務処理マニュ</p> <p>○発出された指示に関する理解度の事後的な確認及び業務処理マニュアルの再徹底</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">実施回数（受講者数）</th> </tr> <tr> <th>初級編</th> <th>応用編</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td> <td>4回（70名出席）</td> <td>2回（18名出席）</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>4回（67名出席）</td> <td>2回（17名出席）</td> </tr> </tbody> </table>	年度	実施回数（受講者数）		初級編	応用編	令和4年度	4回（70名出席）	2回（18名出席）	令和5年度	4回（67名出席）	2回（17名出席）	<p>○アナウンス研修の実施によりテレビ会議システム又は解説動画による解説の質の向上を図り、「分かりやすい解説」を観点にした現場及び業務品質管理部の職員からの評価について、高い水準を維持しました。</p> <p>【テレビ会議システムによる解説に対する現場の評価】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>平均評価点（※）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>2.63点</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>2.90点</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>2.90点</td> </tr> <tr> <td>令和5年度 (4月～7月)</td> <td>3.00点</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※) 解説の分かりやすさについて1点～4点（4点満点）で評価</p> <p>【解説動画による解説に対する現場の評価】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>平均評価率（※）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年度 (8月～)</td> <td>92.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※) 解説や資料の分かりやすさ、理解状況、テレビ解説の有効性について、それぞれを「はい／いいえ」で評価し、「はい」と評価した割合</p>	年 度	平均評価点（※）	令和2年度	2.63点	令和3年度	2.90点	令和4年度	2.90点	令和5年度 (4月～7月)	3.00点	年 度	平均評価率（※）	令和5年度 (8月～)	92.5%	<p>○職員負担軽減の観点から、解説の実施方法を解説動画による解説に変更しましたが、変更後においても、現場職員から高い評価を得ることができました。</p>
			年度	実施回数（受講者数）																								
		初級編		応用編																								
		令和4年度	4回（70名出席）	2回（18名出席）																								
	令和5年度	4回（67名出席）	2回（17名出席）																									
	年 度	平均評価点（※）																										
令和2年度	2.63点																											
令和3年度	2.90点																											
令和4年度	2.90点																											
令和5年度 (4月～7月)	3.00点																											
年 度	平均評価率（※）																											
令和5年度 (8月～)	92.5%																											

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価																								
<p>アルの理解度を確認するため定期的に理解度チェックを実施するとともに、業務手順に関する小テストである一問一答を着実に実施する。また、業務処理マニュアルを参照して業務を行うことを促進及び定着させる取組として、業務処理要領確認システム（M A C S）の利用促進を目的に研修を実施する。</p>	<p>を行う仕組みとして、厚生年金適用、厚生年金徴収、国民年金、年金給付の4制度について、毎月、理解度チェックを実施しました。正答率が低調（80%未満）であった拠点の課室・グループに対しては再度の理解度チェックを実施し、ルールの徹底を図りました。</p> <p>【理解度チェックの平均正答率】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>厚年適用</th><th>厚年徴収</th><th>国民年金</th><th>年金給付</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td><td>99.7%</td><td>99.7%</td><td>99.5%</td><td>99.2%</td><td>99.4%</td></tr> <tr> <td>令和4年度</td><td>99.7%</td><td>99.8%</td><td>99.8%</td><td>99.4%</td><td>99.6%</td></tr> <tr> <td>令和5年度</td><td>99.9%</td><td>99.7%</td><td>99.9%</td><td>99.7%</td><td>99.8%</td></tr> </tbody> </table> <p>○ M A C S の更なる利用促進を図ることを目的に、M A C S の検索機能や便利機能を紹介する内容とした研修を、テレビ会議システムの利用又は研修動画により全拠点を対象として、令和5年5月（受講者2,751名）及び11月（受講者1,213名）に実施しました。</p> <p>○ 業務処理マニュアルに定められた業務手順の再徹底を図るため、業務手順に関する小テストである一問一答を週2回の頻度で実施しました。実施に当たっては、各制度の事業実施時期を考慮した問題を検討するとともに、関係部署と連携して、事務処理誤り事例や監査での指摘事項等、拠点に対して特に周知が必要な事項に関する問題を出題しました。</p> <p>○ 理解度チェックの実施結果は地域部と共有し、地域部による拠点指導を進めました。地域部においては実施結果等を踏まえ、低正答率となった67拠点（文書（1回目）：67拠点、訪問（2回目）：6拠点）に対して指導を実施しました。業務品質管理部においては、地域部から指導結果の報告を受けることにより、指導状況の把握を行い、地域部に対して必要な助言を行いました。</p>	年度	厚年適用	厚年徴収	国民年金	年金給付	合計	令和3年度	99.7%	99.7%	99.5%	99.2%	99.4%	令和4年度	99.7%	99.8%	99.8%	99.4%	99.6%	令和5年度	99.9%	99.7%	99.9%	99.7%	99.8%	<p>回答等、拠点に対して特に周知が必要な事項を理解度チェックで効果的に周知することにより、ルール徹底を図りました。</p> <p>○ M A C S の利用促進を図る研修を年2回実施し、M A C S の利用促進を図りました。</p> <p>○ 事務処理誤り事例や疑義照会の回答等、拠点に対して特に周知が必要な事項を一問一答で効果的に周知することにより、ルール徹底を図りました。</p> <p>○ 理解度チェックの実施結果を地域部と共有し、協働して現場指導を実施することにより、ルール徹底を図りました。</p>
年度	厚年適用	厚年徴収	国民年金	年金給付	合計																					
令和3年度	99.7%	99.7%	99.5%	99.2%	99.4%																					
令和4年度	99.7%	99.8%	99.8%	99.4%	99.6%																					
令和5年度	99.9%	99.7%	99.9%	99.7%	99.8%																					
<p>エ 理解度チェックの結果を地域部はじめ本部関係部署間で情報共有・連携して、必要な対策を講じるとともに、理解度チェックの結果を踏まえ、ルール徹底が不十分と認められる拠点に対しては、訪問等により個</p>																										

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<p>別指導を行う。</p> <p>また、現場から意見や好取組事例を収集して横展開するなど、現場目線で、業務処理マニュアルの利便性向上を図るとともに、理解度を高めるために有効な取組を実施する。</p> <p>(2) リスク管理とコンプライアンス確保の取組</p> <p>① リスク管理体制の整備</p> <p>「情報セキュリティリスク」、「システムリスク」、「事務リスク」及び「災害その他リスク」について、各セグメントに応じリスクアセスメント等を活用したリスクの把握及び発現の防止を図るため、特に、オンラインビジネスモデルの諸施策の推進を踏まえ、以下の取組を実施する。</p> <p>また、リスク管理の三線防御体制（※）の確立に向け、第二線担当部署においては、より実効性・効率性を高める観点から引き続きリスク管理体制の見直しを進める。</p> <p>なお、本部現業のリスク管理・品質管理については、より実効性、効率性を高める観点から、第二線担当部署の</p>	<p>※業務処理マニュアルの見直しの取組状況については、II-1(2)に記載。</p> <p>(2) リスク管理とコンプライアンス確保の取組</p> <p>① リスク管理体制の整備</p> <p>※リスク管理体制の整備の取組状況については、III-1に記載。</p>	

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<p>役割整理を行う。</p> <p>(※) 機構においては、三線防御体制を以下のとおり位置付けていく。</p> <p>第三線：第二線に対するリスク管理体制の整備・運用状況の有効性に関する監査を行う部署（監査部監査第1G）</p> <p>第二線：第一線のリスク管理のルールを定め、ルールの順守状況をモニタリングし、リスクへの対応を行う部署（リスク統括部、業務品質管理部、調達企画部、情報管理対策室、システム企画部、コンプライアンス部等）</p> <p>第一線：リスクオーナーとして、事業を行う部署（年金事務所、事務センター、本部事業担当部署）</p> <p>ア　情報セキュリティリスクへの対応 外部専門家による情報セキュリティリスク分析評価及び脆弱性診</p>	<p>ア　情報セキュリティリスクへの対応</p> <p>○ねんきんネット、日本年金機構ホームページ等に対し、外部の専門家による情報セキュリティリスク分析評価及び脆弱性診断を実施しました。また、情報セキュリテ</p>	<p>○情報セキュリティリスクについて、外部の専門家による分析評</p>

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<p>断等の結果等について、定期的にリスク管理委員会へ報告するとともに、把握したリスクに対する対応方針、対応状況について確認し、必要な対応を行う。</p> <p>イ システムリスクへの対応 システム障害の分析等により把握したリスクに対する対応方針を整理し、必要な対応を行うとともに、定期的にリスク管理委員会へ報告する。</p> <p>ウ 事務リスク・信頼リスクへの対応 事務処理誤りの発生防止等について、定期的にリスク管理委員会へ報告するとともに、リスクの早期把握及び把握したリスクに対する対応方針、対応状況について確認し、適切な対応を行うため、以下の取組</p>	<p>ィリスク管理要領に基づき改善が必要な事案について、改善計画を策定し、改善状況の進捗状況についてリスク管理委員会へ報告を行い、適切な進捗管理を図りました。</p> <p>イ システムリスクへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○システム障害の発生原因等の分析については、真因分析や再発防止策の検討を行い、定期的にリスク管理委員会に報告しました。 ○システム障害の原因や傾向等にかかる定量的な分析を行い、システム全体の横並び確認に向けた施策方法を検討しました。 ○令和4年12月に発生した経過管理・電子決裁システムのシステム障害について、受託者が策定した再発防止策を適切に実施されていることを事後的に確認しました。 <p>ウ 事務リスク・信頼リスクへの対応</p>	<p>価及び脆弱性診断を実施しました。また、情報セキュリティリスク管理要領に基づき改善が必要な事案について、改善状況の適切な進捗管理を図りました。</p> <p>○システム障害の分析等によりシステムリスクに対応するとともに、令和4年12月に発生した経過管理・電子決裁システムのシステム障害については、受託者が策定した再発防止策について、適切に実施されていることを事後的に確認しました。これまでと同様に、システム障害を引き起こさないための予防策について検討を進めました。</p>

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<p>を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 拠点長からの日次の業務報告、事務処理誤り報告、お客様の声及び届書処理状況の点検を行う。 ・ 事務処理誤り報告の年次点検を行い、事務処理誤りの原因等の分析を行う。 ・ 本部現業部門で発生するリスクを早期に把握するため、本部現業の実施状況などを日次で報告する仕組み、管理ツールを活用した進捗管理の仕組み、未完結届書の点検及び事業（届書）単位の進捗管理の仕組みを通じて、経常的にモニタリングを行う。((1)③再掲。) ・ お客様対応業務システム、監査結果などの各種指標を用いたモニタリングにより、リスクが高いと考えられる拠点を把握し、リスク発生の未然防止を図る。 	<p>○拠点長からの日次の業務報告や事務処理誤り報告等の日々のモニタリングにより、事務リスクを早期に把握し、本部内で情報共有を図るとともに、関係部署と連携して早期対応を行いました。</p> <p>○事務処理誤りの年次公表に合わせて事務処理誤りの点検・分析を行い、その結果についてリスク管理委員会へ報告するとともに、拠点に向けて周知を行うことで事務処理ルールを徹底し、再発防止を図りました。</p> <p>○本部現業部門で発生するリスクを早期に把握するため、本部現業の実施状況等の日次報告、業務進捗管理ツールを活用した進捗管理、未完結届書等の処理状況の点検及び事業（届書）単位の進捗管理により、経常的にモニタリングを行うとともに、本部内での情報共有を図りました。</p> <p>○事務処理誤りの発生状況、監査結果などの各種指標を用いたモニタリングを実施し、リスクが高い拠点を洗い出し、関係部署への情報提供のうえ、リスクの把握及び発現防止に取り組みました。</p>	<p>○拠点長からの日次の業務報告や事務処理誤り報告等のモニタリングにより、事務リスクを早期把握し、早期対応を行いました。</p> <p>○年次公表に合わせて事務処理誤りの点検・分析結果をリスク管理委員会へ報告するとともに、拠点への周知を行うことで事務処理ルールを徹底し、再発防止を図りました。</p> <p>○本部現業の実施状況等のモニタリングを確実に実施することでリスクの早期把握を図るとともに、本部内での情報共有を行いました。</p> <p>○拠点に対するモニタリングを実施してリスクの高い拠点を早期把握し、リスクの把握を行うとともに、そのリスクの発現を防止するための対応を行いました。</p>

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<p>エ 業務継続計画（B C P）の見直し（災害その他リスクへの対応）</p> <p>【業務継続計画（B C P）の見直し】</p> <p>災害等の非常時における年金支払の継続について、これまでの機能強化や体制整備を踏まえ、発災時に迅速な対応ができるよう、引き続き準備や訓練、マニュアルの改善等を行い、継続的に運用面の強化を図るとともに、復旧時の対応手順等について整備を進める。</p> <p>また、記録管理システム、刷新システムのバックアップ体制、年金事務所の電源確保等、大規模災害時のリスクについて、引き続き検討を進め、方針を策定し、順次対応する。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症への対応】</p> <p>政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」等を踏まえ、以下の対応を行う。</p>	<p>エ 業務継続計画（B C P）の見直し（災害その他リスクへの対応）</p> <p>【業務継続計画（B C P）の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○首都直下型地震等により機構本部が被災した場合の年金支払の継続に備え、平常時から年金支払に必要な準備等を実施しました。また、年金局等の関係機関と合同で会議を行い、被災時を想定したシミュレーションに基づく支払訓練を実施するなど、運用面の強化を図りました。 ○大規模災害に備えた記録管理システム等のバックアップ体制の検討に向け、システム部門と連携し、現行システムのバックアップ状況の詳細把握を行いました。 ○災害時における通信に必要な電源の確保に不安があるという拠点の意見を踏まえ、モバイルバッテリー等を災害備蓄品の品目に追加しました。 ○大規模災害の発生に備え、M C A無線機等の通信テストなどの訓練を実施しました。また、津波浸水による被害が想定される拠点については、自治体等と連携し、実効性のある避難手順書を整備し、当該手順書に基づく訓練を行いました。 ○令和6年能登半島地震においては、連絡体制の整備や安否確認システムの訓練、災害用備蓄品の配備等のこれまでの取組や、近隣拠点からの人的支援等の応急対応により、被災拠点の業務運営の継続に努めました。 また、能登半島地震を教訓に、長期休暇中における災害が発生した場合に備え、安否確認システムの運用の見直し等の改善を行いました。 <p>【新型コロナウイルス感染症への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和5年5月から新型コロナ感染症が5類感染症に変更となったことに伴い、機構における感染症対策等について見直しを行い、ガイドラインを廃止しました。 	<p>○非常時の年金支払環境の運用面の改善を着実に進めるとともに大規模災害に備えた記録管理システム等のバックアップ体制の検討に向けた対応を行いました。このほか、拠点における大災害時の対応を行うとともに、津波浸水リスクの高い拠点への個別対応を行うなど、実効性のある対応を行いました。</p> <p>○政府や関係機関の対応に合わせて、機構における感染症対策を見直しました。</p>

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症対策の基本的事項を定めた「日本年金機構における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づく対策について、各拠点に設置した新型コロナウイルス感染予防対策委員会を中心に実施し、同委員会で遵守状況を確認する。 ・ 機構本部に設置した日本年金機構新型コロナウイルス感染予防対策委員会において、各拠点の対応状況を確認するとともに、必要に応じてガイドラインの改正を行う。 ・ 役職員等に新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合は、お客様の安全を最優先に考え、必要な対応を行う。 <p>② コンプライアンス確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不祥事の防止・コンプライアンス確保のため、役職員に対し、ケーススタディを活用した実効性のある研修、社内報等での情報発信を行う 	<p>② コンプライアンス確保</p> <p>○リスク・コンプライアンス研修の実施等</p> <p>役職員のリスク管理意識やコンプライアンス意識を維持・向上させるため、関係部署との連携、外部講師の活用等により効果的に多様な研修や情報発信に取り組みました。</p>	<p>○受講者の属性に応じた研修の実施やグループウェアを活用した情報発信により役職員の意識の維持・向上に取り組みました。</p>

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<p>とともに、コンプライアンス自己点検、コンプライアンス意識調査を継続的に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令等違反通報制度を適切に運用するとともに、発生したコンプライアンスに関する問題について、速やかに調査等を行い、再発防止を講じる。また、全体の対応状況についてコンプライアンス委員会に報告を行う。 ・ 役職員に制裁の事由に該当する行為があった場合には厳正に対処するとともに、全役職員に対して定期的に制裁事案の情報提供及び同様事案の発生防止に係る注意喚起を行い、綱紀粛正の徹底を図る。 	<p>【各種研修の実施】</p> <p>ア 役員及び本部グループ長以上を対象とした研修 本部管理職としてのリスク管理やコンプライアンス確保に向けたマネジメントの向上を目的として外部講師による研修を実施 ・テーマ「マネジメント層に求められるリスク管理の理解と実践」</p> <p>イ 各拠点のコンプライアンス責任者や推進者等を対象とした研修 新任所長研修、新任副所長研修及び新任管理職研修の機会を活用して、コンプライアンスの徹底に関する研修を実施</p> <p>ウ 各拠点の職員を対象とした研修 本部作成の各種研修資料を用いて、各拠点のコンプライアンス責任者等がコンプライアンスや倫理に関する職場内研修を実施（全拠点において実施）</p> <p>エ 新規採用者等を対象とした研修 新入構員研修、無期転換登用時研修の機会を活用して、コンプライアンスの確保に関する基礎知識、ケーススタディ等の研修を実施</p> <p>【グループウェアを活用した情報発信】</p> <p>ア コンプライアンス・ミニ講座 全役職員に対し、コンプライアンス意識の維持・向上につながる情報を発信（毎月）</p> <p>イ コンプライアンス講座 全役職員に対し、コンプライアンス意識を維持・向上させるための基本的な考え方や行動に関する情報を発信（機構内報掲載：年4回）</p> <p>ウ リスク・コンプライアンス通信 各拠点のコンプライアンス責任者等に対し、管理者としてのリスク管理やコンプライアンス確保に向けたマネジメントの向上のための情報を発信（年4回）</p> <p>○コンプライアンスに関する自己点検の実施 役職員のコンプライアンス意識の自己確認を促し、継続的な意識喚起を効果的かつ</p>	<p>○コンプライアンス自己点検の実施により、役職員のコンプライ</p>

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
	<p>効率的に行うことを目的として、「コンプライアンスに関する自己点検」を、コンプライアンスと密接に関係する「個人情報保護に関する自己点検」、「情報セキュリティ対策に関する自己点検」及び「ハラスマント防止に関する自己点検」と合わせて実施し、自己点検が形骸化しないよう、適宜、点検項目の見直しやテスト項目を設ける等の取組を行いました。点検結果については、拠点長が確認することで問題点を把握し、必要な指導の実施や意識改善を行う契機としました。</p> <p>○コンプライアンス意識調査の実施</p> <p>役職員のコンプライアンス意識の現状等を把握し、今後のコンプライアンス確保への取組の推進に役立てる目的として、10月に全役職員を対象にコンプライアンス意識調査を実施しました。</p> <p>また、調査結果を取りまとめ、コンプライアンス委員会に報告するとともに、全役職員に情報提供しました。</p> <p>○コンプライアンス問題事案への対応</p> <p>法令等違反通報等によるコンプライアンス上問題の疑いがある事案について速やかに事実確認の調査を行い、職員制裁規程に基づき、令和5年度は21件について制裁処分を行いました。</p> <p>制裁処分を行った場合は、職員制裁規程に基づき、減給以上は即時公表（停職2件）、戒告は半期ごとに公表（5件）するとともに、年2回、全拠点に対し、制裁処分の情報提供及び同様事案発生防止に係る注意喚起を発信しました。</p> <p>また、これまで発生した問題事案を踏まえ、諸規程等の改正や研修資料に反映させるなど、再発防止に努めるとともに、これら全体の状況について、コンプライアンス委員会に報告しました。</p>	<p>アンス意識についての自己確認・継続的な意識喚起を効果的かつ効率的に行うことができました。</p> <p>○コンプライアンスに関する意識調査の結果、役職員のコンプライアンス意識は高い水準で維持されていることが確認できました。</p> <p>○法令等違反通報等によるコンプライアンス上問題の疑いがある事案について事実確認の調査を行い、職員制裁規程に基づき、制裁処分を行うとともに、戒告以上の事案について公表しました。</p> <p>また、全拠点に対し、制裁処分の情報提供及び同様事案発生防止に係る注意喚起を発信するなど、再発防止に努め、これら全体の状況について、コンプライアンス委員会に報告しました。</p>

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<p>③ 情報共有の促進</p> <p>組織一体化のため、本部内や本部と現場間の情報共有を促進する。また、厚生労働省との情報共有体制を引き続き確保し、連携・相互理解を促進する。</p> <p>ア 本部と現場の情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 拠点情報を的確に把握し現場を支えるとともに、現場と本部との情報共有を行うため、地域部の部長、グループ長、地域マネージャーがそれぞれの役割に応じた拠点訪問又はテレビ会議を積極的に行い、現場意見の吸収に努め、本部施策に反映させる。 ・ テレビ会議システムの活用により、指示等の更なるルール徹底を図るとともに、現場からの意見を迅速に把握するなど、本部と現場の情報共有をより一層促進する。 ・ お客様対応の状況など現場で起きている主要な事柄を本部が迅速に把握するため、引き続き、拠点長からの日次での業務報告を実施する。 	<p>③ 情報共有の促進</p> <p>ア 本部と現場の情報共有</p> <p>○地域部について、現場や本部関係部署との連携をより深化させ、事業推進・マネジメント力を強化、及び年度ごとに設定された基幹事業の目標達成に向けた拠点の取組状況等の確認・指導を実施するため、地域部の部長、グループ長、事業推進役（地域マネージャー）がそれぞれの役割に応じて拠点訪問及びテレビ会議システムによる意見交換を行いました。</p> <p>○拠点訪問及びテレビ会議システムによる意見交換を通じて、基幹業務への取組、ルールの徹底、今後の方針等を現場に浸透させるとともに、令和5年度における老齢年金の新規裁定者数の増加を受け、審査及び相談体制の確保、人材育成等の取組が行われているか等、課題や問題点を十分に把握して、本部と現場間の情報共有を進めました。 (令和5年度は拠点訪問を1,888回、テレビ会議を活用した拠点確認を326回実施しました。)</p> <p>○本部が現場で発生した事象を迅速に把握するため、拠点長による日次報告を実施しました。特記すべき事象が報告された場合は、地域部等や拠点長に当該事象の詳細（原因、規模、影響度等）を確認して、関係部署と協議の上、未然防止策及び再発防止策を策定しました。</p>	<p>○地域部の部長、グループ長、事業推進役（地域マネージャー）による拠点訪問・テレビ会議システムを通じて、本部と現場間の情報共有を進めました。地域部が把握した現場の情報を、幹部役職員、関係部署へ報告することで、引き続き迅速な現場への助言・指導、ルールの徹底が図られました。（令和5年度は拠点訪問を1,888回、テレビ会議を活用した拠点確認を326回実施しました。）</p> <p>○拠点長からの日次報告は定着しており、本部における現場の状況把握・事案対応の迅速化が図られ、課題解消並びに再発防止に向け本部と現場が一体となつ</p>

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<p>イ 本部内情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本部経営企画部が本部内情報共有の責任部として責務を果たすとともに、本部各部室は主要課題についての対処状況を常勤役員会に報告し、情報共有を図る。 ・ 外部委託に係る本部内情報共有を図るため、事業担当部署が行った委託業者の検査等の内容を調達企画部が審査し、問題を把握した場合は、リスク統括部を通じてリスク管理委員会へ報告する取組を徹底する。 ・ 本部内情報共有を図るため、本部現業部門のグループ長が日次で業務の実施状況等を報告する取組を実施する。((1)③及び(2)①ウ参照) <p>ウ 厚生労働省との情報共有の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織的に継続して取り組むべき課題の進捗管理表を引き続き作成し、年金局と共有するとともに、年金局と機構の定例連絡会議 	<p>イ 本部内情報共有</p> <p>○経営企画部を事務局とする常勤役員会を、令和5年度も継続して原則毎週1回開催し3月末までに45回開催（協議案件：161件、報告案件：98件）しました。</p> <p>これにより、経営上重要な案件について役員が合議する体制を継続するとともに、役員間の組織横断的な議論により、本部内の情報共有を図りました。</p> <p>※取組状況については、II-2(2)に記載。</p> <p>※取組状況については、III-1(1)③及び(2)①ウに記載。</p> <p>ウ 厚生労働省との情報共有の推進</p> <p>○厚生労働省年金局と機構の双方の幹部による定期連絡会議を、令和5年度も定期的に開催し、組織的・継続的に取り組むべき課題の進捗状況や問題点について情報と認識の共有を図りました。</p>	<p>た取組を行いました。</p> <p>○常勤役員会を原則週1回開催し、組織内の情報共有・合議体制として有効に機能させ、引き続き経営上重要な案件等の共有が図られました。</p>

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<p>で報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 年金局と機構との連携、相互理解を促進するため、年金局職員と機構職員の相互の人事交流を推進する。 <p>(3) 適正な監査の実施 適正な監査の実施のため、内部監査部門として以下の取組を行う。</p> <p>① 監査体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 監査の専門人材を確保するため、外部からの人材登用を進める。 監査を担う人材を育成するため、資格の取得・OJTの実施・外部機関の研修等への参加を推進する。 監査品質の維持・向上のため、監査調書や報告書の均質化に向けた検証などの現行チェック体制の更なる整備を進め、品質管理体制について継続的な改善を図る。 	<p>○厚生労働省年金局と機構との連携・相互理解を促進するため、引き続き、厚生労働省（年金局）職員と機構職員の相互の人事交流や厚生労働省職員の常駐などの取組を進めました。</p> <p>(3) 適正な監査の実施</p> <p>① 監査体制の充実</p> <p>○監査の専門人材を確保するため、外部から1名を採用しました。</p> <p>○監査担当者として習得すべき基礎知識並びに監査経験年数に応じて必要となるスキル及び監査手法の高度化のために重視されるスキルを整理し、育成対象者の選定及び育成方法等を明確化した個人毎の「育成プログラム」を作成しました。</p> <p>○「育成プログラム」に沿ってスキル別の研修を選定のうえ、新任者研修（全3回）、外部研修受講（全13回）、システム及び情報セキュリティ監査等の専門的知識の習得を目的とした研修（全12回）を実施するとともに、監査部内におけるOJTを実施するなど、監査を担う人材の育成に努めました。</p> <p>○監査品質の維持・向上のため、業務検査G及び企画調整Gに設置している品質管理担当者が、監査調書や監査報告書の取りまとめ時又は決裁時において、記載内容等の均質化に向けた検証や品質の横断的な確認を継続的に行うとともに、令和5年度においては、各Gで検出した事案について、既存のG長以上の部内会議を活用して、部内共有（横展開）を図り、他のGにおいても同様の監査視点の取り込み可否を判断することにしました。</p>	<p>○監査の専門人材確保のため、外部から1名を採用するとともに、監査部職員の中から選定した育成対象者向けに作成した「育成プログラム」を基に、スキル別の研修受講等を進め、人材の育成に努めました。</p> <p>○監査品質の維持・更なる向上のため、監査調書や監査報告書の均質化への取組みを継続するとともに、部内会議を活用した更なる品質管理体制の整備を図りました。</p>

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<p>② 実効性ある監査の実施及び監査手法の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リスクの高い業務プロセスに焦点を当てた監査項目の設定や監査手法の改善を進め、効果的かつ効率的な監査を実施する。 ・ 拠点等の業務検査で検出率が高い検査項目について、改善取組の有効性を確認するとともに、本部関係部署に対してルールの徹底及びルールの見直しに繋がる情報提供や改善提言を行う。 ・ 日常的なモニタリング活動により、日々変動する業務環境を的確に捉え、リスクの高い事象に対して機動的監査を実施し、監査の適時性を確保する。 ・ 以下の項目について、重点的に取り組む。 <ul style="list-style-type: none"> i リスク管理の三線防衛体制における第二線担当部署が定めたリスク管理の新たな体制やルール等の有効性について監査を実施する。 ii 業務検査で評価の低い拠点へのフォローアップ監査において 	<p>② 実効性ある監査の実施及び監査手法の確立</p> <p>○令和4年度の検出結果や事務処理誤り発生状況を踏まえた検査項目の選定に加え、ルール策定部署とのリスク認識に関する意見調整を踏まえた項目の設定を行いました。</p> <p>○全拠点（312年金事務所、15事務センター、2年金センター）及び本部全部署（41部署）に対し業務検査を実施しました。拠点の規律保持や事務処理の適正性を確認している業務検査の評価結果は、年々向上しています。</p> <p>○リスク管理体制の有効性に関する業務監査（5テーマ）を実施し、リスク管理体制の有効性について検証を行いました。</p> <p>○業務検査で検出された事項の原因究明を行うための原因分析の手法を策定し、実践しました。</p>	<p>○効果的な業務検査を実施するためルール策定部署と意見調整のうえ、検査項目を設定しました。</p> <p>○業務リスク分析により確認された高リスク領域、及び日常的モニタリングで検知されたリスクに対する検査項目の検討を行いました。</p> <p>○全拠点・全部署への業務検査を実施しました。</p> <p>○リスク管理体制の有効性について監査を実施し、助言・提案を行いました。</p> <p>○検出事項の原因究明を行うための原因分析の手法及び被監査部</p>

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<p>は、検出事項に対する改善策の有効性評価に加え、リスク分析により選定した高リスク領域に対して監査を実施することにより、効果的な業務改善を支援する。</p> <p>iii 情報セキュリティ対策について、外部専門家の知見を活用した監査項目の設定や監査手法の検証・見直しを行い、より効果的な監査を実施する。また、継続的・自律的なセキュリティマネジメントサイクル（P D C Aサイク</p>	<p>○業務検査で検出された事項について、被監査部署に対するヒアリング等を実施し、根本原因分析に必要な情報収集を行いました。</p> <p>○業務検査結果が低評価であった2拠点に対し、改善取組の有効性を評価し、改善促進を図るよう、フォローアップ監査を実施しました。</p> <p>○内部統制システムの有効性等に関して、以下の監査を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部委託管理監査及び外部委託先監査（6テーマ7案件） ・会計業務監査（2テーマ） ・システム監査（1テーマ） ・情報セキュリティ監査（7テーマ） <p>○システム関係の外部専門家を調達し、専門的な知見を取り入れた、監査の着眼点や監査対象範囲を設定のうえ、情報セキュリティ監査を実施し、情報セキュリティ対策に関する改善提言を行いました。</p> <p>○情報セキュリティリスクのマネジメントサイクルにおける課題管理の適正性について定期的に監査を実施しました。</p>	<p>署に対するヒアリング手順を策定し、実践しました。</p> <p>○業務検査結果が低評価等であった2年金事務所に対してフォローアップ監査を実施し、改善状況の確認等を行いました。今年度の業務検査の評価結果が向上しており、効果が出ていると考えています。</p> <p>○内部統制システムの有効性等に関して、各種テーマ監査を実施しました。</p> <p>○外部専門家の知見を取り入れた監査の着眼点や監査対象範囲の設定、改善提言を行うとともに、ノウハウの習得に努めました。</p> <p>○継続的な監査を実施することで、個々の案件の課題管理に加え、P D C Aサイクル全体が適正に実行されているかの確認を行いました。</p>

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<p>ル)における課題管理が適正に実行されているか通年で定期的に監査を実施する。</p> <p>iv 外部専門家による監査を実施し、情報セキュリティに係る技術面の対応について、妥当性等の確認・評価を行う。</p> <p>v 外部委託業務に関して、事業担当部署による外部委託先管理状況の適正性について監査を実施する。</p>	<p>○外部専門家による情報セキュリティ対策（技術面）の有効性確認に関する監査を実施しました。</p> <p>○外部委託業務に関して、事業担当部署による外部委託先管理状況の適正性について、委託案件7件を対象とし、事業担当部署及び外部委託受託事業者に対し監査を実施しました。</p>	<p>○外部専門家による情報セキュリティ対策（技術面）の有効性確認に関する監査を実施し、妥当性等の確認・評価を行いました。</p> <p>○外部委託業務に関して、事業担当部署による外部委託先管理状況の適正性について、事業担当部署及び外部委託先に対し一體的な監査を実施しました。</p>
<p>(4) 契約の競争性・透明性の確保等</p> <p>① 調達手続の適正化</p> <p>令和4年3月3日付の公正取引委員会による、入札実施に際し参加者が他の参加者を把握できる方法を改めること等を求める要請に応じ、次の措置を徹底する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 参加者の社名を伏し、一堂に会さず行えるオンライン形式の業務説明会を継続して実施する。 ・ 入札参加者が相互に対面することなくオンライン上で機構との書類の授受及び入札手続きを完結す 	<p>(4) 契約の競争性・透明性の確保等</p> <p>① 調達手続の適正化</p> <p>○公正取引委員会からの入札方法にかかる改善要請の措置として、入札前の業務説明会をオンライン形式で実施するとともに、電子入札システムの導入に向けた仕様等の検討を行い令和5年12月に調達を実施し、令和6年10月の運用開始に向け準備を進めているところです。なお、当該システムの運用開始までの取扱いとして、入札関係書類等の提出手段を郵送等に限定して実施しました。</p>	<p>○公正取引委員会からの改善要請を受け、オンライン形式による業務説明会の実施を徹底しました。</p> <p>電子入札システムの運用開始に向け、調達を実施し、それまでの取扱いとして、入札関係書類の提出は郵送等に限定しました。</p>

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価															
<p>ることができる電子入札システムの導入に向けた準備を進めるとともに、当該システムの導入・運用までの間は、入札関係書類等の提出手段を郵便等による送達の方法に限定する対応を継続する。</p> <p>調達関係諸規程等の適正な取扱いの徹底のため、「本部調達手続ガイドブック」を隨時改定するとともに、その内容について事業担当部署に対し研修を定期的に実施する。また、調達の実務に精通した人材の育成及び調達事務のリスクに対する職員の認識を高めるため、外部機関が実施する調達分野の専門研修を受講し、知識の向上を図る。</p> <p>② 適切な調達方法の選択 契約について、契約の競争性・透明性の確保を図ることを徹底し、契約予定価格が少額のもの、複数年継続しての契約を前提とした更新契約、事務室等の賃貸借、ビルの指定清掃業者等との契約を除いた競争性のある契約について、●●件を一般競争入札（不落札となったものを含む。）に付しました。</p>	<p>○調達関係諸規程等の適正な取扱いの徹底のため、事業担当部署の延べ 869 名の職員に対し、定期的（5月及び10月）に研修を実施しました。</p> <p>【事業担当部署に対する研修の実施状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>延べ受講者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td> <td>811名</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>869名</td> </tr> </tbody> </table> <p>○調達の実務に精通した人材を育成するため、外部機関が実施する調達分野の専門研修について、延べ 39 名の職員が計 15 回受講し知識の向上を図りました。</p> <p>【調達分野の専門研修の実施状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>延べ人数</th> <th>回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td> <td>34名</td> <td>14回</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>39名</td> <td>15回</td> </tr> </tbody> </table> <p>○調達における競争性・透明性の確保を図るために、契約予定価格が少額のもの、複数年継続しての契約を前提とした更新契約、事務室等の賃貸借、ビルの指定清掃業者等との契約を除いた競争性のある契約について、●●件を一般競争入札（不落札となったものを含む。）に付しました。</p> <p>【一般競争入札の実施状況】</p>	年度	延べ受講者数	令和4年度	811名	令和5年度	869名	年度	延べ人数	回数	令和4年度	34名	14回	令和5年度	39名	15回	<p>○事業担当部署への研修を定期的に実施し、調達関係諸規程等の適正な取扱いの徹底を図りました。</p> <p>○外部機関が実施する調達分野の専門研修にも積極的に参加し、調達実務に関する人材育成を図りました。</p> <p>○競争性のある契約について、一般競争入札に付することを徹底し、競争性・透明性の確保を図りました。</p>
年度	延べ受講者数																
令和4年度	811名																
令和5年度	869名																
年度	延べ人数	回数															
令和4年度	34名	14回															
令和5年度	39名	15回															

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価																		
清掃業者等との契約を除き、競争性のある契約については、一般競争入札による競争入札に付すことを徹底する。 また、年金個人情報を取り扱う外部委託について、全省庁統一資格（A～D等級）の本来等級の適用を原則とともに、業務品質を確保するために事業者の履行能力を見極める必要があるものは、総合評価落札方式の適用を原則とする。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>件数</th><th>割合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td><td>639件</td><td>83.5%</td></tr> <tr> <td>令和5年度</td><td>●●件</td><td>●●%</td></tr> </tbody> </table> <p>○年金個人情報を取り扱う外部委託については、●●契約全てに全省庁統一資格の本来等級以上の等級を適用するとともに、調達委員会において業務品質を確保するために事業者の履行能力を見極める必要があると判断された●●契約全てについて総合評価落札方式を適用しました。</p> <p>【年金個人情報を取り扱う外部委託における総合評価落札方式の適用状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>年金個人情報を取り扱う外部委託案件の件数</th><th>総合評価落札方式を適用した件数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td><td>207件</td><td>48件</td></tr> <tr> <td>令和5年度</td><td>●●件</td><td>●●件</td></tr> </tbody> </table>	年度	件数	割合	令和4年度	639件	83.5%	令和5年度	●●件	●●%	年度	年金個人情報を取り扱う外部委託案件の件数	総合評価落札方式を適用した件数	令和4年度	207件	48件	令和5年度	●●件	●●件	
年度	件数	割合																		
令和4年度	639件	83.5%																		
令和5年度	●●件	●●%																		
年度	年金個人情報を取り扱う外部委託案件の件数	総合評価落札方式を適用した件数																		
令和4年度	207件	48件																		
令和5年度	●●件	●●件																		
③ 調達委員会による事前審査等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 調達委員会において、公正性及び効率化の観点から、年度を通じた調達の進行管理を行うとともに、業務の正確性とサービスの質の重視及び事業リスクの観点も踏まえ、入札方式、参加資格、調達単位、予定数量、コンティンジェンシープラン等について、一定額以上の調達案件の事前審査等を行う。 ・ 調達委員会の審査を経た調達計画に基づき年間の調達計画額を定めるとともに、少額の随意契約の場合も入札に準じてホームページに見積公告を掲載するなど、調達 	<p>③ 調達委員会による事前審査等</p> <p>○一定額以上の調達案件の事前審査として、調達委員会を20回開催し、292案件について、入札方式、参加資格、調達単位、コンティンジェンシープラン等の審査を行いました。</p> <p>【調達委員会の開催実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>回数</th><th>審査件数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td><td>23回</td><td>307件</td></tr> <tr> <td>令和5年度</td><td>20回</td><td>292件</td></tr> </tbody> </table> <p>○調達委員会の審査を経た調達計画に基づき年間の調達計画額を定めるとともに、少額の随意契約の場合も入札に準じてホームページに見積公告を掲載するなど、調達</p>	年度	回数	審査件数	令和4年度	23回	307件	令和5年度	20回	292件	<p>○年金個人情報を取り扱う外部委託については、全省庁統一資格の本来等級の適用の原則化、業務品質を確保するために事業者の履行能力を見極める必要があるものは、総合評価落札方式を適用し、業務品質の向上を図りました。</p> <p>○調達委員会において、年度を通じた調達の進行管理を行うとともに、公正性及び効率化の観点から、報告、審査を行いました。</p> <p>○競争性・透明性の確保及び業務の正確性とサービスの質の向上</p>									
年度	回数	審査件数																		
令和4年度	23回	307件																		
令和5年度	20回	292件																		

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価																		
<p>めるとともに、総合評価落札方式を適用するものを除く競争性のある契約について、当該計画額の 10% 以上を削減することを目指す。</p> <p>④ 複数年契約等合理的な契約形態の活用 業務の効率化及び業務品質の維持・向上を図る観点から、年度ごとに仕様内容を変更することがないと判断される長期契約が可能な調達案件などについて、複数年契約等合理的な契約形態を活用し、業者が受託しやすい環境の整備に努める。 また、業者の履行能力に問題が生じることがないよう、必要に応じて調達単位を適切に分割する。</p>	<p>業務における競争性・透明性の確保及び業務の正確性とサービスの質の向上を図りつつコスト削減に努め、総合評価落札方式を適用するものを除く競争性のある契約について、調達計画額（●●百万円）からの削減額は●●百万円、削減率は●●%となりました。</p> <p>【調達計画額に対する削減額及び削減率の状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>計画額</th><th>削減額</th><th>削減率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td><td>26,258 百万円</td><td>9,936 百万円</td><td>37.8%</td></tr> <tr> <td>令和5年度</td><td>●●百万円</td><td>●●百万円</td><td>●●%</td></tr> </tbody> </table> <p>④ 複数年契約等合理的な契約形態の活用 ○複数年契約を積極的に活用し、建物賃貸借、業務委託及びシステム関係の保守業務等、●●件の複数年契約を締結しました。また、事前の情報提供依頼（RFI）も参考に、調達単位を適切に分割するなど、業者が受託しやすい契約となるよう努めました。</p> <p>【複数年契約の締結状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>件数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td><td>900 件</td></tr> <tr> <td>令和5年度</td><td>●●件</td></tr> </tbody> </table>	年度	計画額	削減額	削減率	令和4年度	26,258 百万円	9,936 百万円	37.8%	令和5年度	●●百万円	●●百万円	●●%	年度	件数	令和4年度	900 件	令和5年度	●●件	<p>を図りつつコスト削減に努め、削減率は目標を上回りました。</p> <p>○業者が受託しやすい契約となるよう、複数年契約や調達単位を適切に分割する等の合理的な契約形態を活用しました。</p>
年度	計画額	削減額	削減率																	
令和4年度	26,258 百万円	9,936 百万円	37.8%																	
令和5年度	●●百万円	●●百万円	●●%																	
年度	件数																			
令和4年度	900 件																			
令和5年度	●●件																			

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<p>2. 個人情報の保護</p> <p>お客様の大切な個人情報（年金個人情報及び特定個人情報（マイナンバー））を確実に保護し適切に管理するため、情報セキュリティ体制について、組織面・技術面・業務運営面いずれの対策も引き続き強化するために、以下の取組を行う。</p> <p>(1) 組織面の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報セキュリティ対策を一元的に管理するための日本年金機構情報管理対策本部、その下で情報セキュリティ対策等を実施するための情報管理対策室及び情報セキュリティインシデントへ即応するための機構CSIRTを十分に機能させることにより、情報セキュリティ対策に必要な体制を引き続き確保する。 ・ 情報セキュリティ対策を確実に実施するとともに新たな脅威に対応するため、助言等を行う高度な専門的知見を有する者（又は機関）による業務支援体制を引き続き確保する。 	<p>2. 個人情報の保護</p> <p>○情報セキュリティ対策の強化に当たっては、「情報セキュリティ対策推進計画」に基づき組織面、技術面及び業務運営面の取組を進め、安全性の確保のために必要な対処を行いました。</p> <p>(1) 組織面の対策</p> <p>○情報管理対策本部を毎月開催し、機構の情報セキュリティの方針決定や進捗確認を行ってきたほか、外部の機関による監査等で明らかになった課題への対応策をまとめるなど、情報セキュリティ対策の継続・強化を推進しました。</p> <p>○最高情報セキュリティアドバイザー及び情報セキュリティ対策支援業者から専門的・技術的な知見に基づく助言を受けることにより、情報セキュリティ対策の強化を図りました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年度の情報セキュリティ要件確認件数：58件 ・ 令和4年度の情報セキュリティ要件確認件数：67件 ・ 令和5年度の情報セキュリティ要件確認件数：64件 	<p>○情報セキュリティ対策の強化に当たっては、「情報セキュリティ対策推進計画」に基づき、組織面、技術面及び業務運営面のそれぞれの取組を維持・継続し、安全性の確保のために必要な対処を行いました。</p> <p>○情報管理対策本部を毎月開催し、情報セキュリティ対策を推進しました。</p> <p>○最高情報セキュリティアドバイザー及び情報セキュリティ対策支援業者の体制を維持し、専門的・技術的な知見に基づく助言を受けることにより、情報セキュリティ対策の強化を図りました。</p>

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報セキュリティ体制強化のため、情報セキュリティ点検業務等に従事する管理業務専任役の拡充を図る。 <p>(2) 技術面の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外部専門家が行うリスク分析評価及び脆弱性診断等について、引き続き外部からの脅威に加え、内部の脅威に対応する視点でも実施するとともに、リスク分析評価については、インターネットに接続するシステム、要機密情報を取り扱うクラウドサービスの分析評価を実施する。 ・ インターネットサービスである「ねんきんネット」及び機構ホームページにおいて、セキュリティレベルをより高度化するために攻撃手法の動向を踏まえたセキュリティ対策の強化及び監視ルールの精緻化を行う。 ・ オンラインビジネスモデルの推進に当たっては、情報セキュリティ対策を確保した上でインターネット環境への対応について研究・開発を進めること。 	<p>○情報セキュリティ体制強化のため、情報セキュリティ点検業務等に従事する職員（管理業務専任役）を平成30年4月以降配置し、逐次拡充を進めました（令和5年度：53拠点配置）。</p> <p>また、管理業務専任役が配置されていない拠点について、同じ地域部管内に配置されている管理業務専任役等による巡回点検を実施しました。</p> <p>(2) 技術面の対策</p> <p>○情報セキュリティリスク分析評価については、外部の専門家を活用し、「ねんきんネット」等を対象に実施しました。</p> <p>○脆弱性診断及びペネトレーションテストについても、外部の専門家を活用して、インターネットに接続しているシステム等を対象に実施しました。</p> <p>○「ねんきんネット」の構成変更や機能追加等に伴う検知ルールの見直しを行うなど、インターネット環境については適宜通信の監視強化や遮断策等を行うことで、セキュリティ対策の強化を行いました。</p> <p>○オンラインビジネスモデルの推進に係る新たな企画の検討については、必要に応じて情報セキュリティ要件確認実施要領に基づきセキュリティ要件の確認を実施しました。</p>	<p>○管理業務専任役については複数拠点の巡回点検を担当することで、全拠点について点検を実施しました。</p> <p>○情報セキュリティリスク分析評価、脆弱性診断及びペネトレーションテストについて、計画どおりに実施し、結果について情報管理対策本部で報告しました。</p> <p>○「ねんきんネット」の構成変更や機能追加等において、検知ルールの見直しを行うなど迅速かつ適切に対処を行いました。</p> <p>○情報セキュリティ要件確認実施要領に基づき、情報セキュリティポリシーとの整合性など情報セキュリティの観点で確認を実施しました。</p>

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<ul style="list-style-type: none"> ・ ランサムウェア等新たなサイバーアクセスについての情報収集、情報セキュリティ最新技術動向の調査・研究を通じて、機構の実務への応用を検討し、必要に応じて対策を強化する。 ・ 年金個人情報等専用共有フォルダについて、引き続きインターネット環境及び共通事務システム領域からの遮断を徹底し、窓口装置からのアクセスのみに限定した上で、保存するファイルを自動で暗号化する。 ・ 年金個人情報等専用共有フォルダ及び事務共有フォルダについて、アクセス権限の設定状況等、定期的に運用状況を点検・確認するとともに、必要な改善を図りながら、長期間使用していない不要なファイルを自動削除する運用を引き続き実施する。 <p>(3) 業務運営面の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報セキュリティに係るマネジメントサイクル（P D C Aサイクル）を継続的・自律的に機能させるため、外部監査の結果や自ら発見した課題等を主体的に管理し、能動的に横展開する運用を確実に行う。 	<p>○機構を騙るフィッシングサイトを認知した際には、お客様への注意喚起と並行して、サイト閉鎖に向けた対処を実施しました。</p> <p>○年金個人情報等専用共有フォルダについて、引き続きインターネット環境及び共通事務システム領域からの遮断を徹底しました。</p> <p>○年金個人情報等専用共有フォルダ及び事務共有フォルダの運用に当たっては、不要なファイルの削除を徹底しました。</p> <p>(3) 業務運営面の対策</p> <p>○令和4年度に引き続き、監査や自己点検、情報セキュリティリスク分析評価、情報セキュリティインシデント対応等の取組及び外部における様々な脅威の情報収集を通じて情報セキュリティに関する課題を検出し、一元的な管理、横展開する運用を確実に実施しました。</p> <p>○情報セキュリティに係るマネジメントサイクル（P D C Aサイクル）を機能させるため、「情報セキュリティリスク管理要領」に基づき機構職員及び最高情報セキュ</p>	<p>○外部専門業者の活用により、フィッシングサイトに対する速やかな検出・閉鎖に向けた対処を実施しました。</p> <p>○情報システムの独立性及び完全性を確保するため、引き続き基幹システム及び共通事務システムの領域についてインターネット環境からの分離を徹底しました。</p> <p>○共有フォルダについて、点検を効率化し、ファイルの自動削除など、要領に基づく運用を徹底しました。</p> <p>○P D C Aサイクルを機能させるため、情報セキュリティに関する課題を能動的に抽出し、一元的に管理、横展開する運用を確実に行いました。</p>

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報セキュリティポリシー等の情報セキュリティに係る諸規程について、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」の改定等の動向を踏まえ、速やかに実効性のある改正を行う。 ・ 役職員が情報セキュリティ対策及び個人情報保護の重要性を認識し、それぞれの役割に応じた責務を果すことができるよう、情報セキュリティ研修及び個人情報保護・マイナンバーに関する研修を定期的・継続的に実施する。また、情報セキュリティ研修の成果については、理解度テストや自己点検、模擬訓練により検証し、その結果を踏まえ改善に向けた取組を行う。 ・ インシデント発生時に、各自が情報セキュリティインシデント対処手順書等に定められた役割、責任、権限に基づき、迅速かつ適切な対応がとれるよう、関係機関・システム運用委託先との連携体制、内部の指揮命令・連絡体制等を確立するとともに、実践的な訓練や研修等を行う。 	<p>リティアドバイザー等で構成された「判定会議」及び「進捗会議」において、外部監査の結果や情報セキュリティインシデント等における分析並びに再発防止の検討の結果等の課題について協議し、主体的に管理するとともに、情報管理対策本部に報告しました。</p> <p>○令和5年7月に「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（政府統一基準群）」が改正されたことを踏まえて、情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ関係の諸規程等について改正を実施しました。</p> <p>○情報セキュリティ関係諸規程及び情報セキュリティの重要性を理解させるとともに、適切な情報セキュリティ水準の維持を図るため、各拠点において、全職員及び派遣職員を対象とした研修を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報セキュリティ研修（令和5年4月～6月、令和5年11月～12月） ・ 個人情報保護・マイナンバーに関する研修（令和5年4月～6月） <p>○情報セキュリティ研修の成果を検証するため理解度テスト（2回）及び重点自己点検を含む自己点検（12回）を実施しました。なお、研修教材については、「個人情報保護研修資料」、「情報セキュリティ対策の手引き」、「個人番号利用の手引き」及び「情報セキュリティ管理職ハンドブック」の改正を実施しました。</p> <p>○役職員の情報セキュリティに対する意識の向上を図るため模擬訓練を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 標的型攻撃メール対応訓練 <ul style="list-style-type: none"> 1回目（令和5年12月11日） <ul style="list-style-type: none"> 対象者 一般職員：3,225名 情報セキュリティ責任者：48名 実施者 一般職員：3,035名 情報セキュリティ責任者：48名 不適者（延べ数）一般職員：101名 情報セキュリティ責任者：2名 2回目（令和6年1月23日） <ul style="list-style-type: none"> 対象者 一般職員：408名 情報セキュリティ責任者：2名 	<p>○政府統一基準群の改正内容を踏まえて、情報セキュリティポリシー及び関係諸規程等について必要な改正を実施しました。</p> <p>○全役職員及び派遣職員に対して、情報セキュリティ研修や個人情報保護・マイナンバーに関する研修、理解度テスト、重点自己点検を含む自己点検を確實に実施するとともに、自己点検における設問の工夫や研修教材の見直しを実施しました。</p> <p>○標的型攻撃メール対応訓練において、職員が不審メールを受信した際の適切な対応が図られていることを確認しました。</p>

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<ul style="list-style-type: none"> 各拠点で発生した個人情報に関する事案の背景や原因を分析した情報を研修資料に反映し、その教訓を活かした再発防止策を徹底する。 <p>(4) 年金個人情報を取り扱う外部委託の適正な管理 業務の効率化を追求しつつ、個人情報の保護、業務の正確性及びサービスの質の向上を重視するという視点に立って、調達・外部委託管理ルールの徹底を図る。(Ⅱ－2(2)参照)</p> <p>(5) 監査によるチェック 情報セキュリティ対策及び個人情報</p>	<p>実施者 一般職員：334名 情報セキュリティ責任者：2名 不適者（延べ数）一般職員：14名 情報セキュリティ責任者：0名 訓練結果、及び危機管理の重要性を事務連絡により周知しました。なお、訓練において適切な対応を行えなかった職員に対しては、拠点長から個別に指導を実施しました。</p> <p>○適切なエスカレーションが実施可能であることを確認するため、令和5年9月14日にエスカレーション訓練を実施しました。</p> <p>○各拠点で発生した個人情報の漏えい、滅失、き損、誤廃棄等の不適正管理事案に関して、発生原因の分析結果を全拠点に周知するとともに、個人情報保護研修資料に取り込むことにより、職員に対するルールの再教育及び委託業者等の指示・手順の順守状況の確認などを行い、再発防止策を徹底しました。また、誤送付については、引き続き関係機関に対して改善を依頼しました。</p> <p>(4) 年金個人情報を取り扱う外部委託の適正な管理 ※年金個人情報を取り扱う外部委託の適正な管理の取組状況については、Ⅱ－2(2)に記載。</p> <p>(5) 監査によるチェック ※情報セキュリティ対策及び個人情報保護に関する取組の適切性を確認する監査の</p>	<p>○エスカレーション訓練実施において、各自が情報セキュリティインシデント対処手順書に基づく対応が適切にできていることを確認しました。</p> <p>○個人情報の不適正管理事案に関しては、その発生原因の分析結果を全拠点に周知し、研修資料に反映させて、その再発防止策を徹底しました。</p>

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
保護に関する取組の適切性を確認する監査を行う。(Ⅲ－1(3)参照)	取組状況については、Ⅲ－1(3)に記載。	

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<p>3. 文書管理及び情報公開</p> <p>(1) 文書の適正管理</p> <p>政府における検討状況も踏まえながら、文書の電子的管理の在り方について、引き続き総合的な検討を進める。</p> <p>① 電子データの原本としての管理に向けた対応</p> <p>ア 経過管理・電子決裁システムで画像化された届書等の文書について、適正に管理するため、システム面、運用面、ルール面を含めた方法等について引き続き検討を行う。</p> <p>イ 電子データによる処理を前提としていない届書等の保存方法について、画像化することの可否について引き続き検討する。</p> <p>② 電子申請等への対応</p> <p>電子申請や電子媒体で提出された届書等の電子データ（CSVデータ等）を原本として適正に管理するための運用方法やルール等について、電子申請の利用促進により電子媒体申請が減少していく状況も踏まえ検討を行う。</p> <p>また、提出された電子媒体の取扱い</p>	<p>3. 文書管理及び情報公開</p> <p>(1) 文書の適正管理</p> <p>① 電子データの原本としての管理に向けた対応</p> <p>○経過管理・電子決裁システムで処理する紙届書は、令和6年度受付分より同システムにて画像に媒体変換した電子データを正本として150年保管し、元の紙届書は写しとして3年間保管後に廃棄することとし、必要な規程改正を行いました。</p> <p>② 電子申請等への対応</p> <p>○①と併せ、経過管理・電子決裁システムで処理する電子申請や電子媒体で提出された届書等の電子データを正本として150年保管し、元の電子媒体は写しとして3年間保管後に廃棄する等の規程改正を行いました。</p>	<p>○経過管理・電子決裁システムで処理する届書については、今後、電子データを正本として保管することを検討した上で実現しました。</p> <p>○引き続き、紙媒体で処理している届書等の電子データでの保管や、既に倉庫に保管している紙媒体や電磁的記録媒体の届書等の長期保管方法について、中長期的に検討します。</p>

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<p>を含め、引き続き検討する。</p> <p>③ 保存期間の見直し等 お客様からの申請書類など年金記録や年金額に関する文書の保存期間について、制度上必要となる期間を引き続き検討し、その結果を踏まえ、必要な規程改正等を行う。</p> <p>また、保存する文書をより適正に管理するため、既存文書の整理・適切な廃棄を推進する。</p>	<p>③ 保存期間の見直し等 ○お客様からの申請書類など年金記録や年金額に関する文書の保存期間を、資格取得届等は150年、年金請求書は100年等に見直すことについて、年金事業管理部会の了承後、規程改正を行いました。</p>	<p>○計画どおり、年金記録や年金額に関する文書の保存期間を見直し、必要な規程改正を行いました。</p>
<p>(2) 情報公開の推進 法令等に基づく情報公開に適切に対応するとともに、お客様の視点に立った情報公開を行うため、業務運営の状況や目標の達成状況、組織や役員に関する情報などを分かりやすい形で広く適切に公開する。</p> <p>① 事務処理誤り等の公表 お客様の権利に影響するような事件・事故、事務処理誤り等に関し、「日本年金機構情報開示規程」等に基づき、事務処理誤りの月次・年次の公表等を適切に実施する。</p>	<p>② 情報公開の推進 ○年金記録や年金額に関する文書以外の文書については、廃棄可能文書リストへの追加や、廃棄可能文書の画像を一覧化など既存文書の廃棄を推進するための環境整備を行いました。</p>	<p>○廃棄可能文書リストへの追加掲載など既存文書の廃棄を推進する環境整備を行いました。</p>
	<p>① 事務処理誤り等の公表 ○日本年金機構情報開示規程に基づき、事務処理誤りの月次及び年次の公表を行いました。 ※事務処理誤りの月次及び年次の公表の取組状況については、Ⅲ-1(1)アに記載。</p>	<p>○事務処理誤りの月次及び年次の公表を行いました。年次公表では、前年度に公表した事務処理誤りの点検・分析結果等についても公表を行いました。</p>

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<p>② 業務運営に関する情報の公表</p> <p>日本年金機構法に基づき公表が義務付けられている業務方法書、役員制裁規程、職員制裁規程、事業計画等や機構の個別規程にて公表することとしているお客様の声の主な内容及び反映状況、役職員の制裁の状況、契約に関する情報などが適切に公表されているか確認を行うとともに、確認結果を常勤役員会に報告する。</p>	<p>② 業務運営に関する情報の公表</p> <p>○日本年金機構法に基づき公表が義務付けられている事業計画等の情報及び個別規程にて公表することとしているお客様の声の主な内容等の情報について、適時適切に公表を行いました。また、それらの必要な情報が適時適切に公表されているか確認を行い、確認結果を常勤役員会（令和5年11月以降はリスク管理委員会）に報告しました。</p>	<p>○公表に当たっては、必要な情報が適時適切に公表されているか確認を行い、その確認結果を常勤役員会（令和5年11月以降はリスク管理委員会）に報告しました。</p>
<p>③ 年次報告書（アニュアルレポート）の作成・公表</p> <p>機構がこれまで取り組んできた課題への対応状況や業務運営、組織及び報酬等の役員に関する情報等について、お客様目線で分かりやすく見やすく取りまとめた年次報告書（アニュアルレポート）を作成し、お客様が容易に閲覧できるよう、機構ホームページへの掲載、年金事務所等の窓口への設置及び市区町村等の関係機関への配布を行う。</p>	<p>③ 年次報告書（アニュアルレポート）の作成・公表</p> <p>○アニュアルレポートについては、単年度（令和4年度）の業務実績に加えて、令和5年度の重点取組施策等について掲載するとともに、文章を端的にし、図表を多用することで、視覚的に理解しやすく取りまとめ、令和5年12月に公表しました。また、昨年度と同様に、ホームページに掲載するほか、本部から事務連絡を発出し、各拠点（年金事務所・年金相談センター（オフィス）等）や市区町村等へ配付することで、引き続きお客様や関係者が閲覧しやすい環境を整備しました。</p> <p>さらに、年金事務所から年金委員へ冊子を配付するとともに、年金委員の委嘱活動や年金セミナー等の地域年金展開事業における活用を図りました。</p>	<p>○単年度の業務実績に加えて、令和5年度に機構が重点的に取り組む施策等について掲載し、お客様目線で分かりやすく見やすく取りまとめ、公表しました。</p> <p>○アニュアルレポートは、ホームページに掲載するほか、年金事務所、市区町村や年金委員等に配付するとともに、年金委員の委嘱活動や年金セミナー等、地域年金展開事業においても積極的に活用を図りました。</p>

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<p>4. 人事及び人材の育成</p> <p>制度を実務にすることをミッションとした実務機関としての業務の安定性・確実性の確保に重点を置く人事を実現するとともに、機構全体やお客様に貢献する職員を高く評価する評価体系を構築することで、国民の年金を確実に守り信頼に応える人材を育成する。</p> <p>(1) 人事方針、人材登用</p> <p>安定的かつ確実な組織運営体制を確保する人事制度の確立に向けて、以下の取組を行う。</p> <p>① 安定的かつ確実な組織運営に向けた人事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織活性化のため新たに策定したキャリアパスモデルを踏まえて、引き続き適材適所の人事配置を行う。 ・ これまでに行ってきた基幹業務の推進等に伴う組織の見直しを踏まえた資格と職責の在り方について検証する。 ・ 全国拠点網を安定的に維持・運営するための全国異動を行うとともに 	<p>4. 人事及び人材の育成</p> <p>(1) 人事方針、人材登用</p> <p>安定的かつ確実な組織運営体制を確保する人事制度の確立に向けて、以下の取組を行いました。</p> <p>① 安定的かつ確実な組織運営に向けた人事</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一般職群について、各分野に適性のある者が早期に専門性を高めることが可能となるキャリアパスモデルを策定するとともに、個々の職員へのヒアリングを実施して情報収集を行い、職員の意向、経験業務、適性等を踏まえた人事配置を行いました。 ○資格と職責の在り方を検証し、安定的かつ確実に基幹業務を推進するという観点から、原則、年金事務所課室長登用時はM 1級に昇格させるよう昇格基準を見直しました。 <p>【機構の資格】 G級：ゼネラルマネージャー職群、M級：マネージャー職群、C・S級：一般職群</p> <p>○全国異動ルール策定時の目的とされた組織の一体化、ルールの統一は実現したこと、また、全国異動が機構の新卒採用における内定辞退の要因になっているほか、</p>	<p>○組織の活性化を図るため、新たなキャリアパスモデルを踏まえた適材適所の人事配置を行いました。</p> <p>○年金事務所課室長は原則M 1級に昇格させるよう取扱いを見直し、C 2級に在級する課室長の解消を図りました。</p> <p>○全国拠点網を安定的に維持・運営するために必要な全国異動を</p>

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価																																	
<p>に、人事部と現場に近い地域部・事業推進役との連携を強化し、組織運営を担う人材の育成、制度と実務に精通した職員の育成という観点から本部・拠点間の人事異動を引き続き実施する。</p> <p>・ 組織の安定的な運営及び強化のため、人事部による職員との個別面談を通じ意欲と伸びしろのある職員の発掘や職員の能力が發揮できる分野・適性の見極めを行うとともに、地域部との連携強化により多面的な視点で職員の見極めを行う。また、人を育てる観点から、本部業務を経験させることや、課室長代理・主任へ登用すること等の人事配置を行う。</p>	<p>全国異動者の生活・経済面の負担が大きいことから、全国異動の頻度等を示した再生プロジェクトルールを廃止し、「義務的な全国異動」から「人材育成上有効であり、組織運営上必要な全国異動」へ転換することとしました。</p> <p>○また、組織運営上必要な全国異動をする職員の負担軽減や本部業務の特殊性を踏まえた手当を制度化しました。</p> <p>○制度と実務に精通した職員の育成や組織一体化を促進する観点から、本部・拠点間の人事異動を引き続き実施しました。また、全国拠点網を安定的に維持・運営するために必要な範囲で拠点間の全国異動を実施しました。</p> <p>【拠点間異動者総数及び拠点から本部への異動者数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>令和6年4月</th><th>(参考：令和5年4月)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>拠点間異動者</td><td>1,925人</td><td>1,791人</td></tr> <tr> <td>拠点から本部への異動者</td><td>203人</td><td>194人</td></tr> </tbody> </table> <p>○職員との個別面談（人事ヒアリング）については、テレビ会議システムと拠点訪問を組み合わせつつ、より職員の実情がつかみ取れる拠点訪問による面談を拡大しました。個別面談においては、人物像や生活環境等の個別事情を把握し、職員の能力が発揮できる分野や適性の見極めを行うとともに、職員に求められる役割の意識醸成を図り、意欲と伸びしろのある職員の発掘、育成に努めました。</p> <p>【人事ヒアリング実施状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th><th colspan="2">令和5年度</th><th colspan="2">令和4年度</th></tr> <tr> <th>訪問</th><th>訪問・テレビ計</th><th>訪問</th><th>訪問・テレビ計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上期</td><td>115 拠点・1,530人</td><td>327 拠点・5,354人</td><td>63 拠点・816人</td><td>327 拠点・5,807人</td></tr> <tr> <td>下期</td><td>59 拠点・1,209人</td><td>327 拠点・5,881人</td><td>82 拠点・1,110人</td><td>327 拠点・5,788人</td></tr> <tr> <td>合計 (延べ数)</td><td>174 拠点・2,739人</td><td>654 拠点・11,235人</td><td>145 拠点・1,926人</td><td>654 拠点・11,595人</td></tr> </tbody> </table>		令和6年4月	(参考：令和5年4月)	拠点間異動者	1,925人	1,791人	拠点から本部への異動者	203人	194人		令和5年度		令和4年度		訪問	訪問・テレビ計	訪問	訪問・テレビ計	上期	115 拠点・1,530人	327 拠点・5,354人	63 拠点・816人	327 拠点・5,807人	下期	59 拠点・1,209人	327 拠点・5,881人	82 拠点・1,110人	327 拠点・5,788人	合計 (延べ数)	174 拠点・2,739人	654 拠点・11,235人	145 拠点・1,926人	654 拠点・11,595人	<p>行うとともに、組織運営を担う人材を育成する観点から本部・拠点間の人事異動を実施しました。</p> <p>○人事部による職員との個別面談及び地域部との連携により、多面的な視点で意欲と伸びしろのある職員の発掘を進めました。また、職員の能力が発揮できる分野や適性の見極めを行い、本部業務を経験させるほか、課室長代理・主任に配置する等、組織の安定的な運営及び強化のための人事配置を行いました。</p>
	令和6年4月	(参考：令和5年4月)																																	
拠点間異動者	1,925人	1,791人																																	
拠点から本部への異動者	203人	194人																																	
	令和5年度		令和4年度																																
	訪問	訪問・テレビ計	訪問	訪問・テレビ計																															
上期	115 拠点・1,530人	327 拠点・5,354人	63 拠点・816人	327 拠点・5,807人																															
下期	59 拠点・1,209人	327 拠点・5,881人	82 拠点・1,110人	327 拠点・5,788人																															
合計 (延べ数)	174 拠点・2,739人	654 拠点・11,235人	145 拠点・1,926人	654 拠点・11,595人																															

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価											
<p>② 専門人材・基盤的な人材の人事体系の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 高い専門性が求められる分野の業務を担う職員を安定的に確保・育成していく観点から、新たに策定したキャリアパスモデルを浸透させていく。 	<p>(※) 同一年度中に複数回ヒアリングを実施する者も含まれる。</p> <p>○拠点の職員と接する機会の多い地域部と人事部の連携により、多面的な視点で人材を発掘し、人事配置に活かすとともに、女性活躍推進の観点から管理職登用試験の応募者増に向け、上位職への意識醸成と受験に向けた後押しを行いました。</p> <p>○職員の能力が発揮できる分野・適性の見極めを踏まえ、本部での業務を経験させるほか、次期管理職を育成するために課長室代理・主任へ登用する等、人を育てる人事配置を行いました。</p> <p>② 専門人材・基盤的な人材の人事体系の構築</p> <p>○一般職群のキャリアパスについて、各分野に適性のある者が早期に専門性向上を図ることが可能となるよう、ジョブローテーションの方法を見直し、本人の意向や適性に応じた配置を行うルールを整理しました。</p> <p>○高い専門性が求められる年金給付分野及びシステム分野には、専門職制度を導入しており、令和6年4月1日時点で合計496人を配置しました。年金給付専門職については、年金制度が複雑化する中、専門知識を持つ職員を計画的に育成・確保するため、規模の大きな拠点に複数配置することとしており、新たに43人を配置しました。また、システム専門職については、2人を配置しました。</p> <p>○専門職制度の活性化を図るため、専門職から上席専門職への登用を進めました。</p> <p>【専門職への登用状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">登用人数</th> </tr> <tr> <th>令和5年度 (R5. 4. 2-R6. 4. 1)</th> <th>令和4年度 (R4. 4. 2-R5. 4. 1)</th> <th>令和3年度 (R3. 4. 2-R4. 4. 1)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	登用人数			令和5年度 (R5. 4. 2-R6. 4. 1)	令和4年度 (R4. 4. 2-R5. 4. 1)	令和3年度 (R3. 4. 2-R4. 4. 1)					<p>○一般職群のキャリアパスを再整理し、早い段階から本人の意向や適性等を踏まえた専門性の高い職員を安定的に確保・育成していく仕組みの構築を行いました。</p> <p>○高い専門性が求められる年金給付分野及びシステム分野には、引き続き年金給付専門職及びシステム専門職を配置しました。</p>
区分	登用人数												
	令和5年度 (R5. 4. 2-R6. 4. 1)	令和4年度 (R4. 4. 2-R5. 4. 1)	令和3年度 (R3. 4. 2-R4. 4. 1)										

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価																										
	<table border="1"> <tr> <td>年金給付専門職</td><td>43人</td><td>81人</td><td>17人</td></tr> <tr> <td>システム専門職</td><td>2人</td><td>4人</td><td>4人</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>45人</td><td>85人</td><td>21人</td></tr> </table> <p>(※) 上席年金給付専門職、上席システム専門職を含まない。</p> <p>【上席専門職への登用状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">登用人数</th></tr> <tr> <th>令和5年度 (R5. 4. 2-R6. 4. 1)</th><th>令和4年度 (R4. 4. 2-R5. 4. 1)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上席年金給付専門職への登用</td><td>9人</td><td>9人</td></tr> <tr> <td>上席システム専門職への登用</td><td>9人</td><td>1人</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>18人</td><td>10人</td></tr> </tbody> </table>	年金給付専門職	43人	81人	17人	システム専門職	2人	4人	4人	合計	45人	85人	21人	区分	登用人数		令和5年度 (R5. 4. 2-R6. 4. 1)	令和4年度 (R4. 4. 2-R5. 4. 1)	上席年金給付専門職への登用	9人	9人	上席システム専門職への登用	9人	1人	合計	18人	10人	
年金給付専門職	43人	81人	17人																									
システム専門職	2人	4人	4人																									
合計	45人	85人	21人																									
区分	登用人数																											
	令和5年度 (R5. 4. 2-R6. 4. 1)	令和4年度 (R4. 4. 2-R5. 4. 1)																										
上席年金給付専門職への登用	9人	9人																										
上席システム専門職への登用	9人	1人																										
合計	18人	10人																										
<ul style="list-style-type: none"> ・ 給付業務正規職員について、実務経験やスキルに応じた具体的な配置ルール等を整理する。 	<p>○年金生活者支援給付金業務に従事する給付業務正規職員（通常の正規職員と待遇は異なる）について、課題を整理するとともに、配置ルール、役割、キャリアパス等の検討を進めました。</p>	<p>○給付業務正規職員の在り方について、配置ルール等の整理に向け検討を進めました。</p>																										
<p>③ 無期転換職員の拡大・活性化及び有期雇用職員の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 無期転換職員の活性化に向けて、経験年数等を踏まえた待遇の見直しを検討する。また、有期雇用職員の安定的な確保に向けて、必要な単価の見直しを検討する。 ・ 無期転換職員の活性化の観点か 	<p>③ 無期転換職員の拡大・活性化及び有期雇用職員の活性化</p> <p>○無期転換職員（年金相談職員、事務センター専任職員、特定業務職員）のモチベーション及び定着率の向上を図ることを目的として、特定業務職員の給与体系について年金相談職員、事務センター専任職員と同様に月給制・昇給制に見直すとともに、無期転換職員の基本給にベースアップの仕組みを導入しました。</p> <p>○有期雇用職員等の安定的な確保を図るため、時給単価の見直しを行いました。</p> <p>○無期転換職員の活性化を図る観点から、配属が長期となる職員等について担当業</p>	<p>○無期転換職員の待遇、有期雇用職員の時給単価の見直しを行い、採用競争力の強化、職員のモチベーション及び定着率の向上を図りました。</p> <p>○配属が長期となる無期転換職員</p>																										

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価																
<p>ら、配属が長期となる職員等について、担当業務及び配置の在り方の整理を引き続き進める。また、無期転換制度を適正に運用することにより、有期雇用職員の一層の活性化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務センターの安定的な体制確保のため、引き続き事務センター専任職員を確保する。 スキルのある優秀な職員の安定的確保を図るため、引き続き無期転換職員及び有期雇用職員から正規職員への登用を進める。 	<p>務及び配置の在り方に係る具体的な考え方を整理し、令和5年度においては15人の拠点間異動、6人の拠点内異動を実施しました。</p> <p>【無期転換職員の拠点間・拠点内異動の実施状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>令和5年度</th><th>令和4年度</th><th>令和3年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>拠点間異動</td><td>15人</td><td>11人</td><td>5人</td></tr> <tr> <td>拠点内異動</td><td>6人</td><td>19人</td><td>11人</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>21人</td><td>30人</td><td>16人</td></tr> </tbody> </table> <p>○無期転換制度への理解を深め適正に運用するため、所属長を対象に無期転換制度に係る説明会を4回実施しました。</p> <p>○令和6年4月1日において、契約期間通算5年を経過する有期雇用職員852人を適正に無期転換しました。</p> <p>○応募者増加に向けた取組として、引き続き事務センター専任職員の仕事内容や待遇等を掲載した説明用動画の配信を行うとともに、自身で登用後の年収等を具体的に試算できるシミュレーションシートを新たに作成し、活用を周知しました。</p> <p>○有期雇用職員及び無期転換職員を対象として事務センター専任職員登用試験を実施し、令和5年10月に92人を登用しました。</p> <p>○スキルのある優秀な職員を早期に確保するため、年度当初から募集を開始しました。また、応募者増加に向けた取組として、引き続き登用者のインタビュー記事等を掲載するとともに、正規職員の仕事内容や待遇等の魅力をアピールする説明用動画を新たに作成し、配信しました。</p> <p>○無期転換職員及び有期雇用職員を対象とした正規職員登用試験を実施し、令和5年8月に81人を登用しました。</p>		令和5年度	令和4年度	令和3年度	拠点間異動	15人	11人	5人	拠点内異動	6人	19人	11人	合計	21人	30人	16人	<p>について人材育成のための必要な異動を実施し、活性化等を図りました。</p> <p>○無期転換制度について、適切に周知を行うとともに、適正に無期転換を行いました。</p> <p>○事務センターの安定的な体制確保のため、事務センター専任職員の登用を進めました。</p> <p>○無期転換職員及び有期雇用職員からの正規職員登用を進めました。</p>
	令和5年度	令和4年度	令和3年度															
拠点間異動	15人	11人	5人															
拠点内異動	6人	19人	11人															
合計	21人	30人	16人															

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価																											
<p>④ 高年齢者層の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高年齢者層（60歳以上層）の人材について、経験・実績を踏まえた有効な配置を行う。 	<p>④ 高年齢者層の活用</p> <p>○令和6年4月1日において、エルダー職員を1,446人配置し、そのうち、情報セキュリティの点検業務など特に専門的な知識・経験が求められる業務には、156人を配置しました。また、年金事務所及び分室におけるお客様サービスの質の向上とサービス水準の標準化を目的とした巡回指導において人材育成指導員の活用を図るなど、活躍できる分野の拡大を引き続き進めました。</p> <p>【特に専門性が高いエルダー職員の配置状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">配置人数</th> </tr> <tr> <th>令和6年4月1日現在 の在籍人数</th> <th>令和5年4月1日現在</th> <th>令和4年4月1日現在</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理業務専任役</td> <td>58人</td> <td>58人</td> <td>58人</td> </tr> <tr> <td>人材育成指導員</td> <td>18人</td> <td>17人</td> <td>13人</td> </tr> <tr> <td>公権力行使業務</td> <td>40人</td> <td>29人</td> <td>28人</td> </tr> <tr> <td>返納金債権業務</td> <td>40人</td> <td>35人</td> <td>35人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>156人</td> <td>139人</td> <td>134人</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 60歳を超える職員の能力・経験を活用するため、定年の65歳への段階的な引き上げの方策や関連する役職定年制度等の在り方の整理を引き続き進める。</p>	区分	配置人数			令和6年4月1日現在 の在籍人数	令和5年4月1日現在	令和4年4月1日現在	管理業務専任役	58人	58人	58人	人材育成指導員	18人	17人	13人	公権力行使業務	40人	29人	28人	返納金債権業務	40人	35人	35人	合計	156人	139人	134人	<p>○知識・経験を踏まえてエルダー職員の配置を行いました。特に専門的な知識・経験が求められる業務への配置の拡大を進めました。</p>
区分	配置人数																												
	令和6年4月1日現在 の在籍人数	令和5年4月1日現在	令和4年4月1日現在																										
管理業務専任役	58人	58人	58人																										
人材育成指導員	18人	17人	13人																										
公権力行使業務	40人	29人	28人																										
返納金債権業務	40人	35人	35人																										
合計	156人	139人	134人																										
<p>⑤ 女性の活躍推進</p> <p>新入構員の半数以上が女性であり、今後の機構事業の安定的運営のため</p>	<p>⑤ 女性の活躍推進</p> <p>令和6年4月時点で女性職員の比率は40%を超え、新入構員の半数以上を女性が占めており、機構の女性職員は増加しています。</p>	<p>○機構における定年退職前から65歳までの雇用の在り方について検討し、新たな制度の導入や既存の制度の見直しについて準備を進めています。</p>																											

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価									
<p>には女性の一層の定着と活躍が不可欠であることから、女性職員の育成及び管理職登用を進めるため、令和4年度に拡充した「女性活躍推進ワーキングチーム」を中心に以下の取組を行い、令和5年度末の女性管理職比率について、令和4年度末に一般事業主行動計画を前倒し達成する見込みであることを踏まえ更なる上積みを目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出産・育児といったライフイベントを考慮し、女性が活躍する上で制約となっている要因を引き続き分析するとともに、令和4年度に導入した各種休暇制度等を定着させるため、取得促進を着実に進める。 ・ 女性職員の離職理由を分析し、定着率引き上げのための対策を施策化する。 ・ 女性職員を対象としたキャリア面談、クラス別研修及び健康管理研修を引き続き実施するとともに、各種研修について、継続的なキャリア 	<p>今後の機構事業の安定的運営のためには女性の一層の定着と活躍が不可欠であることを踏まえて、「女性活躍推進ワーキングチーム」を中心として、以下のとおり取組を行いました。</p> <p>【女性職員数（女性比率）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和6年4月</th> <th>(参考) 令和5年4月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>正規職員</td> <td>4,467人 (40.3%)</td> <td>4,381人 (39.4%)</td> </tr> <tr> <td>新入構員</td> <td>216人 (53.3%)</td> <td>179人 (53.4%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>○出産・育児といったライフイベントに関して、女性が活躍する上で制約となっている要因を分析した結果、「全国異動の不安解消」、「子育て支援の拡充」、「所定労働時間の短縮及び始業開始時刻の見直し」に向けた対応を行うこととしました。また、令和4年度に導入した各種休暇制度などを定着させるため、休暇の内容を機構内報で職員周知したほか、男性の育児休業未取得者を対象に、育児休業の分割取得についての説明や育児休業を取得できなかった要因の調査を行いました。</p> <p>○離職要因の一つと考えられる全国異動に対する不安の解消を図るため、全国異動ルールの見直しを行い、「義務的な全国異動」から「組織運営上必要な全国異動」へ転換し、職員が安心して働き続けられる環境の整備をしました。そのほか、ライフイベントに応じた対応として、育児短時間勤務や子の看護休暇の要件見直しを行い、子育て支援策の拡充を図りました。</p> <p>○女性職員等を対象としたキャリア面談（節目年齢（35・40歳）、新任女性管理職、産休及び育休取得前・復帰時）、クラス別研修及び「働く女性の健康管理研修」を実施しました。</p> <p>○クラス別研修については、女性の若手職員を対象としたキャリアデザイン研修、</p>		令和6年4月	(参考) 令和5年4月	正規職員	4,467人 (40.3%)	4,381人 (39.4%)	新入構員	216人 (53.3%)	179人 (53.4%)	<p>○機構内報を用いた周知を行うことで、休暇制度の定着に努めました。</p> <p>○全国異動ルールを見直すことでの、安心して働き続けられる環境の整備を行うとともに、育児短時間勤務や子の看護休暇の要件見直しを行い、子育て支援策の拡充を図りました。</p> <p>○管理職登用試験への応募者増加を図るため、対象者層を拡大してキャリア面談及びキャリアアップ研修を実施したほか、各階</p>
	令和6年4月	(参考) 令和5年4月									
正規職員	4,467人 (40.3%)	4,381人 (39.4%)									
新入構員	216人 (53.3%)	179人 (53.4%)									

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価															
<p>形成に結びつき、また、性別等を問わず能力を発揮することができ、更なる組織活性化に繋がるような研修内容の充実・強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性活躍の障壁となっている制度・習慣がないか、全役職員参加型のキャンペーンを実施し、環境の改善を図る。 	<p>女性管理職を対象とした女性リーダー研修を引き続き実施しました。また、新たに一般職群の中堅クラスであるC級の女性職員を対象とした意見交換会を実施することで、今後のキャリアを描く上での不安解消や積極的な能力発揮に向けた意識付けを行いました。</p> <p>○「働く女性の健康管理研修」については、部下の健康管理の必要性と理解を促すなど男女問わず管理職向けに実施しています。また、職員が長く働き続けるための取組として、育児休業等の職員の学習環境である通信研修「学びなおしプログラム」により業務研修及び子育てサポートの情報を発信しました。</p> <p>○女性管理職の育成及び登用を促進する観点から、女性活躍推進ワーキングチームにおいて、管理職への意識醸成及び管理職登用試験への応募者数増加を図るため、管理職候補となる女性職員を対象として、キャリアアップ研修とキャリア面談を組み合わせて実施し、管理職登用試験受験への後押しを行いました。その結果、管理職登用試験への女性の応募者数は96人（前年度80人）に増加しました。</p> <p>【キャリア面談及びキャリアアップ研修の実施人数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和5年度</th> <th>(参考) 令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>キャリアアップ研修【集合】</td> <td>349人</td> <td>41人</td> </tr> <tr> <td>キャリアアップ研修【ＴＶ】</td> <td>152人</td> <td>340人</td> </tr> <tr> <td>キャリア面談【対面又はＴＶ】</td> <td>215人</td> <td>59人</td> </tr> <tr> <td>合計（延べ人数）</td> <td>716人</td> <td>440人</td> </tr> </tbody> </table> <p>○女性が定着し活躍できる職場環境を整備する観点から、女性が能力を発揮するとの障壁となっている制度・習慣がないか、女性だからと考えている前提がないか等を掘り起こす全職員参加型のキャンペーン（「ガラスの天井を見つけよう」キャンペーン）を実施しました。このキャンペーンにおける職員からの提案を踏まえ、具体的対処策として休暇制度の有給化や子育て等支援制度の見直し等を行い、39件の施策化を行いました。</p>		令和5年度	(参考) 令和4年度	キャリアアップ研修【集合】	349人	41人	キャリアアップ研修【ＴＶ】	152人	340人	キャリア面談【対面又はＴＶ】	215人	59人	合計（延べ人数）	716人	440人	<p>層段階を追ってキャリア形成に結びつくよう研修・面談を実施しました。また、適材適所の配置を行った結果、令和5年度末の女性管理職比率15.5%の目標に対し1.9ポイント上回る結果となりました。</p> <p>○女性が活躍する上で制約となっている要因を掘り起こすための全職員参加型のキャンペーンを実施し、職員からの提案を踏まえ、具体的対処策の施策化を行うことで、女性が活躍し、また</p>
	令和5年度	(参考) 令和4年度															
キャリアアップ研修【集合】	349人	41人															
キャリアアップ研修【ＴＶ】	152人	340人															
キャリア面談【対面又はＴＶ】	215人	59人															
合計（延べ人数）	716人	440人															

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価																		
	<p>【「ガラスの天井を見つけよう」キャンペーンに基づく施策化の状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施策化検討テーマ</th><th>令和5年度実施済</th><th>令和6年度以降対応</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50件</td><td>39件</td><td>11件</td></tr> </tbody> </table> <p>○全職員参加型のキャンペーンにおける職員からの提案に基づく取組として、育児休業等の取得中であっても内部資格試験を受験できる仕組みに見直すなど必要な施策を実現しました。また、女性管理職が自身のキャリアや家庭と仕事の両立について相談ができる「女性管理職向けサポート窓口」を設置し、不安解消に資する仕組みを導入しました。</p> <p>○女性管理職については、令和5年度には32人が退職等により減少しましたが、新たに59人を登用した結果、令和6年4月時点の女性管理職比率は17.4%となり、当初の目標（令和5年度末の女性管理職比率15.5%）を1.9ポイント上回りました。</p> <p>【女性管理職比率】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和6年4月</th><th>(参考) 令和5年4月</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>490人 (17.4%)</td><td>463人 (16.4%)</td></tr> </tbody> </table> <p>○日経BP社（日経WOMAN）が主催する企業の女性活用度調査2024「女性が活躍する会社BEST100」において、機構は479社中35位（対前年比▲4位）との評価を得ました。</p> <p>【女性が活躍する会社BEST100】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>令和6年</th><th>(参考) 令和5年</th><th>(参考) 令和4年</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ランキング</td><td>35位/479位</td><td>31位/512位</td><td>27位/535位</td></tr> </tbody> </table> <p>※調査は該当年1月実施。</p> <p>・ 「第5次男女共同参画基本計画」</p> <p>○女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画（令和6年4月1日から令和8年3月31日まで）を策定しました。</p>	施策化検討テーマ	令和5年度実施済	令和6年度以降対応	50件	39件	11件	令和6年4月	(参考) 令和5年4月	490人 (17.4%)	463人 (16.4%)		令和6年	(参考) 令和5年	(参考) 令和4年	ランキング	35位/479位	31位/512位	27位/535位	<p>安心して働き続けられる環境の整備を進めています。</p>
施策化検討テーマ	令和5年度実施済	令和6年度以降対応																		
50件	39件	11件																		
令和6年4月	(参考) 令和5年4月																			
490人 (17.4%)	463人 (16.4%)																			
	令和6年	(参考) 令和5年	(参考) 令和4年																	
ランキング	35位/479位	31位/512位	27位/535位																	
		○策定した一般事業主行動計画に																		

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価															
<p>(令和2年12月閣議決定)における成果目標(2025年度末までに女性管理職比率18%)も踏まえ、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画(令和6年4月1日から令和8年3月31日)を策定する。</p>	<p>月31日)を次のとおり策定しました。</p> <p>【目標1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理職に占める女性職員の割合を令和7年度末までに18.0%とする。 ・目標達成に向けて、以下の取組を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ◆女性職員のキャリアアップへの意識を醸成し、キャリア形成を支援するため、研修・面談等の取組について継続・充実化を図る ◆時間外労働時間の縮減取組の促進など、キャリアアップを後押しする環境の整備を進める <p>【目標2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業取得率及び平均取得日数を令和7年度末までに次の数値以上とする。 <table border="1" data-bbox="720 695 1574 938"> <thead> <tr> <th data-bbox="720 695 1057 743">雇用区分</th><th data-bbox="1057 695 1327 743">取得率</th><th data-bbox="1327 695 1574 743">取得日数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="720 743 1057 811">正規雇用職員</td><td data-bbox="1057 743 1327 811">男性 80%</td><td data-bbox="1327 743 1574 811">90日</td></tr> <tr> <td data-bbox="720 811 1057 843"></td><td data-bbox="1057 811 1327 843">女性 90%</td><td data-bbox="1327 811 1574 843">300日</td></tr> <tr> <td data-bbox="720 843 1057 874">無期転換職員</td><td data-bbox="1057 843 1327 874">男性</td><td data-bbox="1327 843 1574 874">一※</td></tr> <tr> <td data-bbox="720 874 1057 938">有期雇用職員</td><td data-bbox="1057 874 1327 938">女性 90%</td><td data-bbox="1327 874 1574 938">300日</td></tr> </tbody> </table> <p>※無期転換職員・有期雇用職員の男性で育児休業の取得対象となる職員が極めて少ないとから、一律の数値目標としては設定しない。但し、対象となる職員については育児休業の取得を積極的に促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標達成に向けて、以下の取組を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ◆育児休業等の制度周知・情報発信について継続実施すること ◆育児休業取得促進への制度理解や職場風土の醸成に向けた研修等を実施すること ◆産休前又は育休復帰時に面談を実施し、職場復帰しやすい態勢の確保や男女ともに育児への参加を促進すること ◆仕事と子育ての両立を支援するための環境を整備すること 	雇用区分	取得率	取得日数	正規雇用職員	男性 80%	90日		女性 90%	300日	無期転換職員	男性	一※	有期雇用職員	女性 90%	300日	<p>基づき、キャリア形成支援のための取組を引き続き行うとともに、職場環境の整備も進めています。</p>
雇用区分	取得率	取得日数															
正規雇用職員	男性 80%	90日															
	女性 90%	300日															
無期転換職員	男性	一※															
有期雇用職員	女性 90%	300日															

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価											
<p>⑥ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理職の負担軽減と若手育成のため、「課長代理」については引き続き配置の拡大を図り、「主任」については拠点の実態を踏まえ、地域部が指定する職員を配置する。 <p>(2) 優秀な人材の確保</p> <p>将来の採用環境、現在及び将来の人材ポートフォリオ等を総合的に勘案し、計画的な採用を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規採用者の安定的な人材確保を図るため、機構で働く魅力がより伝わるよう新卒用ホームページや採用パンフレットの職員紹介、仕事紹介ページを充実させるとともに、インターンシップやオンライン座談会の実施等により、公的年金業務の意義について 	<p>⑥ その他</p> <p>○次期管理職の育成、管理職の負担軽減を図るため、年金事務所の課室長代理の配置を拡大し、令和6年4月現在、全体で1,316人を配置しました。また、年金給付の審査業務や記録審査業務の移管等により業務・役割が拡大しているお客様相談室の安定的な体制確保のため、全てのお客様相談室（分室を含む）に室長代理を配置するとともに、室長代理の業務量が多い19拠点を対象に室長代理を複数名配置しました。</p> <p>また、管理職及び課室長代理を補佐し、基幹業務を円滑に推進する役割を担う主任については、令和6年4月現在で1,611人を配置しました。</p> <p>【課室長代理・主任の配置状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">配置人数</th> </tr> <tr> <th>令和6年4月1日現在</th> <th>(参考：令和5年4月1日現在)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>課室長代理</td> <td>1,316人</td> <td>1,076人</td> </tr> <tr> <td>主任</td> <td>1,611人</td> <td>1,744人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 優秀な人材の確保</p> <p>○これからの機構を担う人材や地方拠点を支える人材等を確保するため、新卒採用活動について、対面及びWebを活用してセミナーや若手職員との座談会を実施しました。また、インターンシップについては日程を拡大して実施しました。これらの取組により、公的年金業務の意義や機構の業務内容等を理解してもらうとともに、より多くの学生に応募してもらえるよう採用活動を行いました。</p> <p>また、34大学に対し個別にアプローチし、各大学との連携を深めることにより、優秀な学生の紹介を依頼するなど、母集団の形成に努めました。</p>	区分	配置人数		令和6年4月1日現在	(参考：令和5年4月1日現在)	課室長代理	1,316人	1,076人	主任	1,611人	1,744人	<p>○管理職の負担軽減と若手育成のため、課長室代理・主任を積極的に配置しました。</p> <p>○これからの機構を担う人材や、地方拠点を支える人材等を確保するため、インターンシップやセミナー等を実施し、優秀な人材の確保に努めました。</p>
区分	配置人数												
	令和6年4月1日現在	(参考：令和5年4月1日現在)											
課室長代理	1,316人	1,076人											
主任	1,611人	1,744人											

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<p>積極的に説明し、これを担う意欲のある者を採用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一次面接をWebで実施するなど、学生の受験しやすい環境を構築する。 ・ 内定者交流会の実施や内定者一人ひとりに相談対応者（コンシェルジュ）を設定する等、学生との積極的な接触を図り、組織理解を深めるとともに、新卒採用の安定的確保を図る。 ・ 専門性が求められる監査分野及びシステム分野については、業務体制の強化のため、引き続き外部人材を採用する。 	<p>○学生の受験しやすい環境を整備するため、一次面接をWebで実施しました。なお、大学の授業等を考慮して、面接は土・日曜日も加えて実施するなど、学生の負担を軽減させました。</p> <p>○内定者同士の繋がりを深めるため、対面及びオンラインによる内定者交流会を拡大して実施しました。また、内定者一人ひとりに相談対応者（コンシェルジュ）を設定するとともに、機構の情報などを掲載したマガジンやブログを配信するなど、丁寧な対応を行いました。このことにより、内定者の入構までの心理的な不安を解消し、入構意欲の維持・向上に努めました。</p> <p>○これらの採用活動を通じて、令和5年10月1日に7人、令和6年4月1日に405人が入構しました。</p> <p>また、日本経済新聞社と就職情報大手のマイナビによる就職希望企業調査（令和7年3月卒業・修了予定の大学生・大学院生が対象）で、業種別ランキング（公社・団体部門）で1位、文系総合ランキングで56位（文系女子ランキング52位、文系男子ランキング60位）を獲得しました。</p> <p>○機構ホームページ及び転職サイトを活用し、幅広く広報活動を行うとともに、令和5年度は募集期間を拡充し、Webでエントリーが出来るようにしました。また、一次面接もWebで実施することにより、応募者が応募・受験しやすい環境を整備しました。これらの採用活動を通じて、システム分野で令和6年4月1日に1人、令和6年5月1日に1人が入構しました。</p> <p>○また、社会人としての基礎を有する者を採用し、即戦力として確保するため、一般職の中途採用を試行的に実施（令和6年1月より募集を開始）し、選考を実施しま</p>	<p>○学生の負担を軽減させるため、一次面接をWebで実施し、面接は土・日曜日も加えて実施しました。</p> <p>○内定者同士の繋がりを深めるため、対面及びオンラインによる内定者交流会を実施しました。また、入構までの不安解消のため、相談対応者（コンシェルジュ）を設定するなど、丁寧な対応を行いました。</p> <p>○Webでエントリーを受け付けるなど、応募者が応募しやすい環境の整備を行うなどし、人材確保に努めました。</p>

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価						
<p>(3) 適正な人事評価制度の運用 人事評価の公平性・公正性・納得性を高め、厳正で明確な人事評価制度の運用を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 組織力強化の観点から、拠点規模や拠点運営の困難度を踏まえた評価グループの在り方について整理する等引き続き職員の納得性がより高い評価の在り方を検討する。 求められる役割を認識させ、「気づき」の醸成による改善を促すため、低評価が続いている職員を対象に、キャリア開発プログラムを引き続き実施する。 評価スキル向上のための評価者研修を継続して実施する。 	<p>した（採用は令和6年6月1日予定）。</p> <p>(3) 適正な人事評価制度の運用 以下の対応により、公平性・公正性・納得性の高い評価制度の運用を行いました。</p> <p>○令和5年4月に、組織力強化の観点から、職員の納得性がより高い評価となるよう、拠点規模や拠点運営の困難度を踏まえて人事評価グループ分けの区分の細分化（7グループ→9グループ）を行い、令和5年度の人事評価に反映することで、納得性の高い人事評価制度の運用を図りました。</p> <p>○意欲・実績ともに低い職員への対応として、求められる役割を果たさず低評価が続いている職員50人に対し、研修、指導、経過観察を含む「キャリア開発プログラム」を実施しました。研修については職員の自信と意欲に繋がるカリキュラムとし、テレビ会議システムを活用して実施しました。 なお、令和4年度に実施した92人のうち、39人の人事評価が改善されました。</p> <p>【キャリア開発プログラム実施状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和5年度</th> <th>(参考：令和4年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受講者数</td> <td>50人</td> <td>92人</td> </tr> </tbody> </table> <p>○人事評価の納得性を高める観点から、全拠点長、課室長を対象に、評価者としての心構えや評価における留意事項等について研修を行い、評価スキルの向上に努めま</p>		令和5年度	(参考：令和4年度)	受講者数	50人	92人	<p>○組織力強化の観点から、職員の納得性がより高い評価となるよう、拠点規模や拠点運営の困難度を踏まえて人事評価グループ分けの区分の細分化を行い、令和5年度の人事評価に反映することで、公平性・公正性・納得性の高い人事評価制度の運用を図りました。</p> <p>○低評価が続く職員に対して、効果的なキャリア開発に繋がるプログラムを実施し、一定の効果が得られました。</p> <p>○人事評価の公平性・公正性・納得性を高めるため、評価者研修、被</p>
	令和5年度	(参考：令和4年度)						
受講者数	50人	92人						

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価						
<ul style="list-style-type: none"> 制度の理解と定着促進を図るための若手・中堅職員を対象とした被評価者研修を継続して実施する。 <p>(4) 人材の育成 制度と実務の双方に精通した人材を育成するため、階層別・業務別研修の更なる充実を図るとともに、高い専門性を持った職員の育成や無期転換職員及び有期雇用職員に対する研修の強化を進める。また、研修の質を向上させるため、講師となる人材の育成を強化するとともに、講師体制の充実を図る。</p> <p>① 階層別研修・業務別研修の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 階層別研修については、職責に求められる役割を果たす人材を育成するための研修を引き続き実施する。 <p>・ 業務別研修については、全職員</p>	<p>した。</p> <p>○また、一般職については階層別研修（採用3年目研修、ステップアップ研修（S2昇格者）、リーダー研修（C1昇格者）、代理登用時研修等）において、被評価者研修を実施し人事評価制度の理解と定着を促進しました。</p> <p>(4) 人材の育成 制度と実務の双方に精通した人材を育成するため、階層別・業務別研修及び高い専門性が求められる分野の研修に新たなコースを新設するなど更なる充実・強化を図りました。 また、新たな講義手法を取り入れるなど、内部講師の人材育成を強化するとともに、大学教授などの外部講師・事業担当部署の担当者による講義・事例研究を積極的に取り入れることで講師体制を充実し、研修の質の向上に努めました。</p> <p>① 階層別研修・業務別研修の充実 ○階層別研修については、昇格や登用時などキャリアの節目を迎えた職員を対象に、それぞれの職責に求められる役割を認識させるカリキュラムを設定し、「新入構員研修」、「正規登用時研修」、「新任課室長研修」などの研修を、原則、対面方式（集合研修）で、延べ4,882人に実施しました。</p> <p>○階層別研修に、次期管理職としての意識の醸成を目的とする「C2昇格時研修」を新設し、強化を図りました。</p> <p>【階層別研修実施状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和5年度</th> <th>(参考：令和4年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延べ受講者数</td> <td>4,882人</td> <td>4,425人</td> </tr> </tbody> </table> <p>○業務別研修については、制度を実務につなげるために必要な業務知識の蓄積を図</p>		令和5年度	(参考：令和4年度)	延べ受講者数	4,882人	4,425人	<p>評価者研修をそれぞれ実施し、評価スキルの向上と制度の理解・定着を促進しました。</p> <p>○階層別・業務別研修の更なる充実、高い専門性が求められる分野の研修の強化を図りました。 また、講師体制を充実し、研修の質の向上を図りました。</p> <p>○階層別研修については、職責に求められる役割や心構えを認識する研修として、集合研修で実施しました。</p> <p>○業務別研修については、職責や</p>
	令和5年度	(参考：令和4年度)						
延べ受講者数	4,882人	4,425人						

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価												
<p>(無期転換職員、有期雇用職員含む)を対象とした研修をテレビ会議システムにより実施する。有期雇用職員への研修について、研修内容の充実を図る。</p> <p>また、オンラインビジネスモデルを推進するための研修を引き続き実施する。</p>	<p>るため、全職員(無期転換職員、有期雇用職員含む)を対象に、職責や経験に応じた業務知識を習得するカリキュラムを設定し、「業務別研修(基礎コース)<Sクラス職員が受講>」、「業務別研修(選択コース)<Cクラス職員が受講>」、「業務別研修(管理者コース)<年金事務所・事務センターの管理職が受講>」などの研修を、原則、テレビ会議システム及び動画視聴により、延べ19,230人に実施しました。</p> <p>○業務別研修に「拠点から本部に照会の多い事例」を演習問題として取り込み、より実践的な内容に見直しました。また、「業務別研修(基礎コース)」に、自身のキャリアを見据え、選択して受講できるカリキュラムを追加し、内容の充実を図りました。また、オンラインビジネスモデルの推進を踏まえ、電子申請推進者研修を2回実施しました。</p> <p>○有期雇用職員については、採用時の研修に加え、「業務別研修(スキルアップ研修)<採用後おおむね半年後に実施する集合研修>」、「業務別研修(業務研修)<採用2年目以降に実施するテレビ研修>」を実施し、採用時から段階的に業務知識を習得する研修を実施しました。特に、「業務別研修(スキルアップ研修)」は、人材育成指導員を講師とする少人数制の集合研修とし、丁寧な研修により早期育成に努めました。</p> <p>【業務別研修実施状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>令和5年度</th><th>(参考:令和4年度)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延べ受講者数</td><td>19,230人</td><td>18,712人</td></tr> <tr> <td>(うち無期転換職員数)</td><td>3,684人</td><td>3,707人</td></tr> <tr> <td>(うち有期雇用職員数)</td><td>5,864人</td><td>5,864人</td></tr> </tbody> </table>		令和5年度	(参考:令和4年度)	延べ受講者数	19,230人	18,712人	(うち無期転換職員数)	3,684人	3,707人	(うち有期雇用職員数)	5,864人	5,864人	経験に応じた業務知識を習得する研修を、テレビ会議システムにより全職員に実施しました。
	令和5年度	(参考:令和4年度)												
延べ受講者数	19,230人	18,712人												
(うち無期転換職員数)	3,684人	3,707人												
(うち有期雇用職員数)	5,864人	5,864人												
<p>② 専門人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 高い専門性が求められる分野(年金給付、徴収、調達、システム及び 	<p>② 専門人材の育成</p> <p>○高い専門性が求められる分野(徴収、調達、システム及び情報セキュリティ)については、テレビ会議システムによる研修及び集合研修を組み合わせた「徴収分野専</p>	○高い専門性が求められる職員には分野ごとに専門の研修を実施												

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価						
<p>情報セキュリティ)の研修については、外部講師、外部機関を積極的に活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 年金相談窓口を担当する職員に対しては、入門、基礎及び応用の各研修を実施するとともに、審査業務を担当する職員や中央年金センター職員及び障害年金センター職員についても、職員のレベルや役割に応じたきめ細かい研修を引き続き実施する。 また、年金相談窓口を担当する職員の標準的な育成プログラムを策定し、窓口担当職員の育成強化を図る。 	<p>門研修」(徴収分野)、「外部機関を利用した研修」(調達、システム及び情報セキュリティ分野)を、延べ182人に実施し、大学教授などの外部講師や外部機関による各分野の最新の動向を踏まえた講義により、職員の知見を深めることに努めました。更に、徴収担当職員の業務知識の平準化を図るため、「徴収業務強化研修」(徴収分野)を新設しました。</p> <p>【専門別（年金給付分野以外）実施状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和5年度</th> <th>(参考：令和4年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延べ受講者数（正規職員のみ）</td> <td>182人</td> <td>208人</td> </tr> </tbody> </table> <p>○高い専門性が求められる分野（年金給付）については、上席年金給付専門職及び年金給付専門職を対象とした「上席年金給付専門職研修」「年金給付専門職研修」、給付業務正規職員を対象とした「給付業務正規職員研修」及び年金相談窓口を担当する職員を対象とした「年金相談対応研修」を、述べ2,628人に実施し、高い専門性を持つ人材の育成に努めました。</p> <p>○「年金相談対応研修（入門編）」、「年金相談対応研修（基礎編）」は、職員のスキルに応じた少人数制の集合研修とし、「年金相談対応研修（応用編）」は、テレビ会議システムによる研修で実施しました。なお、「年金相談対応研修（基礎編）」については従来の老齢・遺族コースに加え、障害コースを新設し、カリキュラムの充実を図りました。</p> <p>○中央年金センター及び障害年金センターで審査業務を担当する給付業務正規職員を対象とする「給付業務正規職員研修」については、年金センターにおける「審査業務の留意事項」を演習問題として取り込み、より実践的な内容に見直しました。</p> <p>○人材育成の強化及び標準化を図るため、令和6年度の実施に向け、新たに年金相談窓口を担当する職員の標準的な育成プログラムを検討しました。</p> <p>【専門別研修（年金給付分野）実施状況】</p>		令和5年度	(参考：令和4年度)	延べ受講者数（正規職員のみ）	182人	208人	<p>しました。</p> <p>○高い専門性が求められる分野（年金給付分野）において、職員のレベルや役割に応じた研修を実施しました。また、令和6年度の実施に向け、年金相談窓口を担当する職員の標準的な育成プログラムを検討しました。</p>
	令和5年度	(参考：令和4年度)						
延べ受講者数（正規職員のみ）	182人	208人						

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況				自己評価
		令和5年度 (参考: 令和4年度)			
	延べ受講者数	2,628人	2,627人		
	(うち無期転換職員数)	820人	806人		
	(うち有期雇用職員数)	353人	413人		
<p>③ 研修の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修の質の向上及び効果的な研修を行うため、講師には講師養成研修を引き続き実施しスキルアップを図る。 ・ 研修の更なる充実を図るため、事業担当部署との定期的なヒアリングや研修回顧から課題を分析し、ニーズを捉えた研修を計画し実施する。 <p>(5) 働きやすい職場環境の確立</p> <p>職員が、健康で仕事と生活の両立ができる意欲をもって働ける職場環境を確立するため、働き方改革の更なる促進及びメンタルヘルス対策、ハラスメント防止対策等の取組を進めるほか、休暇制度について、病気休暇の有給化の導入等を進める。</p> <p>また、改正育児・介護休業法に基づく各種休暇制度について、引き継ぎ制度周</p>	<p>③ 研修の質の向上</p> <p>○外部講師による講師養成研修を実施し、テレビ会議システムを活用した効果的な講義手法を新たに習得させるなど、内部講師の人材育成の強化に努めました。また、大学教授などの外部講師による専門的な研修、事業担当部署の担当者による実践的な研修を積極的に取り入れるなど講師体制を充実し、研修の質の向上に努めました。</p> <p>○事業担当部署へのヒアリング結果を踏まえ、業務別研修に「拠点から本部に照会の多い事例」を演習問題として取り込みました。また、研修回顧を踏まえ、カリキュラムの時間配分・講義内容を調整するなど、よりニーズを捉えた研修の実施に努めました。</p> <p>(5) 働きやすい職場環境の確立</p> <p>○令和5年組織目標に「働き方改革・女性活躍の促進」を掲げ、職員が健康で仕事と生活の両立ができる意欲をもって働ける職場環境を整備する観点から、長時間労働の是正、メンタルヘルス対策、ハラスメント対策、育児休業の取得促進に取り組みました。加えて、病気休暇制度について見直し（有給化）を行いました。</p>	<p>○講師養成研修や教材等の拡充などをを行い、集合研修・テレビ会議システムを活用した研修それぞれの質の向上に努めました。また、事業担当部署及び受講者のニーズを捉えた研修の実施に努めました。</p> <p>○職員が健康で働きやすい職場環境を確立するため、長時間労働の是正、メンタルヘルス対策等の取組を実施しました。</p>			

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価															
<p>知及び取得促進に取り組む。</p> <p>① 長時間労働の是正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 拠点に対する時間外勤務の実態調査や、各拠点から意見募集するキャンペーンを実施し、その結果を踏まえ、就業時間内に仕事を終えることが可能な業務運営体制を目指す。 ・ ノー残業デーの徹底、一斉退社の促進などの取組を推進することに加え、集中取組期間を設定し更なる時間外勤務の削減を図る。 ・ 時間外勤務が一定時間を超えた職員の健康状態を把握し、必要に応じて上長による面談や業務を軽減するなど、健康障害防止の推進を図る。 <p>② 年次有給休暇の確実な取得 計画的な年次有給休暇の更なる取得促進を行い、取得実績の低い職員へ</p>	<p>① 長時間労働の是正</p> <p>○就業時間内に業務を終わらせる職場を目指すため、拠点に対し実態調査を行い、時間外に行われている業務を分析、時間外勤務削減に向けた業務の在り方を整理し、職員周知を行いました。</p> <p>○既に役割を終えている業務やデジタル化により効率性・正確性の向上が図られる業務を洗い出す全拠点参加型のキャンペーン（「この仕事はやめられるのでは」キャンペーン）を実施し、拠点からの提案に基づき抜本的な業務の見直しを実施しました。（407項目中195項目を実施）</p> <p>○全拠点に対して、毎週水曜日のノー残業デーの徹底や、毎月最終水曜日に一斉退社による完全消灯を実施しました。 また、夏季集中取組期間として週2日のノー残業デー及び定時退社の促進に加え、令和5年8月中の4日間において一斉退社による完全消灯を実施しました。</p> <p>○時間外勤務時間が60時間を超える全職員に対して、自己診断（健康チェック）後の上長との面談を実施しました。時間外勤務時間が月80時間を超える場合は、確実に産業医と面談をするよう指示しました。</p> <p>【時間外勤務の状況】 (職員1人当たりの月平均)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機構全体</td> <td>16時間4分</td> <td>10時間44分</td> <td>▲5時間20分</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">内訳</td> <td>管理職</td> <td>23時間16分</td> <td>15時間30分</td> </tr> <tr> <td>一般職</td> <td>13時間39分</td> <td>8時間57分</td> </tr> </tbody> </table> <p>※正規雇用職員の時間数</p> <p>② 年次有給休暇の確実な取得</p> <p>○勤務管理システムの休暇管理簿を活用して、個別に拠点長に連絡し、休暇の取得実績が低い職員への時季指定の指示を行いました。</p>	年度	令和4年度	令和5年度	増減	機構全体	16時間4分	10時間44分	▲5時間20分	内訳	管理職	23時間16分	15時間30分	一般職	13時間39分	8時間57分	<p>○業務の効率化やノー残業デーの徹底等を行った結果、対前年度で、機構全体においては5時間20分、一般職で4時間42分の時間外勤務が減少しました。</p> <p>○令和5年度は病気休暇の有給化や人間ドック受診時間のみなし</p>
年度	令和4年度	令和5年度	増減														
機構全体	16時間4分	10時間44分	▲5時間20分														
内訳	管理職	23時間16分	15時間30分														
	一般職	13時間39分	8時間57分														

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
時季指定による計画的な取得促進に取り組む。	<p>○各拠点に対して、年次有給休暇取得状況一覧及び他拠点における好取組事例を提供しました。</p> <p>○事務連絡及び機構内報を活用し、夏季期間に半日休暇（ハーフホリデー）の複数回取得の奨励を実施しました。</p> <p>○これらの対策の結果、令和5年度における平均取得日数は15.2日（令和4年度末：15.3日）となりました。</p>	勤務による、年次有給休暇の平均取得日数への影響もあったが、勤務管理システムの休暇管理簿を活用した個別の休暇取得の勧奨、事務連絡等を活用した取得奨励を行うことにより、年次有給休暇の確実な取得に取り組みました。
<p>③ メンタルヘルス対策</p> <p>「心の健康づくり計画」に基づく「4つのケア」の実施のため、「職員の教育研修」、「職場環境等の把握と改善」、「メンタルヘルス不調への気付きと対応」、「職場復帰における支援」の取組を積極的に推進し、職員のメンタルヘルス不調の発症や深刻な事態の未然防止を図るとともに、病気休職者の職場復帰を円滑かつ実効あるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ラインケアを実行させるための研修を管理職に対して引き続き実施する。また、一般職へのセルフケアの研修を従来の階層に加え対象の拡大を図る。 ・ 各拠点の衛生委員会において、ストレスチェックの集団分析を活用 	<p>③ メンタルヘルス対策</p> <p>「職員の教育研修」</p> <p>○管理職向けの研修（ラインケア）について、全管理職（2,601名）にラインケア対策の全般と事例解説を用いた応用的な研修を実施するとともに、別途、新任課長（145名）にラインケア対策の基本的な研修を実施し理解を深めました。</p> <p>○一般職への研修（セルフケア）について、新入講員（342名）にセルフケア対策の基礎を学ぶ研修、採用3年目の職員（325名）にセルフケア対策全般の知識向上を図る研修を実施しました。</p> <p>また、新たにC1昇格者（259名）にセルフケア対策におけるストレス軽減を図る研修を実施し、受講対象の拡大を図りました。</p> <p>「職場環境等の把握と改善」</p> <p>○全職員を対象としたストレスチェックを実施した結果、高ストレス者判定された職員について、拠点長から産業医への面接指導を受けるように指導しました。</p> <p>また、ストレスチェックによる集団分析結果に基づく職場環境改善において、各拠点の好取組事例を展開し、各拠点の取組の推進に努めました。</p> <p>「職場復帰における支援」</p> <p>○専門医を活用した職場復帰支援プログラムを実施するとともに早期復職並びに確実な復帰に向けて拠点と本部が連携し、フォローアップの強化を図りました。</p>	○メンタルヘルス研修の実施、産業医面談を希望する高ストレス者又は長時間勤務者に対し、産業医との面談を実施し、メンタル不調者の減少に努めました。

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<p>した職場環境改善を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職場復帰支援プログラムを活用し、早期復職並びに確実な職場復帰を目指すとともに職場復帰後のフォローアップを実施する。 ・ 「こころとからだの健康相談」事業の活用など、引き続き、職員・家族・上司が外部の健康相談窓口への相談や面接カウンセリングを受けやすい環境を整備する。 	<p>また、職場復帰後の職員の不安解消を目的として、復帰後は定期的に所属長との面談を実施し、健康状態や就業状況を確認するなどフォローアップを行いました。令和5年度は、職場復帰支援プログラムを114件実施しました。（令和4年度：89件）</p> <p>「メンタルヘルス不調の気付きと対応」</p> <p>○外部の健康相談窓口である「こころとからだの健康相談」事業について、人事異動時等に機構内報や職員向けLANポータルを利用して同事業を周知するとともに、長時間勤務又は高ストレスを理由に産業医面談を受ける者に対し、外部の健康相談窓口の活用を周知しました。なお、令和5年度の「こころとからだの健康相談」の相談件数は、425件でした。（令和4年度：392件）</p> <p>○さらに職員が健康相談窓口の相談や面接カウンセリングを受けやすい環境とするため、令和5年度より電話相談の利用時間の拡大や面接カウンセリングの利用を休日にも可能となるよう整備しました。</p>	
<p>④ ハラスメントの防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ハラスメントの防止について職員研修等を通じて周知徹底するとともに、全職員に対するハラスメント防止自己点検を実施し、ハラスメント禁止事項等について意識の醸成を図ることにより、ハラスメントの根絶を目指し、働きやすい職場を実現する。 ・ 気軽に相談できる外部相談窓口の周知及び各拠点の相談員に対する研修の充実により、相談スキルの 	<p>④ ハラスメントの防止</p> <p>○全職員対象の職場内研修、管理者に対する新任所長・新任副所長・新任課室長研修・正規登用時及び無期転換時においてハラスメント防止研修を実施しました。また、管理職を対象とした具体例から学ぶハラスメント研修を、令和6年3月に実施しました。</p> <p>○ハラスメント防止対策に関する意識の醸成を図るため年3回、管理職向けのハラスメント防止自己点検を実施するとともに、全職員が毎月実施する自己点検にて、ハラスメント防止に対する意識を高めました。</p> <p>○全職員向けの機構内報において、ハラスメント相談窓口を周知するとともに、各拠点のハラスメント相談員を対象に迅速かつ適正な相談対応を目的に、テレビ会議システムを活用した研修を実施し相談スキルの向上を図りました。</p>	<p>○ハラスメント防止に係る研修の実施や、全職員がハラスメント防止に関する自己点検を実施する等、ハラスメントの禁止行為を継続的に周知することにより、ハラスメント防止に対する意識を高めました。</p> <p>○また、拠点における相談員を対象とした研修を行い、ハラスメント相談時の注意点や、迅速な</p>

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価																										
<p>向上を図り、迅速かつ適正な相談対応を行う。</p> <p>⑤ 子育てや介護との両立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画により、職員が安心して仕事と子育ての両立ができる職場を目指し、育児休業取得促進、育児休業から復帰しやすい受け入れ体制の整備に取り組む。 	<p>⑤ 子育てや介護との両立</p> <p>○次世代育成支援対策推進法により策定した「第5期一般事業主行動計画（計画期間：令和3年4月～令和6年3月）」に基づき、職員が安心して仕事と子育てを両立できる職場を目指して、全ての拠点において職場内研修を実施し、育児休業の取得促進及び職場復帰に係るサポートについて周知しました。令和5年度においては育児休業取得率が女性は97.67%（令和4年度：103.75%）、男性は75.23%（令和4年度：56.90%）となりました。</p> <p>（参考）民間企業における令和4年度実績：女性80.2% 男性17.13%</p> <p>○機構内報を活用した情報提供を実施することで、育児休業を取得しやすい職場の雰囲気づくりを推進しました。</p> <p>【男女別の育児休業取得状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年 度</th> <th colspan="2">令和5年度</th> <th colspan="2">令和4年度</th> </tr> <tr> <th>女性</th> <th>男性</th> <th>女性</th> <th>男性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>育児休業取得率</td> <td>97.67%</td> <td>75.23%</td> <td>103.75%</td> <td>56.90%</td> </tr> <tr> <td>内 訳</td> <td>育児休業を取得した職員数</td> <td>168名</td> <td>82名</td> <td>166名</td> <td>66名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>本人（配偶者）が出産した職員数</td> <td>172名</td> <td>109名</td> <td>160名</td> <td>116名</td> </tr> </tbody> </table> <p>（※）育児休業取得率＝育児休業取得した職員数／本人（配偶者）が出産した職員数 分母が当該年度の出産者数、分子が当該年度の育児休業の取得者数として集計しているため、出産した年度と育児休業を取得した年度にずれが生じことがあります。</p>	年 度	令和5年度		令和4年度		女性	男性	女性	男性	育児休業取得率	97.67%	75.23%	103.75%	56.90%	内 訳	育児休業を取得した職員数	168名	82名	166名	66名		本人（配偶者）が出産した職員数	172名	109名	160名	116名	<p>対応を心掛けることを周知し、ハラスメント相談窓口の充実を図りました。</p> <p>○職員が安心して仕事と子育てを両立できる職場を目指して取り組んだ結果、育児休業の取得率は、第5期一般事業主行動計画の目標である女性は90%以上、男性は30%以上となっており男女共に目標を上回りました。</p>
年 度	令和5年度		令和4年度																									
	女性	男性	女性	男性																								
育児休業取得率	97.67%	75.23%	103.75%	56.90%																								
内 訳	育児休業を取得した職員数	168名	82名	166名	66名																							
	本人（配偶者）が出産した職員数	172名	109名	160名	116名																							

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<ul style="list-style-type: none"> ・ 改正育児・介護休業法に基づく、育児休業等に関する個別周知・意向確認等の実施を徹底する。また、介護休暇の制度周知に取り組む。 	<p>○職員が気兼ねなく安心して育児休業を取得できるよう、妊娠・出産等の申出があつた職員に対し、改正育児・介護休業法に基づく育児休業制度等に関する個別周知・意向確認を実施しました。また、相談窓口の周知を行い、育児休業を取得しやすい職場環境の整備を進めました。</p> <p>○出産・育児・介護にかかる各種休暇制度について、各種研修や機構内報を利用して制度周知し、取得促進に取り組みました。</p>	
<p>(6) 健全な労使関係の維持 民間労働法制下における健全で安定した労使関係を引き続き維持する。</p>	<p>(6) 健全な労使関係の維持</p> <p>○機構の全国的な労働組合組織である2つの労働組合と締結している「労使間の取扱いに関する基本協約」(労働協約)に基づき、良好な労使関係の構築に努めました。</p>	<p>○労使関係については、労使間のルール(労働協約)に基づき団体交渉を行うなど、健全で安定した労使関係を維持しました。</p>

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価																																							
<p>IV 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1. 予算については、別紙1のとおり。</p> <p>2. 収支計画については、別紙2のとおり。</p> <p>3. 資金計画については、別紙3のとおり。</p>	<p>IV 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>○令和5年度の予算及び収支計画に対しての予算執行等の実績は、以下のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>予算額</th> <th>決算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務経費</td> <td>2,137.2 億円</td> <td>●億円</td> </tr> <tr> <td>保険事業経費</td> <td>869.0 億円</td> <td>●億円</td> </tr> <tr> <td>国民年金の適用関係業務</td> <td>104.7 億円</td> <td>●億円</td> </tr> <tr> <td>厚生年金保険・健康保険・船員保険の適用関係業務</td> <td>291.0 億円</td> <td>●億円</td> </tr> <tr> <td>国民年金の収納関係業務</td> <td>261.5 億円</td> <td>●億円</td> </tr> <tr> <td>厚生年金保険・健康保険・船員保険の徴収関係業務</td> <td>74.7 億円</td> <td>●億円</td> </tr> <tr> <td>年金給付関係業務</td> <td>137.0 億円</td> <td>●億円</td> </tr> <tr> <td>オンラインシステム経費</td> <td>746.1 億円</td> <td>●億円</td> </tr> <tr> <td>年金相談等経費</td> <td>465.8 億円</td> <td>●億円</td> </tr> <tr> <td>年金生活者支援給付金事業経費</td> <td>56.3 億円</td> <td>●億円</td> </tr> <tr> <td>一般管理費</td> <td>1,042.2 億円</td> <td>●億円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3,179.4 億円</td> <td>●億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※金額については、端数整理のため合計が一致しない場合がある。</p>	区分	予算額	決算額	業務経費	2,137.2 億円	●億円	保険事業経費	869.0 億円	●億円	国民年金の適用関係業務	104.7 億円	●億円	厚生年金保険・健康保険・船員保険の適用関係業務	291.0 億円	●億円	国民年金の収納関係業務	261.5 億円	●億円	厚生年金保険・健康保険・船員保険の徴収関係業務	74.7 億円	●億円	年金給付関係業務	137.0 億円	●億円	オンラインシステム経費	746.1 億円	●億円	年金相談等経費	465.8 億円	●億円	年金生活者支援給付金事業経費	56.3 億円	●億円	一般管理費	1,042.2 億円	●億円	計	3,179.4 億円	●億円	<p>○中期計画、年度計画に沿った予算等を作成しました。また、事業内容の見直しや入札によるコスト削減等により●億円（対予算額▲●億円）を執行しました。</p> <p>○監査法人による監査報告において、機構の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認められています。</p>
区分	予算額	決算額																																							
業務経費	2,137.2 億円	●億円																																							
保険事業経費	869.0 億円	●億円																																							
国民年金の適用関係業務	104.7 億円	●億円																																							
厚生年金保険・健康保険・船員保険の適用関係業務	291.0 億円	●億円																																							
国民年金の収納関係業務	261.5 億円	●億円																																							
厚生年金保険・健康保険・船員保険の徴収関係業務	74.7 億円	●億円																																							
年金給付関係業務	137.0 億円	●億円																																							
オンラインシステム経費	746.1 億円	●億円																																							
年金相談等経費	465.8 億円	●億円																																							
年金生活者支援給付金事業経費	56.3 億円	●億円																																							
一般管理費	1,042.2 億円	●億円																																							
計	3,179.4 億円	●億円																																							

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<p>V 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画</p> <p>「日本年金機構の資産管理の在り方に関する会議」において策定した見直しの考え方に基づき、令和4年度に実施した存廃判定の結果、速やかに廃止することが適當とされた宿舎について、国庫納付に向けた準備を進める。</p> <p>なお、平成29年度に実施した存廃判定の結果、速やかに廃止することが適當とされた22宿舎のうち、残り1宿舎及び旧愛媛事務センター残地（愛媛県松山市）について、調整が終わり次第、国庫納付を行う。</p> <p>また、仮移転中の年金事務所等について、策定した方針に従い対応する。</p>	<p>V 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画</p> <p>○平成29年2月から7月にかけて、計4回開催された「日本年金機構の資産管理の在り方に関する会議」において策定した見直しの方針に基づいて令和5年1月に実施した宿舎の存廃判定の検証により、速やかに廃止することが適當とされた5宿舎（腰浜、中新町、田窪、明和、浦添）について、国庫納付に向けた手続に着手しました。</p> <p>○「日本年金機構の資産管理の在り方に関する会議」において、速やかに廃止することが適當とされた22宿舎のうち、残り1宿舎については令和6年3月5日付で国庫納付通知を機構から厚生労働大臣宛てに行いました。</p> <p>また、旧愛媛事務センター残地（愛媛県松山市）については、令和5年6月に国庫納付が完了しました。</p> <p>○仮移転中の年金事務所等（旧大田年金事務所、旧池袋年金事務所、旧広島西年金事務所及び箱崎倉庫）については、国庫納付等に向けた手続に着手しました。</p>	<p>○存廃判定により速やかに廃止することが適當とされた5宿舎については、第4期中期計画において、国庫納付することとし、令和5年度から国庫納付に向けた手続に着手しました。</p> <p>○「日本年金機構の資産管理の在り方に関する会議」において、速やかに廃止することが適當とされた22宿舎のうち、残り1宿舎については、国土調査等により、国庫納付手続に時間をしていましたが、令和6年5月までに国庫納付が完了する予定です。</p> <p>また、旧愛媛事務センター残地（愛媛県松山市）については、国庫納付が完了しました。</p> <p>○仮移転中の年金事務所等については、国庫納付等することとし、令和5年度から手続に着手しました。</p>

令和5年度計画	令和5年度計画に対する取組状況	自己評価
<p><u>VI Vの財産以外の重要な財産の譲渡又は担保に関する計画</u> なし</p>		

令和5年度予算

(単位：百万円)

区 別	金 額
収入	
運営費交付金	317, 582
運営費交付金	103, 863
事業運営費交付金	208, 086
年金生活者支援給付金支給業務事務取扱交付金	5, 633
その他の収入	358
計	317, 940
支出	
業務経費	213, 719
保険事業経費	86, 895
オンラインシステム経費	74, 609
年金相談等事業経費	46, 582
年金生活者支援給付金支給業務事務費	5, 633
一般管理費	104, 221
計	317, 940

令和5年度収支計画

(単位：百万円)

区 別	金 額
費用の部	317, 940
経常費用	317, 940
業務経費	213, 719
保険事業経費	86, 895
オンラインシステム経費	74, 609
年金相談等事業経費	46, 582
年金生活者支援給付金支給業務事務費	5, 633
一般管理費	104, 221
人件費	94, 372
その他一般管理費	9, 849
収益の部	317, 940
経常収益	317, 940
運営費交付金収益	317, 582
運営費交付金収益	103, 863
事業運営費交付金収益	208, 086
年金生活者支援給付金支給業務事務取扱交付金収益	5, 633
その他の収入	358
純利益（△純損失）	0
総利益（△総損失）	0

(注記) 当法人における退職手当については、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

令和5年度資金計画

(単位：百万円)

区 別	金 額
資金支出	
業務活動による支出	317,940
投資活動による支出	0
財務活動による支出	0
計	317,940
資金収入	
業務活動による収入	317,940
運営費交付金による収入	103,863
事業運営費交付金による収入	208,086
年金生活者支援給付金支給業務事務取扱交付金による収入	5,633
その他の収入	358
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
計	317,940

令和5年度業務実績報告書＜別表＞目次

	資料名称	ページ
【別表 1】	国民年金保険料の納付率等の状況	1
【別表 2】	収納対策のスキーム（概念図）	2
【別表 3】	厚生年金保険等の適用促進等に係る令和5年度行動計画の取組状況	3
【別表 4】	厚生年金保険適用関係指標の推移（年度別）	4
【別表 5】	厚生年金保険の適用と徴収実績について	5
【別表 6】	事業所調査関係内訳（年度別）	6
【別表 7】	厚生年金保険料等の収納対策に関する指標の推移（年度別）	7
【別表 8】	未統合記録（5,095万件）の解明状況	9
【別表 9】	年金事務所の来訪相談件数	10
【別表 10】	コールセンター（全体）月別応答状況（令和5年4月～令和6年3月）	11
【別表 11】	厚生年金保険手続の電子申請利用状況について（令和6年3月末時点）	12
【別表 12】	提言（運営評議会）	13

【別表1】

国民年金保険料の納付率等の状況

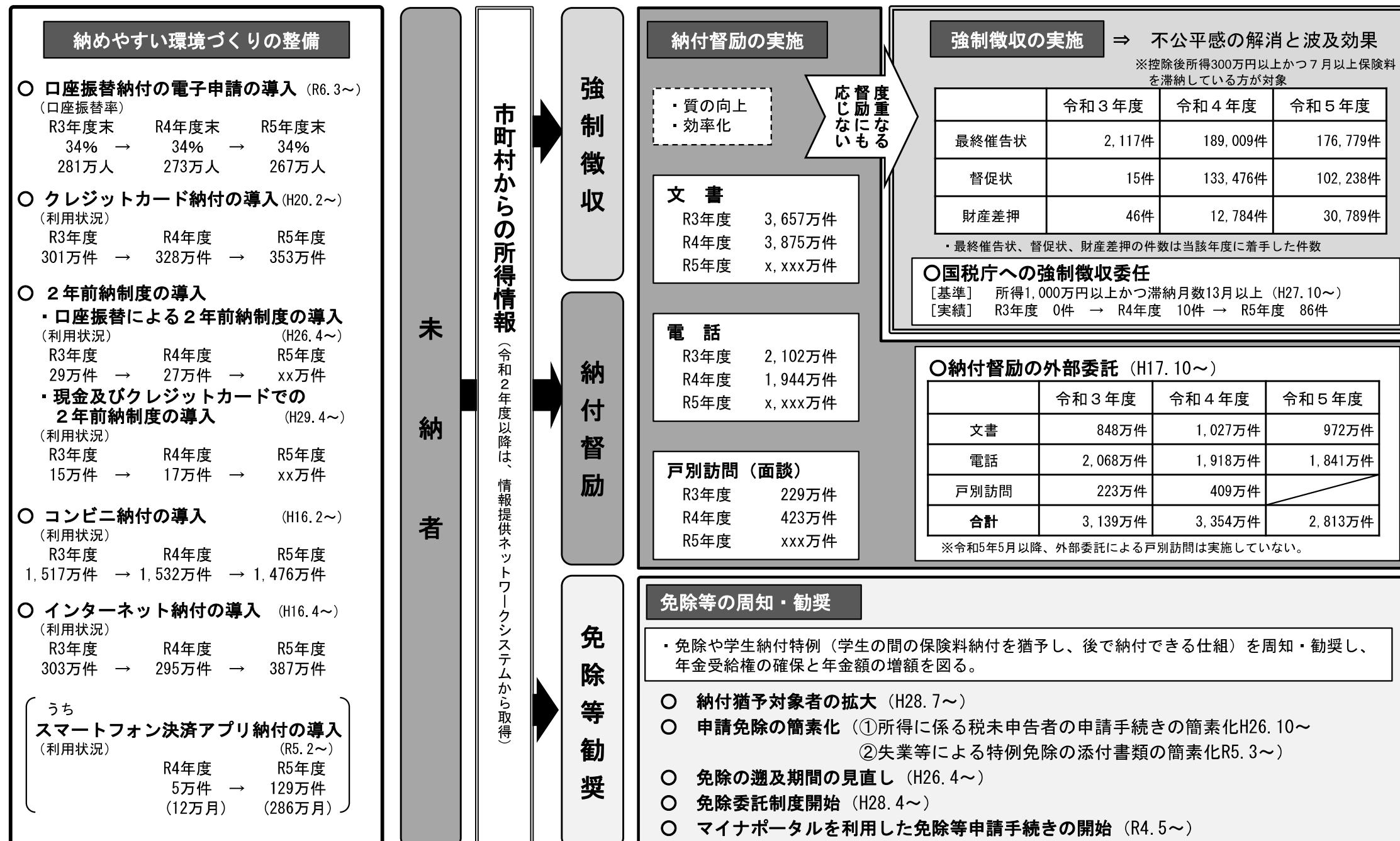
事項	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第1号被保険者数※1 (対前年度比)	1,742万人 (-3.5%)	1,668万人 (-4.3%)	1,575万人 (-5.5%)	1,505万人 (-4.5%)	1,471万人 (-2.3%)	1,453万人 (-1.2%)	1,449万人 (-0.3%)	1,431万人 (-1.3%)	1,405万人 (-1.9%)	X,XXX万人 (-X.X%)
納付月数 (対前年度比)	8,607万月 (-2.4%)	8,291万月 (-3.7%)	7,835万月 (-5.5%)	7,406万月 (-5.5%)	7,287万月 (-1.6%)	7,114万月 (-2.4%)	7,074万月 (-0.6%)	7,128万月 (+0.8%)	7,183万月 (+0.8%)	X,XXX万月 (+X.X%)
全額免除者数 (対前年度比)	602万人 (-0.6%)	576万人 (-4.3%)	583万人 (+1.2%)	574万人 (-1.5%)	574万人 (-0.0%)	583万人 (+1.5%)	609万人 (+4.5%)	612万人 (+0.6%)	606万人 (-1.0%)	XXX万人 (-X.X%)
全額免除率 (対前年度比)	35.1% (+1.0%)	35.0% (-0.0%)	37.5% (+2.5%)	38.7% (+1.1%)	39.5% (+0.9%)	40.6% (+1.1%)	42.6% (+1.9%)	43.4% (+0.8%)	43.8% (+0.4%)	XX.X% (+X.X%)
強制徴収の着実な実施※2	最終催告送付 65,654件 督促状送付 46,586件 差押実施 14,999件	最終催告送付 84,801件 督促状送付 43,757件 差押実施 7,310件	最終催告送付 85,342件 督促状送付 50,423件 差押実施 13,962件	最終催告送付 103,614件 督促状送付 66,270件 差押実施 14,344件	最終催告送付 133,900件 督促状送付 81,597件 差押実施 17,977件	最終催告送付 142,871件 督促状送付 89,615件 差押実施 20,590件	最終催告送付 42件 督促状送付 0件 差押実施 41件	最終催告送付 2,117件 督促状送付 15件 差押実施 46件	最終催告送付 189,009件 督促状送付 133,476件 差押実施 12,784件	最終催告送付 176,779件 督促状送付 102,238件 差押実施 30,789件
最終納付率 (現年度からの伸び幅)	67.8% (+8.8%)	70.1% (+9.2%)	72.2% (+9.1%)	73.1% (+9.8%)	74.6% (+9.6%)	76.3% (+10.0%)	77.2% (+9.0%)	78.0% (+8.7%)	80.7% (+9.2%)	xx.x% (+x.x%)
過年度1年目 (現年度からの伸び幅)	67.2% (+6.3%)	68.6% (+5.5%)	69.9% (+6.5%)	71.5% (+6.5%)	73.4% (+7.1%)	74.9% (+6.8%)	75.6% (+6.4%)	77.8% (+6.3%)	81.0% (+7.2%)	xx.x% (+x.x%)
現年度納付率 (対前年度比)	63.1% (+2.2%)	63.4% (+0.3%)	65.0% (+1.7%)	66.3% (+1.3%)	68.1% (+1.8%)	69.3% (+1.1%)	71.5% (+2.2%)	73.9% (+2.4%)	76.1% (+2.2%)	xx.x% (+x.x%)
口座振替実施率 (対前年度比)	35.7% (+0.1%)	35.1% (-0.6%)	35.7% (+0.6%)	35.5% (-0.3%)	34.6% (-0.9%)	33.5% (-1.1%)	33.9% (+0.4%)	34.3% (+0.4%)	34.2% (-0.1%)	33.7% (-0.5%)
クレジット実施率 (対前年度比)	1.8% (+0.1%)	1.9% (+0.1%)	2.3% (+0.4%)	2.9% (+0.5%)	3.7% (+0.8%)	4.5% (+0.8%)	5.5% (+1.0%)	6.5% (+1.0%)	7.2% (+0.7%)	7.7% (+0.5%)
マルチイントリ利用状況※3 (ヨビ、クレジットカード、インターネット、スマートフォン決済アワリでの納付)	1,835万件 (+13.6%)	1,982万件 (+8.0%)	2,064万件 (+4.1%)	1,978万件 (-4.2%)	2,003万件 (+1.3%)	2,036万件 (+1.6%)	2,099万件 (+3.0%)	2,121万件 (+1.0%)	2,156万件 (+1.7%)	2,217万件 (+2.8%)

※1 第1号被保険者数には任意加入被保険者を含む。

※2 令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、強制徴収に関する手続を一部停止した。

※3 令和4年度以降はスマートフォン決済アプリ納付(R5.2~)を含む。

国民年金保険料収納対策のスキーム（概念図）



【別表3】

厚生年金保険等の適用促進等に係る令和5年度行動計画の取組状況

項目		年間目標値 (A)	実績 (B)	達成率 (B/A)
1	適用促進	新規適用事業所数		153,857 事業所
		職員の加入指導により、適用に結び付いた事業所数	80,000 事業所	94,548 事業所 118.2 %
2	適用促進	新規適用被保険者数		317,256 人
		職員の加入指導により、資格取得した被保険者数		150,165 人
3	事業所調査	加入指導実施回数		1,362,691 回
		内訳 (1)電話・文書による加入指導	内訳	(1) 1,110,824 回
		(2)来所要請による加入指導		(2) 133,255 回
		(3)戸別訪問による加入指導		(3) 118,612 回
		調査事業所数	100,000 事業所	123,164 事業所 123.2 %
		調査被保険者数	4,980,000 人	5,197,945 人 104.4 %
		指摘状況	資格得喪関係	22,105 事業所
			報酬関係	75,125 事業所
		事業所調査により、適用となった被保険者数		41,524 人

【別表4】

○ 厚生年金保険適用関係指標の推移(年度別)

項目番号	指標名	単位	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度と 令和5年度との比較
1	新規適用事業所数	事業所	67,300	69,719	74,677	91,457	113,430	157,184	182,422	165,007	157,818	146,533	120,898	133,305	134,726	153,857	114.2%
2	全喪事業所数	事業所	54,629	56,845	49,974	31,309	40,391	41,173	39,957	41,644	41,414	42,279	40,314	38,769	39,260	44,717	113.9%
3	適用事業所数（年度末現在）	事業所	1,748,578	1,745,027	1,758,192	1,800,619	1,867,185	1,974,655	2,109,345	2,227,353	2,336,872	2,435,755	2,509,333	2,598,341	2,687,900	2,786,996	103.7%
4	適用調査対象事業所数（年度末現在）	事業所	107,935	246,165	387,840	357,303	245,335	647,786	513,332	421,377	361,481	276,960	207,060	185,385	168,803	162,397	96.2%
5	被保険者数（資格取得分）	人	5,971,161	6,064,813	6,298,001	6,535,050	6,697,394	6,913,401	7,476,219	7,333,746	7,432,648	7,325,594	6,515,985	6,654,025	7,823,049	7,714,347	98.6%
6	被保険者数（資格喪失分）	人	5,808,127	6,019,435	6,124,748	6,053,223	6,031,851	6,038,882	6,148,007	6,401,556	6,743,903	6,760,819	6,442,871	6,482,594	6,902,180	7,154,631	103.7%
7	被保険者数（年度末現在）	人	34,411,013	34,514,836	34,717,319	35,272,821	35,985,388	36,863,741	38,217,576	39,112,169	39,806,245	40,374,470	40,472,127	40,645,172	41,569,435	42,058,171	101.2%
8	職員による加入指導事業所数（文書・電話・来所要請・訪問指導のべ事業所数）	事業所	34,252	57,453	113,112	65,163	490,619	1,131,194	1,515,661	1,215,093	1,590,536	1,660,482	1,800,095	1,760,581	1,420,617	1,362,691	95.9%
9	適用対策を講じた結果、適用した事業所数	事業所	4,808	6,685	8,322	19,099	39,704	92,550	115,105	99,064	100,727	91,342	99,682	104,225	96,120	94,548	98.4%

厚生年金保険の適用と徴収実績について

利用しやすい環境づくりの整備

○ 電子申請

事業所に対し、GビズIDやe-Gov等を活用した電子申請の利用を促進。
【R5年度電子申請利用割合】

- ・資本金1億円超の法人等 : 95.4%
- ・51人以上事業所 : 84.1%

○ オンラインによる情報提供

これまで紙(郵送)や電話等で情報提供していた保険料額情報等について、お客様からの申請に基づき、e-Govの電子送達サービスを活用して電子的に情報提供する「オンライン事業所年金情報サービス」を開始。(令和5年1月サービス開始)

令和6年3月末時点において49,253事業所が利用登録を行っている。

○ 口座振替の利用促進

機構ホームページ及び機構公式Twitterにおいて、適用事業所の事業主向けに口座振替の利用によるメリット等を案内する等により利用を促進している。

【口座振替実施率】

- ・厚生年金保険 R4 : 81.5% R5 : ●%
- ・協会管掌健康保険 R4 : 80.8% R5 : ●%

厚生年金保険の適用の可能性がある法人事業所(国税庁情報に基づく調査対象)
約16.2万件
[R6.3末時点]

適用事業所に対する事業所調査

- 被保険者の資格や標準報酬等の詳細な確認等を総合的に行う総合調査を実施しており、引き続き雇用保険被保険者情報等を活用して効果的に取り組むことにより、未適用従業員に係る適用漏れの防止及び届出の適正化を推進する。

年度	R3	R4	R5
総合調査実施数	242,793	167,899	123,164
調査により適用した被保険者数	27,252	30,998	41,524

未適用事業所に対する適用促進

- 従来より、雇用保険適用事業所情報(平成14年度～)、法人登記簿情報(平成24年度～)を活用し、未適用の可能性がある事業所を把握し、加入指導に取り組んできた。
- **平成27年度**からは、国税庁より、従業員を雇い給与を支払っている法人事業所の情報の提供を受け、これを加入指導に活用することにより、更なる適用促進の取組を進めており、引き続き雇用保険被保険者情報等を活用して効果的な対策を講ずる。

年度	R3	R4	R5
新規適用事業所数	133,305	134,726	153,857
うち、加入指導により適用した事業所数	104,225	96,120	94,548
加入指導により適用した被保険者数	217,762	182,623	150,165

収納実績

- 法定猶予制度の効果的な活用を図り、事業所の存続を図りつつ、新規発生保険料以上の納付を促す等、適切に納付計画を策定し、履行管理を行うことにより、安定的な保険料収納の確保と収納率の向上を図る。

年度	R3	R4	R5
収納額	33兆3,535億円	34兆583億円	●兆●億円
収納未済額	5,379億円	5,071億円	●億円
収納率	98.3%	98.5%	98.7%

滞納処分の実施

- 適切な納付計画の提出に応じない事業所や納付計画に不履行等が生じた事業所に対して、引き続き事業の存続に配慮した上で滞納処分業務を適切に進める。なお、財産の隠匿を図る等の悪質な滞納事業所については、国税庁との連携協力により滞納処分等の権限を国税庁に委任する仕組みを活用している。

年度	H30	R1	R2
滞納事業所数	133,807	142,139	160,308
差押執行事業所数	30,978	33,142	3,357

年度	R3	R4	R5
滞納事業所数	147,750	140,811	142,119
差押執行事業所数	6,781	27,784	42,072

国税への徴収委任(既委任125件)
R5:新規委任20件 R4:新規委任2件 R3:新規委任なし

【別表6】

○ 事業所調査関係内訳（年度別）

項目番号	指標名	単位	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	4年度と5年度との比較
1	事業所調査実施事業所数 ①	事業所	157,477	437,325	491,188	463,075	474,098	492,001	565,356	481,848	326,474	263,468	234,321	242,793	167,899	123,164	73.4%
2	①のうち、総合調査事業所数 ②	事業所	32,030	80,003	94,561	98,106	185,856	210,959	297,777	323,986	326,474	263,468	234,321	242,793	167,899	123,164	73.4%
3	総合調査実施割合(②/①)	-	20.3%	18.3%	19.3%	21.2%	39.2%	42.9%	52.7%	67.2%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
4	被保険者からの情報提供	事業所	1,483	1,508	1,343	1,071	496	385	489	445	521	460	484	1,264	1,264	1,149	90.9%
5	事業所調査 のきっかけ となった 情報提供数	地方運輸局等からの情報提供	970	703	671	482	242	168	169	123	138	118	76	83	72	46	63.9%
6		都道府県労働局からの情報提供	679	251	164	91	60	70	120	191	161	185	238	299	77	62	80.5%

【別表7】

厚生年金保険料等の収納対策に関する指標の推移(年度別)

指標名	単位	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保険料決定額 (過年度分を含む)①	厚生年金保険	億円	232,430	239,581	246,116	254,629	266,941	281,830	297,992	312,525	322,267	329,209	328,717	339,149	345,889 ●●●●
	協会管掌健康保険	億円	74,985	76,722	81,192	82,950	86,312	89,104	93,068	97,667	101,063	106,997	107,665	111,806	112,938 ●●●●
	船員保険	億円	387	378	374	366	372	370	373	374	374	376	375	385	385 ●●
保険料収納額 (過年度分を含む)②	厚生年金保険	億円	227,253	234,699	241,549	250,472	263,196	278,362	294,754	309,442	319,287	326,197	320,612	333,535	340,583 ●●●●
	協会管掌健康保険	億円	72,243	74,074	78,653	80,606	84,183	87,121	91,211	95,891	99,340	105,249	104,235	108,700	109,872 ●●●●
	船員保険	億円	344	341	340	337	345	348	355	359	363	365	357	371	372 ●●
不納欠損額③	厚生年金保険	億円	407	380	362	369	323	338	285	240	267	234	233	235	236 ●●
	協会管掌健康保険	億円	201	191	188	199	178	189	163	137	157	137	137	136	139 ●●
	船員保険	億円	5	4	4	1	3	3	2	3	1	1	0.3	0.6	0.9 ●
収納未済額 ①-②-③	厚生年金保険	億円	4,770	4,502	4,205	3,788	3,422	3,130	2,952	2,843	2,713	2,778	7,872	5,379	5,071 ●●
	協会管掌健康保険	億円	2,541	2,457	2,351	2,145	1,951	1,793	1,693	1,639	1,566	1,611	3,293	2,970	2,927 ●●●●
	船員保険	億円	38	33	30	29	23	18	16	12	10	10	18	14	12 ●●
保険料収納率 ②/①	厚生年金保険	%	97.8	98.0	98.1	98.4	98.6	98.8	98.9	99.0	99.1	99.1	97.5	98.3	98.5 ●●
	協会管掌健康保険	%	96.3	96.5	96.9	97.2	97.5	97.8	98.0	98.2	98.3	98.4	96.8	97.2	97.3 ●●
	船員保険	%	88.9	90.1	91.0	92.0	92.9	94.1	95.2	95.9	97.1	97.1	95.1	96.3	96.5 ●●
滞納事業所数	事業所	162,461	162,735	154,013	141,284	138,162	135,860	134,940	135,306	133,807	142,139	160,308	147,750	140,811	142,119
差押え事業所数	事業所	13,707	17,798	22,556	24,626	25,094	24,300	25,174	27,581	30,978	33,142	3,357	6,781	27,784	42,072
口座振替実施率	厚生年金保険	%	81.6	82.7	83.0	83.3	83.1	83.2	83.0	82.7	82.8	81.8	81.0	81.4	81.5 ●●
	協会管掌健康保険	%	82.1	82.9	83.2	83.2	83.4	83.5	83.2	83.0	83.3	81.9	80.7	80.8	80.8 ●●
	船員保険	%	68.4	68.9	68.7	69.3	70.6	71.3	72.0	72.3	73.5	74.4	74.8	75.5	75.5 ●●

(注1)協会管掌健康保険とは、全国健康保険協会が運営している主に中小企業の従業員を対象とした健康保険のことです。

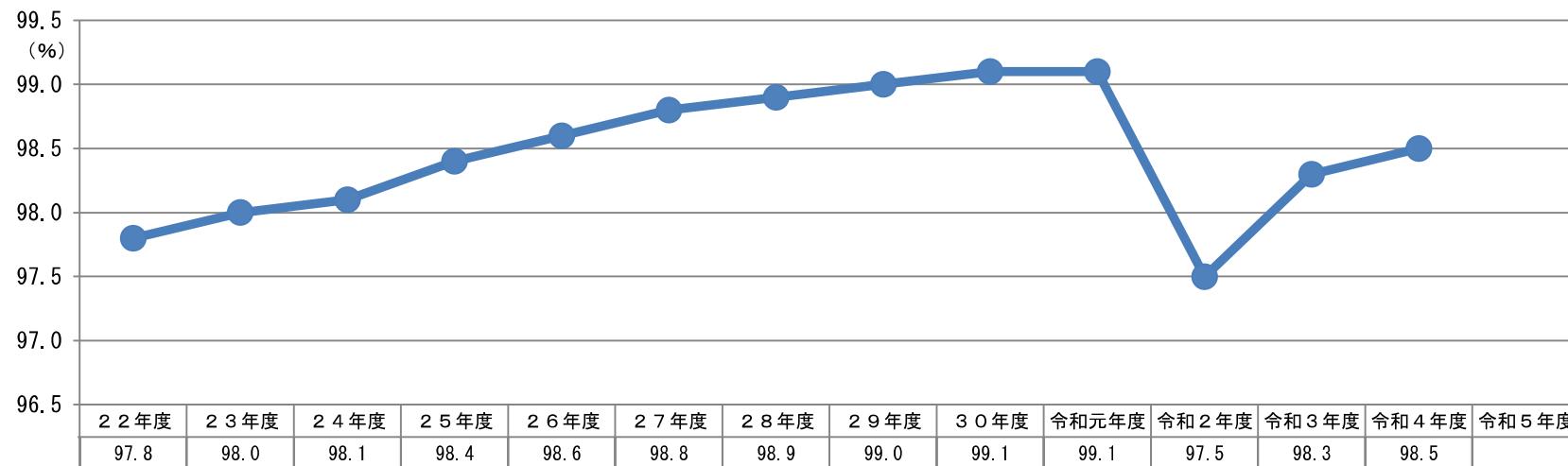
同健康保険の保険料については、年金保険料と併せて、機構が一括して徴収を行っています。

(注2)滞納事業所数は、延滞金のみ滞納している事業所数を除いた事業所数を計上しています。

(注3)厚生年金保険料徴収100円当たりの徴収コストを試算すると、厚生年金保険料の徴収コスト 100円当たり●●円(令和4年度実績)。

なお、強制徴収コストについては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により滞納処分業務を制限していたことから、算出していない。

厚生年金保険収納率の推移



協会管掌健康保険収納率の推移



※なお、保険料決定額から納付猶予特例及び法定猶予制度の許可中の金額を除いて計算した収納率は以下のとおりです。

令和2年度厚生年金保険料99.3%、協会管掌健康保険料98.8%。令和3年度厚生年金保険料99.4%、協会管掌健康保険料98.9%。

令和4年度厚生年金保険料99.0%、協会管掌健康保険料98.3%。

未統合記録(5, 095万件)の解明状況

<令和6年3月時点>

I 〈解明された記録〉	(1)基礎年金番号に統合済みの記録	2, 093万件	人数ベース 1, 606万人 受給者 1, 148万人 被保険者等 458万人
	(2)死亡者に関する記録及び年金受給に 結び付かない記録	1, 289万件	
II 〈解明作業中 又はなお解明を 要する記録〉	① 死亡者に関する記録	763万件	0. 4万件 634万件 812万件 267万件
	② 年金受給に結び付かない記録	526万件	
	(1)現在調査中の記録 (ご本人からの回答に基づき記録を調査中)	0. 4万件	
	(2)名寄せ特別便等の対象となつたが、未回答等の ため持ち主が判明していない記録	634万件	
1, 713万件	・ご本人から未回答のもの ・「自分のものではない」と回答のあったもの ・お知らせ便の未到達のもの ・その他(注1)	196万件 158万件 38万件 242万件	812万件 267万件
	(3)持ち主の手がかりがいまだ得られていない記録 ～想定される例～ ・死亡していると考えられるもの ・国外に転居していると考えられるもの ・届出誤り(誤った氏名・生年月日)により収録されたもの ・事情により別の氏名や別の生年月日で届出したもの		
	(4) (1)～(3)の記録と同一人と思われる記録(注2)	267万件	

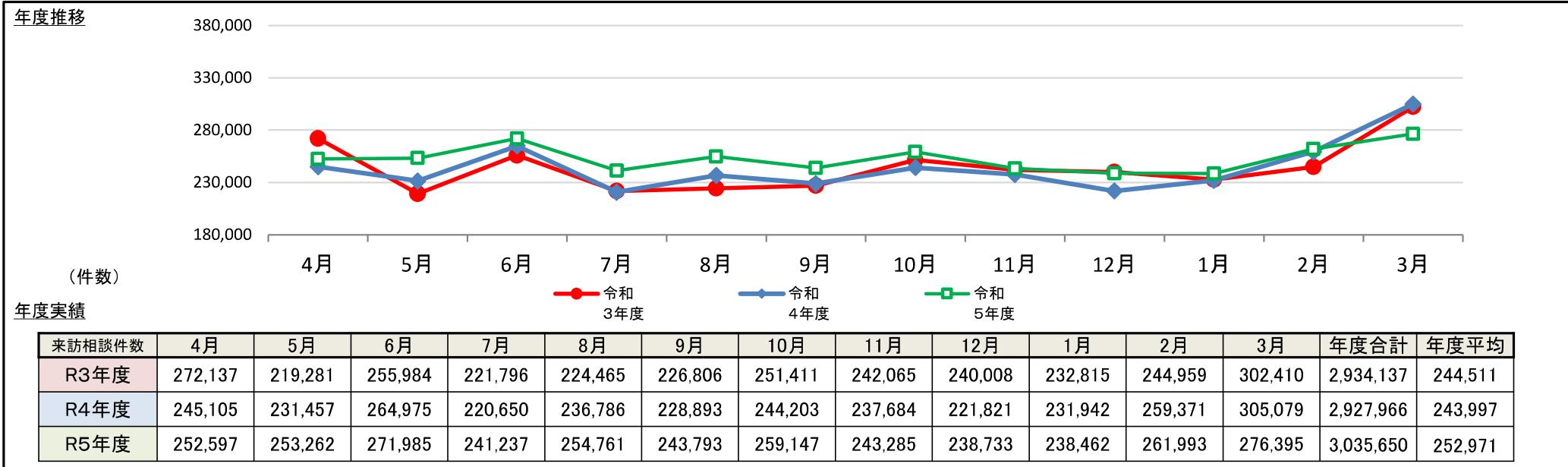
※端数処理の関係上、各項目の合計と未統合記録との間に差が生じる場合がある。

(注1)「その他」は、「訂正がある」との回答だったが、調査の結果ご本人のものではなかったもの、「基礎年金番号のある記録と名寄せされたが、その記録が対象記録と期間重複があり特別便の対象からはずれたもの」、「黄色便の送付対象として氏名等の補正を行つたが、基礎年金番号のある記録と名寄せされず、黄色便が送付されなかつたもの」等

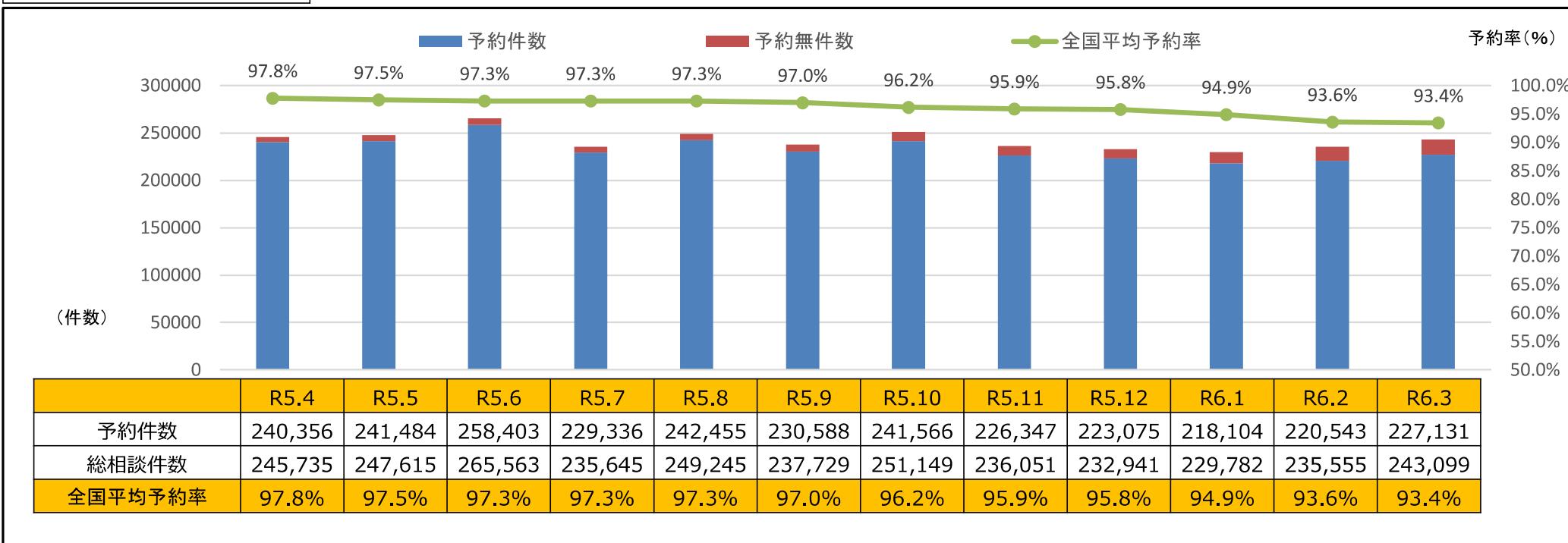
(注2)(4)は、(1)～(3)の記録と氏名、生年月日、性別の3項目が一致した記録

【別表9】

年金事務所の来訪相談件数



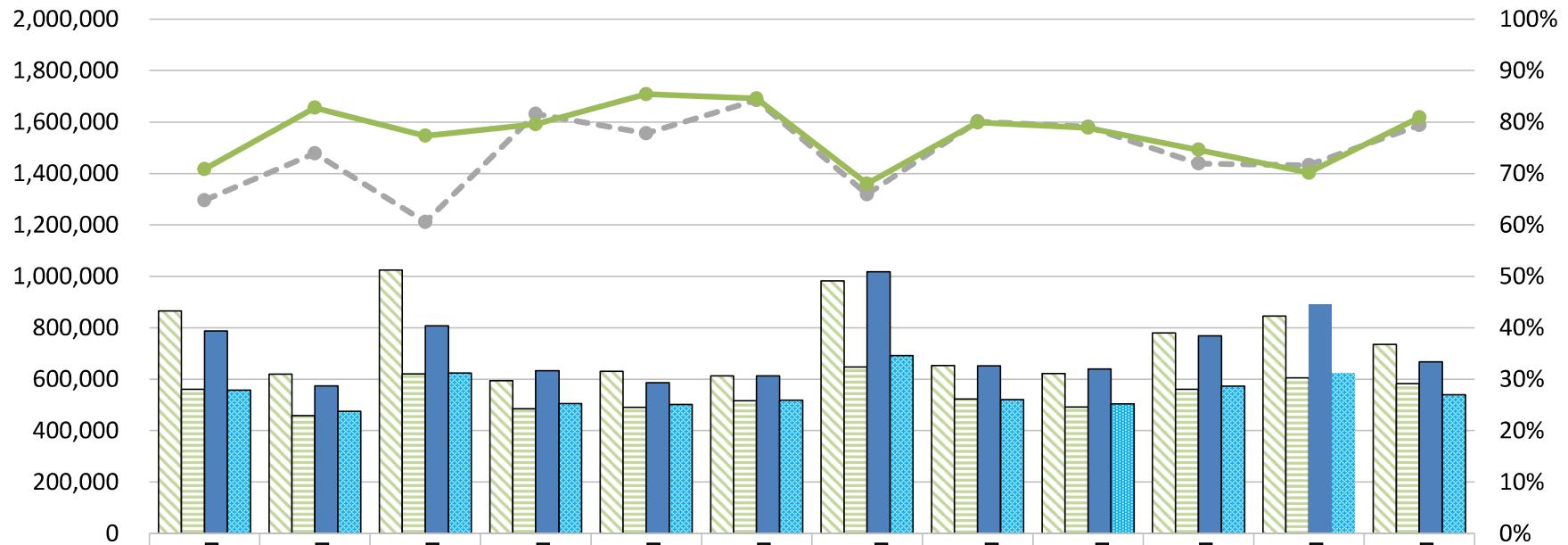
年金事務所の予約件数



※予約率を算出する際の総相談件数は再交付等簡易な相談を除く。

コールセンター(全体)月別応答状況(令和5年4月～令和6年3月)

【全ダイヤル合計】令和5年度(4月～3月) 応答実績



	昨年度総呼数	昨年度応答呼数	今年度総呼数	今年度応答呼数	昨年度応答率	今年度応答率
昨年度総呼数	865,390	560,503	787,231	557,820	64.8%	70.9%
昨年度応答呼数	619,596	457,960	574,744	475,638	73.9%	82.8%
今年度総呼数	1,024,263	620,434	807,147	624,128	60.6%	77.3%
今年度応答呼数	593,766	484,346	633,203	503,786	81.6%	79.6%
昨年度応答率	631,262	491,136	586,831	501,223	77.8%	85.4%
今年度応答率	613,036	516,490	612,710	518,098	84.3%	84.6%
昨年度応答率	981,664	647,364	1,016,982	691,448	65.9%	68.0%
今年度応答率	652,374	522,432	651,513	520,463	80.1%	79.9%
昨年度応答率	621,217	491,259	638,963	503,898	79.1%	78.9%
今年度応答率	779,603	560,691	768,267	573,012	71.9%	74.6%
昨年度応答率	844,853	604,767	889,292	623,628	71.6%	70.1%
今年度応答率	735,303	583,554	667,146	539,556	79.4%	80.9%

厚生年金保険手続の電子申請利用状況について（令和6年3月末時点）

【別表11】

○規制改革実施計画に基づくオンライン利用率引上げの基本計画 スコアカード

手続名 (目標値を定める主要なもの)	法令	手続の種類	年間手続件数 (令和元年度)	オンライン利用率 (令和元年度)	オンライン利用率 (現在値)	オンライン利用率 目標	達成期限
健康保険・厚生年金保険被保険者 賞与支払届	厚生年金保険法 厚生年金保険法 施行規則	民間事業者等⇒ 独立行政法人等	62,459,395	25%	74%	50%	令和5年度末 (令和3年度から 3か年計画)
健康保険・厚生年金保険被保険者 報酬月額算定基礎届	厚生年金保険法 厚生年金保険法 施行規則	民間事業者等⇒ 独立行政法人等	39,488,393	23%	69%		令和5年度末 (令和3年度から 3か年計画)
健康保険・厚生年金保険被保険者 資格取得届	厚生年金保険法 厚生年金保険法 施行規則	民間事業者等⇒ 独立行政法人等	7,413,414	31%	62%		令和5年度末 (令和3年度から 3か年計画)
健康保険・厚生年金保険被保険者 資格喪失届	厚生年金保険法 厚生年金保険法 施行規則	民間事業者等⇒ 独立行政法人等	6,704,541	30%	61%		令和5年度末 (令和3年度から 3か年計画)
健康保険・厚生年金保険被保険者 報酬月額変更届	厚生年金保険法 厚生年金保険法 施行規則	民間事業者等⇒ 独立行政法人等	6,288,472	29%	76%		令和5年度末 (令和3年度から 3か年計画)

日本年金機構
理事長 大竹 和彦 殿

日本年金機構運営評議会
座長 菊池 馨実

提 言

日本年金機構（以下「機構」という。）は、令和 5 年度の組織目標を「制度を実務に - 全ては現場から -」とし、年金制度の適切な業務運営による国民生活の安心と安定の確保に向け、本部は現場のために、現場はお客様のために組織一丸となって基幹業務の実績を着実に積み上げるとともに、オンラインサービスを拡充し、お客様の利便性の向上を図ってきた。また、女性・男性とも働きやすい職場環境の整備にも取り組み、時間外勤務の縮減、育児休業取得率の向上等の成果を挙げてきた。

令和 6 年度においても、機構がお客様に信頼され続けることができるよう、基幹業務の実績及びお客様サービスについて更なる高みを目指すとともに、「働き方改革」「女性活躍」の取組を更に推進し、女性・男性ともに意欲を持って働ける職場環境の確立に努めることが重要となる。

なお、これらの対応に当たっては、厚生労働省と連携し、業務量等に応じた必要な予算・人員を確保するとともに、地域を基盤とした包括的相談支援体制の機能の一端を担うために、市区町村や他の相談支援機関との連携の更なる強化に向けて引き続き取り組むことが肝要である。

これらを踏まえ、私たち運営評議会として下記について提言する。

記

1. 引き続き、年金制度を実務として正確かつ公正に運営し、確実な適用・徴収、正確な給付等の基幹業務に安定的かつ着実に取り組むこと。

特に、国民年金に関しては、納付率の更なる向上に向け、増加する外国人への対策や、納付率が低調な大都市圏の要因分析を踏まえた効果的・効率的な対策に取り組むこと。厚生年金保険の適用に関しては、令和 6 年 10 月に短時間労働者の適用拡大の施行が控えていることを踏まえ、対象事業所への徹底した周知・調査など、確実な適用に向けた各種施策に取り組むこと。

また、年金制度に対する正しい知識を深め、制度加入や保険料納付等の重要性を理解することにより、無年金者・低年金者となることを防止するため、地域、企業、教育等の様々な場において、関係機関とも連携を図りつつ、年金制度の普及等に取り組むこと。

更に、令和 6 年 12 月の健康保険被保険者証の廃止に向け、適用業務を担う機構においては、協会けんぽと協力しつつ、適切に取り組むこと。

2. 「紙をなくす・紙を移動させない」事務処理を実現し、誤りを減少させつつサービスを向上させることを目指して取り組んできたデジタル化について、従来の対面型サービスのニーズにも留意の上、多様化するチャネル体系を整理しつつ推進し、お客様の手続負担の軽減及び利便性向上、機構内部における事務処理の効率化・正確性の確保を更に図ること。

なお、デジタル化の推進に当たっては、多くのお客様がメリットを実感できるよう、地域のセミナー等の場を活用し、年金制度の正しい知識の普及とともにオンラインサービスの利用促進に取り組むこと。

3. 年金委員の活動が更に活性化するよう、活動内容の充実に向けた対応に引き続き取り組むとともに、年金相談事業が様々な生活への不安を抱えている方を地域の相談支援のネットワークへつなげるための端緒となりうることから、引き続き市区町村や他の相談支援機関との連携強化等に努めること。

4. 次期年金制度改革等の議論を適切にフォローし、実務を担う立場から、厚生労働省との適時適切な情報共有を一層進めるとともに、お客様のニーズやサービスの向上の観点などを踏まえて、厚生労働省に必要な提言等を行うこと。

5. 安定的・効率的に業務運営できる体制を継続させるため、業務量調査等を踏まえた人的資源配分を適切に実施するとともに、引き続き「働き方改革」「女性活躍」に関する各種施策に取り組み、男女問わず、個々人の生活と仕事が両立できる職場環境の構築を更に推進すること。

これらについて、厚生労働省と連携して取組を行うとともに、今後も制度改正等により業務量の増加が見込まれる中で、必要な人員・予算等の確保、人材育成に努めること。

以上